

江田島市地域防災計画 資料編

令和8年3月修正

江田島市防災会議

目次

防災関係機関・施設	1
防災関係機関及び連絡先一覧	1
江田島市防災会議委員名簿	6
自主防災組織等の現況	7
指定緊急避難場所	8
指定避難所	9
福祉避難所	11
医療機関一覧	12
市内薬局・薬店一覧	13
観測施設一覧	14
災害廃棄物一時保管場所	15
条例等	17
江田島市防災会議条例	17
江田島市防災会議施行規則	18
江田島市災害対策本部条例	20
江田島市災害対策本部条例施行規則	21
広島県災害救助法施行細則（別表第1・別表第2）	29
協定等	33
広島県内広域消防相互応援協定書	33
県内市町村の災害時の相互応援に関する協定	35
広島県内航空消防応援協定書及び覚書	37
広島県防災ヘリコプター応援協定	41
江田島市と広島海上保安部及び呉海上保安部との消防業務協定書	43
災害の際における江田島市と海上自衛隊第1術科学校との活動覚書	45
災害の際における江田島市と海上自衛隊呉弾薬整備補給所との活動覚書	46
消防相互援助協約	47
災害時の医療救護活動に関する協定書、実施細目及び覚書（社団法人安芸地区医師会）	49
災害時の医療救護活動に関する協定書、実施細目及び覚書（社団法人佐伯地区医師会）	54
災害時等における水道水の相互応援に関する協定	59
相互応援の実施に関する覚書	60
災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書	61

特設公衆電話の設置・利用に関する覚書	63
災害時における情報交換に関する協定書	67
災害時における協力に関する協定	68
瀬戸内・海の路ネットワーク災害時相互応援に関する協定	70
避難所施設利用に関する協定書	73
減災を目的とした防災ARに関する協定書	75
災害時における物資供給に関する協定書	77
災害時における物資の調達に関する協定書	79
災害時における昼の提供等に関する協定書	81
災害時における生活関連物資の供給等に関する協定書	83
災害時におけるバス車両による緊急輸送に関する協定書	86
船舶による災害時の輸送等に関する協定書	88
災害時の応急対策に関する協定書	90
災害時における物品の供給に関する協定書	93
警察署使用不能時における施設提供に関する協定書	95
災害時の連携に関する協定書	97
出雲市・江田島市災害時相互応援協定書	99
災害時における地図製品等の供給等に関する協定書	101
災害時における物資の供給に関する協定書	103
災害時における連絡体制および協力体制に関する覚書	106
避難所施設利用に関する協定書	108
災害時における物資供給に関する協定書	110
災害に係る情報発信等に関する協定書	114
防災パートナーシップに関する協定書	116
災害時における物資（ユニットハウス等）の供給に関する協定書	118
広島中央地域連携中枢都市圏における災害時の相互応援に関する協定	120
災害に係る情報発信等に関する協定書	124
災害時における物資の提供等に関する協定書	126
災害時避難施設に係る情報の提供に関する協定書	128
航空機を活用した産業振興と災害応急対策に関する協定書	129
災害時における復旧支援協力に関する協定	132
災害時等における復旧支援協力に関する協定	134
農業集落排水施設災害対策応援に関する協定	139
江田島市・地方共同法人日本下水道事業団災害支援協定	142
災害時の下水道施設に係る災害支援に関する協定書	145
災害時における被災者支援のための行政書士業務に関する協定	148

災害危険箇所等	150
砂防指定地一覧.....	150
急傾斜地崩壊危険区域一覧.....	154
土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域指定箇所一覧.....	160
土砂災害警戒区域等の要配慮者関連施設.....	194
山地災害危険地一覧.....	197
海岸保全区域一覧.....	209
農業用ダムの状況.....	211
防災重点ため池等の状況.....	211
消防・水防	213
消防車両等の配置状況.....	213
江田島市の水利施設.....	213
耐震性貯水槽の設置状況.....	214
防災上注意すべき施設.....	214
危険物製造所等の状況.....	214
石油コンビナート指定地区の危険物製造所等の現況.....	215
備蓄・資機材	216
備蓄物資一覧（各倉庫等）.....	216
備蓄物資一覧（消防団屯所）.....	217
給水器具の保有状況（広島県水道広域連合企業団江田島事務所）.....	218
防災資材備蓄場所一覧.....	218
防疫等に関する物品及び保管場所.....	219
水防関係資機材の保有状況.....	220
林野火災対策用資機材の保有状況.....	220
救難用資機材の保有状況.....	220
市保有資機材.....	221
江田島市災害協力事業者の陸上建設機械保有状況.....	221
海上流出油対策用資機材の保有状況.....	223

通信・輸送	224
市防災行政無線局設置状況.....	224
市デジタル簡易無線呼出名称一覧表.....	228
江田島市消防団無線呼出名称一覧表.....	229
災害時優先電話設置施設一覧.....	231
広島県内の非常通信ルート（広島県～県内各市町村間の代替通信ルート）.....	231
ヘリコプター離着陸場一覧.....	231
港湾の現況.....	232
災害履歴	234
主な風水害・林野火災・爆発事故.....	234
様式	236
緊急通行車両確認標章.....	236
火災・災害等即報.....	237
その他	243
江田島市指定文化財一覧.....	243
救済制度.....	245

[防災関係機関・施設]

○防災関係機関及び連絡先一覧

(令和7年4月1日現在)

1 市

(1) 本庁、市民センター、支所

	名 称	所在地	電話番号	F A X 番号
1	江田島市役所	江田島市大柿町大原505	0823-43-1111	0823-57-4433
2	江田島市役所 江田島市民センター	江田島市江田島町中央1-1-1	0823-42-1111	0823-42-4099
3	江田島市役所 能美市民センター	江田島市能美町中町4859-9	0823-40-2777	0823-40-2774
4	江田島市役所 沖美市民センター	江田島市沖美町畑995	0823-48-0211	0823-48-0911
5	江田島市役所 三高支所	江田島市沖美町三吉2776-10	0823-47-0211	0823-47-0243

(2) 出張所、連絡所

	名 称	所在地	電話番号	F A X 番号
1	江田島市役所 秋月出張所	江田島市江田島町秋月2-6-3	0823-42-0230	0823-42-5386
2	江田島市役所 小用出張所	江田島市江田島町小用2-17-1	0823-42-0104	0823-42-3305
3	江田島市役所 切串出張所	江田島市江田島町切串2-19-17	0823-43-0001	0823-44-1916
4	江田島市役所 大須出張所	江田島市江田島町大須1-1-6	0823-43-0401	0823-44-1839
5	江田島市役所 津久茂出張所	江田島市江田島町津久茂3-1-23	0823-42-1962	0823-42-1096
6	江田島市役所 鹿川出張所	江田島市能美町鹿川3126-1	0823-45-2001	0823-45-2126
7	江田島市役所 高田出張所	江田島市能美町高田3355-5	0823-45-2105	0823-45-2179
8	江田島市役所 美能出張所	江田島市沖美町美能833-5	0823-47-1000	0823-47-1485
9	江田島市役所 深江連絡所	江田島市大柿町深江845-1	0823-57-2007	F A X 兼用
10	江田島市役所 柿浦連絡所	江田島市大柿町柿浦1508-1	0823-57-2071	0823-57-2293

(3) 市関係機関

	名 称	所在地	電話番号	F A X 番号
1	江田島市議会	江田島市江田島町中央1-1-1	0823-42-6310	0823-42-6315
2	江田島中央浄化センター	江田島市江田島町津久茂1-7-6	0823-42-1407	-
3	切串浄化センター	江田島市江田島町幸ノ浦1-25-10	0823-44-1217	-
4	中田浄化センター	江田島市能美町高田4038-1	0823-45-5263	-
5	鹿川浄化センター	江田島市能美町鹿川201-6	0823-40-2190	-
6	沖浄化センター	江田島市沖美町是長5-1	0823-48-0580	-
7	三高浄化センター	江田島市沖美町美能723-1	0823-47-1800	-
8	大柿浄化センター	江田島市大柿町深江3355番地1	0823-40-3323	-
9	江田島市社会福祉協議会	江田島市能美町鹿川2060	0823-40-2501	0823-40-2502
10	江田島市前処理センター	江田島市能美町鹿川5241	0823-45-4208	0823-45-4219
11	江田島市リレーセンター	江田島市江田島町鷺部4-1-13	0823-42-2113	0823-42-2113
12	江田島市環境センター	江田島市沖美町岡大王10718-1	0823-49-1731	0823-49-1731
13	江田島市葬斎センター	江田島市大柿町飛渡瀬4518-2	0823-57-6070	0823-57-6076

2 県

	名 称	所在地	電話番号	F A X 番号
1	県危機管理監危機管理課	広島市中区基町10-52	082-513-2784 082-513-2785 082-513-2786	082-227-2122
2	西部総務事務所呉支所	呉市西中央1-3-25	0823-22-5400	0823-21-6910
3	西部建設事務所	広島市南区比治山本町16-12	082-250-8151	082-255-3010
4	広島港湾振興事務所	広島市南区出島2-34-7(一時移転中)	082-251-7117	082-253-8250
5	西部厚生環境事務所	廿日市市桜尾2-2-68	0829-32-1181	0829-32-0641
6	西部厚生環境事務所呉支所 西部保健所呉支所	呉市西中央1-3-25	0823-22-5400	0823-22-5994
7	西部農林水産事務所呉農林事業所	呉市西中央1-3-25	0823-22-5400	0823-21-0283
8	西部教育事務所	呉市西中央1-3-25	0823-22-5400	0823-22-5549

3 指定地方行政機関

	名 称	所在地	電話番号	F A X 番号
1	中国四国農政局広島県拠点	広島市中区上八丁堀6-30	082-228-5840	082-228-5817
2	広島地方气象台	広島市中区上八丁堀6-30	082-223-3950	082-223-3943
3	中国地方整備局広島港湾・空港整備事務所	広島市南区宇品海岸3-10-28	082-254-6411	082-254-6427
4	第六管区海上保安本部	広島市南区宇品海岸3-10-17	082-251-5111	082-251-5224
5	広島海上保安部	広島市南区宇品海岸3-10-17 広島港湾合同庁舎 5階	082-253-3111	082-253-0027
6	呉海上保安部	呉市宝町9-25 呉港湾合同庁舎	0823-26-0118	0823-26-0116

4 警察

	名 称	所在地	電話番号	F A X 番号
1	江田島警察署	江田島市江田島町中央4-13-1	0823-42-0110	0823-42-0151
2	江田島警察署 切串警察官駐在所	江田島市江田島町切串2-6-14	0823-44-1279	-
3	江田島警察署 小用警察官駐在所	江田島市江田島町小用2-17-25	0823-42-4864	-
4	江田島警察署 高田警察官駐在所	江田島市能美町高田1429-15	0823-45-2238	-
5	江田島警察署 中町警察官駐在所	江田島市能美町中町3374-20	0823-45-2034	-
6	江田島警察署 沖警察官駐在所	江田島市沖美町畑995	0823-48-0022	-
7	江田島警察署 三高警察官駐在所	江田島市沖美町三吉575-2	0823-47-0201	-
8	江田島警察署 大柿交番	江田島市大柿町大原480-5	0823-57-2061	-
9	江田島警察署 大君警察官駐在所	江田島市大柿町大君3190-2	0823-57-2660	-
10	江田島警察署 飛渡瀬警察官駐在所	江田島市大柿町飛渡瀬1040-1	0823-57-2308	-

5 消防

	名 称	所在地	電話番号	F A X 番号
1	江田島市消防本部	江田島市江田島町鷺部2-17-5	0823-40-0119	0823-42-3405
2	江田島市消防本部 江田島消防署	江田島市江田島町鷺部2-17-5	0823-40-0357	-
3	江田島市消防本部 江田島消防署能美出張所	江田島市能美町鹿川1263-1	0823-45-4739	0823-45-5463

6 自衛隊

	名 称	所在地	電話番号	F A X 番号
1	陸上自衛隊第13旅団司令部第3部	安芸郡海田町寿町2-1	082-822-3101	082-822-3101
2	海上自衛隊呉地方総監部 防衛部第3幕僚室	呉市幸町8-1	0823-22-5511	0823-22-5692

7 水道

	名 称	所在地	電話番号	F A X 番号
1	広島県水道広域連合企業団 江田島事務所	江田島市江田島町中央1-1-1	0823-42-3311	0823-42-4414
2	前早世浄水場	江田島市江田島町小用4-1-9	0823-42-3515	-
3	三高浄水場	江田島市沖美町三吉1580	0823-47-0032	-

8 指定公共機関

	名 称	所在地	電話番号	F A X 番号
1	秋月郵便局	江田島市江田島町秋月2-45-3	0823-42-2200	-
2	江田島郵便局	江田島市江田島町中央4-16-2	0823-42-0075	-
3	切串郵便局	江田島市江田島町切串2-18-28	0823-43-0200	-
4	江田島小用簡易郵便局	江田島市江田島町小用2-17-1	0823-42-3686	-
5	鹿川郵便局	江田島市能美町鹿川3239-9	0823-45-3311	-
6	高田郵便局	江田島市能美町高田3426-5	0823-45-3312	-
7	能美郵便局	江田島市能美町中町1474-2	0823-45-2000	-
8	沖郵便局	江田島市沖美町畑256-2	0823-48-0200	-
9	三高郵便局	江田島市沖美町三吉435-2	0823-47-0200	-
10	大柿郵便局	江田島市大柿町大原1087-10	0823-57-2000	-
11	大君郵便局	江田島市大柿町大君98-10	0823-57-4293	-
12	柿浦郵便局	江田島市大柿町柿浦1961	0823-57-4295	-
13	飛渡瀬郵便局	江田島市大柿町飛渡瀬339-7	0823-57-2300	0823-57-4046
14	深江郵便局	江田島市大柿町深江1082	0823-57-4292	-
15	日本赤十字社広島県支部	広島市中区千田町2-5-64	082-241-8811	082-240-2741
16	日本赤十字社広島県支部 江田島市地区	江田島市能美町鹿川2060	0823-40-2210	0823-27-7760
17	日本放送協会広島放送局	広島市中区大手町2-11-10	082-504-5231	082-504-5320
18	N T T 西日本(株)中国支店	広島市中区基町6-77	082-511-1377	-
19	中国電力ネットワーク(株) 呉ネットワークセンター	呉市西中央2-2-11	0120-188-514	0823-26-2647
20	(株)N T T ドコモ中国支社	広島市中区大手町4-1-8 ドコモ広島大手町ビル	082-544-1910	082-544-2633
21	K D D I (株)中国	広島市中区国泰寺2-1-11	082-554-2955	082-544-2079
22	ソフトバンク(株)広島	広島市西区横川3-2-35	082-224-58777	082-224-5877
23	楽天モバイル株式会社	広島市東区二葉の里3-5-7	050-5369-7205	082-262-5877

9 指定地方公共機関

	名 称	所在地	電話番号	F A X 番号
1	(一社)広島県医師会	広島市東区二葉の里3-2-3	082-568-1511	082-568-2112
2	㈱中国放送	広島市中区基町21-3	082-222-1171	082-228-7699
3	広島テレビ放送㈱	広島市東区二葉の里3-5-4	082-207-0404	082-567-8632
4	㈱広島ホームテレビ	広島市中区白島北町19-2	082-221-7111	082-221-4905
5	㈱テレビ新広島	広島市南区出汐2-3-19	082-255-1111	082-253-1203

10 公共的団体

(1) 農協

	名 称	所在地	電話番号	F A X 番号
1	ひろしま農協 呉地域本部 (営農経済部生活課)	呉市西中央1-2-25	0823-42-3131	-
2	ひろしま農協 江田島支店	江田島市江田島町中央3-1-11	0823-42-1133	-
3	ひろしま農協 鹿川支店	江田島市能美町鹿川2739-1	0823-45-2622	-
4	ひろしま農協 中町支店	江田島市能美町中町4950	0823-45-2848	-
5	ひろしま農協 三高支店	江田島市沖美町三吉2618-2	0823-47-0311	-
6	ひろしま農協 大古支店	江田島市大柿町大原84-5	0823-57-3333	-

(2) 漁業協同組合

	名 称	所在地	電話番号	F A X 番号
1	江田島漁協	江田島市江田島町宮ノ原2-2-10	0823-42-3344	-
2	切串漁協	江田島市江田島町切串3-1-18	0823-44-1011	-
3	東江漁協	江田島市江田島町小用3-2-5	0823-42-0056	-
4	内能美漁協	江田島市能美町高田3479-1	0823-45-2024	-
5	鹿川漁協	江田島市能美町鹿川4779-1	0823-45-2075	-
6	鹿川漁協 大矢出張所	江田島市能美町鹿川字大矢4779-1	0823-45-4203	-
7	沖漁協	江田島市沖美町岡大王558	0823-48-0202	-
8	三高漁協	江田島市沖美町三吉2633-9	0823-47-1111	-
9	美能漁協	江田島市沖美町美能1010	0823-47-0231	-
10	大柿町漁協	江田島市大柿町柿浦3147	0823-57-2034	-
11	大原漁協	江田島市大柿町大原6174-62	0823-57-2149	-
12	深江漁協	江田島市大柿町深江乙443-9	0823-57-2069	-

(3) 商工会

	名 称	所在地	電話番号	F A X 番号
1	江田島市商工会	江田島市江田島町小用2-17-1	0823-42-0168	0823-42-2853
2	江田島市商工会 能美支所	江田島市能美町鹿川2011-2	0823-45-2425	0823-45-5186
3	江田島市商工会 沖美支所	江田島市沖美町三吉2776	0823-47-0420	0823-47-0083
4	江田島市商工会 大柿支所	江田島市大柿町大原1118-2	0823-57-2243	0823-57-6964

(4) その他公共的団体

	名 称	所在地	電話番号	F A X 番号
1	安芸地区医師会	安芸郡海田町栄町5-13	082-823-4931	082-823-7143
2	佐伯地区医師会	廿日市市本町5-1	0829-20-0030	0829-20-0031
3	安芸地区医師会江田島ブロック会	江田島市江田島町中央2-1-8	0823-42-0018	0823-42-1898
4	佐伯地区医師会能美地区会	江田島市大柿町小古江668-2	0823-57-2003	0823-57-6818
5	江田島バス(株)	江田島市大柿町飛渡瀬80-1	0823-27-5585	0823-27-5586

○江田島市防災会議委員名簿

(令和7年12月1日現在)

会長 江田島市長 副会長 江田島市副市長

No.	区分	所属機関名	委員職名
1	1号	第六管区海上保安本部呉海上保安部	部長
2	2号	広島県西部建設事務所	所長
3	2号	広島県西部総務事務所呉支所	支所長
4	2号	広島県西部厚生環境事務所呉支所 広島県西部保健所呉支所	支所長
5	3号	江田島警察署	署長
6	4号	江田島市	総務部長
7	4号	江田島市	企画部長
8	4号	江田島市	危機管理監
9	4号	江田島市	市民生活部長
10	4号	江田島市	福祉保健部長
11	4号	江田島市	産業部長
12	4号	江田島市	土木建築部長
13	5号	江田島市教育委員会	教育長
14	6号	江田島市消防本部	消防長
15	6号	江田島市消防団	消防団長
16	7号	海上自衛隊第1術科学校	総務部長
17	7号	海上自衛隊呉弾薬整備補給所	所長
18	7号	中国電力ネットワーク(株)呉ネットワークセンター	所長
19	7号	N T T 西日本(株)中国支店	設備部長
20	7号	安芸地区医師会江田島ブロック会	ブロック長
21	7号	佐伯地区医師会江田島担当	理事
22	8号	江田島市女性会連合会	会長
23	8号	江田島市議会	事務局長
24	8号	広島県水道広域連合企業団江田島事務所	江田島事務所長
25	8号	江田島町自治会連合会	会長
26	8号	能美町自治会連合会	会長
27	8号	沖美町自治会連合会	会長
28	8号	大柿町自治会連合会	会長

○自主防災組織等の現況

1 自主防災会

(令和7年4月1日現在)

	名 称	町 名	結成年月日	会員数
1	大又自主防災会	大柿町	H 8. 11. 10	50世帯
2	飛渡瀬自主防災会	大柿町	H11. 8. 1	655世帯
3	江田島町自主防災会連絡協議会	江田島町	H19. 6. 12	6,699人
4	鹿川自主防災会	能美町	H19. 6. 16	857世帯
5	江南自主防災会	江田島町	H19. 9. 1	272世帯
6	津久茂自主防災会	江田島町	H19. 9. 1	199世帯
7	小用区自主防災会	江田島町	H19. 8. 1	614世帯
8	山田自主防災会	江田島町	H25. 11. 23	175世帯
9	中郷・向側自主防災会	江田島町	H27. 7. 25	349世帯
10	是長1自主防災会	沖美町	H30. 3. 30	142世帯
11	幸ノ浦自主防災会	江田島町	H30. 4. 21	33世帯
12	高田自主防災会	能美町	H30. 4. 23	527世帯
13	岡自主防災会	沖美町	H30. 4. 23	88世帯
14	大古自主防災会	大柿町	H30. 4. 23	1,195世帯
15	大王自主防災会	沖美町	H30. 4. 25	128世帯
16	宮ノ原自主防災会	江田島町	H30. 5. 2	366世帯
17	畑自主防災会	沖美町	H30. 5. 2	127世帯
18	是長2自主防災会	沖美町	H30. 5. 2	123世帯
19	大須自主防災会	江田島町	H30. 5. 10	97世帯
20	大君自主防災会	大柿町	H30. 5. 10	364世帯
21	矢ノ浦自主防災会	江田島町	H30. 5. 11	122世帯
22	鷺部自主防災会	江田島町	H30. 5. 15	443世帯
23	柿浦自主防災会	大柿町	H30. 5. 17	584世帯
24	切串自主防災会	江田島町	H30. 5. 20	758世帯
25	高祖自主防災会	沖美町	H30. 5. 25	181世帯
26	深江自主防災会	大柿町	H30. 5. 29	327世帯
27	秋月自主防災会	江田島町	H30. 5. 30	191世帯
28	三吉Ⅱ自主防災会	沖美町	H30. 6. 11	121世帯
29	三吉Ⅲ自主防災会	沖美町	H30. 6. 30	181世帯
30	中町自主防災会	能美町	R 4. 4. 28	957世帯

2 少年消防クラブ

(令和7年5月12日現在)

	名 称	町 名	結成年月日	会員数
1	能美少年消防クラブ	能美町	H28. 11. 1	17人

3 幼年消防クラブ

(令和7年5月12日現在)

	名 称	町 名	結成年月日	会員数
1	認定こども園えたじま幼年消防クラブ	江田島町	S 59. 6. 1	75人
2	認定こども園のうみ幼年消防クラブ	能美町	S 62. 2. 1	100人
3	認定こども園みたか幼年消防クラブ	沖美町	H 5. 7. 15	12人
4	認定こども園おおがき幼年消防クラブ	大柿町	H26. 11. 13	83人

○指定緊急避難場所

(令和7年12月1日現在)

町名	地区名	施設名	住 所	災害種別適否			
				洪水	土砂	地震	津波
江田島町	中央地区	中郷公園	江田島町中央二丁目17389-7	○	○	○	○
		向側公園	江田島町中央一丁目17535-17	○	○	○	○
		江田島中央公園	江田島町中央一丁目17952-1	○	×	○	○
		江田島小学校グラウンド	江田島町中央四丁目	○	○	○	×
		山西児童公園	江田島町中央五丁目18731-1	○	○	○	○
	江南地区	江南交流プラザグラウンド	江田島町江南二丁目	○	○	○	×
	小用地区	江田島公園	江田島町小用一丁目7100-1	○	×	○	○
	切串地区	切串ふれあい公園	江田島町切串二丁目10717-1	○	○	○	○
		大歳神社境内	江田島町切串二丁目	○	×	○	○
		タカノス交流広場	江田島町切串四丁目	○	×	○	○
		切串小学校グラウンド	江田島町切串一丁目	○	○	○	×
	幸ノ浦地区	幸ノ浦荒神社境内	江田島町幸ノ浦二丁目	○	×	○	○
	大須地区	大須公園	江田島町大須二丁目14016-11	○	○	○	○
	津久茂地区	津久茂公園	江田島町津久茂三丁目520-1	○	○	○	×
宮ノ原地区	石風呂児童公園	江田島町宮ノ原三丁目15160-37	○	○	○	○	
	宮ノ原交流プラザグラウンド	江田島町宮ノ原二丁目	○	○	○	×	
能美町	鹿川地区	鹿川小学校グラウンド	能美町鹿川2788	×	○	○	○
		旧鹿川公民館駐車場	能美町鹿川2814-1	○	○	○	○
		鹿川交流プラザ駐車場	能美町鹿川3126-1	×	○	○	○
		能美運動公園	能美町鹿川2041-5	○	○	○	○
	中町地区	中町小学校グラウンド	能美町中町2279	○	○	○	○
		真道山森林公園	能美町中町3420-1	○	×	○	○
高田地区	高田交流プラザグラウンド	能美町高田3355-5	○	○	○	×	
沖美町	三高地区	旧三高中学校グラウンド	沖美町三吉2699	○	×	○	×
		三高小学校グラウンド	沖美町三吉2613	○	×	○	×
		沖美ふれあいセンター駐車場	沖美町美能833-5	○	○	○	○
	岡大王地区	岡大王西児童公園	沖美町岡大王479	○	×	○	○
	畑地区	沖美市民センター駐車場	沖美町畑995	○	×	○	○
是長地区	鹿田公園	沖美町是長1517-2	○	○	○	○	
大柿町	深江地区	大柿自然環境体験学習交流館グラウンド	大柿町深江1073-1	○	○	○	○
	大原地区	大柿市民センター駐車場	大柿町大原535-2	○	○	○	○
		大柿中学校グラウンド	大柿町大原920	○	○	○	○
		大柿高等学校新館廊下(3F、4F)	大柿町大原1118-1	○	○	○	○
		大君地区	旧大君小学校グラウンド	大柿町大君字塩形862-3	○	○	○
	柿浦地区	浄円寺境内	大柿町大君	○	×	○	○
		柿浦交流プラザグラウンド	大柿町柿浦1508-1	○	○	○	×
	引島地区	引島児童公園	大柿町柿浦2723-4	○	○	○	○
		飛渡瀬交流プラザグラウンド	大柿町飛渡瀬1633-1	○	×	○	○
	飛渡瀬地区	江田島市総合運動公園	大柿町飛渡瀬1234	○	○	○	○

○指定避難所

(令和7年12月1日現在)

No.	名称	住所	避難所	避難所概要				災害種別適否				
				一時 拠点	収容 人員	階 数	洪水	土 砂	高 潮	地 震	津 波	
1	江田島保健センター	江田島町中央1-1-1	指導室	○	45	1	○	○	○	○	○	
2	江田島市武道館	江田島町中央1-8-31	武道場		170	3	○	○	○	○	○	
3	教法寺	江田島町中央2-21-16	本堂		54	1	○	×	○	×	○	
4	江田島市民センター別館	江田島町中央1-3-21	集会室		121	5	○	○	○	×	○	
5	江田島小学校	江田島町中央4-18-1	体育館	○	226	1	○	○	○	○	×	
			校舎3F多目的		46	3	○	○	○	○	×	
6	認定こども園えたじま	江田島町中央4-18-25	1F遊戯室		66	2	○	○	○	○	×	
7	矢ノ浦老人集会所	江田島町中央5-1-27	集会室		38	1	○	○	×	×	×	
8	山田コミュニティホーム	江田島町中央5-10-7	1F集会室、2F会議室		41	2	○	○	○	×	○	
9	鷺部交流プラザ (江田島図書館)	江田島町鷺部2-13-1	公:1F研修・会議、 2F会議・研修・図書	○	101	2	○	②	○	○	×	
			図:2F会議・学習室		23							
10	教円寺	江田島町鷺部2-28-17	本堂・和室		28	2	○	×	○	×	○	
11	江南交流プラザ	江田島町江南2-8-22	和室・集会室	○	137	1	○	○	○	○	×	
12	江南農業集会所	江田島町江南2-8-31	2F集会室		34	2	○	○	○	×	×	
13	秋月交流プラザ	江田島町秋月2-6-3	2F研修・茶室、3F研修室	○	64	3	○	②	×	×	×	
14	秋月体育館	江田島町秋月2-49-54	体育館		125	1	○	×	○	○	×	
15	小用交流プラザ	江田島町小用2-17-1	2F研修・会議・休憩室・ホール 3F集会室	○	154	3	○	○	×	○	×	
16	江田島中学校	江田島町小用1-13-1	体育館	○	192	1	○	×	○	○	○	
			校舎3F音・多・普		105	3	○	×	○	○	○	
17	切串小学校	江田島町切串1-11-2	体育館	○	160	1	○	○	○	○	×	
			校舎3F普・音		109	3	○	○	○	○	×	
18	認定こども園きりくし	江田島町切串2-19-17	遊戯室・多目的室		34	2	○	○	○	○	○	
19	切串交流プラザ	江田島町切串2-19-17	研修室、和室	○	81	1	○	○	○	○	○	
20	正念寺	江田島町切串3-33-7	本堂・和室		43	1	○	×	○	×	○	
21	エセギ会館	江田島町切串5-28-3	集会室		31	1	○	×	○	×	○	
22	切串会館	江田島町切串2-28-1	集会室		12	1	○	×	○	×	○	
23	幸ノ浦集会所	江田島町幸ノ浦2-12-7	集会・談話室	○	20	1	○	○	○	×	×	
24	幸ノ浦説教所	江田島町幸ノ浦2-12-23	説教所		17	1	○	×	○	×	×	
25	北分団大幸部車庫	江田島町幸ノ浦2-14-25	2F詰所		8	2	○	②	○	×	×	
26	大須説教所	江田島町大須1-8-4	説教所		27	1	○	×	○	×	×	
27	大幸交流プラザ	江田島町大須1-1-6	集会室	○	18	1	○	○	×	○	×	
28	津久茂交流プラザ	江田島町津久茂3-1-23	集会室	○	26	1	○	○	○	○	×	
29	品覚寺	江田島町津久茂2-17-21	本堂		22	1	○	×	○	○	○	
30	国立江田島青少年交流の家	江田島町津久茂1-1-1	体育館		327	1	○	○	○	○	○	
31	宮ノ原交流プラザ	江田島町宮ノ原2-21-1	体育館	○	100	1	○	○	○	×	×	
			1F多・会, 2F集, 3F大広		236	3	○	○	○	○	×	
32	旧江田島大原老人集会所	江田島町宮ノ原3-7-14	集会・談話室		28	1	○	×	○	×	○	
33	旧石風呂老人集会所	江田島町宮ノ原3-4-9	集会室		10	1	○	○	○	×	○	
34	鹿川交流プラザ	能美町鹿川3126-1	多目的利用室・和室	○	81	1	×	○	○	○	○	
35	鹿川小学校	能美町鹿川2788	体育館	○	149	1	×	○	○	○	○	
			2F音・理・図		75	2	×	○	○	○	○	
36	認定こども園のうみ	能美町鹿川1263-3	遊戯室		92	1	×	○	○	○	○	
37	勝善寺	能美町鹿川2854-2	本堂		45	2	○	×	○	×	○	

No.	名称	住所	避難所	避難所概要				災害種別適否				
				一時 拠点	収容 人員	階 数	洪水	土 砂	高 潮	地 震	津 波	
38	わくわくセンター	能美町鹿川2011-2	1F多目的ホール・和室 2F研修室	○	○	268	2	○	○	○	○	○
39	東浜上集会所	能美町鹿川4462	集会室			16	1	○	×	○	○	○
40	能美市民センター	能美町中町4859-9	1F多目的室、2F和室	○		63	3	○	○	○	○	×
41	能美中学校	能美町中町3721-1	体育館	○		213	2	○	○	○	○	○
			2F多・パ・理・進・生 3F視・音・家・美			280	3	○	○	○	○	○
42	中町小学校	能美町中町2279	体育館	○		132	1	○	○	○	○	○
			1F:図・家、2F理、3F音			121	3	○	○	○	○	○
43	中町児童館	能美町中町4972-1	2F:遊戯室			16	2	○	○	○	○	×
44	徳正寺	能美町中町1868	本堂・会議室			54	1	○	×	○	○	○
45	江田島市スポーツセンター	能美町中町3699-2	1F:体育館等、2F:柔道場			575	2	○	○	○	○	○
46	見浪会館	能美町中町867-2	集会室			33	1	○	○	○	×	○
47	高下会館	能美町中町240-1	集会室			11	1	○	○	○	×	○
48	迫田会館	能美町中町3022	集会室			22	1	○	×	○	×	○
49	高田交流プラザ	能美町高田3355-5	1F和、2F多	○	○	80	2	○	○	○	○	×
			体育館			174	1	○	○	○	○	×
50	光源寺	能美町高田3093	本堂			60	2	○	×	○	×	○
51	三高交流プラザ	沖美町三吉2776-10	2F会議室	○		26	2	○	○	○	○	×
52	旧三高中学校体育館	沖美町三吉2699	体育館		○	162	2	○	②	○	○	×
53	三高小学校	沖美町三吉2613	体育館	○		134	1	○	○	○	○	×
			校舎西2F普・視			102	3	○	②	○	○	×
54	奥多目的集会所	沖美町三吉2014-1	2F集会室			14	2	○	②	○	○	○
55	三高会館	沖美町三吉2633-9	会議・多目的・研修・娯楽室			61	1	○	○	×	○	×
56	認定こども園みたか	沖美町三吉2467-1	2F遊戯室			43	2	○	○	○	○	○
57	高祖多目的集会所	沖美町高祖146-20	研修室・和室			48	1	○	×	○	○	×
58	沖美ふれあいセンター	沖美町美能833-5	1F広、2F会・和	○	○	107	3	○	○	○	○	○
59	沖消防屯所	沖美町岡大王425-1	2F集会室			17	2	○	②	○	×	○
60	専念寺	沖美町岡大王622	本堂			30	2	○	×	○	×	○
61	沖美市民センター	沖美町畑995	集会室・和室	○		52	1	○	×	○	○	○
62	沖体育館	沖美町畑995	体育館		○	146	1	○	×	○	○	○
63	是長集会所 (是長消防屯所)	沖美町是長383-5	集会所：洋室	○		22	1	○	×	○	○	○
		沖美町是長387-1	消防屯所：2F集会			19	2	○	×	○	○	○
64	鹿田公園管理棟	沖美町是長	会議室	○		22	2	○	○	○	○	○
65	長徳寺	沖美町是長256	本堂			25	1	○	×	○	×	○
66	深江交流プラザ	大柿町深江845-4	集会室	○		42	1	○	○	○	×	○
67	大柿自然環境体験学習交流館	大柿町深江1073-1	体育館			157	1	○	○	○	×	○
			1F図、2F和、3F講・談・多			91	3	○	○	○	×	○
68	宗顕寺	大柿町深江470	本堂			31	1	○	×	○	×	○
69	旧深江新開老人集会所	大柿町深江2660-8	集会室			21	1	○	○	○	○	×
70	大柿中学校	大柿町大原920	体育館	○		301	2	○	○	○	○	○
			武道場			126	1	○	○	○	○	○
71	大古小学校	大柿町大原1270-1	体育館	○		236	1	○	○	○	○	×
			2F家・理・コ・音			106	2	○	○	○	○	×

No.	名称	住所	避難所	避難所概要				災害種別適否				
				一時 拠点	収容 人員	階 数	洪水	土 砂	高 潮	地 震	津 波	
72	認定こども園おおがき	大柿町大原1090-9	1F遊戯室			37	2	○	○	○	○	×
73	寄涛集会所	大柿町大原6176-28	集会室			32	1	○	×	○	○	×
74	明慶寺	大柿町大原1718	本堂等			81	1	○	○	○	×	○
75	大柿市民センター	大柿町大原535-2	集会室・和室	○		121	1	○	○	○	○	○
76	小古江集会所	大柿町小古江703-2	集会室			21	1	○	○	×	×	×
77	江田島市交流促進センター	大柿町小古江1944-4	2F研修室・文化伝承室			29	2	○	②	○	○	×
78	大君消防屯所	大柿町大君98-8	集会室			20	2	○	○	×	×	×
79	旧大君小学校	大柿町大君862	1F集会室、2F普	○	○	81	3	○	○	○	×	×
80	大君体育館	大柿町大君862-2	体育館		○	92	1	○	○	○	○	×
81	大君ふれあいプラザ	大柿町大君608-4	集会室			10	1	○	×	○	○	○
82	浄円寺	大柿町大君779	本堂・和室			60	1	○	×	○	×	○
83	柿浦交流プラザ	大柿町柿浦1508-1	集会室・和室・会議室	○		84	1	○	○	×	○	×
			体育館		○	175	1	○	○	×	○	×
84	妙覚寺	大柿町柿浦1561	本堂			42	2	○	×	○	×	○
85	楠田集会所	大柿町柿浦176-1	集会室			14	1	○	○	○	○	×
86	飛渡瀬交流プラザ	大柿町飛渡瀬1633-1	集会室・和室・会議室	○	○	85	1	○	○	○	○	○
			体育館			177	1	○	×	○	○	○
87	妙覚寺	大柿町飛渡瀬1603	本堂・ロビー・ホール			79	2	○	×	○	×	○

一時避難所：災害が発生する可能性があるとき、また災害が発生したとき、市職員や自治会運営委員によっていち早く開設される施設

拠点避難所：大規模な災害で避難人数が多い場合や、一時避難所が避難所として不相当となった場合に開設、被災者が一時生活する施設

※収容人員は3㎡/人で算定

※災害種別欄「②」は土砂災害警戒区域又は危険箇所内にある鉄骨造又はRC造の平屋ではない建物、2階以上へ避難

○福祉避難所

名称	住所	電話番号
ケアハウス こよの里 親和園	江田島市江田島町小用3-28-1	0823-42-5111
特別養護老人ホーム誠心園	江田島市江田島町宮ノ原3-20-1	0823-42-0505
能美福祉センター	江田島市能美町鹿川2060	0823-45-3492
地域福祉センター鹿川	江田島市能美町鹿川2758-1	0823-45-2557
特別養護老人ホームまほろばの里 沖美	江田島市沖美町岡大王2332-2	0823-49-1000
特別養護老人ホーム江能	江田島市大柿町飛渡瀬4027-2	0823-57-7100
デイサービスセンター江能・えがお・そよかぜ	江田島市大柿町飛渡瀬4022	
デイサービスセンター 江田島ビハラー	江田島市大柿町飛渡瀬1619	0823-57-2319
江田島市社協おおがき通所介護事業所	江田島市大柿町大原1068-6	0823-57-3900

○医療機関一覧

県健康危機管理課、県医療介護基盤課調（令和7年4月1日現在）

1 災害拠点病院（地域災害医療センター）

病院名	所在地	電話番号	FAX番号	病床数
独立行政法人国立病院機構 呉医療センター・中国がんセンター	呉市青山町3-1	0823-22-3111	0823-21-0478	一般 650 精神 50
独立行政法人労働者健康安全機構 中国労災病院	呉市広多賀谷1-5-1	0823-22-5501	0823-74-0371	一般 410
国家公務員共済組合連合会 呉共済病院	呉市西中央2-3-28	0823-22-2111	0823-25-4752	一般 373 結核 24

2 西部保健所呉支所、呉市保健所管内公的病院

病院名	所在地	電話番号	FAX番号	病床数
公立下蒲刈病院	呉市下蒲刈町下島2120-4	0823-65-3100	0823-65-2370	一般 49
自衛隊呉病院	呉市昭和町6-34	0823-22-5501		一般 50
社会福祉法人恩賜財団 広島県済生会 済生会呉病院	呉市三条2-1-13	0823-21-1601	0823-24-5274	一般 150

3 市内医療機関

医療機関名	所在地	電話番号	FAX番号	病床数
医療法人社団吉田会 吉田病院	江田島市江田島町津久茂2-6-2	0823-42-1100	0823-42-1195	精神 112
秋月診療所	江田島市江田島町秋月2-6-15	0823-42-0235	-	
医療法人 めぐみ会 森藤医院	江田島市江田島町切串2-17-10	0823-44-1156	-	-
医療法人社団仁風会 青木病院	江田島市江田島町中央4-17-10	0823-42-1121	0823-42-1736	療養 78
水口医院	江田島市江田島町中央2-1-8	0823-42-0018	-	
おおいし耳鼻咽喉科	江田島市能美町高田1519-13	0823-45-0387	0823-45-0388	
川崎医院	江田島市能美町鹿川3089-1	0823-45-2031	0823-45-5181	
医療法人社団 砂堀医院	江田島市能美町中町4930-5	0823-45-3333	0823-45-5601	
医療法人社団大谷会 島の病院おおたに	江田島市能美町中町4711	0823-45-0303	0823-45-0310	療養 96
医療法人社団進清会 梶川医院	江田島市沖美町岡大王441	0823-48-0201	0823-48-0360	
医療法人社団 長尾医院	江田島市沖美町三吉2707	0823-47-0204	0823-47-0681	
えたじま幸田医院	江田島市大柿町柿浦2076-8	0823-57-2046	0823-57-2046	
医療法人社団 芸南クリニック	江田島市大柿町柿浦991-1	0823-57-3705	0823-57-3702	
澤医院	江田島市大柿町小古江668-2	0823-57-2003	0823-57-6818	一般 18
医療法人壽邦会 深江長坂医院	江田島市大柿町深江963-1	0823-57-2036	0823-57-6772	
医療法人社団 大井医院	江田島市大柿町大原5908-2	0823-57-6500	0823-57-5951	

医療機関名	所在地	電話番号	F A X 番号	病床数
医療法人社団 大井内科医院	江田島市大柿町飛渡瀬1553-3	0823-57-5512	0823-57-4066	
医療法人社団 はまい会 大君浜井病院	江田島市大柿町大君962-1	0823-57-5678	0823-57-2015	療養 35
医療法人社団 上山歯科医院	江田島市江田島町小用2-13-12	0823-42-2040	0823-42-1951	
かねだ歯科	江田島市江田島町鷺部2-11-3	0823-42-5394	0823-42-5394	
切串歯科診療所	江田島市江田島町切串1-33-11	0823-44-1151	0823-44-1151	
医療法人社団 峰良会 二本歯科医院	江田島市江田島町小用2-3-2	0823-42-4180	0823-42-3221	
朝原デンタルクリニック	江田島市能美町中町4865-3	0823-45-5577	0823-45-5577	
医療法人奏友会 やまさき歯科医院	江田島市能美町鹿川3230-2	0823-45-4511	0823-45-4511	
せらだ歯科クリニック	江田島市沖美町是長410-4	0823-49-1161	0823-49-1183	
青木歯科医院	江田島市大柿町飛渡瀬344-3	0823-42-0117	0823-57-3372	
長坂歯科医院	江田島市大柿町柿浦1545	0823-57-2172	0823-57-6778	
森本歯科医院	江田島市大柿町大原483-1	0823-57-0557	0823-57-0558	

○市内薬局・薬店一覧

(令和7年4月1日現在)

名称	所在地	電話番号	F A X 番号
アロー薬局能美店	江田島市能美町高田1519-2	0823-40-2230	0823-40-2231
ウォンツ江田島店	江田島市江田島町江南1-5-1	0823-42-1923	
ウォンツ大柿店	江田島市大柿町大原1041-1	0823-40-3301	
大柿薬局	江田島市大柿町小古江668-4	0823-57-6903	0823-57-6903
大原薬局	江田島市大柿町大原5917-1	0823-57-7632	0823-57-7632
三和薬局	江田島市江田島町切串2-19-38	0823-43-0210	0823-43-0210
クオール薬局江田島店	江田島市能美町中町4715-6	0823-40-2589	0823-40-2590
中町薬局	江田島市能美町中町4948-40	0823-40-2422	0823-40-2423
江田島ひかり薬局	江田島市江田島町中央4-17-7	0823-42-1735	0823-42-5020
ひまわり薬局	江田島市大柿町大君835-3	0823-40-3455	0823-40-3466
みなみ薬局	江田島市大柿町柿浦991-3	0823-40-3033	0823-40-3010
ももたろう薬局大柿店	江田島市大柿町飛渡瀬1540-11	0823-40-3199	0823-40-3198
中央薬局切串店	江田島市江田島町切串2-17-14	0823-69-7256	0823-69-7257
ドラッグストアコスモス江田島店	江田島市大柿町飛渡瀬3377-9	0823-36-6777	

○観測施設一覧

1 関係機関有気象観測所

県危機管理課調（令和7年4月1日現在）

観測所名	観測地点	設置機関	観測項目	水系名	摘要
秋月	江田島町秋月二丁目5272-3	広島県	雨量		砂防局
中町	能美町大字中町2332	広島県	雨量		砂防局
高祖	沖美町大字高祖109-49	広島県	雨量		砂防局
大柿町	大柿町大原1274-3	広島県	雨量	島しょ部	自系テレ・自記

2 市有気象観測所

市危機管理課調（令和7年4月1日現在）

観測所名	観測場所	観測項目	
		雨量計	その他
江田島市消防本部	江田島町鷺部2-17-5	自記	気温・湿度・風向・風速・気圧・雨量
江南	江田島町江南2-8-31	自記	雨量
切串	江田島町幸ノ浦1-25-10	自記	雨量
畑	沖美町畑358	自記	雨量
深江	大柿町深江2660-8付近	自記	雨量

3 潮位観測所

中国地方整備局調・県港湾漁港整備課調（令和7年4月1日現在）

観測所名	位置	港湾名	設置者
柿浦漁港	大柿町柿浦	柿浦漁港	広島県

4 震度観測点

広島地方気象台調・県危機管理課調

（令和7年4月1日現在）

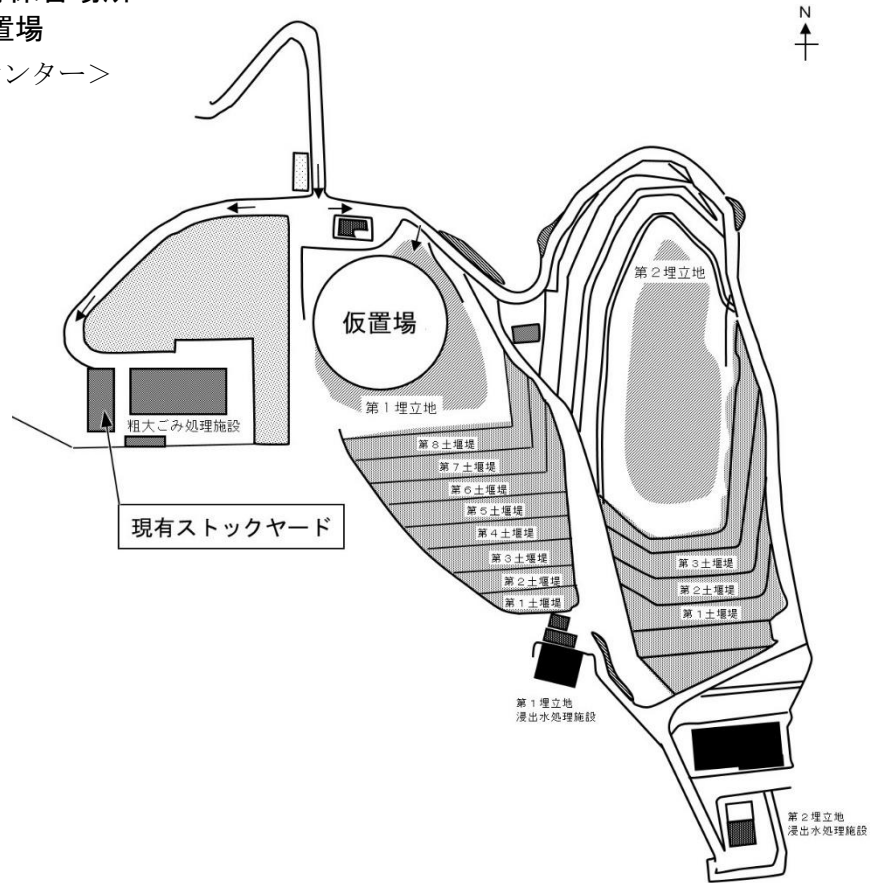
震度観測地点名	所在地	緯度			経度			設置者	震度ネット接続	気象庁公表
		34	14	46	132	28	40			
江田島市江田島町	江田島町中央1-1-1(江田島市民センター)	34	14	46	132	28	40	広島県	○	○
江田島市能美町	能美町中町4859-9(能美市民センター)	34	13	22	132	26	37	広島県	○	○
江田島市沖美町	沖美町三吉2467-1(認定こども園みたか)	34	15	19	132	24	24	広島県	○	○
江田島市大柿町	大柿町大原505(市役所)	34	10	28	132	27	43	広島県	○	○

注：緯度・経度は世界測地系により表す。

○災害廃棄物一時保管場所

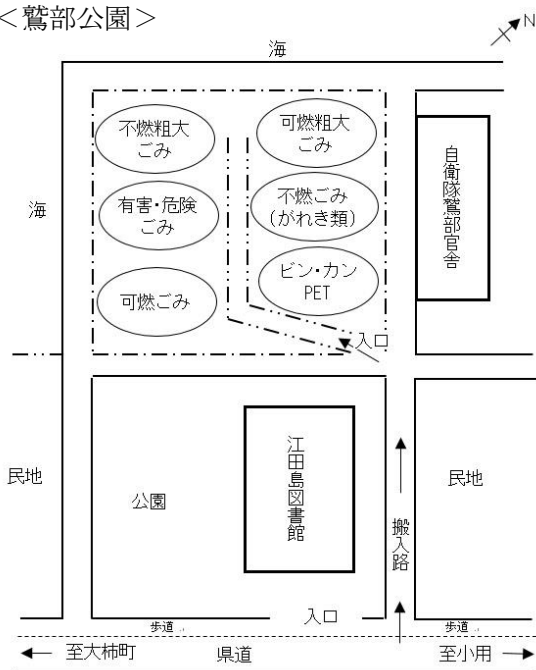
1 災害廃棄物仮置場

<江田島市環境センター>

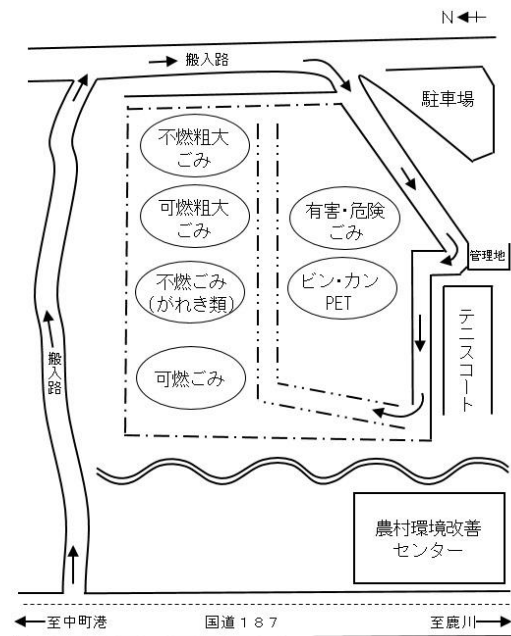


2 災害廃棄物二次保管場所

<鷺部公園>

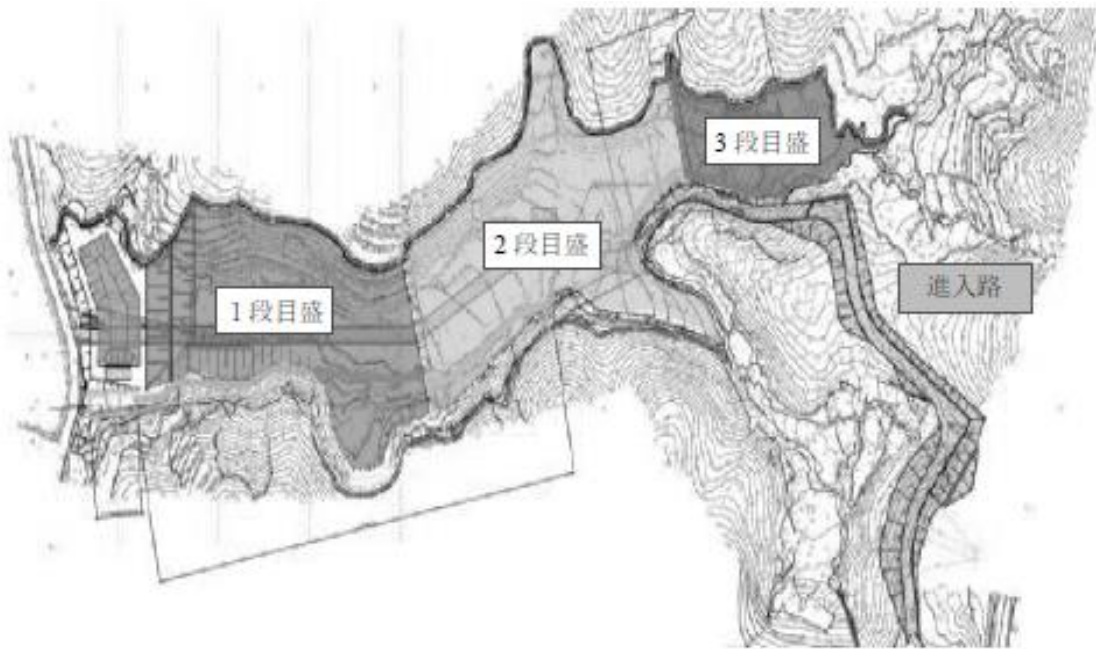


<能美運動公園>



3 災害土砂処分場

＜大柿町深江地区 災害土砂処分場（深江オリーブ園北側）＞



[条例等]

○江田島市防災会議条例

平成16年11月1日
条例第10号

改正 平成18年12月15日条例第49号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、江田島市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 江田島市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 本市の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務（組織等）

第3条 防災会議は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は市長、副会長は副市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。
 - (1) 指定地方行政機関の職員
 - (2) 広島県の知事の部内の職員
 - (3) 広島県警察の警察官
 - (4) 市長の部内の職員
 - (5) 教育長
 - (6) 消防長及び消防団長
 - (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員
 - (8) その他市長が必要と認める者
- 6 前項第7号及び第8号の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 7 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、広島県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験を有する者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、別に規則で定める。

附 則

この条例は、平成16年11月1日から施行する。

附 則（平成18年12月15日条例第49号）抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

○江田島市防災会議施行規則

〔平成16年11月1日〕
規則第20号改正 平成18年3月31日規則第13号
平成19年4月1日規則第19号
平成21年3月27日規則第7号
平成26年4月1日規則第19号

(趣旨)

第1条 この規則は、江田島市防災会議条例（平成16年江田島市条例第10号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、江田島市防災会議（以下「防災会議」という。）の運営等について必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 条例第3条第5項第4号の市長の部内の職員に係る委員は、次のとおりとする。

- (1) 市長の部内の職員 江田島市職員の職の設置に関する規則（平成16年江田島市規則第30号）第3条に規定する部長等のうちから市長が任命する者

(会議)

第3条 防災会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、在任委員の半数以上が出席しなければならない。
3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(部会)

第4条 防災会議に、必要に応じて部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。
3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員をこれに充てる。
4 部会長は、部会の事務を掌理する。
5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
6 部会の会議は、前条の例によるものとし、部会長は、部会の会議結果を会長に報告するものとする。

(代理出席)

第5条 委員は、やむを得ない事情により会議に出席できないときは、代理者を出席させることができる。

- 2 前項の代理者は、委員とみなす。

(幹事及び書記)

第6条 防災会議に、幹事及び書記を若干人置く。

- 2 幹事は、防災会議の所掌事務について委員及び専門委員を補佐し、書記は上司の命を受け防災会議の事務に従事する。
3 幹事は次に定める者のうちから、書記は市職員のうちから、それぞれ市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 指定地方行政機関の職員
(2) 広島県知事の部内の職員
(3) 広島県警の警察官
(4) 市長の部局の職員
(5) 教育委員会の事務局の職員
(6) 消防職員
(7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員
(8) その他市長が必要と認める者

(庶務)

第7条 防災会議の庶務は、防災を主管する危機管理監危機管理課において処理する。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、防災会議の運営について必要な事項は、会長に諮って定める。

附 則

この規則は、平成16年11月1日から施行する。

附 則 (平成18年3月31日規則第13号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年4月1日規則第19号) 抄

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成21年3月27日規則第7号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年4月1日規則第19号) 抄

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

○江田島市災害対策本部条例

〔平成16年11月1日〕
〔条例第11号〕

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条第7項の規定に基づき、江田島市災害対策本部（以下「本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 災害対策本部長（以下「本部長」という。）は、本部の事務を総括し、所属の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受け、本部の事務に従事する。

(部)

第3条 本部長は、必要と認めるときは、本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員をこれに充てる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第4条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、副本部長、本部員その他の職員から本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、本部について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成16年11月1日から施行する。

○江田島市災害対策本部条例施行規則

〔平成16年11月1日
規則第21号〕

改正 平成17年6月20日規則第19号
 平成19年4月1日規則第15号
 平成20年4月1日規則第32号
 平成21年4月1日規則第10号
 平成22年4月1日規則第16号
 平成25年4月1日規則第13号
 平成25年8月1日規則第22号
 平成26年3月3日規則第6号
 平成26年4月1日規則第19号
 平成26年10月1日規則第30号
 平成27年3月2日規則第7号
 平成27年4月1日規則第18号
 平成28年4月1日規則第12号
 平成28年6月13日規則第19号
 平成29年3月1日規則第3号
 平成29年6月21日規則第16号
 平成30年3月30日規則第9号
 平成31年3月31日規則第9号
 令和元年8月26日規則第19号
 令和2年3月31日規則第13号
 令和3年10月27日規則第21号
 令和4年3月17日規則第4号
 令和5年3月15日規則第18号
 令和6年2月26日規則第2号
 令和7年3月18日規則第13号
 令和7年3月27日規則第18号

(趣旨)

第1条 この規則は、江田島市災害対策本部条例（平成16年江田島市条例第11号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、江田島市災害対策本部（以下「本部」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(本部の組織及び分担業務)

第2条 条例第2条第2項に規定する災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、副市長、教育長及び危機管理監をもって充てる。

- 2 本部に部、部に班を置き、その名称は、別表のとおりとする。
- 3 部に部長、班に班長を置き、それぞれ別表に定める職にある者をもって充てる。

(職務)

第3条 部長及び班長は、上司の命を受けてそれぞれの業務を処理し、所属職員を指揮監督する。

- 2 部長は、部の分担業務を処理するため、あらかじめ担当者を定めておくとともに、必要な簿冊を備える等体制を整備しておかなければならない。

(職務代理)

第4条 災害対策本部長（以下「本部長」という。）に事故があるときは、あらかじめ本部長の指名する順序による副本部長が、その職務を代理する。

- 2 部長に事故があるときは、あらかじめ本部長が指名する順序による班長が、その職務を代理する。

(本部員会議)

第5条 本部に、災害対策についての重要な指示及び総合調整を行うため本部員会議を置く。

- 2 本部員会議は、本部長、副本部長、各部長をもって構成する。ただし、本部長が必要と認めた

ときは、本部員会議に班長その他班員の出席を求めることができる。

3 本部員会議は、必要の都度本部長が招集する。

(本部連絡員)

第5条の2 本部に各部の災害に関する情報及び応急対策の実施状況の報告並びに本部からの連絡事項を各班長に伝達するため、本部連絡員をおく。

2 本部連絡員は、各部長がそれぞれ班員のうちから指名するものをもって充てる。

(配備の基準)

第6条 本部は、災害の発生を防ぎよし、又は災害を最小限に防止するために迅速に配備体制を整えるものとする。

2 前項の配備の種別は、事前配備、第1号配備、第2号配備及び第3号配備とし、配備体制は、別に定める計画（以下単に「計画」という。）のとおりとする。

(事前配備下の体制)

第7条 本部設置前の事前配備として、注意体制、災害警戒本部に区分し、災害警戒本部移行後、必要に応じて事前準備委員会を置く。

2 危機管理監は、注意体制では対応できないと判断したときは、総務部長、市民生活部長、産業部長、土木建築部長及び消防長のうち参集している者と、災害警戒本部の設置について協議するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、急を要する場合は、危機管理監は、直ちに災害警戒本部の設置を決定するものとする。

4 事前準備委員会は、大雨、洪水等の災害の発生するおそれが予見されるときは、気象等の情報収集及び応急対策準備に必要な職員を配置するものとする。

5 事前準備委員会の委員は、総務部長、企画部長、危機管理監、市民生活部長、福祉保健部長、産業部長、土木建築部長、教育部長、議会事務局長、消防長、総務課長、危機管理課長その他本部長の指名する者（災害対策初動チームを含む。）をもって充てる。

6 危機管理監は、事前準備委員会の決定に基づき、本部設置について本部長及び副本部長と協議するものとする。

7 事前準備委員会の会議は、必要に応じて危機管理監が招集する。

(第1号配備下の体制)

第8条 第1号配備が指令された場合の体制は、おおむね次のとおりとする。

(1) 本部事務局は、県及び関係機関と連絡をとり、気象その他災害に関する情報を収集し、本部長に連絡するとともに関係各部に連絡しなければならない。

(2) 各部長は、所掌事務に係る情報の収集及び連絡体制を強化するとともに、装備、物資、器材等を点検し、必要に応じて事前措置を講ずる。

(第2号配備下の体制)

第9条 第2号配備が指令された場合は、各部長は、前条に規定するもののほか、次の措置をとり、防災体制を整えるとともに、その状況を危機管理監を通じて本部長に報告するものとする。

(1) 災害の状況を班員に周知させ、計画に基づき、その所要人員をもって災害即応体制をとる。

(2) 災害対策に係る関係機関及び関係各部との連絡を密にし、協力体制を強化する。

(第3号配備下の体制)

第10条 第3号配備が指令された場合は、各部長は、災害対策活動に当たるとともに、その活動状況を随時危機管理監を通じて本部長に報告する。

(配備の指令及び廃止)

第11条 配備の指令及び廃止は、本部長が指示するものとする。

(動員の計画)

第12条 配備の職員配置は、当該災害の種類及び規模により、計画に基づき部長が行う。ただし、

市民センター及び支所の班長にあつては事態が急迫し、部長の指示を受けるいとまのないときは、その指示を待たずに直ちに業務に着手し、事態に対処する措置を講ずることができる。この場合には、その旨を速やかに部長に報告し、その後の措置について指示を受けなければならない。

- 2 各部長等は、毎年4月1日現在における所属職員の配置状況を災害対策本部配置表（様式第1号）により同月20日までに危機管理監に提出しなければならない。
- 3 前項に規定する場合のほか、職員の異動によって変更があつたときは、当該異動のあつた日から10日以内に新たに災害対策本部配置表を危機管理監に提出しなければならない。

（招集等）

第13条 招集を受けた班員は、特に招集場所を指定された場所のほか、所属勤務場所に出動するものとする。ただし、災害その他の事情により指定された場所又は所属勤務場所に着できないときは、最寄の市の機関に出動し、その旨を所属長に報告し、指示を受けなければならない。

- 2 招集の有無にかかわらず、配備要員に指名された班員は、災害が発生したこと又は災害が発生するおそれがあることを知ったときは、直ちに所属部班に参集し、又は連絡をとり、上司の指示を受けるものとする。
- 3 前項に規定する班員は、災害時においても自ら進んでラジオ、テレビジョン等により災害に関するニュースの視聴取に努めるものとする。

（災害対策連絡票等）

第14条 災害時における命令、指示及び連絡は別に定めるものを除き、特に必要な事項は災害対策連絡票（様式第2号）により行うものとする。

- 2 災害時において被害等を受信した場合は、災害時受信処理票（様式第3号）を直ちに作成し、処理を行うものとする。

（本部事務局）

第15条 本部事務局は、市役所本庁舎に置く。ただし、市役所本庁舎に置くことが適当でないと本部長が認めるときは、別の指定する場所に置くことができるものとする。

（その他）

第16条 この規則の施行に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この規則は、平成16年11月1日から施行する。

附 則（平成17年6月20日規則第19号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年4月1日規則第15号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年4月1日規則第32号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年4月1日規則第10号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年4月1日規則第16号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年4月1日規則第13号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年8月1日規則第22号）

この規則は、平成25年8月1日から施行する。

附 則（平成26年3月3日規則第6号）

この規則は、平成29年6月21日から施行し、第1条の規定による改正後の江田島市行政組織規則の規定、第2条の規定による改正後の江田島市公印規則の規定、第3条の規定による改正後の

江田島市災害対策本部条例施行規則の規定、第4条の規定による改正後の江田島市一般職の職員の給与支給に関する規則の規定、第5条の規定による改正後の江田島市職員の職務の級の分類の基準となるべき標準的な職務の内容に関する規則の規定、第6条の規定による改正後の江田島市会計規則の規定、第7条の規定による改正後の江田島市物品管理規則の規定及び第8条の規定による改正後の江田島市介護保険条例施行規則の規定は、平成29年4月1日から適用する。

附 則（平成30年3月30日規則第9号）抄
（施行期日）

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月31日規則第9号）
この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和元年8月26日規則第19号）
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年3月31日規則第13号）
この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年10月27日規則第21号）
この規則は、令和3年10月29日から施行する。

附 則（令和4年3月17日規則第4号）
この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月15日規則第18号）
この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年2月26日規則第2号）抄
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和7年3月18日規則第13号）抄
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和7年3月27日規則第18号）
この規則は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

部		班	
部名	部長	班名	班長
本部	危機管理監	本部事務局	危機管理課長
総務部	総務部長	総務班	総務課長
		財政班	財政課長
		会計班	会計管理者
企画部	企画部長	企画班	企画振興課長
市民生活部	市民生活部長	市民生活班	市民生活課長
		地域支援班	地域支援課長
		税務班	税務課長
		市民センター班	市民センター長及び支所長
福祉保健部	福祉保健部長	社会福祉班	社会福祉課長
		子育て支援班	子育て支援課長
		保健医療班	保健医療課長
		高齢介護班	高齢介護課長
産業部	産業部長	産業班	農林水産課長
		商工観光班	商工観光課長
土木建築部	土木建築部長	建設班	建設課長
		都市整備班	都市整備課長
		下水道班	下水道課長
教育部	教育部長	学校教育班	学校教育課長
		学校給食センター班	給食センター長
		生涯学習班	生涯学習課長
消防部	消防長	総務班	総務課長
		予防班	予防課長
		警防班	警防課長
		消防署班	消防署長
		消防団班	消防団長
議会部	議会事務局長	議会班	議会事務局次長

様式第1号（第12条関係）

災害対策本部配置表（ 部）

年 月 日現在

所 属	
部 長	
連 絡 員	

※ 市民センター及び支所を除く上記の者は、災害対策本部設置場所に参集する。

班 長				
	1 号 配 備	2 号 配 備	3 号 配 備	
班 員			全 員	

様式第3号（第14条関係）

災害時受信処理票

災害番号	
災害以外番号	
発生町	江・能・沖・大

受信日時	年 月 日 () 時 分	受信者	
災害種別	<input type="text" value="江田島市災害対策本部です。どうしましたか？（災害種別の確認）"/> 人的被害 道路被害 河川・ため池 土砂災害		
災害以外	要望 苦情 連絡 その他		
発生場所	<input type="text" value="場所はどこですか？住所を教えてください"/> 住所 町 ゼンリンP - -		
通 報 者	<input type="text" value="あなたの名前を教えてください（電話番号）"/> Tel		
内 容	<input type="text" value="何がどうなっていますか？具体的に教えてください"/>		
処理方針	<input type="text" value="土砂が建物に入っている、水が入ってきている、土砂崩れがおきそうだ、などの場合は速やかな避難を指示する。"/>		
指示時間	年 月 日 () 時 分	指示者	
対応結果			

指示済 入力済 完結
 入力者

○広島県災害救助法施行細則（別表第1・別表第2）

令和7年6月5日現在

別表第1

救助の方法	支出の限度	使 途	適用範囲	期 間
避難所の設置	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難所設置費 1人1日当たり 360円以内 2 高齢者、障害者等であって、避難所での生活において特別な配慮を必要とする者を収容する福祉避難所を設置した場合、特別な配慮のために必要な当該地域における通常の実費を加算できる。 3 避難所での生活が長期にわたる場合等においては、避難所に避難している者への健康上の配慮等により、ホテル、旅館その他の宿泊施設の借上げを実施し、これを供与することができる。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 賃金職員雇上費 2 消耗器材費 3 建物の使用謝金等 4 光熱水費 5 仮設便所等の設置費 	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者 2 災害が発生するおそれのある場合において、被害を受けるおそれがあり、現に救助を要する者 	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害発生日から7日以内 2 災害救助法第2条第2項による救助を開始した日から、災害が発生しなかったと判明し、現に救助の必要がなくなった日までの期間
応急仮設住宅の供与	<p>一戸当たりの規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、知事が地域の実情、世帯構成等に応じて定める。</p> <p>建設して供与する場合は、一戸当たり 7,089,000円以内とし、供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費とする。</p> <p>同一敷地内又は近接する地域内におおむね50戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置できることとし、50戸未満の場合でも戸数に応じた小規模な施設を設置できる。</p> <p>賃貸住宅の居室の借上げにより供与する場合は地域の実情に応じた額とする。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 建設して供与する場合は、建設にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建設事務費等 2 解体撤去及び土地の原状回復のための費用 3 賃貸住宅の居室を借上げて供与する場合の家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料又は火災保険等その他賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠な費用 	<ol style="list-style-type: none"> 1 住家が全焼、全壊又は流失し、自らの資力では住宅を得ることができない者 2 福祉仮設住宅を応急仮設住宅として設置できる。 3 賃貸住宅の居室の借上げを実施し、収容することができる。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 着工は災害発生日から20日以内 2 供与期間は完成の日から2年以内
炊出しその他による食品の給与	1人1日当たり 1,390円以内	<ol style="list-style-type: none"> 1 主食費 2 副食費 3 燃料費 4 器物等の使用謝金 5 消耗器材費 6 雑費 	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難所に収容された者 2 住家に被害を受けて炊事のできない者 	災害発生日から7日以内
飲料水の供給	実費	<ol style="list-style-type: none"> 1 水の購入費 2 給水及び浄水に必要な機械、器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品及び資材費 	災害のため飲料水を得ることができない者	災害発生日から7日以内

救助の方法	支出の限度	使 途	適用範囲	期 間
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	1 住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯	給貸与費用	住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水（土砂の堆積等による一時的な居住不能を含む。）、全島避難等により、生活上必要な被服、寝具その他日用品等を喪失又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対し、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行う。 1 寝具 2 被服 3 身の回り品 4 炊事用具 5 食器 6 日用品 7 光熱材料	災害発生日から10日以内
	世帯区分			
	1人世帯	20,300円以内	33,700円以内	
	2人世帯	26,100円以内	43,500円以内	
	3人世帯	38,700円以内	60,600円以内	
	4人世帯	46,200円以内	70,900円以内	
	5人世帯	58,500円以内	89,300円以内	
	6人以上1人増すごとに加算	8,500円	12,300円	
	2 住家の半壊、半焼又は床上浸水（土砂の堆積等による一時的な居住不能を含む。）により被害を受けた世帯			
	世帯区分	夏季 (4月～9月)	冬季 (10月～3月)	
	1人世帯	6,700円以内	10,700円以内	
	2人世帯	8,900円以内	14,000円以内	
	3人世帯	13,400円以内	19,900円以内	
	4人世帯	16,300円以内	23,600円以内	
	5人世帯	20,500円以内	29,800円以内	
	6人以上1人増すごとに加算	2,900円	3,900円	
医療の給付	1 救護班による場合 使用した薬剤、治療材料及び破損した医療器具の修繕費等の実費 2 病院又は診療所による場合 国民健康保険の診療報酬の額以内 3 あんまマッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師（以下「施術者」という。）による場合 協定料金の額以内	医療費用	1 災害のため医療の途を失った者に対し応急的処置をする。 2 救護班によって行う。ただし、急迫した事情がありやむを得ない場合は、一般の病院又は診療所（施術者を含む。）において行うことができる。 3 次の範囲内で行う (1) 診察 (2) 薬剤又は治療材料の支給 (3) 処置、手術その他の治療及び施術 (4) 病院又は診療所への収容 (5) 看護	災害発生日から14日以内
助産の給付	1 救護班等による場合 使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合 慣行料金の8割以内の額	助産費用	災害発生日以前又は以後7日以内に分べんした者で、災害のため助産の途を失った者に対し、次の範囲内で行う。 1 分べんの介助 2 分べん前後の処置 3 衛生材料の支給	分べんした日から7日以内
被災者の救出	実費	救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費等	災害のため現に救出を要する状態にある者又は生死不明の状態にある者	災害発生日から3日以内

救助の方法	支出の限度	使 途	適用範囲	期 間
被災した住宅の応急修理	1 2に掲げる世帯以外の世帯 739,000円以内 2 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 358,000円以内	修理費	1 災害のため住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理できない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行う。 2 応急修理の規模は、居室、炊事場、便所等日常生活に欠くことのできない部分とし、現物をもって行う。	災害発生の日から3月以内 (災害対策基本法に基づく国の災害対策本部が設置された場合は6月以内)に完了すること
学用品の給与	1 教科書及び教材 ・小学校児童及び中学校生徒 「教科書の発行に関する臨時措置法」第2条第1項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届出、又はその承認を受けて使用するものを給与するための実費 ・高等学校等生徒 正規の授業で使用する教材を給与するための実費 2 文房具及び通学用品費 ・小学校児童1人当たり 5,500円以内 ・中学校生徒1人当たり 5,800円以内 ・高等学校等生徒1人当たり 6,300円以内	1 教科書(教材を含む) 2 文房具 3 通学用品	住家の全壊、全焼、流失、半壊、又は床上浸水(土砂の堆積等による一時的な居住不能を含む)により、学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒、義務教育学校生徒及び高等学校等生徒に対して、現物をもって行う。	災害発生の日から教科書(教材を含む)は1月以内、その他の学用品は15日以内
埋葬	1 体当たり 大人 232,200円以内 小人 185,700円以内	1 棺(付属品を含む) 2 埋葬又は火葬(賃金職員等雇上費を含む) 3 骨つぼ及び骨箱	災害の際に死亡した者について、死体の応急的処理を行うため、原則として現物をもって実際に埋葬を実施する者に支給する。	災害発生の日から10日以内
死体の搜索	実費	搜索のための機械、器具等の借上費、購入費、修繕費及び燃料費等	災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者に対して行う。	災害発生の日から10日以内
死体の処理	1 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置費 1体当たり 3,700円以内 2 死体の一時保存のための費用 (1) 既存建物を利用する場合 借上費の実費 (2) 既存建物を利用できない場合 1体当たり 5,900円以内 (3) ドライアイスの購入費等の経費が必要な場合は、実費を加算できる。 3 検案のための費用 救護班以外により検案する場合 慣行料金の額以内	1 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置費 2 死体の一時保存費 3 死体の検案費	1 災害により死亡した者について行う。 2 処理は次の範囲内で行う。 (1) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置 (2) 死体の一時保存 (3) 検案 3 検案は、原則として救護班によって行う。	災害発生の日から10日以内

救助の方法	支出の限度	使 途	適用範囲	期 間
障害物の除去	1世帯当たり 143,900円以内	除去のために必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費及び賃金職員等雇上費等	居室、炊事場等生活に欠くことのできない部分又は玄関等に障害物が運び込まれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力では除去できない者に対して行う。	災害発生日から10日以内
応急救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費	実費	輸送費及び賃金職員等雇上費	応急救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費として支出できる範囲は次の場合である。 1 被災者（避難者）の避難 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 等	それぞれの救助の実施が認められる期間以内

別表第2（第12条関係）

職別	種別	日 当	旅費及び宿泊料	超過勤務手当
医師及び歯科医師		1人1日当たり 21,800円以内	職員の旅費に関する条例（昭和28年広島県条例第23号）に定める行政職5級の職務相当額	勤務1時間当たりの給与額（日当を7.75で除した額）に、職員の給与に関する条例（昭和26年広島県条例第22号）第15条第1項に規定する割合を乗じて得た額
薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士及び歯科衛生士		1人1日当たり 16,900円以内		
保健師、助産師及び看護師及び准看護師		1人1日当たり 15,900円以内		
救急救命士		1人1日当たり 14,450円以内		
土木技術者及び建築技術者		1人1日当たり 16,500円以内		
大工		1人1日当たり 25,500円以内		
左官		1人1日当たり 24,500円以内		
とび職		1人1日当たり 26,400円以内		
令第4条第5号から第10号までに規定する者		業者のその地域における慣行料金による支出実績に手数料としてその100分の3の額を加算した額以内		

〔協定等〕

○広島県内広域消防相互応援協定書

(目的)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規定に基づき、広島県内において災害が発生した場合に、広島県内の市町及び消防組合がそれぞれの消防力を活用して、消防の相互応援を行うことにより、災害による被害を最小限に防止することを目的とする。

(協定の実施区域)

第2条 この協定の実施区域は、広島県の区域とする。

(協定市町等の責務)

第3条 この協定を締結した市町及び消防組合（以下「協定市町等」という。）は、各協定市町等において、消防力の充実強化に努めるものとする。

(対象とする災害)

第4条 この協定の対象とする災害は、消防組織法第1条に規定する水火災又は地震等の災害（以下「災害」という。）で、協定市町等の応援を必要とするものとする。

(応援要請)

第5条 この協定に基づく応援要請は、災害が発生した協定市町等（以下「災害発生市町等」という。）の長（協定市町等の長から委任を受けた消防長及び消防組合の管理者を含む。以下同じ。）が、次の各号のいずれかに該当する場合に、他の協定市町等の長に対して行うものとする。

- (1) 災害が他の協定市町等に拡大し、又は影響を与えるおそれがあると認められる場合
- (2) 災害発生市町等の消防力のみによっては、災害防ぎょが著しく困難と認められる場合
- (3) 災害を防ぎょするため、他の協定市町等が保有する車両、資機材人員等が必要であると認められる場合
- (4) その他特別な理由により他の協定市町等の応援が必要であると認められる場合

2 応援要請は、次の各号に掲げる事項を明確にして行うものとする。

- (1) 災害の種別
- (2) 災害発生の日時、場所及び被害の状況
- (3) 必要とする車両、資器材等の種別及び数量並びに人員
- (4) 必要とする消防隊、救助隊、救急隊その他の隊（消防団を含む。）であって災害応援に必要な隊（以下「応援隊」という。）の到着希望日時及び集結場所
- (5) その他必要な事項

(応援隊の派遣)

第6条 応援要請を受けた協定市町等（以下「応援市町等」という。）の長は、特別の理由がない限り応援を行うものとする。

2 応援市町等の長は、応援隊を派遣するときは、出発日時等必要事項を遅滞なく応援要請をした協定市町等（以下「要請市町等」という。）の長に連絡するものとする。

3 応援市町等の長は、応援要請に応ずることができない場合は、その旨をすみやかに要請市町等の長に連絡するものとする。

4 広島県は、この協定に基づく消防の相互応援協定が円滑に実施されるよう、必要な調整等を行うものとする。

(応援隊の指揮)

第7条 応援隊の指揮は、要請市町等の長が応援隊の長を通じて行うものとする。ただし、緊急の場合は、直接応援隊の隊員に対して行うことができる。

(報告)

第8条 応援市町等の長は、応援活動終了後速やかに、応援活動の結果を要請市町等の長に報告するものとする。

2 要請市町等の長は、災害活動終了後速やかに、災害の概要を応援市町等の長に報告するものとする。

(経費の負担)

第9条 応援に要する経費の負担については、次の各号に定めるところによる。

(1) 応援市町等が負担する経費

ア 人件費、消費燃料費等の経費

イ 応援隊員（消防団員を含む。以下同じ。）が応援活動により負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費

ウ 応援隊員が、その出発地と災害発生の場所との間の往復中に第三者に損害を与えた場合の賠償費

(2) 要請市町等が負担する経費

ア 要請による救援物資等の調達経費

イ 応援が長時間にわたる場合の燃料の補給及び食糧の支給に要する経費

ウ 応援隊員が、応援活動中に第三者に損害を与えた場合の賠償費

(3) 前各号に定める経費以外の経費については、その都度、応援市町等と要請市町等が協議し定めるものとする。

(実施細目等)

第10条 この協定の実施に関して必要な事項は、広島県及び協定市町等が協議して、実施細目及び実施基準等により定めるものとする。

(疑義の協議)

第11条 この協定について、疑義の生じた事項及びこの協定に定めのない事項については、広島県及び協定市町等が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、協定書26通を作成し、それぞれ記名押印の上、各自その1通を所持するものとする。

附 則

1 この協定は、平成29年6月1日から施行する。

2 広島県内広域消防相互応援協定書（平成22年3月16日施行）は、この協定の施行の日の前日をもって廃止する。

広島県	広島市	呉市	竹原市	三原市	尾道市
福山市	府中市	三次市	庄原市	大竹市	東広島市
廿日市市	安芸高田市	江田島市	府中町	海田町	熊野町
坂町	安芸太田町	北広島町	大崎上島町	世羅町	神石高原町
備北地区消防組合		福山地区消防組合			

○県内市町村の災害時の相互応援に関する協定

災害対策基本法（昭和36年法律第 223号）第 8 条第 2 項第12号の規定に基づき、広島県（以下「県」という。）及び広島県内の市町村は、広島県内で災害が発生し、災害を受けた市町村（以下「被災市町村」という。）が独自では十分な応急措置が実施できない場合に、広島県内の他の市町村に応援要請する応急措置等を迅速かつ円滑に遂行するため、また、県を通じて行う他の都道府県の市町村との災害時の相互応援を迅速かつ円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結した。

（応援の種類）

第 1 条 応援の種類は、次のとおりとする。

- （1）食料、飲料水、生活必需物資及びその供給に必要な資機材の提供
- （2）被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な物資及び資機材の提供
- （3）救援活動等に必要な車両、舟艇、航空機及び資機材の提供
- （4）医療、救援、応急復旧等に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の人的応援
- （5）被災者を一時収容するための施設の提供
- （6）前各号に定めるもののほか特に要請のあった事項

（応援要請の手続等）

第 2 条 応援を受けようとする市町村は、原則として、次の事項を明らかにして、第 4 条に定める県又は市町村の連絡担当部局（以下「連絡担当部局」という。）を通じて、電話、ファクシミリ等により要請し、後日、速やかに文書を提出するものとする。

- （1）災害の状況
 - （2）前条第 1 号から第 3 号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名、数量等
 - （3）前条第 4 号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職種別人員
 - （4）前条第 5 号に掲げる応援を要請する場合にあっては、収容を要する被災者の状況及び人数
 - （5）応援を必要とする区域並びに受入地点及び受入地点への経路
 - （6）応援を必要とする期間
 - （7）前各号に掲げるもののほか必要な事項
- 2 被災市町村以外の市町村は、通信の途絶等により被災市町村との連絡が取れず、災害の実態に照らし特に緊急を要し、被災市町村が前項の要請を行ういとまがないと認められるときは、同項の要請を待たないで、必要な応援を行うことができるものとする。この場合には、同項の要請があったものとみなす。
- 3 他の都道府県の市町村の応援を受けようとする市町村は、県の連絡担当部局を通じて要請するものとする。
- 4 県を通じて他の都道府県の市町村から応援要請を受けた市町村は、速やかに応援の諾否を県に通報するものとする。
- 5 県は、市町村間の応援について必要な指示又は調整を行うものとする。

（応援経費の負担）

第 3 条 応援に要した経費は、原則として応援を受けた市町村の負担とする。

- 2 応援を受けた市町村が、前項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、応援を受けた市町村から要請があった場合には、応援した市町村は一時繰替支弁するものとする。
- 3 前 2 項に定めるもののほか経費の負担等に関し必要な事項は、別紙「応援経費の負担基準」に定めるところによる。

（連絡担当部局）

第 4 条 県及び市町村は、あらかじめ相互応援のための連絡担当部局を定め、災害が発生したとき

は、速やかに情報を相互に連絡するものとする。

(連絡協議会の設置)

第5条 県及び市町村は、この協定に基づいて応援が円滑に行われるよう、広島県災害時相互応援連絡協議会を設置し、定期的に研究・協議するものとする。

(他の協定との関係)

第6条 この協定は、市町村が別に締結した災害時の相互応援に関する協定その他災害応援に関して定められた他の手続きを排除するものではない。

(その他)

第7条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、県及び市町村が協議して定めるものとする。

(施行)

第8条 この協定は、平成8年12月2日から施行する。

以上のとおり協定を締結したことを証するため、この協定書87通を作成し、県及び各市町村が記名・押印をして、各自その1通を所持する。

平成8年12月2日

広島県	広島市	呉市	竹原市	三原市	尾道市
因島市	福山市	府中市	三次市	庄原市	大竹市
東広島市	廿日市	府中町	海田町	熊野町	坂町
江田島町	音戸町	倉橋町	下蒲刈町	蒲刈町	大野町
湯来町	佐伯町	吉和村	宮島町	能美町	沖美町
大柿町	加計町	筒賀村	戸河内町	芸北町	大朝町
千代田町	豊平町	吉田町	八千代町	美土里町	高宮町
甲田町	向原町	黒瀬町	福富町	豊栄町	大和町
河内町	本郷町	安芸津町	安浦町	川尻町	豊浜町
豊町	大崎町	東野町	木江町	瀬戸田町	御調町
久井町	向島町	甲山町	世羅町	世羅西町	内海町
沼隈町	神辺町	新市町	油木町	神石町	豊松村
三和町	上下町	総領町	甲奴町	君田村	布野村
作木村	吉舎町	三良坂町	三和町	西城町	東城町
口和町	高野町	比和町			

○広島県内航空消防応援協定書及び覚書

広島県内航空消防応援協定書

広島市を甲とし、江田島市を乙として、甲乙両当事者は、消防組織法（昭和22年法律第 226号）第39条の規定に基づき、甲の所有する回転翼航空機（以下「航空機」という。）を用いた災害の応援について、次のとおり協定を締結した。

（目的）

第1条 この協定は、乙の区域内において発生した災害に甲は、航空機を活用して応援することにより、災害による被害の軽減を図ることを目的とする。

（対象とする災害）

第2条 この協定の対象とする災害は、消防組織法第1条に規定する水火災又は地震等の災害で、航空機の特性を十分に発揮することができ、かつ、その必要性が認められる災害とする。

（運営経費の負担）

第3条 乙は、甲の航空機を活用することに対し、航空機の運営に要する経費を負担するものとする。

（運航の基準）

第4条 航空機による災害の応援要請その他運航について必要な事項は、別に定める「広島県航空消防の運航に関する要綱」によるものとする。

（航空機の指揮）

第5条 乙の要請に基づく航空機の運航の指揮は、乙の長又は消防長が航空機の長に対して行うものとする。

2 航空機の長は、航空機運航上、気象条件が運航に適しない場合又は航空機の性能限界をこえる場合等支障があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、必要な措置をとることができる。

（応援経費の負担）

第6条 航空機の応援に要する経費の負担は、次の各項に定めるところによるものとする。

2 応援中に発生した事故の処理に要する経費で次に掲げる経費は、要請した乙の負担とする。ただし、甲の重大な過失により発生した損害は、甲の負担とする。

（1）土地、建物、工作物等に対する補償費

（2）一般人の死傷に伴う損害補償

3 前項に定める乙の負担額は、航空保険により支払われる金額を控除した額とする。

4 前各項に定める経費以外の諸経費については、その都度甲及び乙が協議して定めるものとする。

（協定期間）

第7条 この協定の有効期間は、協定施行の日から平成30年3月31日までとする。ただし、協定期間の満了する日までに、甲又は乙からなんらの意思表示がないときは、協定の有効期間は更に1年間延長されるものとし、その後も同様とする。

（疑義の解決）

第8条 この協定に定める事項に疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項で必要がある場合は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を所持するものとする。

附 則

1 この協定は、平成29年9月1日から施行する。

2 広島県内航空消防応援協定書（平成17年4月1日）は、この協定の施行の前日をもって廃止する。

3 航空機による応援については、広島県内広域消防相互応援協定書（平成29年6月1日施行）は

適用しない。

平成29年9月1日

甲	広島市	
	代表者 広島市長	印
乙	江田島市	
	代表者 江田島市長	印

覚 書

広島市を甲とし、江田島市を乙として、甲乙両当事者は広島県内航空消防応援協定書第3条に規定する回転翼航空機（以下「航空機」という。）の運営に要する経費の負担について、次のとおり合意に達した。

（経費の負担）

第1条 乙は、航空機の運営に要する経費について、別表「広島県航空消防の経費負担区分要領」に基づき、甲が算定した額を負担するものとする。

（納付期限）

第2条 甲は、前条の規定により負担額を決定したときは、乙に納入通知書により納入の通知をするものとする。

2 乙は、前項の納入通知書を受領したときは、納入通知書の発行日から1カ月以内に、甲の指定する金融機関に納付しなければならない。

（負担予定額の通知）

第3条 甲は、乙の予算編成時期までに、乙に対して翌年度の負担予定額を通知しなければならない。

（有効期間）

第4条 この覚書の有効期間は、平成30年3月31日までとする。ただし、期間満了の日までに、甲又は乙からなんらの意思表示がないときは、この覚書は更に1年間延長されるものとし、その後も同様とする。

（疑義の解決）

第5条 この覚書の定める事項に疑義が生じた場合又はこの覚書に定めのない事項で必要がある場合は、甲及び乙が協議のうえ決定するものとする。

以上のとおり、合意の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を所持するものとする。

平成30年9月1日

甲	広島市	
	代表者 広島市長	印
乙	江田島市	
	代表者 江田島市長	印

別表

広島県航空消防の経費負担区分要領

項 目	内 容
1 負担する経費	<p>(1) 航空機の運営に要する経費（以下「運営費」という。）は、航空機を運営し、維持し、管理していくうえで必要なすべての経費とする。</p> <p>(2) 運営費は、毎会計年度の決算に基づき算定する。</p>
2 負担区分及び割合	<p>(1) 広島市及び県内各市町の運営費の負担区分は、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 広島市 3分の2 ・ 県内各市町 3分の1 <p>(2) 県内各市町が負担する負担額は、次の負担割合に応じて算定した額とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 均等割 10分の4 ・ 人口割 10分の6 <p>注1 均等割は、広島県内の市町数（広島市は除く。）で算出する。</p> <p>注2 人口割は、各市町の人口割合に応じて算出し、その人口は前年度3月31日現在の住民基本台帳人口とする。</p> <p>注3 県内各市町の運営費の負担額の端数処理は、円未満を四捨五入するものとする。</p>

○広島県防災ヘリコプター応援協定

広島県を甲とし、江田島町、能美町、沖美町、大柿町を乙として、甲乙両当事者は、甲の所有する防災ヘリコプター（以下「航空機」という。）を用いた災害時の応援について、次のとおり協定を締結した。

（目的）

第1条 この協定は、乙が災害による被害を最小限に防止するため、航空機の応援を求めることに
関し、必要な事項を定めるものとする。

（協定区域）

第2条 本協定に基づき乙が航空機の応援を求めることができる地域は、乙の区域とする。

（災害の範囲）

第3条 この協定において「災害」とは、消防組織法（昭和22年法律第226号）第1条に規定する
水火災又は地震等の災害をいう。

（応援要請）

第4条 この協定に基づく応援要請は、乙の長が、次のいずれかに該当し、航空機の活動を必要と
判断する場合に、広島県知事（以下「知事」という。）に対して行うものとする。

- （1） 災害が、隣接する市町村等に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
- （2） 乙の消防力によっては、防御が著しく困難と認められる場合
- （3） その他救急救助活動等において、航空機による活動が最も有効な場合

（応援要請の方法）

第5条 応援要請は、広島県防災航空センターに電話等により、次の事項を明らかにして行うもの
とする。

- （1） 災害の種別
- （2） 災害発生の日時、場所及び被害の状況
- （3） 災害発生現場の気象状態
- （4） 災害現場の最高指揮者の職名・氏名及び連絡方法
- （5） 場外離着陸場の所在地及び地上支援体制
- （6） 応援に要する資器材の品目及び数量
- （7） その他の必要事項

（防災航空隊の派遣）

第6条 知事は、前条の規定により応援要請を受けたときは、災害発生現場の気象状態等を確認の
上、応援するものとする。

2 前条の規定による応援要請に応じることができない場合は、知事は、その旨を速やかに乙の長
に通報するものとする。

（防災航空隊の隊員の指揮）

第7条 前条第1項の規定により応援する場合において、災害現場における広島県防災航空隊の隊
員（以下「隊員」という。）の指揮は、乙の長又は消防長が行うものとする。この場合において、
航空機に搭乗している運航指揮者が航空機の運航に重大な支障があると認めたときは、その旨乙
の長又は消防長に通告するものとする。

（消防活動に従事する場合の特例）

第8条 応援要請に基づき隊員が消防活動に従事する場合には、乙の長から隊員を派遣している市
町村等の長に対して、広島県内広域消防相互応援協定（以下「相互応援協定」という。）第4条
の規定に基づく応援要請があったものとみなす。

（経費負担）

第9条 この協定に基づく応援に要する運航経費は、甲が負担するものとする。

2 前条に該当する活動に従事する場合においても、応援に要する運航経費は、相互応援協定第8条の規定にかかわらず、甲が負担するものとする。

(その他)

第10条 この協定に定めのない事項は、甲乙両者が協議して定めるものとする。

(適用)

第11条 この協定は、平成8年7月11日から実施する。

この協定の締結を証するため、本通2通を作成し、知事及び乙の長は記名押印の上、各自それぞれ1通を所持する。

平成8年7月11日

甲	広島県	代表者	広島県知事
乙	江田島町	代表者	江田島町長
	能美町	〃	能美町長
	沖美町	〃	沖美町長
	大柿町	〃	大柿町長

○江田島市と広島海上保安部及び呉海上保安部との消防業務協定書

(目的)

第1条 この協定は、海上保安庁と消防庁との間に締結された船舶火災の消火に関する消防機関と海上保安官署の業務協定の覚書（昭和43年3月29日）に基づき、江田島市（以下「甲」という。）と広島海上保安部及び呉海上保安部（以下「乙」という。）とは、船舶（消防法第2条の「舟」を含む。以下同じ。）の火災に関して、業務責任を明らかにするとともに相互に協力し、円滑なる消防活動を行うことを目的とする。

(区域)

第2条 この協定に基づく相互協力の区域は、甲が管轄する港湾及び沿岸とする。

(消防活動等の担任区分)

第3条 ふ頭、岸壁又は棧橋に繫留された船舶及び上架又は入渠中の船舶の消火活動は、主として甲が担任するものとし、乙はこれに協力するものとする。

2 前項に掲げる船舶以外の船舶の消火活動は主として乙が担任し、甲はこれに協力するものとする。

3 甲の担任にかかる船舶が火災発生後、ふ頭、岸壁又は棧橋を離れた場合並びに乙の担任にかかる船舶が火災発生後、ふ頭、岸壁又は棧橋に繫留した場合の担任は、前項の規定にかかわらず相互に協力して消火に努めるものとする。

(火災原因等の調査)

第4条 船舶の火災の原因並びに火災及び消火により受けた損害の調査は、甲と乙が協議して、これを行うものとする。

(情報等の交換)

第5条 法令に定めるもののほか入港船舶の危険物積載の状況、化学消火剤の備蓄状況等消火活動上あらかじめ掌握しておくことが必要と認められる資料及び情報については、相互に交換するものとする。

(通報)

第6条 甲又は乙は、船舶の火災を認知した時は、相互に直ちにその旨を通報するものとする。

(消防てん末の連絡)

第7条 甲又は乙が、単独で船舶の火災の消火に従事したときは、速やかにそのてん末を相互に連絡するものとする。

(消火活動に要した経費の負担)

第8条 船舶の火災の消火活動に要した経費は、出動した機関がそれぞれ負担するものとする。ただし、特に多額の経費を要した場合における当該特別に要した経費の負担は、その都度両者が協議の上定めるものとする。

(大型タンカー等の事故対策)

第9条 大型タンカー等の事故の場合における消火活動を効果的に行うため、甲及び乙は江田島市防災会議等を活用して、おおむね次の事項につき連絡調整を行うものとする。

(1) 情報及び資料の交換

(2) 消火活動要領の作成

(3) 必要な器材、器具等の整備計画の作成及びその実施の推進

(雑則)

第10条 この協定に定めるもののほか、必要な事項については、その都度、甲及び乙が協議の上定めるものとする。

附 則

1 この協定は、平成17年8月10日から実施する。

- 2 昭和53年11月1日付け広島海上保安部と江能広域行政事務組合との消防業務協定及び同日付け呉海上保安部と江能広域行政事務組合との消防業務協定は廃止する。
- 3 この協定を証するため本協定書を3通作成し、甲、乙記名押印の上、各1通を保持する。
- 4 この協定を改廃する必要があるときは、甲、乙協議の上文書で行うものとする。

平成17年8月10日

甲	江田島市長	印
乙	広島海上保安部長	印
	呉海上保安部長	印

○災害の際における江田島市と海上自衛隊第1術科学校との活動覚書

江田島市と海上自衛隊第1術科学校とは、災害の際における活動に関し、次により相互に協力を申し合わせる。

平成17年4月5日

江 田 島 市 長 印
海上自衛隊第1術科学校長 印

災害の際における江田島市と海上自衛隊第1術科学校との活動覚書

- 1 両者は、その施設及び人員を活用して、災害から人命、財産を保護するため、緊密なる関係のもとに災害活動を行うものとする。
- 2 第1術科学校管理区域内で災害が発生した場合
 - (1) 江田島市消防本部及び次の消防分団は、直ちに出動するものとする。
 - ア 第1術科学校構内：宮ノ原、中郷、向側及び矢之浦分団
 - イ 大原、長浜地区：津久茂、宮之原、中郷及び向側分団
 - ウ 小用地区：小用、中郷、向側及び秋月分団
 - (2) 前号以外の消防分団は、市長の特命により出動するものとする。
- 3 第1術科学校管理区域外で災害が発生した場合
 - (1) 災害が中央、鷲部、宮ノ原、津久茂及び小用地区の場合は、海上自衛隊江田島地区災害派遣隊（以下「災害派遣隊」という。）を直ちに派遣する。
 - (2) 災害が前号以外の区域である場合は、市長との調整に基づき災害派遣隊を派遣する。
 - (3) 第1術科学校長は、呉弾薬整備補給所、呉造修補給所貯油所支所に災害が発生した場合にも状況に応じて災害派遣隊を派遣することがある。
- 4 江田島市消防本部職員及び江田島市消防団員の第1術科学校構内の通行

江田島市消防本部職員及び江田島市消防団員が次の区域内の災害に出動する場合には、第1術科学校構内の通行を許可するものとする。

ただし、通行する職・団員は、服装又は証票等により直ちに確認できるようにしておくものとする。

 - (1) 宮ノ原、津久茂地区の災害の場合

正門から西門への通行
 - (2) 上記地区以外の災害の場合

西門から正門への通行
- 5 災害活動の際は、両者相互に緊密なる連絡をし、それぞれ指揮をとるものとする。
- 6 派遣要請及び情報連絡先は次のとおりとする。
 - (1) 江田島市

江田島市消防本部通信指令室 電話119又は40-0119（昼夜とも）
 - (2) 海上自衛隊第1術科学校

本部当直室 電話42-1211（昼間：総務課長、夜間：当直士官）

この活動覚書の有効期限は、締結の日から1年とする。

ただし、有効期限満了までに、いずれか一方から別段の意思がない場合この覚書は更新されたものとする。

○災害の際における江田島市と海上自衛隊呉弾薬整備補給所との活動覚書

江田島市と海上自衛隊呉弾薬整備補給所とは、災害の際における活動に関し、次により相互に協力を申し合わせる。

平成17年4月5日

江 田 島 市 長
海上自衛隊呉弾薬整備補給所長

印
図

災害の際における江田島市と海上自衛隊呉弾薬整備補給所との活動覚書

- 1 両者は、その施設及び人員を活用して、災害から人命、財産を保護するため、緊密なる関係のもとに活動を行うものとする。
- 2 呉弾薬整備補給所管理区域内で災害が発生した場合
 - (1) 江田島市消防本部及び江田島市消防団（切串、小用、大幸、中郷及び向側分団）は、直ちに出勤するものとする。
 - (2) 前号以外の消防分団は、市長の特命により出勤するものとする。
- 3 呉弾薬整備補給所管理区域外で災害が発生した場合
 - (1) 災害が切串地区の場合は、海上自衛隊呉弾薬整備補給所災害派遣隊（以下「災害派遣隊」という。）を直ちに派遣する。
 - (2) 災害が前号以外の区域である場合は、市長との調整に基づき災害派遣隊を派遣する。
 - (3) 呉弾薬整備補給所長は、第1術科学校、呉造修補給所貯油所支所に災害が発生した場合にも状況に応じて災害派遣隊を派遣することがある。
- 4 江田島市消防本部職員及び江田島市消防団員の呉弾薬整備補給所構内の通行

江田島市消防本部職員及び江田島市消防団員が次の区域内の災害に出勤する場合には、呉弾薬整備補給所構内の通行を許可するものとする。

ただし、通行する職・団員は、服装又は証票等により直ちに確認できるようにしておくものとする。

 - (1) 切串地区の災害の場合
南門、北門間の通行
 - (2) 同地区の山林での災害の場合
南門又は北門から山林部への通行
- 5 災害活動の際は、両者相互に緊密なる連絡をし、それぞれ指揮をとるものとする。
- 6 派遣要請及び情報連絡先は次のとおりとする。
 - (1) 江田島市
江田島市消防本部通信指令室 電話119又は40—0119（昼夜とも）
 - (2) 呉弾薬整備補給所
当直室 電話43—0331（昼夜とも）

この活動覚書の有効期限は、締結の日から1年とする。

ただし、有効期限満了までに、いずれか一方から別段の意思がない場合この覚書は更新されたものとする。

○消防相互援助協約

江田島市及び在日米陸軍基地管理隊

江田島市長および在日米陸軍基地管理隊長は、ともに火災の予防と消火による人命、財産の保護に責任を有し、その提携による相互利益と妥当性を認め、更に江田島市長および在日米陸軍基地管理隊長は、各責任地域に対する消防活動の相互援助を希望するので、ここに消防援助協約を結び互に正当な委任権をもって署名する。

第1条 相互援助

江田島市長または江田島市消防本部消防長もしくはその代行者（以下市長等という。）の要請があったときは、在日米陸軍秋月消防署所属の人員および器材を、江田島市の援助のために派遣する。また、在日米陸軍公益事業局消防部長あるいはその代行者から要請があったときは、江田島市の市長等は、在日米陸軍秋月弾薬庫にその消防隊を援助のため派遣する。

第2条 消防援助の要請

- 1 消防援助の要請は、通常相互の電話連絡によって行われるものとする。この場合の電話連絡は次のとおりとする。
 - (a) 米陸軍側が江田島市の援助を要請する場合：
電話番号 0823—40—0119（江田島市消防本部）
 - (b) 江田島市長等が米陸軍側の援助を要請する場合：
電話番号 0823—42—1660（在日米陸軍秋月消防署）
- 2 在日米陸軍秋月弾薬庫へ援助出動した消防隊員および器材は、通常軍施設の正門より保安関係者の誘導により火災現場に到達するものとする。江田島市の責任地域内の火災に出動する米陸軍消防隊は、江田島市長等の指示する地点へ出動すること。
- 3 援助出動を行った各消防隊は、互にその地域に行政上の義務を有する長、すなわち援助を受けた側の長の指揮に従って消火活動を行うものとする。

第3条 弁済と補償

- 1 この協約に基づいて行われる一切の援助行為は、互に弁済の義務を負わないものとする。
- 2 この協定の結果生じた人身の傷害、死亡あるいは器材の損失にかかわる補償の請求権は、日米地位協定第18条の規定に従うものを除いては、互にその権利を放棄する。

第4条 除外規定

江田島市長および在日米陸軍公益事業局消防部長は、消防隊の援助派遣が独自の消、防火にいちじるしい妨げとなると判断した場合、その派遣を中止する権利を保留するものとする。

第5条 効力

この協約は、両側代表権者が署名し、その日をもって効力を発し、この協定以前に取り交わされた口頭、もしくは文書による同意の協約は、その効力を失うものとする。

第6条 改定と廃止

- 1 この協約に使用されている字句は、一方からの要請に他方が同意したとき、いかなる場合でも改修できるものとする。
- 2 この協約は、一方が他方に文書で通告した場合、いかなる時でも廃止できるものとする。

両側から正当な委任権を認められた両者が、ここにこの協約を成立させた証とするために署名する。

平成17年12月6日

在日米陸軍司令部キャンプ座間

在日米陸軍司令部／第9戦域支援コマンド司令官の委任において：

サイン

在日米陸軍基地管理隊長

平成17年12月6日

(署名、調印の地)

広島県江田島市能美町中町4859番地9

江田島市長

江田島市消防本部

広島県江田島市江田島町鷺部二丁目16番12号

江田島市消防本部消防長

○災害時の医療救護活動に関する協定書、実施細目及び覚書（社団法人安芸地区医師会）

災害時の医療救護活動に関する協定書

災害時における救急の万全を期するため、江田島市を甲とし社団法人安芸地区医師会を乙として、甲乙両当事者は、災害時の医療救護活動について次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、甲が行う災害（大規模自然災害、集団的に傷病者が発生する大規模な事故（航空機事故、列車事故等）及びNBCテロ等を含む。以下同じ。）時の医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定める。

（医療救護班の派遣）

第2条 甲は、医療救護活動を実施する上で必要があると認めた場合は、乙に対して、医療救護班の編成及び派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けた場合は、直ちに医療救護班を編成し、災害現場等に派遣するものとする。

3 乙は、緊急やむを得ない事情により、甲の要請を受ける前に医療救護班を編成し、派遣した場合は、速やかに甲に報告し、その承認を得るものとする。この場合、甲が承認した乙の医療救護班は、甲の要請に基づく医療救護班とみなすものとする。

（災害医療救護計画）

第3条 乙は、前条の規定による医療救護活動への協力を有効に実施するため、あらかじめ災害医療救護計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

2 前項の災害医療救護計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 医療救護組織の編成
- (2) 医療救護組織の活動計画
- (3) 他地区医師会及び広島県医師会と関係機関との通信連絡計画
- (4) 指揮命令系統
- (5) 医薬品、医療機材等の備蓄
- (6) 訓練計画
- (7) その他必要な事項

（医療救護班の業務）

第4条 乙が派遣する医療救護班は、避難所、災害現場等に甲が設置する救護所において、医療救護を行うことを原則とする。

2 甲は、必要と認めた場合は、前項に規定する救護所のほか、被害地周辺の医療救護活動が可能な乙の会員である医師が開設又は所属している医療機関に救護所を設置することができる。

3 医療救護班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 傷病者の選別(トリアージ)
- (2) 傷病者に対する応急処置の実施及び必要な医療の提供
- (3) 傷病者の収容医療機関への転送の要否及び転送順位の決定
- (4) 被災者の死亡の確認及び死体の検案

（医療救護班に対する指揮命令等）

第5条 乙が派遣する医療救護班に対する指揮命令及び医療救護活動の連絡調整は、甲が指定する者が行うものとする。この場合において、甲が指定する者は、乙が派遣する医療救護班の意見を尊重するものとする。

（医療救護班の輸送）

第6条 甲は、医療救護活動が円滑に実施できるよう医療救護班の輸送について必要な措置をとるものとする。

(医薬品等の供給)

第7条 乙が派遣する医療救護班が使用する医薬品等は、当該医療救護班が携行するもののほか、甲が供給について必要な措置をとるものとする。

(医療費)

第8条 救護所における医療費は、無料とする。

2 患者が受診した医療機関及び収容された医療機関における医療費は、原則として患者負担とする。

(訓練)

第9条 乙は、甲が実施する訓練に協力するものとする。

(実費弁償等)

第10条 甲の要請に基づき、乙が医療救護活動を実施した場合に要する次の費用は、甲が甲の予算の範囲内で負担するものとする。

- (1) 医療救護班の編成及び派遣に要する費用
- (2) 医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合の実費
- (3) 医療救護班員が医療救護活動において、負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合の扶助金
- (4) 救護所が設置された医療機関において、医療救護活動により生じた施設・設備の損傷等の修繕等に係る実費
- (5) 前各号に該当しない費用であって、乙が医療救護活動この協定を実施するために要した実費

(細目)

第11条 この協定に定めるもののほか、この協定を実施するために必要な細目については、甲及び乙が協議して定める。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1ヶ月前までに、甲又は乙から何らの意思表示のないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この協定は延長され、その後もまた同様とする。

(疑義の解決)

第13条 この協定に定める事項に疑義が生じた場合又はこの協定に定めない事項で必要がある場合は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持するものとする。

平成17年4月1日

甲 江田島市
代表者 江田島市長
乙 社団法人 安芸地区医師会
代表者 会長

災害時の医療救護活動協定書実施細目

江田島市を甲とし、社団法人安芸地区医師会を乙として、甲乙両当事者は、平成17年4月1日付けで締結した災害時の医療救護活動に関する協定（以下「協定」という。）第11条に基づき以下の実施細目を定める。

(救護班の派遣要請)

第1条 協定第2条第1項に規定する甲の乙に対する医療救護班の派遣要請は、市長(災害対策本部長)から安芸地区医師会長に対して行うことを原則とする。

2 派遣要請は、原則として災害発生場所、日時及び概要を明らかにした文書によって行うものとする。ただし、緊急を要するときは電話等迅速な方法で行い、文書の提出はその後において行うことができる。

(医療救護活動の報告)

第2条 乙は、協定第2条第2項又は第3項の規定により医療救護班を派遣したときは、当該医療救護活動終了後速やかに、各医療救護班ごとの「医療救護活動報告書」(第1号様式)、「医療救護班員名簿」(第2号様式)及び「医薬品等使用報告書」(第3号様式)を取りまとめ、甲に報告するものとする。

(事故報告)

第3条 乙は、派遣要請に基づき乙が派遣する医療救護活動において、当該医療救護班員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、「事故報告書」(第4号様式)により速やかに甲に報告するものとする。

(医療救護班に係る実費弁償等の請求)

第4条 協定第10条第1号及び第2号に規定する医療救護班に係る費用については、乙が各医療救護班分を取りまとめ、「実費弁償請求書」(第5号様式)により甲に請求するものとする。

2 協定第10条第3号に規定する扶助金については、支給を受けようとする者が「扶助金支給申請書」(第6号様式)により甲に請求するものとする。

3 協定第10条第4号の実費については救護所が設置された医療機関における施設・設備の損傷に係る実費については、当該医療機関が「物件損傷等報告書」(第7号様式)により甲に請求するものとする。

(実費弁償の額等)

第5条 協定第10条第1号に規定する実費弁償の額は、原則として別表に定める額とする。

2 協定第10条第2号に規定する実費弁償の額は、乙が派遣する医療救護班が使用した医薬品等に係る購入価格とする。

3 協定第10条第3号に規定する扶助金の支給については、災害救助法施行令(昭和22年政令第225号)の規定に準ずるものとする。

(支払い)

第6条 甲は、協定第10条各号に規定する費用の支払いの請求を受けた場合は、関係書類を確認の上、速やかに実費弁償等を乙に対し支払うものとする。

(医療救護班派遣の限界)

第7条 乙は、協定第2条の規定にかかわらず、災害が激甚であり、班員及びその周辺に危害又はその恐れがある場合は、派遣の要請に応じないことができる。

上記のとおり、合意の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持するものとする。

平成 年 月 日

甲 江田島市

代表者 江田島市長

乙 社団法人 安芸地区医師会

代表者 会 長

別表

区 分	日 当	旅費及び宿泊料	超過勤務手当
医 師	災害救助法施行細則（昭和23年広島県規則第9号）別表2に定める額		
薬剤師			
看護師			
補助員	災害救助法施行細則別表2に定める看護師職と同額	職員の旅費に関する条例（昭和28年広島県条例第23号）に定める行政職5級の職務にある者に対する支給額相当額	勤務1時間当たりの給与額（日当を7.75で除した額）に職員の給与に関する条例（昭和26年広島県条例第22号）第15条第1項に規定する割合を乗じて得た額

覚 書

江田島市を甲とし、社団法人安芸地区医師会を乙として、甲乙両当事者が、平成17年4月1日付けで締結した「災害時の医療救護活動に関する協定書」に関して、次のとおり覚書を締結した。

緊急やむをえない事情により、医療救護班の編成が必要な場合、市長が直接江田島町医師会会長に協力要請ができるものとする。その場合においても甲の要請に基づく医療救護活動とみなすものとする。

この覚書の合意の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持するものとする。

平成17年4月1日

甲 江田島市
代表者 江田島市長
乙 江田島町医師会
代表者 会 長

○災害時の医療救護活動に関する協定書、実施細目及び覚書（社団法人佐伯地区医師会）

災害時の医療救護活動に関する協定書

江田島市を甲とし、社団法人佐伯地区医師会を乙として、甲乙両当事者は、災害時における救急の万全を期するため、災害時（大規模な事故を含む。）の医療救護活動（以下「医療救護活動」という。）について次のとおり協定を締結した。

（趣旨）

第1条 この協定は、甲が行う医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定める。

（医療救護班の派遣）

第2条 甲は、医療救護活動を実施する上で必要があると認めた場合は、乙に対して、医療救護班の編成及び派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けた場合は、直ちに医療救護班を編成し、災害現場等に派遣するものとする。

3 乙は、緊急やむを得ない事情により、甲の要請を受ける前に医療救護班を編成し、派遣した場合は、速やかに甲に報告し、その承認を得るものとする。この場合、甲が承認した乙の医療救護班は、甲の要請に基づく医療救護班とみなすものとする。

（災害医療救護計画）

第3条 乙は、前条の規定による医療救護活動を実施するため、災害医療救護計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

2 前項の災害医療救護計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 医療救護組織の編成
- (2) 医療救護組織の活動計画
- (3) 他地区医師会及び広島県医師会と関係機関との通信連絡計画
- (4) 指揮命令系統
- (5) 医薬品、医療機材等の備蓄
- (6) 訓練計画
- (7) その他必要な事項

（医療救護班の業務）

第4条 乙が派遣する医療救護班は、避難所、災害現場等に甲が設置する救護所において、医療救護を行うことを原則とする。

2 甲は、必要と認めた場合は、前項に規定する救護所のほか、被害地周辺の医療救護活動が可能な医療機関に救護所を設置することができる。

3 医療救護班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 被災者に対する選別
- (2) 傷病者に対する応急処置及び医療
- (3) 傷病者の収容医療機関への転送の要否及び転送順位の決定
- (4) 被災者の死亡の確認及び死体の検案

（医療救護班に対する指揮命令等）

第5条 乙が派遣する医療救護班に対する指揮命令及び医療救護活動の連絡調整は、甲が指定する者が行うものとする。この場合、甲が指定する者は、乙が派遣する医療救護班の意見を尊重するものとする。

（医療救護班の輸送）

第6条 甲は、医療救護活動が円滑に実施できるよう医療救護班の輸送について必要な措置をとるものとする。

(医薬品等の供給)

第7条 乙が派遣する医療救護班が使用する医薬品等は、当該医療救護班が携行するもののほか、甲が供給について必要な措置をとるものとする。

(医療費)

第8条 救護所における医療費は、無料とする。

2 患者が収容された医療機関における医療費は、原則として患者負担とする。

(訓練)

第9条 乙は、甲が実施する訓練に協力するものとする。

(実費弁償等)

第10条 甲の要請に基づき、乙が医療救護活動を実施した場合に要する次の費用は、甲が負担するものとする。

- (1) 医療救護班の編成及び派遣に要する費用
- (2) 医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合の実費
- (3) 医療救護班員が医療救護活動において、負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合の扶助金
- (4) 救護所が設置された医療機関において、医療救護活動により生じた施設・設備の損傷に係る実費
- (5) 前各号に該当しない費用であって、この協定を実施するために要した実費

(細目)

第11条 この協定に定めるもののほか、この協定を実施するために必要な事項は、別に甲及び乙が協議して定める。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1ヶ月前までに、甲又は乙から何らの意思表示のないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この協定は延長され、その後もまた同様とする。

(疑義の解決)

第13条 この協定に定める事項に疑義が生じた場合又はこの協定に定めない事項で必要がある場合は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持するものとする。

平成17年4月1日

甲 江田島市

代表者 江田島市長

乙 社団法人 佐伯地区医師会

代表者 会長

災害時の医療救護活動協定書実施細目

江田島市を甲とし、社団法人佐伯地区医師会を乙として、甲乙両当事者は、平成17年4月1日付けで締結した災害時の医療救護活動に関する協定（以下「協定」という。）第11条に基づき以下の実施細目を定める。

(救護班の派遣要請)

第1条 協定第2条第1項に規定する甲の乙に対する医療救護班の派遣要請は、市長から佐伯地区医師会能美支部長に対して行うことを原則とする。

2 派遣要請は、災害発生場所、日時及び概要を明らかにした文書によって行うものとする。ただし、緊急を要するときは電話等迅速な方法で行い、文書の提出はその後において行うことができ

る。

(医療救護活動の報告)

第2条 乙は、協定第2条の規定により医療救護班を派遣したときは、医療救護活動終了後速やかに、各医療救護班ごとの「医療救護活動報告書」(第1号様式)、「医療救護班員名簿」(第2号様式)及び「医薬品等使用報告書」(第3号様式)を取りまとめ、甲に報告するものとする。

(事故報告)

第3条 乙は、協定第2条の規定に基づく医療救護活動において、救護班員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、「事故報告書」(第4号様式)により速やかに甲に報告するものとする。

(医療救護班に係る実費弁償等の請求)

第4条 協定第10条に規定する医療救護班に係る費用については、乙が各医療救護班分を取りまとめ、「実費弁償請求書」(第5号様式)により甲に請求するものとする。

2 協定第10条に規定する扶助金については、支給を受けようとする者が「扶助金支給申請書」(第6号様式)により甲に請求するものとする。

3 協定第10条に規定する救護所が設置された医療機関における施設・設備の損傷に係る実費については、当該医療機関が「物件損傷等報告書」(第7号様式)により甲に請求するものとする。

(実費弁償の額等)

第5条 協定第10条第1号に規定する実費弁償の額は、原則として別表に定める額とする。

2 協定第10条第2号に規定する実費弁償の額は、使用した医薬品等に係る購入価格とする。

3 協定第10条第3号に規定する扶助金の支給については、災害救助法(昭和22年法律第118号)の規定に準ずるものとする。

(支払い)

第6条 甲は、前2条の規定により請求を受けた場合は、関係書類を確認の上、速やかに実費弁償等を乙に対し支払うものとする。

(医療救護班派遣の限界)

第7条 乙は、協定第2条の規定にかかわらず、災害が激甚であり、班員及びその周辺に危害又はその恐れがある場合は、派遣の要請に応じないことができる。

上記のとおり、合意の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持するものとする。

平成17年4月1日

甲 江田島市

代表者 江田島市長

乙 社団法人 佐伯地区医師会

代表者 会長

別表

区分	日 当	旅 費	時間外勤務手当
医 師	災害救助法施行細則（昭和23年広島県規則第9号）別表2に定める額		
看護師			
薬剤師			
補助員	災害救助法施行細則（昭和23年広島県規則第9号）別表2に定める看護師職と同額	職員の旅費に関する条例（昭和28年広島県条例第23号）に定める行政職3級の職務相当額	勤務1時間当たりの給与額（日当を8で除した額）に職員の給与に関する条例（昭和26年広島県条例第22号）第15条第1項に規定する割合を乗じて得た額

覚 書

江田島市を甲とし、社団法人佐伯地区医師会を乙として、甲乙両当事者が、平成17年4月1日付けで締結した「災害時の医療救護活動に関する協定書」に関して、次のとおり覚書を締結した。

緊急やむをえない事情により、医療救護班の編成が必要な場合、市長が直接佐伯地区医師会能美支部長に協力要請ができるものとする。その場合においても甲の要請に基づく医療救護活動とみなすものとする。

この覚書の合意の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持するものとする。

平成17年4月1日

甲 江田島市
代表者 江田島市長
乙 社団法人 佐伯地区医師会能美支部
代表者 支部長

○災害時等における水道水の相互応援に関する協定

呉市と江田島市とは、地震、異常渇水、事故等の災害発生時等（以下「災害時等」という。）において水道水の相互応援を図るため、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 両市は、災害時等における水道水を確保し、給水制限等を最小限にとどめるため、互いに協力するものとする。

（応援要請）

第2条 災害時等における給水の応援要請は、次に掲げる事項を明示した書面によって行うものとする。ただし、書面によることが困難なときは、口頭により応援要請をし、後日、速やかに当該書面を送付するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 必要とする予定水量及び期間
- (3) その他必要な事項

（応援の実施）

第3条 前条の応援要請を受けた市は、速やかに、別に定める方法により応援給水を実施する。

（費用の負担）

第4条 応援に要した費用は、法令その他特別に定めがあるものを除き、応援を受けた市の負担とする。

- 2 特別な事情がある場合は、前項の費用について支払を免除することができる。

（応援活動の円滑化）

第5条 応援活動の円滑な実施を図るため、両市に担当責任者を置く。

（協議）

第6条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、呉市水道企業管理者及び江田島市企業局長が協議して定める。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、両市記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成20年3月27日

呉市中央4丁目1番6号
呉市
呉市長 小村 和年
江田島市能美町中町4859番地9
江田島市
江田島市長 曾根 薫

○相互応援の実施に関する覚書

呉市と江田島市とは、災害時等における水道水の相互応援に関する協定（平成20年3月27日締結。以下「協定」という。）に定めるもののほか、当該相互応援の詳細に関し、必要な事項を定めるため、次のとおり覚書を締結する。

（応援要請及び応援内容の協議）

第1条 両市は、広島県が運営する広島水道用水供給事業（浄水受水）により必要水量を確保することができない場合に限り、協定第2条の応援要請（以下「応援要請」という。）をすることができる。

2 応援要請に当たって用いる要請書の様式は、別添（様式）のとおりとする。

3 応援要請があったときは、両市において具体的な応援給水の内容を協議し、決定する。

（応援水量等）

第2条 応援水量は、次に掲げるとおりとする。

(1) 呉市1日当たり8、000立方メートルの範囲内において、呉市が当日の応援可能水量を勘案し決定する水量

(2) 江田島市1日当たり2、000立方メートルの範囲内において、江田島市が当日の応援可能水量を勘案し決定する水量

2 応援給水は、江田島市に対しては別添図面1に示すルートにより、呉市に対しては別添図面2に示すルートにより、それぞれ行うこととする。

3 応援給水を受ける市は、広島県に対し、当該応援給水を実施するために必要となる措置を講じるよう協力を要請することとする。

（応援水量の確定及び費用負担等）

第3条 応援給水を受けた市は、応援給水に係る水量（以下「応援水量」という。）を両市において確定するに当たっては、広島県に対し、広島県の受水メータに係るデータを提供するよう依頼し、当該データに基づきこれを行うものとする。ただし、当該データに基づく応援水量の確定が困難なときは、両市が協議の上、応援水量を確定するものとする。

2 応援水量に対応する費用の額は、前項の規定により確定した応援水量（10立方メートル未満は、切り捨てる。）に、応援給水を開始した日の属する年度の前年度における応援給水を行った市の給水原価（単位は銭までとする。）を乗じた額（1円未満の端数は、切り捨てる。）に消費税及び地方消費税の額を加算して得た額とする。

3 応援給水を受けた市は、応援給水を行った市の発行する納入通知書により、当該費用を納入するものとする。

（担当責任者）

第4条 協定第5条の担当責任者は、毎年度当初に、両市において確認するものとする。

（その他）

第5条 この覚書に定めのない事項及び覚書の内容に疑義が生じたときは、呉市水道企業管理者及び江田島市企業局長が協議して定める。

この覚書の締結を証するため、本書2通を作成し、両市記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成20年3月27日

呉市西中央3丁目1番5号

呉市水道企業管理者 田中 浩

江田島市江田島町中央1丁目1番1号

江田島市企業局長 日当 満志

○災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書

江田島市（以下「甲」という。）と〇〇（以下「乙」という。）は、災害発生時における福祉避難所の設置運営に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、江田島市内に大規模な地震、風水害及びその他の災害が発生した場合における災害時要援護者の安全確保を図るため、乙の管理する施設に、福祉避難所を開設することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（対象者）

第2条 この協定における避難援護の対象となる者（以下「対象者」という。）は、福祉施設や医療機関に入所又は入院するに至らない在宅の要援護者で、一般の避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする者及びその者を介護する者をいう。

（利用できる施設）

第3条 乙は、福祉避難所としての範囲を定めて、予め福祉避難所指定承諾書（様式第1号）を甲に提出する。

（福祉避難所の開設）

第4条 甲は、災害が発生し福祉避難所を開設する必要がある場合は、乙に対して福祉避難所の開設を依頼するものとする。

2 甲は、前項の規定により福祉避難所の開設を依頼する際は、その旨を福祉避難所開設依頼通知書（様式第2号）又は口頭で通知するものとする。

3 乙は、甲から第1項の規定による依頼を受けた場合は、対象施設の職員の参集状況及び対象施設の被災状況に応じて、福祉避難所を開設するものとする。

（対象者の移送）

第5条 甲の依頼に基づき、乙が受け入れを了承した場合、福祉避難所への対象者の移送は、原則として当該対象者の家族等の介護者又は支援者（以下「支援者等」という）が行うものとする。ただし、支援者等による移送が困難な場合は、乙に対して、対象者の移送の協力を依頼して実施するものとする。

（福祉避難所の運営）

第6条 乙は、対象者への相談等に応じるとともに、日常生活上の支援や、状況の急変等に応じて関係機関への連絡又は斡旋を行うものとし、甲は、乙に協力するものとする。

2 甲は、日常生活用品、食糧、介護必需品、医療材料等の福祉避難所の運営に必要な物資の調達を行うものとする。

（経費の負担）

第7条 福祉避難所として、乙が対象者の受け入れに要した経費については、甲が負担するものとする。

2 前項の定めによる経費の額は、甲乙協議の上決定する。

（福祉避難所の開設期間）

第8条 福祉避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、期間の延長が必要な場合は、甲乙協議の上、延長することができる。

2 甲は、前項の規定により福祉避難所の延長を依頼する際は、その旨を福祉避難所開設期間延長申請書（様式第3号）又は口頭で、申請するものとする。

（福祉避難所の閉鎖）

第9条 甲は、災害が収束した場合は、速やかに福祉避難所を閉鎖する。

2 甲は、前項に基づき福祉避難所を閉鎖する際は、乙に対し福祉避難所使用終了届（様式第4号）

を提出するとともに、その施設を現状に復し、乙の確認を受けるものとする。

(個人情報保護)

第10条 乙は、福祉避難所の管理運営に当たり業務上知り得た情報を、対象者等の生命身体に危険のある場合を除き外部に漏らしてはならない。

(協議)

第11条 この協定の各条項の解釈について疑義を生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

(協定の有効期間)

第12条 この協定は、締結の日から効力を発生するものとし、平成26年3月31日までとする。ただし、期間満了の2月前までに、甲又は乙から書面による解約の申出がないときは、なお、1年間効力を有するものとし、以降も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成25年 3月 1日

甲 江田島市能美町中町4859番地9
江田島市
市長 田中 達美

乙 (住所・事業所名・連絡先)

江田島市江田島町切串一丁目37番21号	有限会社 椿会	取締役 西林 慎治
江田島市江田島町小用三丁目28番1号	社会福祉法人 かつぎ会	理事長 西本 克己
江田島市江田島町宮ノ原三丁目20番1号	社会福祉法人 誠心福祉会	理事長 平野 典子
江田島市能美町鹿川2060番地	社会福祉法人 江田島市社会福祉協議会	会長 大津 克彦
福山市木之庄町四丁目5番25号	特定非営利活動法人 地域の絆	代表理事 中島 康晴
江田島市沖美町岡大王2332番地2	社会福祉法人 まほろばの里 沖美	理事長 古澤 英三郎
江田島市大柿町飛渡瀬4027番地2	社会福祉法人 江能福祉会	理事長 毛利下 隆男
江田島市大柿町飛渡瀬1603番地	宗教法人 妙覚寺	住職 長坂 方之

○特設公衆電話の設置・利用に関する覚書

江田島市（以下「甲」という。）と西日本電信電話株式会社（以下「乙」という。）は、大規模災害等が発生した際に乙の提供する非常用電話（以下「特設公衆電話」という。）の設置及び利用・管理等に関し、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 本覚書は、災害の発生時において、甲乙協力の下、被災者等の通信の確保を目的とする。

（用語の定義）

第2条 本契約に規定する「災害の発生」とは、強度の地震等の発生により都道府県が災害救助法を適用する地域において、広域停電が発生していること、または同様の事象の発生により社会の混乱が発生していることをいう。

2 本契約に規定する「特設公衆電話」とは、甲乙協議のうえ定めた設置場所に電気通信回線及び電話機接続端子を施設し、災害の発生時に電話機を接続することで被災者又は帰宅困難者等へ通信の提供を可能とするものをいう。

（通信機器の管理）

第3条 甲は、本契約にもとづき、災害発生時に即座に利用が可能な状態となるよう電話機を適切な場所に保管の上、管理することとする。

（屋内設備の管理及び破損）

第4条 甲は、特設公衆電話の配備に必要な設備（電話機、及び端子盤、配管、引込柱等）を設置し、乙が設置する屋内配線（モジュラージャックを含む。以下同じ。）とともに、災害発生時に即座に利用が可能な状態となるよう維持に努めることとする。

2 屋内配線や保安器、引込線等の乙が設置する設備が甲の故意または重過失により破損した場合は、甲は乙に速やかに書面をもって報告することとする。なお、乙に対する修復に係る費用の支払については、原則、甲が負担するものとする。

（特設公衆電話の設置）

第5条 特設公衆電話の設置に係る電気通信回線数については、甲乙協議の上、乙が決定することとし、設置場所・回線数等の必要な情報は、別紙1「避難所特設公衆電話一覧表」に定めて、甲乙互いに保管するものとする。なお、保管にあたっては、甲乙互いに情報管理責任者を任命し、その氏名等を別紙2「情報管理責任者通知書」に定めて相互に通知することとする。

（特設公衆電話の移転、廃止等）

第6条 甲は、特設公衆電話の設置された場所の閉鎖、移転等の発生が明らかになった場合は、速やかにその旨を乙に書面をもって報告しなければならない。また、新たな設置場所を設ける場合は、甲は乙に対し報告することに努めるものとする。

（定期試験の実施）

第7条 甲および乙は、年に1回を目安として、災害発生時に特設公衆電話が速やかに設置できるよう、別紙3「特設公衆電話の定期試験仕様書」に定める接続試験を実施することとする。

（故障発見時の扱い）

第8条 甲および乙は、特設公衆電話を設置する電気通信回線について何らかの異常を発見した場合は、速やかに相互に確認しあい、故障回復に向け協力するものとする。

（特設公衆電話の開設）

第9条 特設公衆電話の利用の開始については乙が決定するものとし、甲は特設公衆電話を速やかに設置し、被災者もしくは帰宅困難者等の通信確保に努めるものとする。ただし、設置場所の存在する地域において大規模災害が発生し、甲と乙で連絡が取れない場合は、甲の判断により、利用を開始することができるものとする。

(特設公衆電話の利用)

第10条 甲は、特設公衆電話を開設した場合、利用者の適切な利用が行われるよう、可能な限り利用者の誘導に努めるものとする。

(特設公衆電話の利用の終了)

第11条 特設公衆電話の利用の終了については甲乙協議のうえ乙が決定するものとし、甲は特設公衆電話を速やかに撤去するものとする。ただし、乙が利用終了を通知する前に、避難所を閉鎖した場合においては、甲はすみやかに特設公衆電話を撤去し、甲は乙に対し撤去した場所の連絡を行うこととする。

(目的外利用の禁止)

第12条 甲は、第7条に規定する定期試験及び第9条に規定する開設を除き、特設公衆電話の利用を禁止するものとする。

2 乙は特設公衆電話の利用状況について、定期的に検査することとする。

3 甲は、乙より目的外利用の実績の報告があった場合は、速やかに当該利用が発生しないよう措置を講じ、その旨を乙に報告するものとし、甲の目的外利用により発生した分の利用料は、甲が負担するものとする。

4 前項の措置にかかわらず、甲の目的外利用が継続する場合は、抜本的な措置を甲乙協議のうえ講ずるものとする。この場合において、特設公衆電話の撤去を行うこととなった場合は、撤去に関する工事費用等は、甲が負担するものとする。

(協議事項)

第13条 本覚書に定めのない事項又は本覚書の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙誠意をもって協議のうえ定めるものとする。

本覚書を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自がその1通を保有する。

平成25年4月16日

甲 広島県江田島市能美町中町4859番地9
江田島市
江田島市長 田中達美 印

乙 広島県広島市中区基町6番77号
西日本電信電話株式会社
広島支店長 黒田吉広 印

避難所特設公衆電話一覧表

令和 3 年 3 月 31 日

「特設公衆電話の設置・利用に関する協定」第 5 条に基づき、避難所特設公衆電話を次のとおりとする。

建物名	住所（郵便番号、住所）	利用場所	設置台数	備考
飛渡瀬交流プラザ	〒737-2101 江田島市大柿町飛渡瀬 1 6 3 3 - 1	体育館	1 台	
江田島市立大柿中学校	〒737-2213 江田島市大柿町大原 9 2 0	事務室	1 台	
江田島市立江田島小学校	〒737-2122 江田島市江田島町中央 4- 1 8 - 3 1	事務室	1 台	
江田島市立秋月体育館	〒737-2131 江田島市江田島町秋月 2- 4 9 - 5 3	体育館	1 台	
江田島市立江田島中学校	〒737-2121 江田島市江田島町小用 1- 1 3 - 1	玄関ホール	1 台	
江田島市立切串小学校	〒737-2111 江田島市江田島町切串 1- 1 1 - 2	玄関ホール	1 台	
高田交流プラザ	〒737-2303 江田島市能美町高田 3 3 5 5 - 5	玄関ホール	1 台	
江田島市立三高小・中学校	〒737-2316 江田島市沖美町三吉 2 6 1 3	ロビー	1 台	
江田島市立沖体育館	〒737-2312 江田島市沖美町畑 9 9 5	体育館	1 台	
江田島市立大古小学校	〒737-2213 江田島市大柿町大原 1 2 7 0 - 1	玄関ホール	1 台	
江田島市立大君体育館	〒737-2212 江田島市大柿町大君 8 6 2	事務室	1 台	
江田島市立鹿川小学校	〒737-2302 江田島市能美町鹿川 2 7 8 8	玄関ホール	1 台	
江田島市立中町小学校	〒737-2301 江田島市能美町中町 2 7 7 9	体育館	1 台	

建物名	住所（郵便番号、住所）	利用場所	設置台数	備考
宮ノ原交流プラザ	〒737-2124 江田島市江田島町宮ノ原2-2 1-1	体育館	1台	
津久茂交流プラザ	〒737-2126 江田島市江田島町津久茂3-1-2 3	事務室	1台	
柿浦体育館	〒737-2211 江田島市大柿町柿浦1 5 0 8-1	体育館	1台	
江田島市立能美中学校	〒737-2301 江田島市能美町中町3 7 2 1-1	体育館	1台	

甲 情報管理責任者（正）

江田島市 総務部 危機管理課

加川 英也

乙 情報管理責任者（正）

西日本電信電話株式会社 広島支店 災害対策室

梶原 明人

○災害時における情報交換に関する協定書

国土交通省中国地方整備局長(以下「甲」という。)と江田島市長(以下「乙」という。)は、江田島市の区域において災害が発生し、又は発生のおそれがある場合(以下「災害発生時等」という。)の情報交換について、次のとおり協定する。

(目的)

第1条 この協定は、甲及び乙が連携を図り、江田島市民の生命、身体及び財産の安全並びに生活を確保するための迅速かつ円滑な対応を図ることを目的とする。

(協力体制)

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、災害発生時等の初動段階から緊密な情報交換が行えるように、相互に協力して必要な体制を整えるものとする。

(現地情報連絡員の派遣)

第3条 甲は、災害発生時等の状況により、甲及び乙が行う応急対策並びに甲が行う支援の円滑な実施に資するため必要と認めたときは、江田島市災害対策本部等に職員を現地情報連絡員として派遣し、情報交換にあたらせるものとする。

(平常時の連携)

第4条 甲及び乙は、この協定の実施に関して必要となる連絡体制の整備その他必要と認められる事項について、訓練及び会議の開催等を通じて平常時からの連携に努めるものとする。

(その他)

第5条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

上記のとおり協定を締結した証として、本書2通を作成し、甲、乙押印の上、各自その1通を保有する。

平成25年3月5日

甲 国土交通省 中国地方整備局長 戸田 和彦

乙 江田島市 江田島市長 田中 達美

○災害時における協力に関する協定

江田島市（以下「甲」という。）と江田島市内郵便局13局及び呉郵便局（以下「乙」という。）は、江田島市内に発生した地震その他による災害時において、甲及び乙が相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するため次のとおり協定を締結する。

（定義）

第1条 この協定において、「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める被害をいう。

（協力要請）

第2条 甲及び乙は、江田島市内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

- （1） 緊急車両等としての車両の提供
（車両を所有する場合に限る。ただし、郵便配達用車両は除く。）
- （2） 甲又は乙が収集した被災者の避難所開設状況及び被災者の同意の上で作成した避難先リスト等の情報の相互提供
- （3） 郵便局ネットワークを活用した広報活動
- （4） 災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策
 - ア 災害地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付
 - イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除
 - ウ 被災地宛て救助用郵便物等の料金免除
 - エ 被災地宛て寄付金を内容とする郵便物の料金免除
- （5） 乙が郵便物の配達等の業務中に発見した災害発生時の道路等の損傷状況の甲への情報提供
- （6） 避難所における臨時の郵便差出箱の設置及び郵便局社員による郵便物の取集・交付等並びにこれらを実行するための必要な事項（避難者情報確認シート（避難先届）又は転居届の配布・回収を含む。）
- （7） 株式会社ゆうちょ銀行の非常払及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱い
- （8） 前各号に掲げるもののほか、要請のあったもののうち協力できる事項

（協力の実施）

第3条 甲及び乙は、前条の規定により要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、業務に支障のない範囲内において協力するものとする。

（経費の負担）

第4条 第2条に規定する協力要請に対して、協力した者が要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、適正な方法により算出した金額を、要請した者が負担する。

2 前項の規定により、負担すべき金額は、甲乙協議の上、決定するものとする。

（災害情報等連絡体制の整備）

第5条 甲及び乙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策等について協議するものとする。

（情報の交換）

第6条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し、必要に応じて情報交換を行う。

（連絡責任者）

第7条 この協定に関する連絡責任者は、それぞれ次のとおりとする。

甲 江田島市 危機管理課長

乙 日本郵便株式会社 沖郵便局長

（災害時における協力に関する協定の失効）

第8条 この協定の締結に伴い、平成17年4月1日に締結した「災害時における協力に関する協定」は、その効力を失う。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、両者で協議し決定する。

(有効期間)

第10条 本協定の有効期間は、締結日から平成31年3月31日までとする。

ただし、有効期間満了の1か月前までに、甲又は乙のいずれからも申出がない場合は、当該期間満了の日の翌日から起算して1年間、この協定を更新するものとし、以後もまた同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名の上、各1通を保有するものとする。

平成30年3月29日

甲 江 田 島 市
江田島市長 明岳 周作
乙 代表
日本郵便局株式会社
沖郵便局長 今井 慎二
呉郵便局長 藤田 秀

○瀬戸内・海の路ネットワーク災害時相互応援に関する協定

(目的)

第1条 この協定は、瀬戸内・海の路ネットワーク推進協議会(以下「海ネット」という。)を構成する会員のうち、この協定を締結した会員(以下「海ネット共助会員」という。)が、海ネット共助会員の地域において地震等による災害が発生し、被災会員独自では十分な応急対応ができない場合に、主に海の路を介した連携により、相互に救援協力し、被災会員の応急及び復旧対策を円滑に遂行することを目的に締結するものである。

(応援の種類)

第2条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 応急対策並びに応急復旧に必要な資機材及び物資の提供
- (2) 応急対策及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (3) 医療機関への被災傷者等の受入れ
- (4) 被災者への臨時的な居住施設の提供
- (5) 前各号に定めるもののほか、特に要請があった事項

(地域ブロックの設置)

第3条 災害の規模等に応じて応援を円滑に行うため、以下のとおり地域ブロックを設置する。

地域ブロック	海ネット共助会員
近畿・中国ブロック	大阪府岬町、兵庫県姫路市、兵庫県播磨町、和歌山県海南市、岡山県玉野市、広島県竹原市、広島県三原市、広島県尾道市、広島県大竹市、広島県廿日市市、広島県江田島市、広島県坂町、山口県宇部市、山口県山口市、山口県防府市、山口県柳井市、山口県周防大島町
四国・九州ブロック	徳島県小松島市、香川県高松市、香川県丸亀市、香川県坂出市、愛媛県松山市、愛媛県八幡浜市、愛媛県新居浜市、愛媛県西条市、愛媛県大洲市、愛媛県上島町、大分県姫島村

(地域ブロックによる応援の連絡調整)

第4条 地域ブロックには地域ブロック幹事及び地域ブロック副幹事(以下「地域ブロック幹事等」という。)を置くものとし、海ネット共助会員から互選により選出するものとする。

2 地域ブロック幹事等の任期は、それぞれ1年とする。

3 地域ブロック幹事等は、被災会員に対する応援を速やかに行うため、地域ブロック内の総合調整を行うものとする。

(応援の要請)

第5条 被災会員は、応援が必要と判断したときは、次に掲げる事項を明らかにし、文書により所属する地域ブロック幹事等に対し要請するものとする。ただし、緊急の場合には、口頭、電話又は電信等により応援を要請することができる。この場合、当該要請後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 災害の状況及び要請理由
- (2) 必要とする物資等の種類、数量、搬入場所及び経路
- (3) 必要とする職員の職種、活動内容、期間、人数及び派遣場所と経路
- (4) 受入れを必要とする被災傷者等の人数及び診療科目
- (5) 受入港及び受入港への海上経路
- (6) 前各号に掲げるもののほか、特に必要な事項

2 要請を受けた地域ブロック幹事(以下「応援とりまとめ幹事」という。)は、速やかに他の地域ブロック幹事等と協議を行い、被災会員を応援できる海ネット共助会員を決定し、その旨を被災

会員及び他の地域ブロック幹事等並びに海ネット事務局に通知する。ただし、緊急の場合はこの限りではない。

- 3 通知を受けた海ネット事務局は、必要に応じて状況を関係機関に報告するものとする。
(応援の実施)

第6条 海ネット共助会員は、前条に規定する応援の要請を受けた場合、可能な範囲でこれを実施するものとする。

- 2 海ネット共助会員は、前条に規定する応援の要請がない場合でも、速やかに協議を行い当該被災会員に応援が必要と判断したときは、応援を実施することができる。この場合は、前条に規定する応援の要請があったものとみなし、前条の規定を準用する。
- 3 応援とりまとめ幹事は、他の地域ブロック幹事等と緊密な連絡をとり、被災会員が必要とする応援を適切に実施できるよう努めるものとする。

(応援経費の負担)

第7条 応援に要した経費は、原則として被災会員が負担する。ただし、被災会員と応援を行う海ネット共助会員(以下、「応援会員」という。)との間で協議した結果、合意が得られた場合については、この限りではない。

- 2 被災会員において経費を支弁するいとまがなく、かつ、被災会員から要請があった場合は、応援会員は当該経費を一時繰替支弁するものとする。
- 3 前2項に定めるもののほか経費負担等に関し必連な事項は別途調整を図る。

(協定運営協議会の設置)

第8条 この協定の運営を円滑に行うため、協定運営協議会を設置する。

- (1) 協定運営協議会は、地域ブロック幹事等で構成する。
- (2) 協定運営協議会には幹事及び副幹事を置くものとし互選により選出するものとする。
- (3) 前号の幹事及び副幹事の任期は、それぞれ1年とする。
- (4) 協定運営協議会の事務局は、幹事の担当課内におき、協議会の庶務を行う。
- 2 協定運営協議会の行う業務は、以下のとおりとする。
- (1) この協定に参加又は離脱を希望する海ネット共助会員への同意
- (2) 協定の実効性の確保に関する企画及び管理
- (3) この協定の運営に係る連絡及び調整
- (4) その他、この協定の運営に関し必要な事項の決定

(海ネット共助会員への参加及び離脱)

第9条 海ネット共助会員への参加及び離脱は、別紙様式の協定(参加・離脱)申請書を協定運営協議会へ提出し、当該申請書を協定運営協議会が受理したときをもって同意したものとみなす。

- 2 前条第1項第2号の幹事は、海ネット共助会員に異動があった場合は、速やかに他の海ネット共助会員及び海ネット事務局に通知する。

(他の協定との関係)

第10条 この協定は、海ネット共助会員が既に締結している協定及び個別に締結する災害時の相互応援に関する協定を妨げるものではない。

(通信体制の整備)

第11条 海ネット共助会員は、複数の通信体制を整備し、災害時における連絡手段の確保を図るよう努める。

- 2 海ネット共助会員は、相互応援のための窓口として、あらかじめ連絡担当部局を定めておくものとする。

(協定の実効性の確保)

第12条 海ネット共助会員は、平素より相互に海の路を通じた交流・連携の推進を図りつつ、この協定の実効性の確保に努めるものとする。

(協定に関する協議)

第13条 この協定に定めるもののほか、瀬戸内・海の路ネットワーク災害時相互応援に関し必要な事項は、協定運営協議会が別に定める。

附 則

この協定は、平成24年3月29日から施行する。

○避難所施設利用に関する協定書

江田島市長（以下「甲」という。）と独立行政法人国立青少年教育振興機構国立江田島青少年交流の家所長（以下「乙」という。）との間で、江田島市内に大規模な地震、津波、風水害その他による災害が発生し、または発生のおそれがあるとき、次のとおり避難場所及び災害対策要員等の宿泊所（以下「避難所等」という。）としての施設利用に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定書は、甲が、乙の管理する施設の一部を、避難所等として利用することについて必要な事項を定めることを目的とする。

（避難所等の開設）

第2条 甲は、災害時等において避難所等として開設する必要がある場合、乙の指定した場所を避難所等として開設することができる。

（開設の通知）

第3条 甲は、第2条に基づき避難所等を開設する際、事前に乙に対しその旨を、文章（様式第1号）または、口頭で通知するものとする。

2 甲は、避難所等の開設に緊急を要するときは、前項の規定にかかわらず、乙の承認した施設を避難所等として開設することができるものとする。

（避難所等の管理）

第4条 避難所等の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

2 避難所等の管理運営について、乙は甲に協力するものとする。

（費用負担）

第5条 甲は、避難所等の施設利用に係る費用を負担するものとする。

（開設期間）

第6条 避難所等の開設期間は、7日間以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合、甲は乙と協議のうえ、使用期間延長ができるものとする。

（避難所等解消への努力）

第7条 甲は、当該避難所等の早期解消に努めるものとする。

（避難所等の終了）

第8条 甲は、乙の管理する施設を避難所等として終了する際は、乙にその旨を文章（様式第2号）で通知するとともに、その施設を現状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

（有効期限）

第9条 この協定書の有効期限は毎年度末とし、甲乙双方に異議がない場合は、翌年度においても自動的に更新されるものとする。

(協議)

第10条 この協定書の実施に関し必要な事項、またはこの協定に定めのない事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(その他)

第11条 甲と乙は、この協定書を証するため本書2通を作成し、甲、乙双方記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成26年3月20日

甲 江田島市能美町中町4859番地9
江田島市
市長 田中 達美

乙 江田島市江田島町津久茂一丁目1番1号
独立行政法人国立青少年教育振興機構
国立江田島青少年交流の家
所長 徳永 章人

○減災を目的とした防災ARに関する協定書

江田島市（以下「甲」という。）及び一般社団法人 全国防災共助協会（以下「乙」という。）は、災害に係る情報発信等に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（本協定の目的）

第1条 甲及び乙は協働して、災害時の減災を目的に、市民に対し、市内の気象情報、地震津波情報及び災害時避難場所など、必要な防災情報の提供を行うと共に、平常時からの防災意識の向上を図る取組みを行うため、本協定を締結する。

（本協定における取組み）

第2条 本協定における取組みの内容は次のとおりとする。

- （1） 甲が、市内の避難場所等の防災情報を乙に提供し、甲乙が協力してステッカーを配布し、端末装置（スマートフォン）にて利用される防災ARシステム（以下「本システム」という。）に、これらの情報を平常時から掲載するなどして、一般に広く周知する。
- （2） 乙は、甲に、災害時の市内の避難勧告、避難指示等の緊急情報、被害状況、ライフラインに関する情報及び避難所におけるボランティア受入れ情報、必要な救援物資に関する情報などを市民に広く周知させることができる本システムを提供する。
- （3） 乙が提供する本システムは、甲の市民に対して、平常時は防災への備蓄を施し、災害時には、現在地から最寄りの避難場所等へ誘導する情報を提供する。
- 2 前項各号の取組みの具体的な内容及び方法については、災害時の状況等を考慮に入れ、甲及び乙の両者の協議により決定するものとする。
- 3 甲及び乙は、第1項各号の事項が円滑になされるよう、お互いの窓口となる連絡先及びその担当者名を相手方に連絡するものとし、これに変更があった場合、速やかに相手方に連絡するものとする。
- 4 第1項各号に関する事項及び同項に記載のない事項についても、甲及び乙は、両者で適宜協議を行い、決定した取組みを随時実施するものとする。
- 5 本システムは、あくまで情報の提供が主であるが、利用状況下が災害時であるため、情報の信頼性、本システムの可動に関して甲乙は責任を負わない。また利用者にもその旨を利用規約にて明記する。
- 6 本システムにより、広告情報を提供する場合は、別途、「広告掲載要綱」等を取り決め、その内容を満たすものとする。

（責任の範囲）

第3条 甲及び乙は、前条の取組みに関し、第三者からの苦情及び何らかの問題（以下「苦情等」という。）が生じた場合には、直ちに問題解決のために対応するものとする。

- 2 甲は、乙に提供した情報に係る苦情等に関し、その責任を負うものとする。
- 3 乙は、前項以外の本システムに係る苦情に関し、その責任を負うものとする。
- 4 本システムの窓口は乙とする。

（費用）

第4条 前条に基づく甲及び乙の対応は、別段の合意がない限り無償で行われるものとし、それぞれの対応にかかる旅費・通信費その他一切の経費は各自が負担するものとする。

（情報の周知）

第5条 乙は、甲から提供を受ける情報について、甲が特段の留保を付さない限り、本協定の目的を達成するため、乙が適切と判断する方法により一般に広く周知することができる。ただし、乙は、本協定の目的以外のために二次利用してはならないものとする。

（本協定の公表）

第6条 本協定の内容を公表する場合、甲及び乙は、その時期、方法及び内容について、両者で別途協議のうえ、決定するものとする。

(本協定の期間)

第7条 本協定の有効期間は、本協定締結日から1年間とし、期間満了前までにいずれかの当事者から他の当事者に対し期間満了によって本協定を終了する旨の書面による通知がされない限り、本協定はさらに1年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第8条 本協定に定めのない事項及び本協定に関して疑義が生じた事項については、甲及び乙は、誠実に協議して解決を図る。

以上、本協定締結の証として本書2通を作成し、甲と乙両者記名押印のうえ各1通を保有する。

平成26年11月27日

甲 広島県江田島市能美町中町4859番地9
江田島市
江田島市長 田中 達美

乙 滋賀県大津市一里山1-16-1
一般社団法人 全国防災共助協会
代表理事 池光 博明

○災害時における物資供給に関する協定書

江田島市（以下「甲」という。）とNPO法人コメリ災害対策センター（以下「乙」という。）は、災害時における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙と協力して、物資を迅速かつ円滑に被災地へ供給するために必要な事項を定めるものとする。

（協定事項の発効）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が、災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（供給等の協力要請）

第3条 甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に調達可能な物資の供給を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第4条 甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。

- (1) 別表に掲げる物資
- (2) その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第5条 第3条の要請は、調達する物資名、数量、規格、引渡場所等を記載した要請書（第1号様式）をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（物資の供給の協力）

第6条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

2 乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を報告書（第2号様式）により甲に報告するものとする。

（引渡し等）

第7条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

2 甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

（費用の負担）

第8条 第6条の規定により、乙が供給した物資の代金及び乙が行った運搬等の経費は甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

（費用の支払い）

第9条 物資の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

（情報交換）

第10条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成27年2月16日

甲 広島県江田島市能美町中町4859番地9
江田島市
市長 田中 達美

新潟県新潟市南区清水4501番地1
乙 NPO法人 コメリ災害対策センター
理事長 捧 雄一郎

○災害時における物資の調達に関する協定書

江田島市（以下「甲」という。）と一般社団法人広島県LPガス協会江田島地区協議会（以下「乙」という。）は、災害時における物資の調達について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時における物資の円滑な調達に資するため、甲が乙に対し、物資の調達に係る協力の要請を行うことについて、必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 甲は、次に掲げる場合において、乙に対しその保有する物資の供給（借り受けを含む。以下同じ）を要請することができる。

- (1) 市内に災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
- (2) 市外の災害救助のため、国、県又は他の市町村から、物資の調達の斡旋を要請され、又は特に必要と認めて斡旋を行うとき。
- (3) その他緊急に必要となったとき。

2 前項の要請は、甲からの供給要請書（別記様式第1号）により行うものとする。ただし、文章により要請する時間がない時は口頭により要請し、事後速やかに文章を交付するものとする。

3 前項ただし書きの場合にあっては、乙は甲の意思を確認のうえ、次の措置をとるものとする。

4 乙は、第1項の要請を受けたときは、その要請事項について速やかに適切な措置をとるとともにその措置の状況について、甲に連絡するものとする。

（物資の範囲）

第3条 甲が乙に供給を要請する物資は次に掲げるものとし、乙は甲からの要請があったときは可能な限り調達するものとする。

- (1) LPガス
- (2) その他甲が指定するもの（ガスコンロ、ガス炊飯器など）

（物資の優先供給）

第4条 乙は、甲から第2条に定める要請を受けたときは乙の可能な範囲内において優先的に甲に物資を供給するものとする。

（物資の価格）

第5条 物資の取引価格（甲が乙から借り受ける物資の借受価格を含む）は、災害発生時直前における適正な価格（乙が引き渡しのための搬送を行った場合はその運賃を含む）とすることを基本とし甲乙協議して決定するものとする。

（物資の搬送及び引渡し）

第6条 乙は、物資の搬送及び引渡しについては、甲の指示（物資の供給先に関する指示を含む）に従うものとする。

2 物資の搬送は原則として乙が行うものとし、甲は甲の指定する場所に職員又は甲の指定する者を派遣し、要請に係る物資を確認のうえ、乙から引渡しを受けるものとする。

（代金の支払い）

第7条 甲は、乙から引渡しを受けた物資の代金は、乙からの請求書を受理した後、遅滞なく支払うものとする。

（情報の交換）

第8条 甲及び乙は、この協定に基づく協力を円滑に推進するため、平常時から必要な情報の交換を行うものとする。

（協議）

第9条 この協定に定めがない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上、その都度

解決を図るものとする。

(有効期間)

第10条 この協定は、甲乙いずれかから、この協定を終了する旨の申し出がない限り継続するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成27年 7月28日

甲 広島県江田島市能美町中町4859番地9
江田島市

市長 田中 達美

乙 広島県江田島市能美町中町4216番地
一般社団法人広島県LPガス協会江田島地区協議会

地区協議会長 小 畠 章 二

○災害時における畳の提供等に関する協定書

江田島市（以下「甲」という。）と「5日で5000枚の約束。プロジェクト実行委員会（以下「乙」という。）は、災害時における避難所等に対する、畳の優先提供に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、江田島市内で地震、風水害、その他の災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、避難所等へ畳を供給することにより、被災者等の避難生活の負担軽減及び生活の早期安定に寄与することを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害発生時に畳を調達する必要があると判断したときは、乙に対して畳の提供等を協力要請する。ただし、緊急の場合は、乙は甲の要請がなくとも協力できるものとする。

2 前項の要請は、調達を必要とする枚数・日時・場所等を記載した要請書（別紙）をもって行うものとするが、緊急を要するときは、電話等により要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。

（協力内容）

第3条 乙は、前条の規定による要請を受けた場合は、可能な範囲において、畳の提供に努めるものとする。

2 次に掲げる作業については、その都度甲及び乙が協議の上、協力して行うものとする。

- (1) 畳の調達
- (2) 避難所等までの畳の輸送
- (3) 利用後の畳の処理

（費用の負担）

第4条 乙が甲に提供する畳に係る費用は無償とし、その他畳の提供に当たり生じる費用は甲及び乙が協議して定める。

（情報交換）

第5条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、平素から情報交換を行い、緊急時に備えるものとする。

（連絡責任者）

第6条 甲及び乙は、連絡先、連絡責任者及び担当者を別途定めるものとする。なお、連絡先等の内容に変更が生じた場合は、速やかに相手方に報告するものとする。

（有効期間）

第7条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙から文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定書に関して疑義が生じた事項については、その都度、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成27年9月25日

甲 広島県江田島市能美町中町4859番地9
江田島市
市長 田中 達美

乙 兵庫県神戸市兵庫区永沢三丁目8番8号
5日で5000枚の約束。プロジェクト実行委員会
委員長 前田 敏康

○災害時における生活関連物資の供給等に関する協定書

江田島市（以下「甲」という。）と生活協同組合ひろしま（以下「乙」という。）は、江田島市内において災害等が発生したとき又は災害等が発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における生活関連物資（以下「物資」という。）の供給等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時に甲が乙の協力を得て、被災者に対して、より速やかにかつ円滑に物資の供給ができるようにすることを目的とする。

（要請）

第2条 災害時において甲が物資を必要とする場合は、乙に対して物資の供給を要請する。

2 前項の要請は、調達する物資名、数量、規格、引渡場所等を記載した要請書（別紙）をもって行うものとするが、緊急を要するときは、電話等により要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。

（協力の実施）

第3条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、乙の営業に支障がない範囲において、要請事項について適切な処置を取り、甲に対し、速やかに物資を供給するものとする。

（支援体制の整備）

第4条 乙は、前条の規定により甲から協力要請を受けたときは、乙が加盟する生活協同組合連合会等（以下「連合会等」という。）に対して、連合会等が保有する物資の供給、輸送等について協力を要請し、連合会等と連携して、甲の要請に応えるものとする。

（物資の種類）

第5条 甲が、乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。

- (1) 別表「災害支援物資調達リスト」に掲げる物資
- (2) その他甲が指定する物資

（物資の運搬、引渡し）

第6条 物資の引渡し場所は甲が指定するものとし、引渡し場所までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙による運搬が困難な場合は、別に甲が指定する者が行うものとする。

（損害の負担）

第7条 第6条の規定に基づく、運搬業務により生じた損害の補償については甲と乙が協議をして定めるものとする。

（費用負担）

第8条 乙が供給した物資の対価及び乙が行った搬送等の費用については、甲がこれを負担するものとする。

- 2 前項に規定する費用は、災害時直前における適正価格を基準として、甲及び乙が協議して、その都度定めるものとする。
- 3 甲の乙に対する費用の支払い方法は、甲の通常の支払方法によるものとする。

(平常時の活動)

第9条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、平素から情報の交換や甲が行う防災訓練への参加等に努め、緊急時に備えるものとする。

(連絡責任者)

第10条 要請及び協力に関する事項の伝達を円滑に行うため、連絡責任者を定めるものとする。

(1) 甲の連絡責任者は、危機管理監危機管理課長とする。

(2) 乙の連絡責任者は、総合企画室統括部長とする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定書に関して疑義が生じた事項については、その都度、甲及び乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成28年1月15日

甲 広島県江田島市能美町中町4859番地9
江田島市
市長 田中 達美

乙 広島県廿日市市大野原一丁目2番10号
生活協同組合ひろしま
理事長 小泉 信司

別表

災害支援物資調達リスト

NO	商品区分	商品事例
1	飲料水	CO水 2L
2	飲料水	CO水 500m l
3	飲料水	CO緑茶 2L
4	飲料水	CO緑茶 500m l
5	飲料水	CO烏龍茶 2L
6	飲料水	CO烏龍茶 500m l
7	食事の替わりになる菓子	CO応援食クッキー・バー等
8	手で食べられる果物	バナナ
9	LLパン	COモーニングクロワッサン
10	乾電池	CO乾電池：単1
11	毛布・寝具	通販取引先の毛布・寝具
12	夏向けの寝具	通販取引先のタオルケット
13	カイロ	COカイロ
14	カイロ	CO貼るカイロ
15	パックご飯	COおいしいご飯
16	カップめん	COOPヌードル
17	レトルトカレー	COレトルトビーフカレー
18	スープ類	COスープ (FD)
19	スープ類	CO即席みそ汁
20	魚缶	さば缶
21	魚缶	いわし缶
22	魚缶	ツナ缶
23	調理の火力	COカセットコンロ
24	調理の火力	COガスボンベ
25	箸	CO割り箸
26	食器	紙おわん
27	食器	紙皿
28	食器	紙コップ
29	ティッシュ類	COティッシュ
30	ティッシュ類	COウエットティッシュ
31	タオル	取引先のタオル
32	おむつ	紙おむつベビー用
33	おむつ	紙おむつ大人用

○災害時におけるバス車両による緊急輸送に関する協定書

江田島市（以下「甲」という。）と江田島バス株式会社（以下「乙」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害（以下「災害」という。）発生時における、乙のバス車両による被災者等の避難輸送及び甲の救助計画に従事する者の移動（以下「緊急輸送」という。）に関する協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲の区域内で災害が発生し、又はそのおそれがある場合において、緊急輸送に関する体制を確保することにより、被害の防止または軽減を図ることを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、前条の目的により乙に対して緊急輸送の協力を要請することができる。この場合において、乙は正当な理由がある場合を除き、これに協力するものとする。

（要請手続等）

第3条 甲は、前条の規定により協力要請する場合は、緊急輸送協力要請書により行うものとする。ただし、文書による要請が困難なときは電話又は口頭で要請し、その後速やかに当該要請書を交付するものとする。

2 乙は、要請を受けたときは、その要請事項を実施するための必要な措置を講じ、緊急輸送を実施するものとする。

（災害時の情報提供）

第4条 甲及び乙は、緊急輸送を円滑に行うため、その保有する災害に関する情報を相互に提供するものとする。

（職員の同乗）

第5条 甲は、必要があると認めるときは、乙の輸送車両に甲の職員を同乗させるものとする。

（業務報告）

第6条 乙は、第3条第2項の規定による緊急輸送を実施したときは、当該業務の終了後速やかに緊急輸送実施報告書により甲へ報告するものとする。

（協力体制）

第7条 乙は、緊急輸送の協力に関し、あらかじめ協力体制及び連絡体制を整備し、甲に報告しなければならない。

2 乙は、前項に規定する協力体制及び連絡体制を変更した場合は、速やかに甲に報告しなければならない。

3 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、平素から情報の交換や甲が行う防災訓練への参加等に努め、緊急時に備えるものとする。

（費用の負担及び支払）

第8条 第2条の規定による要請により緊急輸送した費用は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用の算出は、要請の直前における適正価格を基準として、第6条の規定による報告に基づき、甲乙協議の上、決定するものとする。

3 業務の履行や支払い等に係る事務手続きについては、甲で定める諸規定に基づき行うものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定の成立した日から当該年度末の3月31日までとする。ただし、協定期間満了日の3箇月前に、この協定の解除又は変更について甲と乙のいずれからも何らの意思表示がないときは、この協定は更に1年間延長されたものとみなし、以後この例によるものとする。

(その他)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上1部を保有する。

平成28年3月17日

甲 江田島市能美町中町4859番地9
江田島市
江田島市長 田中 達美

乙 江田島市能美町中町4553番地1
江田島バス株式会社
代表取締役 蓮田 勉

○船舶による災害時の輸送等に関する協定書

江田島市（以下「甲」という。）と〇〇（以下「乙」という。）とは、甲の区域において大規模災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における船舶による輸送等に関し、次のとおり協定を締結する。

（協定の趣旨）

第1条 この協定は、災害時において、海上における緊急輸送等を確保するために、甲が乙に対して船舶による輸送等の業務に関し協力を求めるときの必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時において、次条に掲げる業務を遂行するため必要があるときは、乙に対し協力を要請するものとし、乙は可能な限り乙の協会員がこの要請に応ずるよう必要な連絡・調整を行うものとする。

2 前項の規定による要請は、災害時緊急輸送協力要請書（様式第1号）により業務の内容及び期間等を指定して行う。ただし、文書で要請するいとまがないときは、電話又は口頭で要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。

3 甲は、乙の協会員に直接要請したときは、乙に対しその旨を報告するものとする。

（業務内容）

第3条 本協定により、甲が乙に対し協力を要請する業務は、次のとおりとする。

- (1) 被災者（滞留者を含む）の輸送業務
- (2) 災害救助に必要な物資等の輸送業務
- (3) 災害応急対策に必要な要員、資機材等の輸送業務
- (4) その他船舶による支援業務

（業務報告）

第4条 乙は、前条の業務を実施したときは、当該業務の終了後速やかに、災害時緊急輸送実施報告書（様式第2号）によりその業務内容を、甲に報告する。ただし、文書で要請するいとまがないときは、電話又は口頭で要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。

（費用の負担）

第5条 第2条第1項の規定により、乙の協会員が実施した業務に要した経費（人件費、輸送費、燃料費等の実費負担額）は、甲が負担する。

2 前項による他、協力要請業務の実施に伴い、船舶又は設備が損傷した場合の修繕等に要する経費（乙の協会員が加入する損害保険等の支払金があるときは、当該金額を控除した額）は、甲が負担する。

3 前各項の費用は、甲の区域において、当該業務の実施に伴い発生した実費とし、甲と乙が協議して定める。

（費用の請求及び支払い）

第6条 乙の協会員は、業務の終了後、当該業務に要した前条の費用について、乙を経由して甲に実費弁償請求書（様式第3号）により請求するものとする。

2 甲は前項の請求があったときは、内容を確認し、市の規定に基づきその費用を乙の協会員に支払うものとする。

(従事者の災害補償)

第7条 甲は、この協定に基づく業務の実施により、当該業務に従事した乙の協会の従業員が、負傷し若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合において、次に掲げる場合を除きその損害を補償する。

- (1) 業務に従事する者の故意又は重大な過失による場合
- (2) 当該損害につき、乙の協会又は業務に従事する者が締結した損害保険契約により、保険給付を受けることができる場合
- (3) 当該損害が第三者の行為によるものであって、当該第三者からの損害賠償を受けることができる場合

(協会名簿)

第8条 乙は、所属する協会の名簿を、毎年1回甲に提出するものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成29年3月31日までとする。ただし、期間満了の1カ月前までに、甲又は乙が各相手方に対し別段の意思表示をしないときは、この協定は期間満了の翌日から更に、1年間同一の条件をもって更新するものとし、以降もこれと同様とする。

この協定を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印の上一部保有する。

平成28年3月17日

甲 江田島市能美町中町4859番地9
江田島市
江田島市長 田中達美

乙 (所在地・名称・代表者)

広島市南区宇品海岸1丁目13番26号	広島地区旅客船協会	会長 上村隆彦
呉市宝町9-25	呉地区旅客船協会	会長 内堀達也

○災害時の応急対策に関する協定書

江田島市（以下「甲」という。）とひろしま農業協同組合（以下「乙」という。）は、災害時の応急対策に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、江田島市内に地震、風水害、火災その他の災害（以下「災害」という。）が発生し、または災害が発生するおそれがある場合、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）及び江田島市地域防災計画に基づき、甲が行う災害応急対策に関して、甲が乙に対して協力を要請する際に必要な事項を定めるものとする。

（協力業務）

第2条 この協定により、甲が乙に対し協力を要請する業務（以下、「業務」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 乙所有の施設を避難所及び救援物資等の集積場所として使用させる業務。
- (2) 乙が調達可能な物資を被災者へ供給する業務。
- (3) その他、乙が協力可能な応急対策業務。

（協力要請）

第3条 甲は、乙に協力を要請するときは原則として文書により行うものとする。ただし、事態が緊迫し文書によることができない場合、口頭で要請を行い、後日、速やかに文書を乙に提出するものとする。

2 乙は、甲の要請を受けたときは、特別の理由がない限り、他の業務に優先して要請に協力するものとする。

（協力のための準備）

第4条 乙は、平常時から緊急事態発生時における連絡体制を整備するものとする。

2 甲は、乙に対して、その緊急時連絡網の報告を定期的に求めるものとする。

（完了報告）

第5条 乙は、業務が完了したときは、甲に実績報告書を提出するものとする。

（費用負担）

第6条 業務に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 前項の費用の算出方法については、災害発生直前における販売価格等を基準とし、甲と乙が協議のうえ、決定するものとする。

（第三者への損害賠償）

第7条 乙が業務の遂行により、第三者に損害を与えた場合は、一見して明白に乙の責めに帰すべき事由によるものを除き、その損害の賠償について甲乙協議して定めるものとする。

2 甲及び乙は、当該損害に関し第三者との間に紛争が生じた場合は、早期解決のため誠実に対応するものとする。

（従事者への損害補償）

第8条 甲は、業務に従事した乙の作業員が負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合に

において、次に掲げる場合を除きその損害を補償する。

- (1) 業務に従事する者の故意又は重大な過失による場合
- (2) 当該損害につき、業務に従事する者が締結した損害保険契約により、保険給付を受けることができる場合
- (3) 当該損害が第三者の行為によるものであって、当該第三者からの損害賠償を受けることができる場合

(訓練等)

第9条 乙は、この協定に基づく協力を円滑に実施するため、甲が実施する訓練等に積極的に参加するものとする。

2 甲は、平素から緊急事態に関する情報の提供、その他乙の協力に必要な支援を行うものとする。

(連絡責任者)

第10条 この協定に関する連絡責任者として、甲においては江田島市危機管理監危機管理課長を、乙においては、ひろしま農業協同組合（責任者様の役職）をそれぞれ指名するものとする。

(情報交換)

第11条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため必要な情報交換に努めるものとする。

(協定の期間)

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和6年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の30日前までに甲乙のいずれからも文書をもって協定終了の意思表示がないときは、この協定は、期間満了の日の翌日から更に1年間延長され、以後同様とする。

(実施細目)

第13条 この協定を実施するために必要な事項については、別に定める。

(協議)

第14条 この協定について疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和5年4月1日

甲 広島県江田島市大柿町大原505番地
江田島市
江田島市長 明岳 周作 ㊟

乙 広島県東広島市西条栄町10番35号
ひろしま農業協同組合
代表理事組合長 三戸 正宏 ㊟

災害時の応急対策に関する実施細目

1. 避難所及び物資集積場所の提供

- ①甲が乙の協力により住民の一時避難所として利用する施設は、別表1のとおりとする。
- ②甲が乙の協力により被災住民に提供する緊急物資の集積場所として利用する施設は、別表2のとおりとする。
- ③甲は、乙に協定書第2条第1号の協力を要請するときは、様式第1号「災害時の施設利用要請書兼受諾書」によって行うものとする。なお、要請の方法については、第3条第1項に準じて行う。
- ④乙は、甲から要請を受けたときは、その要請の諾否を決定し、速やかに甲へ通知するものとする。なお、通知の方法については、同項に準じて行う。

2. 物資の供給

- ①乙が協定書第2条第2号の協力により調達し甲に提供可能な物資等は、別表3のとおりとする。
- ②甲は、乙に別表3の物資等の提供を要請するときは、様式第2号「災害時の物資供給要請書兼受諾書」によって行うものとする。なお、要請の方法及び乙からの諾否については、第3条第1項に準じて行う。

3. 完了報告

乙は、協定書第5条の規定により、協力業務が完了したときは、その活動分を取りまとめ、その内容に応じた報告書を甲に提出するものとする。

ア) 避難所及び物資集積場所の提供

様式第3号「災害時に提供した施設に関する報告書」

イ) 物資の供給

様式第4号「災害時に供給した物資に関する報告書」

4. 費用等の請求

- ①乙は、協定書第6条の規定により、協力に要した費用を甲に請求するものとする。
- ②乙は、様式第5号「災害時の協力業務実費弁償請求書」に完了報告書の写しを添えて甲に請求するものとする。

5. 支払い

甲は、費用等の請求を受けたときは、その内容を確認の上、その日から起算して30日以内に代金を支払うものとする。ただし、代金の支払いに予算上の措置を必要とする場合は、この限りでない。

6. 事故報告

乙は、協力業務従事者が負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡したときは、様式第6号「事故報告書」により速やかに甲に報告するものとする。

○災害時における物品の供給に関する協定書

江田島市（以下「甲」という。）と小山株式会社広島営業所（以下「乙」という。）は、災害時における物品の供給に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、江田島市内で地震、風水害、その他の災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、甲が乙の協力を得て、被災者に対して、物品を迅速かつ円滑に供給するために必要な事項を定めるものとする。

（物品の種類）

第2条 甲が、乙に供給を要請する物品は、乙が業として取り扱い、災害時に調達可能なものうち、甲が指定したものとする。

（要請）

第3条 甲は災害が発生したときは、乙に対して要請書（別紙）により物品の供給を要請する。ただし、緊急の場合は、電話等により要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。

2 甲及び乙は、前項の要請及び次条の物品の供給を円滑に行うため、災害による被害状況を共有するなど、相互に連携・協力するものとする。

（引渡し）

第4条 乙は、前条の規定により要請を受けたときは、物品の優先供給に努めるものとし、引渡し場所までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙による運搬が困難な場合は、別に甲が指定する者が行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、乙自身が被災して物品の供給が困難な場合、他へ物品を優先供給する必要があるなど乙の業務に支障が生じる場合その他のやむを得ない事情がある場合は、乙は、甲と協議の上、実施可能な範囲で物品を供給することができる。

3 甲は、乙が引渡し場所まで物品を運搬する際には、車両を緊急又は優先車両として通行することができるように支援するものとする。

（費用負担）

第5条 乙が供給した物品の対価及び乙が行った運搬等の費用については、甲がこれを負担するものとする。

2 請求に係る物品の対価は、物品を供給する地域における災害発生直前（平常時）の適正な価格とし、甲・乙協議の上、速やかに決定するものとする。

3 甲の乙に対する対価及び費用の支払い方法は、甲の通常の支払方法によるものとする。

（連絡責任者）

第6条 甲及び乙は、連絡先、連絡責任者及び担当者を別途定めるものとする。なお、連絡先等の内容に変更が生じた場合は、速やかに相手方に報告するものとする。

（疑義の決定等）

第7条 この協定書に疑義が生じたとき、又はこの協定書に定めのない事項については、甲・乙協議の上、定めるものとする。

(適用)

第8条 この協定は、平成29年3月21日から適用し、甲又は乙が文書をもってこの協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各1通を保有する。

平成29年3月21日

甲 広島県江田島市大柿町大原505番地
江田島市
市長 明岳 周作

乙 広島県広島市安佐南区祇園五丁目6番5号
小山株式会社広島営業所
所長 中畑 聖二

○警察署使用不能時における施設提供に関する協定書

江田島市（以下「甲」という。）と広島県江田島警察署（以下「乙」という。）とは、江田島市内において災害が発生し、乙の庁舎が破損等により使用不能となった場合（以下「警察署使用不能時」という。）に、甲の施設の一部を乙の仮庁舎として使用すること（以下「施設提供」という。）について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、警察署使用不能時において、警察機能の持続及び回復並びに甲と乙との適切な連携を図るために、施設提供について、必要な事項を定めるものとする。

（施設提供の要請）

第2条 乙は、警察署使用不能時において、施設提供を求める必要が生じたときは、甲に対し、要請日時、使用目的、使用期間の見込み等の必要事項を記載した書面により要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により要請し、事後速やかに書面を提出するものとする。

（施設提供の協力）

第3条 甲は、前条の規定による要請を受けたときは、可能な範囲において、施設提供について積極的に協力するものとする。

2 施設提供の対象となる甲の施設は、江田島支所とする。

（施設の適切な管理）

第4条 乙は、甲の施設の一部を仮庁舎として使用するに当たっては、乙の責任において当該施設の一部を適切に管理するものとする。

（費用負担）

第5条 甲の施設の一部を乙の仮庁舎として使用する間における光熱水費その他の施設の使用上必要な経費の負担は、甲乙両者が協議の上決定するものとする。

（使用期間）

第6条 甲の施設の一部を乙の仮庁舎として使用できる期間については、甲乙協議の上決定するものとする。

（施設の明渡し）

第7条 乙は、甲の施設の一部の使用を終了したときは、当該施設の一部を原状に回復し、甲の確認を受けた後、明け渡すものとする。

（損害賠償）

第8条 乙の使用に伴う甲の施設、備品等の損壊、滅失等については、乙の責任において速やかに原状回復又は損害賠償するものとする。

（協議）

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた事項については、その都度、甲乙両者が協議の上決定するものとする。

（有効期間）

第10条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもってこの協定の終了を通知しない限り、その効力を失わないものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者が記名・押印の上、各自その1通を所持する。

平成29年6月26日

甲 江田島市大柿町大原505番地
江田島市
江田島市長 明 岳 周 作

乙 江田島市江田島町中央四丁目13番1号
広島県江田島警察署
江田島警察署長 上田 千佐子

○災害時の連携に関する協定書

江田島市（以下「甲」という。）と海上自衛隊第1術科学校（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、江田島市内で災害が発生した場合に、市民の安全を迅速かつ円滑に確保するため、甲乙の連携について必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定めるもの及び同程度の災害で、甲乙が連携を必要であると認めた場合をいう。

（連携事項）

第3条 連携事項は、次のとおりとする。

- （1） 平常時における連携
 - ア 情報連絡体制の充実
 - イ 防災訓練、会議等への参加
 - ウ 防災関係資機材等の通知
- （2） 災害時における連携
 - ア 施設・設備の提供
 - イ 物資の提供
 - ウ 災害の際における活動

（連携の実施細目）

第4条 前条各号の事項に属する具体的な事業内容及び実施方法は、甲乙が協議し、事項ごとに別に定める。

（連絡責任者）

第5条 この協定に関する連絡責任者として、甲においては、江田島市危機管理監危機管理課長を、乙においては、海上自衛隊第1術科学校総務課長をそれぞれ指名するものとする。

（連携要請の方法）

第6条 甲乙は、連携の要請を行うに当たっては連携の内容、日時、場所、その他の必要事項を明らかにして、文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合には、電話等の通信手段又は口頭により行い、その後、速やかに文書を交付するものとする。

（期間）

第7条 この協定の有効期間は、協定の締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日1カ月前までに、甲乙のいずれからも何らの意思表示がない時は、有効期間満了の日の翌日から起算して更に1年間有効とし、その後においてもまた同様とする。

（疑義の決定）

第8条 この協定に定めのない事項については、甲乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙両記名押印の上、各自その1通を所有するものとする。

平成29年7月12日

甲 江田島市大柿町大原505番地
江田島市
江田島市長 明 岳 周 作

乙 江田島市江田島町国有無番地
海上自衛隊第1術科学校
校 長 中 畑 康 樹

○出雲市・江田島市災害時相互応援協定書

出雲市と江田島市（以下「協定市」という。）とは、災害時における応急対策及び復旧対策（以下「応急対策等」という。）に係わる相互の応援に関し、次のとおり協定を締結する。

（協定の趣旨）

第1条 この協定は、協定市のいずれかの地域で、大規模な災害（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害をいう。以下同じ。）が発生した場合において、災害を受けた市（以下「被災市」という。）が応急対策等を円滑に遂行できるように、被災市の要請に応じて、相互に応援を行うために必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第2条 協定市は、大規模災害が発生し被災市から応援要請を受けた場合は、要請内容に従って応援するように努めるものとする。

（応援の内容）

第3条 応援の内容は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 応急対策等に必要な職員の派遣
- (2) 食料、飲料水及び生活必需品の提供
- (3) 応急対策等に必要な資機材の提供
- (4) 被災者の一時的な受入れ
- (5) 被災した児童・生徒の受入れ
- (6) ボランティアの調整等
- (7) 災害時の情報発信協力
- (8) 前各号に掲げるもののほか特に要請がある事項

（応援要請の手続き）

第4条 協定市は、大規模な災害が発生した場合に応援を要請しようとするときは、電話等により応援要請を伝え、応援内容を相互に確認した上で、別紙1の文書により応援要請を行うものとする。

2 協定市は、前項の応援要請を受け応援を行うときは、電話等により応援する旨を伝え、速やかに別紙2の文書により応援内容を通知する。

（応援要請の手続ができない場合の応援）

第5条 被災市に大規模な災害が発生し、被災による相互の連絡不能などにより応援要請の手続が速やかにできない場合においては、応援しようとする市（以下「応援市」という。）が自らの判断により応援できるものとする。この場合において、別紙3の文書により応援内容を被災市に通知するものとする。ただし、連絡が困難な場合は事前に通知することを要しない。

（応援経費の負担）

第6条 応援に要した経費は、原則として被災市の負担とする。ただし、これによりがたい場合は、協定市が協議して別に定めるものとする。

（災害補償）

第7条 第3条に定める応急対策等に従事した職員が、その活動により死亡し、負傷し、若しくは

疾病にかかり、又は障害の状態となった場合においては、本人又はその遺族に対する災害補償は、応援市が負うものとする。

(広域避難計画に関する事項)

第8条 島根原子力発電所で原子力災害が発生した場合における広域避難に関し、広島県と島根県との間の「原子力災害時等における広域避難に関する協定」に定めのある事項については、広域避難に関する広島県と島根県の協定を適用する。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定の実施に関し必要な事項は、その都度協定市が協議して定めるものとする。

(効力の発生)

第10条 この協定は、協定を締結した日から効力を発生する。

この協定を証するため、本協定書2通を作成し、協定市は記名押印の上、各1通を保管するものとする。

平成29年(2017)11月28日

島根県出雲市今市町70番地
出雲市

出雲市長

広島県江田島市大柿町大原505番地
江田島市

江田島市長

○災害時における地図製品等の供給等に関する協定書

江田島市（以下「甲」という。）と株式会社ゼンリン（以下「乙」という。）とは、第1条第(1)号に定める災害時において、乙が、乙の地図製品等（第2条に定義される）を甲に供給すること等について、以下のとおり本協定を締結する。

（目 的）

第1条 本協定は、以下各号の事項を目的とする。

- (1) 甲の区域内で災害対策基本法第2条第1号に定める災害が発生し、又はそのおそれがある場合において、甲が災害対策基本法第23条の2に基づく災害対策本部又は江田島市災害対策本部条例施行規則に基づく災害警戒本部（以下「災害対策本部等」という。）を設置したとき又は災害対策本部運営訓練（以下「防災訓練」という。）実施時の、乙の地図製品等の供給及び利用等に関し必要な事項を定めること。
- (2) 甲乙間の平常時からの防災に関する情報交換を通じ、甲及び乙が連携して、防災・減災に寄与する地図の作成を検討・推進することにより、市民生活における防災力の向上に努めること。

（定 義）

第2条 本協定において以下の用語はそれぞれ以下の意味を有するものとする。

- (1) 「住宅地図」とは、江田島市全域を収録した乙の住宅地図帳を意味するものとする。
- (2) 「広域図」とは、江田島市全域を収録した乙の広域地図を意味するものとする。
- (3) 「ZNET TOWN」とは、乙の住宅地図インターネット配信サービス「ZNET TOWN」を意味するものとする。
- (4) 「ID等」とは、ZNET TOWNを利用するための認証ID及びパスワードを意味するものとする。
- (5) 「地図製品等」とは、住宅地図、広域図及びZNET TOWNの総称を意味するものとする。

（地図製品等の供給の要請等）

第3条 乙は、甲が災害対策本部等を設置したときは、甲からの要請に基づき、可能な範囲で地図製品等を供給するものとする。

- 2 甲は、地図製品等の供給を求めるときは、別途定める物資供給要請書（以下「要請書」という。）を乙に提出するものとする。但し、緊急を要する場合は、甲は、電話等により乙に対して要請できるものとし、事後、速やかに要請書を提出するものとする。
- 3 乙は、地図製品等を供給するときは、甲に、別途定める物資供給報告書を提出するものとする。
- 4 本条に基づく地図製品等の供給にかかる代金及び費用は、次のとおりとする。
 - (1) 乙が供給した地図製品等の代金は、別途甲乙が合意した場合を除き有償とする。
 - (2) 地図製品等の搬送にかかる費用は、乙が負担するものとする。

（地図製品等の貸与及び保管）

第4条 乙は、第3条第1項の規定に基づく地図製品等の供給とは別途、本協定締結後、甲乙別途定める時期、方法により乙が別途定める数量の住宅地図、広域図及びID等を甲に貸与するものとする。なお、当該貸与にかかる対価については無償とする。

- 2 甲は、前項に基づき乙が貸与した住宅地図、広域図及びID等を甲の事務所内において、善良なる管理者の注意義務をもって保管・管理するものとする。なお、乙が、住宅地図及び広域図の更新版を発行したときは、乙は、甲が保管している旧版の住宅地図及び広域図について、甲から当該住宅地図及び広域図を引き取りかつ更新版と差し替えることができるものとする。
- 3 乙は、必要に応じ、甲に対して事前に通知したうえで、甲による地図製品等の保管・管理状況

等を確認することができるものとする。

(地図製品等の利用等)

第5条 甲は、第1条第(1)号に基づき災害対策本部等を設置したとき又は防災訓練実施時は、災害応急対策、災害復旧・復興及び防災訓練にかかる資料として、第3条又は第4条に基づき乙から供給又は貸与された地図製品等につき、以下各号に定める利用を行うことができるものとする。

(1) 災害対策本部等設置期間中又は防災訓練実施時の閲覧

(2) 災害対策本部等設置期間中又は防災訓練実施時、甲乙間で別途協議のうえ定める期間及び条件の範囲内での複製

2 甲は、前項に基づき住宅地図の利用を開始したときは、速やかに別途定める乙の報告先に報告するものとする。また、当該住宅地図の利用を終了したときは、速やかに従前の保管場所にて保管・管理するものとする。

3 甲は、第1項にかかわらず、災害時以外の平常時において、防災業務を目的として、甲の当該防災業務を統括する部署内において、広域図及びZNET TOWNを利用することができるものとする。なお、甲は、本項に基づき広域図を複製利用する場合は、別途乙の許諾を得るものとし、ZNET TOWNを利用する場合は、本協定添付別紙のZNET TOWN利用約款に記載の条件に従うものとする。

(情報交換)

第6条 甲及び乙は、平常時から防災に関する情報交換を行うとともに、相互の連携体制を整備し、災害時に備えるものとする。

(有効期間)

第7条 本協定の有効期間は、本協定末尾記載の締結日から1年間とする。但し、当該有効期間満了の3ヶ月前までに当事者の一方から相手方に対し書面による別段の意思表示がない限り、本協定は更に1年間同一条件にて更新されるものとし、以後も同様とする。

(協 議)

第8条 甲乙間で本協定の解釈その他につき疑義又は紛争が生じた場合には、両当事者は誠意をもって協議し解決に努めるものとする。

以上、本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ各1通を保有する。

平成29年12月1日

甲) 広島県江田島市大柿町大原505番地
江田島市
市長 明岳 周作

乙) 広島県広島市東区光町1丁目10番19号
株式会社ゼンリン
統括部長 宮岡 宏典

○災害時における物資の供給に関する協定書

江田島市（以下「甲」という。）と株式会社ジュンテンドー（以下「乙」という。）とは災害時における物資の供給に関し、次の通り協定を締結する。

（要 請）

第1条 甲は、災害時における物資の確保を図るため、必要があると認めるときは、乙に対し、乙の保有する物資の供給を要請することができる。

（物資の範囲）

第2条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、乙が保有する物資とする。

- (1) 「災害時における供給可能な物資の範囲（別表）」に掲げる物資
- (2) その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第3条 前条に掲げる物資の供給要請は、原則として文書（別記第1号様式）によるものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（物資の取引価格）

第4条 物資の取引価格は、災害発生時直前における価格を基準として、甲乙協議の上、定めるものとする。

（物資の引渡し）

第5条 物資の引渡しは、甲が指定する場所で行うものとし、甲は当該場所へ職員を派遣し、供給物資を確認の上、これを引き取るものとする。

2 乙は、物資を納品した場合、速やかに文書（別記第2号様式）により報告するものとする。

（代金の支払い）

第6条 乙は、第5条の引渡し後に物資の代金を甲に請求するものとし、甲は、乙に速やかに物資の代金を支払うものとする。

（担当者名簿の作成）

第7条 甲及び乙は、この協定の成立の日及び毎年4月1日現在の事務担当者名簿を作成し、相互に交換するものとする。

2 前項の規定は、年度途中において異動等があった場合に準用する。

（情報の交換）

第8条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて、情報の交換を行うものとする。

（疑義の決定）

第9条 この協定に定める事項に疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項で必要がある場合は、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間の満了する1箇月前までに甲又は乙が各相手方に対し格段の意思表示をしないときは、期間満了の翌日から更に1年間同一の条件をもって更新するものとし、以後もこれと同様とする。

この協定の証として本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和2年3月23日

甲 広島県江田島市大柿町大原505番地
江田島市
市長 明岳 周作

乙 島根県益田市下本郷町206番地5
株式会社ジュンテンドー
代表取締役社長 飯塚 正

別表（第2条関係）

災害時における供給可能な物資の範囲

大分類	主な物資名称
作業関連用品	作業シート、標識ロープ、カラーコーン、誘導灯、投光器、ヘルメット、防塵マスク、簡易マスク、長靴、軍手、ゴム手袋、皮手袋、雨具、ポケットコート、土のう袋、ガラ袋、スコップ、ショベル、移植ゴテ、ホースリール、散水ノズル、噴霧器、高圧洗浄機、エンジンポンプ、はしご、脚立
保存・掃除関連用品	ポリタンク、ポリバケツ、ポリ袋（ゴミ袋）、ほうき、竹ぼうき、ちりとり、ぞうきん、デッキブラシ、水モップ
衛生関連用品	トイレットペーパー、ティッシュペーパー、ウエットティッシュ、紙おむつ、生理用品、洗剤、石鹸、シャンプー（ドライシャンプー含）、歯ブラシ、練り歯磨き、スプレー式殺虫剤、蚊取り線香
飲食・炊事関連用品	紙食器（コップ、皿、碗等）箸（割り箸等）、スプーン、缶切り、魔法瓶、鍋、やかん、包丁、ラップ、ホイル
暖房・灯火用品	発電機、石油ストーブ、扇風機、カセット式ガスコンロ、ガスボンベ、木炭、練炭コンロ、練炭、懐中電灯、ラジオ、乾電池、ローソク、ライター、マッチ、使い捨てカイロ
衣類	肌着、運動靴、靴下、防寒着、スリッパ、サンダル
寝具関連用品	タオル、毛布、枕、敷物
飲料品	ペットボトル入りミネラルウォーター、お茶、スポーツドリンク等
住宅資材関連	木材・合板各種、壁紙、ふすま紙、障子紙、フローリング材
その他	簡易トイレ、携帯トイレ、拡声器

○災害時における連絡体制および協力体制に関する覚書

江田島市（以下「甲」という。）と中国電力ネットワーク株式会社呉ネットワークセンター（以下「乙」という。）は、災害時における連絡体制及び協力体制について、次のとおり覚書を締結する。

（趣旨）

第1条 この覚書は、災害時における電力の円滑な供給に資するため、連絡体制及び協力体制の確立を図ることを目的として、必要な事項を定めるものとする。

（連絡）

第2条 甲が災害警戒体制に入った時点、又は乙が社内の警戒体制若しくは非常体制に入った時点で、甲と乙は相互連絡体制を整える。

2 甲と乙の相互連絡は、直通電話及びファクシミリによるものとする。ただし、電話不通時・夜間は、携帯電話により連絡をとるものとする。

3 甲及び乙は、連絡を円滑に処理するため、あらかじめ正・副の連絡責任者を定めるものとする。

4 乙は、大規模停電発生時には、別に定める停電情報連絡票により、次に掲げる事項について、必要の都度、甲に情報提供するものとする。

- (1) 停電発生時刻
- (2) 停電発生地域
- (3) 停電発生戸数
- (4) 停電復旧見込み
- (5) 停電原因
- (6) 停電復旧時刻

5 甲が災害警戒体制を解除した時点、又は乙の社内警戒体制若しくは非常体制が解除された時点で、甲と乙は相互連絡体制を解除する。

（経費の負担）

第3条 第2条2項に定める電話等の設置及び運用に要する費用は、甲及び乙それぞれの負担において行うものとする。

（協力）

第4条 甲は、停電に関し、次に掲げる乙からの協力要請に対して、適宜、協力するものとする。

- (1) 広報車による市民への周知
- (2) 防災無線、有線放送、自治会等を活用した市民等への周知（台風等災害発生前の広報含む。）
- (3) 公民館等への掲示物等の設置場所の提供
- (4) 避難所へ避難された市民等への周知
- (5) 市民等からの問い合わせ対応
- (6) 道路等の被災・復旧状況の情報提供

（要請事項）

第5条 甲は、次に掲げる乙からの要請事項に関して、連携をとり、対応するものとする。

- (1) 土砂崩れ、倒木等による道路復旧
- (2) 除雪対応状況の情報提供
- (3) 電力復旧に必要な箇所の優先的な除雪

(要員派遣)

第6条 大規模災害が発生した場合、甲から要請された場合、又は乙から派遣すべきと判断した場合に、乙は甲へ要員派遣を行うものとする。なお、乙の派遣先は、次に掲げるとおりとする。

(1) 甲が非常体制に入っている場合は、災害対策本部

(2) 甲が非常体制に入っていない場合は、危機管理課

2 乙の派遣要員の役割は、停電状況・復旧状況等の甲への情報提供、及び道路等の被災・復旧状況の甲からの情報収集とする。

(事前伐採への取組)

第7条 甲及び乙は、電力設備周辺の樹木等に関して、必要により事前伐採の協議を行う。

(防災訓練)

第8条 甲及び乙は、災害対策を円滑に推進するため、甲又は乙の実施する防災訓練への参加要請があれば可能な限り参加するものとする。

(覚書の変更)

第9条 この覚書に定める事項につき、変更すべき事由が生じたときは、甲及び乙は、いずれからもその変更を申し出ることができる。

(協議)

第10条 この覚書に定めた事項について疑義が生じたとき、又は定めのない事項については、その都度、甲及び乙が協議して定めるものとする。

(有効期限)

第11条 この覚書は、甲又は乙のいずれから、この覚書を終了する旨の申出がない限り、継続するものとする。

(その他)

第12条 この覚書の締結をもって、令和2年4月1日付けで締結した「災害時における連絡体制及び協力体制に関する覚書」は、失効するものとする。

この覚書の確認を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自その1通を所持する。

令和6年4月1日

甲 広島県江田島市大柿町大原505番地
江田島市
江田島市長 明 岳 周 作

乙 広島県呉市西中央二丁目2番11号
中国電力ネットワーク株式会社
呉ネットワークセンター
所 長 和 田 政 彦

○避難所施設利用に関する協定書

江田島市（以下「甲」という。）と株式会社海風（以下「乙」という。）は、江田島市内に大規模な地震、津波、風水害その他の原因による災害が発生したとき又は発生するおそれがあるときに、乙の管理・運営する施設を避難場所及び災害対策要員等の宿泊所（以下「避難所等」という。）として利用することに関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲が乙の管理・運営する施設である江田島荘の一部を、避難所等として利用することについて必要な事項を定めるものとする。

（避難所等の開設）

第2条 甲は災害時等において江田島荘に避難所等を開設する必要がある場合、乙の承諾を得て開設することができる。

2 前項に基づき避難所等を開設する場合は、甲は乙に対し事前にその旨を避難所等開設依頼書で依頼し、乙は甲に対し避難所等として利用可能な箇所を回答するものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭による協議により、避難所等を開設できるものとする。

（避難所等の管理）

第3条 避難所等の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

2 避難所等の管理運営について、乙は甲に協力するものとする。

（費用負担）

第4条 甲は、避難所等の開設に係る費用を負担するものとする。

（開設期間）

第5条 避難所等の開設期間は、7日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合、甲と乙は互いに誠実に協議の上、利用期間・場所を定めるものとする。

（避難所等閉鎖への努力）

第6条 甲は、当該避難所等の早期閉鎖に努めるものとする。

（避難所等の閉鎖）

第7条 甲は、避難所等を閉鎖する場合は、乙にその旨を避難所等使用終了届で通知するとともに、その施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

（有効期限）

第9条 この協定書の有効期限は毎年度末とし、甲乙双方に異議がない場合は、翌年度においても自動的に更新されるものとする。

（協議）

第10条 この協定書の実施に関し必要な事項、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上定めるものとする。

（その他）

第11条 甲と乙は、この協定書を証するため本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

令和3年6月30日

甲 江田島市大柿町大原505番地
江田島市
江田島市長 明岳 周作

乙 江田島市能美町中町4718番地
株式会社海風
代表取締役 飯塚 達也

○災害時における物資供給に関する協定書

江田島市（以下「甲」という。）と株式会社ナフコ（以下「乙」という。）とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に規定する地震、津波、風水害、その他の災害により甚大な被害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に必要な物資（以下「物資」という。）の供給について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時における救援物資の調達などに関する甲の計画に対する乙の協力について必要な事項を定める。

（要請）

第2条 甲は、次の各号に掲げる場合において、物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対しその保有する物資の供給を要請することができる。

- （1） 江田島市内に災害が発生し、又は発生のおそれがあるとき。
- （2） 江田島市以外の災害の救助のため、国又は関係都道府県から物資の調達の斡旋を要請され、又は特に必要を認めて斡旋を行うとき。

（協力）

第3条 乙は、甲から前条の規定による要請があったときは、当該要請に対し可能な範囲において協力する。

（調達物資の範囲）

第4条 甲が乙に供給を要請する物資は、次の各号に掲げるものとする。

- （1） 「供給要請対象物資一覧」に掲げる物資
- （2） その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第5条 第2条の要請は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急の場合で文書をもって要請することができない場合は口頭で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

2 前項ただし書きの場合にあっては、乙は甲の意思を確認のうえ、第6条の措置を執るものとする。

（要請に基づく乙の措置）

第6条 乙は、第2条の要請を受けた時は、その要請事項を実施するための措置を執るとともに、その措置の状況を甲に連絡するものとする。

（価格）

第7条 物資の取引価格は、災害発生直前時における適正な価格（引き渡しまでの運賃を含む。災害発生前の取引については取引時の適正な価格。）を基準として甲及び乙が協議して定めるものとする。

（運搬及び引渡し）

第8条 乙は、物資の運搬及び引渡しについては、甲の指示に従うものとする。

2 物資の搬送は、原則として乙が行うものとし、甲は甲の指定する場所に職員を派遣し物資を確

認のうえ引渡しを受けるものとする。ただし、乙が搬送できない場合は、甲の指定する運送業者が乙の指定する場所において物資を確認のうえ、引渡しを受けるものとする。

- 3 甲は、前項の職員の派遣を江田島市長その他甲の指定する者に代行させることができる。この場合、甲は文書をもって委任するものとするが、緊急の場合で文書をもって行うことができないときは口頭で行い、その後速やかに文書を交付するものとする。

(車両の通行)

第9条 甲は乙が物資を運搬及び供給する際は、乙及び乙の業務委託先の車両を緊急又は優先車両として通行できるように可能な範囲で支援する。

(代金の支払い)

第10条 乙は、第8条第2項の引渡し後に物資の代金（引渡し場所までの運賃を含む。）以下同じ。）を甲に請求するものとし、甲は速やかに物資の代金を支払うものとする。

(連絡責任者)

第11条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては江田島市危機管理監危機管理課とし、乙においては株式会社ナフコ総務部とする。

(担当者名簿の作成)

第12条 甲及び乙は、この協定の成立の日及び毎年4月1日現在の事務担当者名簿を作成し、相互に交換するものとする。

- 2 前項の規定は、年度中において異動等があった場合に準用する。

(情報の交換)

第13条 甲及び乙はこの協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて情報の交換を行うものとする。

(協議)

第14条 この協定に定める事項に疑義が生じた場合、又はこの協定に定めのない事項で必要がある場合は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第15条 この協定は、締結日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

以上のとおり協定を締結したことを証するため、本書2通を作成し、甲と乙が記名押印をして、各自1通を所持する。

令和3年7月8日

甲 広島県江田島市大柿町大原505番地
江田島市

市長 明 岳 周 作 印

乙 福岡県北九州市小倉北区魚町二丁目6番10号
株式会社ナフコ

代表取締役 石 田 卓 巳 印

供給要請対象物資一覧

分 類	主 な 品 種
作業関係	作業シート、土嚢袋、標識ロープ、ヘルメット、防塵マスク 長靴、軍手、ゴム手袋、皮手袋、雨具、ガラ袋など
工具類	スコップ、つるはし、バール、ハンマー、のこぎり、鍬、 チェーンソー、バケツ、電動ハンマードリル、発電機、 燃料携行缶、延長コード、ホースリールなど
飲料水	飲料水（ペットボトル）、水など
生活必需品	毛布、タオル、下着、紙オムツ（大人用・子供用）、ちり紙、 ウエットティッシュ、ボディタオル、鍋、やかん、食器類、 割り箸、ポリ袋、マッチ、ライター、ローソク、雑巾、 使い捨てカイロ、携帯トイレ、水缶など
調理・電気用品	カセットコンロ、カセットボンベ、投光器、懐中電灯、 乾電池など
暖房機器	石油ストーブ、湯たんぽ、木炭、木炭コンロなど

○災害に係る情報発信等に関する協定書

江田島市（以下「甲」という。）と株式会社テレビ新広島（以下「乙」という。）は、災害に係る情報発信等に関し、次のとおり協定を締結した。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙が連携を図り、警戒レベルや警戒レベル相当情報等の防災情報及び発災後の生活支援情報等について、迅速かつ正確に情報発信することを目的とする。

（情報発信の内容）

第2条 甲と乙は、連携して次の事項について情報発信する。

- （1）地震、風水害その他の災害に対する「警戒レベル」、「警戒レベル相当情報」、「避難所等の開設情報」等
- （2）発災後における生活支援情報
- （3）平時における土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域、洪水浸水想定区域等に関する情報、防災関連の取り組みに関する情報

（情報発信の方法）

第3条 甲から乙への情報伝達は、Lアラート等により行うものとする。

- 2 乙は、前項で得た情報のうち特に「警戒レベル3」以上の情報については、乙の番組、速報スーパー、L字放送等のいずれかによって報道するとともに、乙のホームページ及び公式SNS等でインターネットを通じて情報発信する。
- 3 災害発生の危険が高まる場合においては、早めの避難を促す目的で「市長からの呼びかけ」等を甲乙協力して、映像若しくはメッセージにより情報発信するものとする。

（費用の負担）

第4条 甲及び乙は、この協定の運用に要する経費負担を一切求めないこととする。

（担当者名簿の作成）

第5条 甲及び乙は、この協定の日及び毎年4月1日現在の事務担当者名簿を作成し、相互に交換するものとする。

（有効期間）

第6条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和4年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1月前までに、甲又は乙が各相手方に対し、特段の意思表示をしない場合は、有効期間満了の日の翌日から更に1年間同一の条件をもって更新するものとし、以後も同様とする。

（協議）

第7条 この協定に定める事項について、疑義の生じた事項及びこの協定に定めのない事項については、甲と乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲と乙が記名押印の上、各自その1通を所持する。

令和3年8月11日

甲 広島県江田島市大柿町大原505番地
江田島市

江田島市長 明 岳 周 作

乙 広島市南区出汐二丁目3番19号
株式会社テレビ新広島

代表取締役社長 箕 輪 幸 人

○防災パートナーシップに関する協定書

江田島市（以下「甲」という。）と広島テレビ放送株式会社（以下「乙」という。）は、災害による被害の軽減と平常時における防災に連携して取り組むため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙が連携して災害の被害を軽減するための防災情報の発信並びに平常時の防災活動に取り組むことにより、住民の安全の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 2 災害とは、暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度において生ずる被害をいう。
- 3 防災とは、災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、及び災害の復旧を図ることをいう。

（緊急時の情報発信の要請）

第3条 甲は、目的で定める災害被害を軽減するために、住民への情報伝達が急を要すると判断した場合、乙に対して電話又は電子メール、ファックスなどにより情報発信を要請することができる。乙は、甲から要請を受けた際は、放送や通信を通じて速やかな情報発信に努める。

（平常時の連携）

第4条 甲及び乙は、防災のために使用する目的のもと、甲が見舞われた災害の映像・写真・画像など防災関連資料の提供を、相手方に可能な範囲で協力する。

- 2 甲及び乙は、本協定の趣旨に基づき、それぞれが防災対策に資する取組みを行うときは、可能な範囲で協力する。

（連絡担当者）

第5条 甲および乙は、相互に連絡を取り合うための担当者をそれぞれ指定し、担当者の連絡先・連絡手段などを運用連絡表に記載し、互いに確認する。

- 2 甲及び乙は、毎年4月1日及び人事異動などによりそれぞれの担当者に変更が生じた場合、速やかに相手方に通知するとともに、新しい担当者の連絡先・連絡手段などを運用連絡表に記載し、互いに確認する。

（協定期間）

第6条 この協定は、締結の日から効力を生ずるものとし、甲又は乙が相手方にこの協定の終了を通知しない限り継続する。

（協議事項）

第7条 この協定の定めのない事項について定める必要が生じたとき、又はこの協定に定める事項について疑義が生じたときは、甲乙協議の上、対応を決定する。

この協定の締結を証するために、本書2通を作成し、甲乙双方が記名押印の上、各自その1通を

保管する。

令和3年11月4日

甲 広島県江田島市大柿町大原505番地
江田島市
江田島市長 明岳 周作

乙 広島県広島市東区二葉の里3丁目5番4号
広島テレビ放送株式会社
代表取締役社長 佐野讓顯

○災害時における物資（ユニットハウス等）の供給に関する協定書

江田島市（以下「甲」という。）と三協フロンテア株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における救援物資の供給に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、江田島市内で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、市民生活の早期安定を図るため、救援物資の供給に関し必要な事項を定めるものとする。

（供給物資）

第2条 甲が乙に供給を要請する物資は、災害救助法にもとづく応急仮設住宅の用途を除く、乙が取扱い可能な仮設事務所、仮設トイレ等（以下、「ユニットハウス等」という。）とする。

（要請の方法）

第3条 甲は物資（ユニットハウス等）供給要請書により、乙に対して要請手続きを行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話等により要請を行い、事後に物資（ユニットハウス等）供給要請書を提出できるものとする。

（供給の実施）

第4条 乙は、前条の要請を受けたときは、やむを得ない事由のない限り、速やかに業務を実施するものとする。

（引渡し等）

第5条 物資の引渡場所は、甲が準備・指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬できない場合は、甲が定める輸送手段により運搬できるものとする。

2 運搬後の設置は乙が行うものとする。

（報告及び承認）

第6条 乙は、甲から要請を受けた業務を完了したときは、実施状況を書面により甲に報告し、甲の承認を得るものとする。

（費用の負担等）

第7条 物資の供給に要した費用は甲が負担するものとし、負担額は災害時直前における適正な価格を基準に、甲乙協議の上決定するものとする。

（費用の支払い）

第8条 物資の供給に要した費用は、乙が第6条に規定する実施状況について甲の承認を得た後、乙の請求により甲が支払うものとする。

2 甲は乙から前項に規定する適正な請求があった場合、速やかに乙に支払うものとする。ただし、予算措置が行われていない場合は、措置後に支払いを行うものとする。

（情報交換）

第9条 甲と乙は平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての意見交換を行い、災害時

に備えるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定の日から1年とする。ただし、有効期間満了日の1か月前までに、甲又は乙のいずれからも意思表示がないときは1年間更新されたものと見なし、以降も同様とする。

(協議)

第11条 この協定について疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和3年12月17日

甲 広島県江田島市大柿町大原505番地
江田島市
江田島市長 明岳 周作

乙 大阪府大阪市中央区瓦町3-4-7
三協フロンテア株式会社
関西・中国統括部長 福本 武志

○広島中央地域連携中枢都市圏における災害時の相互応援に関する協定

呉市、竹原市、東広島市、江田島市、海田町、熊野町、坂町及び大崎上島町（以下「協定市町」という。）は、圏域の防災力強化のため、災害時における応急対策及び復旧対策（以下「応急対策等」という。）に係る相互の応援に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、協定市町の区域において災害が発生し、当該被害を受けた協定市町（以下「被災市町」という。）が独自では十分な応急対策等を実施できない場合において、応急対策等に係る協定市町相互の応援が円滑に実施されるよう、協定市町が相互に協力することを確認し、必要な事項を定めるものとする。

（事前対策）

第2条 協定市町は、平常時から次の事項を実施し、災害時における相互の応援に備えるものとする。

- (1) 連絡体制の整備
- (2) 応援要請及び呼応に係る訓練その他の必要な訓練
- (3) 備蓄物資の情報共有
- (4) 防災意識の啓発のための教育、研修活動等に係る情報共有
- (5) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

（応援の種類）

第3条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急対策等に必要な物資及び資機材の提供
- (3) 救護及び救助活動に必要な車両及び資機材の提供
- (4) 救助及び応急対策等に必要な職員の派遣
- (5) 被災者等へ発信する必要がある情報のホームページ等への掲載
- (6) 前各号に掲げるもののほか、被災市町から特に要請があった事項

（応援要請の手続）

第4条 応援を要請しようとする被災市町は、次の事項を明らかにし、第6条の規定により定めた担当部局を通じて電話、ファクシミリ等により応援を要請し、後日、速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあつては、物資等の品名、数量等
- (3) 前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあつては、職員の職種及び人員並びに業務内容
- (4) 前条第5号に掲げる応援を要請する場合にあつては、災害の概要、情報通信機器の状況、被害状況、避難場所、ライフライン情報その他の被災者等へ発信する必要がある情報
- (5) 応援場所及び応援場所への経路
- (6) 応援の期間
- (7) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

（応援の実施）

第5条 被災市町から前条の規定による応援要請を受けた協定市町（以下「応援市町」という。）

は、極力、応援要請に応じるよう努めるものとする。

- 2 被災市町の応援を実施する場合は、応援市町が相互に連携協力の上、行うものとする。
- 3 激甚な災害が発生し、通信の途絶等により連絡が取れない被災市町がある場合には、連絡が可能な協定市町が相互に連絡調整し、自主的な応援活動を行うことができる。

(連絡担当部局)

第6条 協定市町は、あらかじめ相互応援のための連絡担当部局を定め、災害が発生したときは速やかに被災状況等の情報を相互に交換できる体制を整えておくものとする。

(応援等経費の負担)

- 第7条 第2条の規定による事前対策に要した経費の負担については、協定市町が協議して別に定めるものとする。
- 2 第3条の規定による応援に要した経費の負担については、原則として応援を受けた被災市町の負担とする。
 - 3 応援を受けた被災市町が、前項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、応援を受けた被災市町から要請があった場合には、応援した協定市町は一時繰替支弁するものとする。
 - 4 前3項に定めるもののほか、経費の負担等に関し必要な事項は、別紙に定めるとおりとする。

(その他)

第8条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、協定市町が協議して定めるものとする。

(協定の発効)

第9条 この協定は、平成30年8月1日から効力を発するものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書8通を作成し、各協定市町が記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成30年8月1日

広島県呉市中央4丁目1番6号
呉市
呉市長 新原 芳明

広島県竹原市中央5丁目1番35号
竹原市
竹原市長 今榮 敏彦

広島県東広島市西条栄町8番29号
東広島市
東広島市長 高垣 廣徳

広島県江田島市大柿町大原505番地
江田島市
江田島市長 明岳 周作

広島県安芸郡海田町上市14番18号
海田町
海田町長 西田 祐三

広島県安芸郡熊野町中溝1丁目1番1号
熊野町
熊野町長 三村 裕史

広島県安芸郡坂町平成ヶ浜1丁目1番1号
坂町
坂町長 吉田 隆行

広島県豊田郡大崎上島町東野6625番地1
大崎上島町
大崎上島町長 高田 幸典

別表（第7条関係）

応援経費の負担基準

1 職員の派遣に要する経費の負担等

第7条第2項に定める経費のうち、第3条第4号に掲げる職員（以下「応援職員」という。）の派遣に要する経費の負担については、次のとおりとする。

- (1) 応援を受けた被災市町が負担する経費の額は、応援をした協定市町の規定により算定した当該応援職員の旅費の額及び諸手当の額の範囲内とする。
- (2) 応援職員が応援業務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合における公務災害補償に要する経費は、応援市町の負担とする。
- (3) 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては応援を受けた被災市町が、応援を受けた被災市町への往復の途中において生じたものについては応援をした協定市町が賠償の責めに任ずる。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、応援職員の派遣に要する経費については、応援を受けた被災市町及び応援をした協定市町が協議して定める。

2 経費の一時繰替支弁等

- (1) 応援をした協定市町は、第7条第3項の規定により応援に要する経費を一時繰替支弁した場合は、次に掲げる経費に相当する額を、応援を受けた被災市町に請求する。

区 分	経 費
第3条第1号及び第2号の物資に係るもの	購入費及び輸送費
第3条第1号、第2号及び第3号の資機材（同条第3号の車両を含む。）に係るもの	借上料、燃料費、輸送費、維持管理費及び破損又は故障が生じた場合の修理費
第3条第4号の職員の派遣に係るもの	1に定める経費
第3条第6号の特に要請のあった事項に係るもの	実施に要した経費

- (2) 前号の規定による請求は、応援をした協定市町の長名による請求書により、連絡担当部局を経由して応援を受けた被災市町の長にするものとする。
- (3) 前2号により難いときは、応援を受けた被災市町及び応援をした協定市町が協議して定める。

○災害に係る情報発信等に関する協定書

江田島市（以下「甲」という。）とヤフー株式会社（以下「ヤフー」という。）は、災害に係る情報発信等に関し、次のとおり協定を締結する。

（協定の目的）

第1条 甲及び乙は、江田島市内の地震、津波、台風、豪雨、洪水、暴風その他の災害に備え、甲が市民に対して必要な情報を迅速に提供し、かつ、甲の行政機能の低下を軽減させるため、甲と乙が互いに協力して様々な取組みを行うことを目的とする。

（協定における取組み）

第2条 本協定における取組みの内容は次の中から、甲及び乙の両者の協議により具体的な内容及び方法について合意が得られたものを実施するものとする。

(1) 乙が、甲の運営するホームページの災害時のアクセス負荷の軽減を目的として、甲の運営するホームページのキャッシュサイトをヤフーサービス上に掲載し、一般の閲覧に供すること。

(2) 甲が、江田島市内の避難所等の防災情報を乙に提供し、乙が、これらの情報を平常時からヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。

(3) 甲が、江田島市内の避難勧告、避難指示等の緊急情報を乙に提供し、乙が、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。

(4) 甲が、災害発生時の江田島市内の被害状況、ライフラインに関する情報及び避難所におけるボランティア受入れ情報を乙に提供し、乙が、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。

(5) 甲が、江田島市内の避難所等における必要救援物資に関する情報を乙に提供し、乙が、この必要救援物資に関する情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。

(6) 甲が、江田島市内の避難所に避難している避難者の名簿を作成する場合、乙が提示する所定のフォーマットを用いて名簿を作成すること。

2 甲及び乙は、前項各号の事項が円滑になされるよう、お互いの窓口となる連絡先及びその担当者名を相手方に連絡するものとし、これに変更があった場合、速やかに相手方に連絡するものとする。

3 第1項各号に関する事項及び同項に記載のない事項についても、甲及び乙は、両者で適宜協議を行い、決定した取組みを随時実施するものとする。

（費用）

第3条 前条に基づく甲及び乙の対応は別段の合意がない限り無償で行われるものとし、それぞれの対応にかかる旅費・通信費その他一切の経費は、各自が負担するものとする。

（情報の周知）

第4条 乙は、甲から提供を受ける情報について、甲が特段の留保を付さない限り、本協定の目的を達成するため、乙が適切と判断する方法（提携先への提供、ヤフーサービス以外のサービス上での掲載等を含む）により、一般に広く周知することができる。ただし、乙は、本協定の目的以外のために二次利用をしてはならないものとする。

（公表）

第5条 本協定締結の事実及び本協定の内容を公表する場合、甲及び乙は、その時期、方法及び内

容について、両者で別途協議のうえ、決定するものとする。

(期間)

第6条 本協定の有効期間は、本協定締結日から1年間とし、期間満了前までにいずれかの当事者から他の当事者に対し期間満了によって本協定を終了する旨の書面による通知がなされない限り、本協定はさらに1年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第7条 本協定に定めのない事項及び本協定に関して疑義が生じた事項については、甲及び乙は、誠実に協議して解決を図る。

以上、本協定締結の証として本書2通を作成し、甲と乙両者記名押印のうえ各1通を保有する。

2020年1月9日

甲：広島県江田島市大柿町505番地
江田島市長 明岳 周作

乙：東京都千代田区紀尾井町1番3号
ヤフー株式会社
代表取締役 川邊 健太郎

○災害時における物資の提供等に関する協定書

江田島市（以下「甲」という。）と王子コンテナ株式会社（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害発生時における物資の提供及び平常時における防災活動への協力に関し、必要な事項を定める。

（協力の要請）

第2条 甲は、江田島市内において地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）などにおける物資の確保を図るため、必要があると認めるときは、乙に対してその保有する物資の提供等について協力を要請することができる。

（要請手続）

第3条 前条の規定による要請は、別記様式により文書で行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭で要請し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

（要請事項の措置）

第4条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、営業に支障がない範囲において、要請事項について速やかに適切な措置をとるとともに、その措置の状況を甲に連絡する。

（物資の範囲）

第5条 甲が乙に提供を要請する物資は、次に掲げるもののうち、乙が保有し、又は調達可能な物資とする。

- (1) 段ボールシート、段ボール簡易ベッド、段ボールトイレ、段ボールケース等の段ボール製品
- (2) その他、甲が指定する物資で、乙が取り扱う製品

（物資の運搬引渡し）

第6条 物資の引渡場所は甲が指定するものとし、引渡場所までの運搬は、原則として乙が行う。ただし、乙による運搬が困難な場合は、別に甲の指定する者が行う。

2 甲は、引渡場所に職員を派遣し、乙の提出する納品書により確認の上、物資の引渡しを受ける。

（費用の請求及び支払）

第7条 乙が物資の提供に要した費用は、甲が負担する。

2 物資等の取引価格は、災害時の直前における適正な価格とする。

（支援体制の整備）

第8条 乙は、災害時における円滑な協力を図るため、社内及びグループ各社との広域応援体制及び情報連絡体制の整備に努める。

（平常時の防災活動への協力）

第9条 乙は、平常時における甲の防災啓発事業の推進に対し、次に掲げる事項について、可能な限り協力する。

- (1) 甲及び乙が共同で実施する防災啓発事業及び防災訓練

- (2) 甲が実施する防災啓発事業
- (3) 甲が実施する防災訓練への参加

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、その都度、甲及び乙が協議して決定する。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期限は締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了日の1か月前までに、双方いずれからも協定解消の申出がないときは、当該有効期間満了日の翌日から起算して1年間延長するものとし、以後もまた同一内容をもって継続するものとする。

この協定を締結した証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和3年2月22日

甲 広島県江田島市大柿町大原505番地
江田島市

市長 明岳 周作

乙 広島県三原市南方1丁目2番13号
王子コンテナ株式会社
三原工場

工場長 京本 裕一郎

○災害時避難施設に係る情報の提供に関する協定

江田島市（以下「甲」という。）と株式会社バカン（以下「乙」という。）は、災害に係る情報提供等に関し、次のとおり、協定（以下「本協定」という）を締結する。

（本協定の目的）

第1条 本協定は、江田島市の災害に備え、甲が江田島市民に対して必要な情報を提供する手段を充実させるため、甲と乙が互いに協力することを目的とする。

（本協定の実施内容）

第2条 前条の目的を達成するため、本協定で実施する協力内容は、次のとおりとする。

- (1) 甲は、江田島市の避難所等の災害に係る情報を乙に提供すること。
- (2) 乙は、提供された情報を自社サービス上に掲載するなどし、住民に対し周知すること。

（費用の負担）

第3条 前条に基づく甲乙それぞれの作業については、別段の合意がない限り無償で行われるものとし、その一切の経費は、各自が負担するものとする。

（2次利用）

第4条 乙は、本協定で得た情報を、第3者に提供する場合は、あらかじめ甲に報告しなければならない。

（本協定の有効期間）

第5条 この協定の有効期間は、協定締結日から令和7年3月31日とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、期間満了の日の2か月前に、甲又は乙から何ら意思表示がないときは、協定期間は更に1年延長するものとし、その後もこの例による。

（疑義等の決定）

第6条 この協定について疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和4年3月16日

甲 広島県江田島市大柿町大原505番地
江田島市
市長 明 岳 周 作

乙 東京都千代田区永田町二丁目17番地3
住友不動産永田町ビル2階
株式会社バカン
代表取締役 河 野 剛 進

○航空機を活用した産業振興と災害応急対策に関する協定書

江田島市（以下「甲」という。）とSpace Aviation株式会社（以下「乙」という。）は、航空機による江田島市地域の産業振興及び災害時の応急対策に関する連携について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲が実施する江田島市地域の産業振興及び災害時の応急対策について、乙の所有する航空機を活用し、効率的・効果的に実施することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（連携協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携・協力をするものとする。

- (1) 産業振興に関すること。
 - (2) 災害時の応急対策に関すること。
 - (3) 前各号に掲げるもののほか、甲及び乙が協議し、前条の目的を達するために連携・協力することが必要と認めたもの
- 2 前項各号に掲げる事項の実施方法・運用要領等については、別紙に定めるもののほか、甲乙間で協議する。
- 3 甲及び乙は、第1項の規定による連携・協力を円滑に実施するため、必要に応じて意見交換及び連携調整を行うものとする。

（協議）

第3条 本協定に定めのない事項及び本協定の解釈又は履行につき疑義を生じた場合は、甲及び乙が誠意をもって協議の上、円満に解決を図るものとする。

（有効期限）

第4条 本協定は、締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が書面をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

本協定の締結を証するため、協定書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和5年3月20日

甲 広島県江田島市大柿町大原505番地
江田島市

江田島市長 明 岳 周 作

乙 京都府京都市伏見区向島柳島1番地
Space Aviation株式会社

代表取締役 保 田 晃 宏

別紙

災害時の応急対策に関する事項に係る運用要領

令和5年3月20日

江田島市（以下「甲」という。）とSpace Aviation株式会社（以下「乙」という。）は、「航空機を活用した産業振興と災害応急対策に関する協定書」（令和5年3月20日締結。以下「協定」という。）に基づき、次のとおり運用方法を定めるものとする。

（要請）

- 第1条 甲は、次条に掲げる災害時の応急対策に関する業務を遂行するため必要があるときは、乙に対して航空機の出動の要請（以下単に「要請」という。）を行うものとし、乙は特別の理由がない限りこの要請に応じるものとする。
- 2 乙に対する要請は、様式第1号により行うものとする。ただし、やむを得ない事由による場合は口頭により行うことができる。
- 3 甲は、前項ただし書きの規定により、口頭により要請を行ったときは、速やかに乙に様式第1号を提出するものとする。

（業務内容）

第2条 甲が乙に対し要請を行うことができる業務は、次のとおりとする。

- (1) 被災状況等の巡察、情報収集活動
- (2) 救援隊・医師等の人員搬送
- (3) 救援物資・資機材等の搬送
- (4) その他甲が必要と認める業務

（報告）

- 第3条 乙は、前条の業務を実施した場合は、当該業務の終了後速やかに、その業務内容を甲に報告するものとする。
- 2 前項の報告は、様式第2号により行うものとする。

（費用負担）

- 第4条 第1条の要請により、乙が実施した業務に要した費用（運賃、料金等の実費負担額をいう。）については、甲が負担する。
- 2 前項の費用の算定方法については、災害発生直前における乙の平常時の運航料金表を基準として、甲及び乙が協議して定める。

（費用の請求及び支払）

- 第5条 前条の規定による費用の請求は、乙から甲に対して、様式第3号により行うものとする。
- 2 甲は、乙から請求があったときは、内容を確認の上、請求のあった日から30日以内に費用を支払うものとする。

（事故等）

- 第6条 乙の供給した航空機の責に帰する理由により運航を中断したときは、乙は、速やかに当該航空機を交換して、その供給の継続に努めなければならない。

2 乙は、航空機の運航に際し、事故が発生したときは、甲に対してその状況を口頭により速やかに報告し、その後に様式第4号を提出するものとする。

(搭乗員、物資等又は第三者に対する責任)

第7条 乙は、航空機の運航に際し、乙の責めに帰する理由により、航空機の搭乗員、物資等又は第三者に損害を与えたときは、その賠償の責めを負うものとする。

(補償等)

第8条 第1条の要請により業務に従事した者が、その者の責めに帰することができない事由により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態になった場合においても、甲は補償しない。

(平常時の防災活動への協力)

第9条 乙は、平常時において、次の各号に掲げる甲が実施する事業の推進について、可能な限り協力するものとする。

- (1) 甲が実施する防災啓発事業
- (2) 甲が実施する防災訓練への参加
- (3) 甲及び乙が協同で実施する防災啓発事業及び防災訓練

(担当者名簿の作成)

第10条 甲及び乙は、協定締結日及び毎年4月1日現在の事務担当者名簿を様式第5号により作成し、相互に交換するものとする。

(改訂)

第11条 この運用要領は、甲と乙で協議の上、随時見直しを行うものとする。

(その他)

第12条 この運用要領に定めのない事項は、甲と乙で協議の上、適宜対応するものとする。

附 則

この運用要領は、令和5年3月20日から施行する。

○災害時における復旧支援協力に関する協定

江田島市（以下「甲」という。）と公益社団法人日本下水道管路管理業協会（以下「乙」という。）とは、地震等の災害により甲の管理する管路施設（公共下水道及び集落排水）が被災したときに行う復旧支援協力に関して以下のとおり、下水道法（昭和33年法律第79号）第15条の2の規定に準ずる協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、乙の甲に対する復旧支援協力に関して基本的な事項を定め、災害等により被災した管路施設の機能の早期復旧を行うことを目的とする。なお、復旧支援協力に関して、下水道法（昭和33年法律第79号）第15条の2の規定は公共下水道に適用し、集落排水についてはこれを準用する。

（復旧支援協力の要請）

第2条 甲は、乙に対し災害等により被災した管路施設の復旧に関し次の業務の支援を要請することができる。

（1）被災した管路施設の応急復旧のために必要な業務（巡視、点検、調査、清掃、修繕）

（2）その他甲乙間で協議し必要とされる業務

2 前項の復旧支援協力の要請に関する甲の連絡窓口は江田島市企業局下水道施設課、乙の連絡窓口は公益社団法人日本下水道管路管理業協会中国・四国支部広島県部会とする。

3 甲の乙に対する復旧支援協力要請は支援内容を明らかにした書面により行うものとする。ただし、緊急時等で書面により難しいときは電話等を行うことができるものとし、この場合は事後において書面を提出するものとする。

4 乙は、前3項により甲の要請する業務を行うために、必要な人員・機材等をもって要請された業務を遂行しなければならない。

（費用）

第3条 この協定に基づき甲が乙に対し要請した業務にかかる費用は甲の負担とする。

（報告）

第4条 乙は、甲の要請により行った支援業務が終了したときは、すみやかに甲に対し書面をもって報告を行うものとする。

2 乙は、毎年3月31日現在において災害時の支援に備えて、支援協力が可能な会社、提供可能な車輛等の機器及び人員を甲に対して報告するものとする。

（下水道台帳等データの提供）

第5条 甲は、管路施設の調査に必要な下水道台帳の図面等をPDF等の電子データとして、乙に提供するものとする。

2 乙は甲から提供を受けた電子データを適切に保管しなければならない。

3 甲は、下水道台帳に大幅な変更があった場合など、適宜、最新の電子データを乙に提供するものとする。

（下水道台帳等データの開示）

第6条 乙は、甲から支援要請があったとき、支援出動する乙の会員に対し甲から提供を受けた電子データを開示することができる。

- 2 支援出動した乙の会員は、甲から提供を受けた電子データを支援業務並びに必要な報告等以外に使用してはならない。
- 3 甲と乙の合同訓練を実施する場合も、第1項及び第2項を準用する。

(広域被災)

第7条 甲が管轄する地域において、公益社団法人日本下水道協会が制定した「下水道事業における災害時支援に関するルール」に基づく下水道対策本部が設置された場合には、下水道対策本部による活動を優先する。

(協定期間)

第8条 この協定の期間は、協定締結の日から令和4年3月31日までとする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに甲乙双方から申出でない場合、この協定は1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

(その他)

第9条 本協定に定めのない事項や各条項に疑義が生じた場合には、甲、乙双方による協議の上決定するものとする。

- 2 甲又は乙がこの協定の定めに違反した場合には、甲又は乙は、違反した相手方への書面による通告をもってこの協定を廃止することができる。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和 3年 7月 19日

甲 広島県江田島市江田島町中央一丁目1番1号
江田島市下水道事業
江田島市企業管理者
江田島市長 明岳 周作 ㊟

乙 東京都千代田区岩本町2丁目5番11号
公益社団法人日本下水道管路管理業協会
会長 長谷川 健司 ㊟

○災害時等における復旧支援協力に関する協定

広島県（以下、「甲」という。）及び県内下水道事業者（乙1から乙23まで）（以下、乙1から乙23までを総称して「乙」という。）と公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会中国・四国支部（以下、「丙」という。）は、乙の所管する下水道施設（流域下水道、公共下水道、特定環境保全公共下水道、農業集落排水及び漁業集落排水）（以下、「下水道施設」という。）が地震、風水害等の災害により被災した場合又は被災すると明らかに予見された場合（以下、「災害時等」という。）における丙の復旧支援協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（目 的）

第1条 この協定は、災害時等における丙の復旧支援協力に関する基本的事項を定め、被害の拡大防止と被災した下水道施設の早期復旧を行うことを目的とする。

（復旧支援協力の要請）

第2条 乙の丙に対する復旧支援協力の要請は、書面により第11条に規定する甲の事務局を経由して行うこととし、甲の事務局は、乙の支援協力要請をとりまとめたうえで、協力内容を明らかにした書面により、第11条に規定する丙の事務局へ要請することとする。ただし、緊急時等でこれによりがたいときは、乙自らが丙の事務局へ要請することができることとする。

2 丙は、前項によって要請があった場合は、速やかに丙を構成する会員の中から、支援可能な会（以下、「支援協力者」という。）を書面により甲又は乙に通知する。

3 甲及び乙は、前項による通知があった場合、支援協力者の中から業務を実施する会員（以下、「業務実施者」という。）を協議により選任し、甲は、書面により丙へ通知する。

4 丙が会員に協力要請する際に、大規模災害等により相当の時間を要すると認められる場合は、復旧支援協力の実施は、甲、乙及び丙による協議のうえで決定することとする。

（支援内容）

第3条 この協定に基づき業務実施者が行う復旧支援内容は、次のとおりとする。

- (1) 被災状況調査
- (2) 応急対策が必要な施設の対策案の検討
- (3) 災害査定資料の作成・積算支援
- (4) その他災害時等に必要となる資料作成等

（契約の締結および費用負担）

第4条 この協定に基づき業務実施者が復旧支援に要した費用は、乙の負担とする。

2 前項の費用の算定については、業務実施者の見積もりを参考に乙の積算による。

3 この協定に基づき乙が業務実施者に対し要請した業務等にかかる費用については、乙と業務実施者が別に契約を締結し、業務実施者の請求に応じて乙が支払うものとする。

（業務の実施）

第5条 業務実施者は、業務委託契約を締結した業務を速やかに遂行しなければならない。

（報 告）

第6条 業務実施者は、甲からのこの協定に基づく要請により行った支援活動が終了したときは、速やかに甲に対し、書面により報告するものとする。

（損害の負担）

第7条 この協定に基づき乙が業務実施者に対し要請した業務により、第三者に損害が生じたときは、乙と業務実施者が協議してその処理解決にあたるものとする。

（丙の責務）

第8条 丙は、毎年4月末までに当該年の4月1日現在における災害時等の支援に備えて会員事業

者名簿を、甲に報告するものとする。

(広域被災)

第9条 甲及び乙が管轄する地域において、公益社団法人日本下水道協会が制定した「下水道事業における災害時支援に関するルール」に基づく下水道対策本部が設置された場合には、丙は当該ルールに基づいた支援活動を行うが、丙は可能な限り第2条第1項の要請事項を実施するものとする。

(協定期間)

第10条 この協定の期間は、協定締結の日から令和4年3月31日までとする。ただし、期間満了の1か月前までに甲、乙及び丙のいずれも解約の申入れがない場合は、この協定は1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

(事務局及び連絡体制)

第11条 甲及び丙の復旧支援に係る事務局及び連絡先は、次のとおりとする。

- (1) 甲の事務局は、別表に掲げるとおりとする。ただし、統括事務局は広島県土木建築局都市環境整備課とする。
- (2) 丙の事務局は、公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会中国・四国支部とする。
- (3) 甲、乙及び丙の連絡先は、別紙に掲げるとおりとする。
- (4) 連絡先に変更があった場合は、速やかに甲の事務局に連絡し、甲の事務局は別紙を変更し、乙及び丙に伝えることとする。

(情報の共有と保護)

第12条 甲、乙及び丙は、この協定による活動を円滑に行うために必要な連絡先等の情報を、相互に共有することとする。

2 業務の実施にあたっては、地方共同法人日本下水道事業団、公益社団法人日本下水道管路管理業協会及び一般社団法人地域環境資源センターとも災害支援に関する情報を共有することがある。

3 甲、及び丙は、個人情報及び行政情報を取り扱う場合、その情報の保護に努めなければならない。

(その他)

第13条 この協定に定めのない事項が生じたとき及びこの協定の解釈に疑義が生じたときは、甲乙丙による協議の上決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲及び丙がそれぞれ記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

また、乙は、甲及び丙に提出する記名押印された同意書をもって本協定の締結を証する。

令和3年7月19日

甲 広島市中区基町10-52
広島県知事 湯崎英彦

乙1 呉市中央四丁目1番6号
呉市長(集落排水) 新原芳明
呉市中央六丁目2番9号
上下水道事業管理者(公共下水道) 澤村直樹

- 乙2 竹原市中央五丁目1番35号
竹原市長 今 榮 敏 彦
- 乙3 三原市港町三丁目5番1号
三原市長 岡 田 吉 弘
- 乙4 尾道市久保一丁目 15-1
尾道市長(集落排水事業) 平 谷 祐 宏
尾道市長江三丁目6番52号
上下水道事業管理者(公共下水道) 槇 山 博 之
- 乙5 福山市東桜町3番5号
福山市長(集落排水)
枝 広 直 幹
福山市古野上町15番25号
福山市上下水道事業管理者(公共下水道)
小 林 巧 平
- 乙6 府中市用土町440番地1
府中市下水道事業管理者の権限を行う者
府中市長 小 野 申 人
- 乙7 三次市三次町501番地
三次市下水道事業
三次市長 福 岡 誠 志
- 乙8 庄原市中本町一丁目10-1
庄原市長 木 山 耕 三
- 乙9 大竹市小方一丁目11番1号
大竹市長 入 山 欣 郎
- 乙10 東広島市西条栄町8番29号
東広島市長 高 垣 廣 徳
- 乙11 廿日市市下平良一丁目11番1号
廿日市市長 松 本 太 郎
- 乙12 安芸高田市吉田町吉田791番地
安芸高田市長 石 丸 伸 二
- 乙13 江田島市江田島町中央一丁目1番1号
江田島市長 明 岳 周 作

- 乙14 安芸郡府中町大通三丁目5番1号
府中町長 佐藤 信治
- 乙15 安芸郡海田町上市14番18号
海田町長 西田 祐三
- 乙16 安芸郡熊野町中溝一丁目1番1号
熊野町長 三村 裕史
- 乙17 安芸郡坂町平成ヶ浜一丁目1番1号
坂町長 吉田 隆行
- 乙18 山県郡安芸太田町大字戸河内784番地1
安芸太田町長 橋本 博明
- 乙19 山県郡北広島町有田1234番地
北広島町長 箕野 博司
- 乙20 豊田郡大崎上島町東野6625-1
大崎上島町長 高田 幸典
- 乙21 世羅郡世羅町西上原123-1
世羅町長 奥田 正和
- 乙22 神石郡神石高原町小島2025
神石高原町長 入江 嘉則
- 乙23 広島市中区基町10-52
広島県公営企業管理者 沖邊 竜哉
- 丙 広島市西区南観音七丁目13番14号
公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会
中国・四国支部長 山地 芳和

別表

対象事業等	事務局
統括事務局	広島県土木建築局都市環境整備課
流域下水道、公共下水道、 特定環境保全公共下水道	広島県土木建築局都市環境整備課
農業集落排水	広島県農林水産局農業基盤課
漁協集落排水	広島県土木建築局港湾漁港整備課

○農業集落排水施設災害対策応援に関する協定

協定開始年月日：平成19年 2月23日
最終改正年月日：平成28年 4月27日

(趣旨)

第1条 本協定は、協定参加者である地方自治体の農業集落排水施設が自然災害により被害を受けた場合に、他の協定参加者が人員の派遣、必要な諸資機材の調達等を行い、災害対策の応援を行うことを取り決めたものである。

(協定参加者)

第2条 本協定の参加者は、一般社団法人地域環境資源センター（以下「センター」という。）の会員である、都道府県、市町村、都道府県土地改良事業団体連合会、全国土地改良事業団体連合会及びセンターのうち、この協定の樹形に賛同した者とする。

(重要事項の変更)

第3条 運営会議が必要と認めた本協定に関する重要な事項の変更等については、協定参加者の2分の1以上の同意を要するものとする。

(運営会議)

第4条 本協定に基づく業務を行うため、運営会議を設け、毎年度一回以上開催する。

- 2 会議員は、センター理事長及び専務理事、並びにセンター理事のうち協定参加者等とする。
- 3 会議長は、センター理事長とする。
- 4 運営会議は、次の事項を議決する。
 - (1) 業務の執行に関すること
 - (2) 本協定に関する重要な事項以外の変更
 - (3) その他運営会議で必要と認める事項
- 5 会議長は、次の職務を行う。
 - (1) 運営会議の議長
 - (2) 協定への新規参加の承認
 - (3) その他業務の円滑な実施に必要な事項の処理
 - (4) (2)、(3)についての運営会議への報告

(災害対策支援本部)

第5条 センター会員が管理する農業集落排水施設が自然災害により被災した場合に、センターとしてこれに対処するために設置される災害対策支援本部は、被災地との情報連絡及び運営会議との情報交換等を行い、災害対策応援に関する協定の円滑化及び初動体制の構築に努めるものとする。

(事務局)

第6条 運営会議の事務及び災害対策の応援に係る事務を処理するため、事務局をセンターに置く。

- 2 事務局は、災害協定窓口リスト等、必要に応じて資料を作成するとともに、運営会議で議決された本協定に関する重要な事項以外の変更や必要な事項については、協定参加者に遅滞なく報告するものとする。
- 3 次条に掲げる災害対策の応援の要請があったときには、応援に係る所要の業務を行うほか、第8条に定める中央応援本部が設置された場合にあつては、その事務を行うものとする。

(応援の要請)

第7条 被災市町村又は被災市町村が所在する都道府県が、本協定による災害対策の応援を受けたいときには、事務局に要請するものとする。この場合に、被災市町村は原則として都道府県を経由して要請するものとする。

(中央応援本部の設置)

第8条 前条の要請を受けた事務局は、運営会議の会議長にその旨の報告を行い、会議長が広域的な応援体制が必要と認めた場合には、中央応援本部を設置し、災害対策支援本部をその指揮下に置くものとする。

- 2 中央応援本部の構成員はセンター理事長のほか、東京及びその近隣の運営会議の会議員とし、あらかじめ会議長が指名しておくものとする。
- 3 中央応援本部はセンター理事長を本部長として運営するものとするが、農林水産省農村振興局整備部地域整備課長及びその他必要と認める者の指導助言を求めることができる。

(中央応援本部の業務)

第9条 中央応援本部は、被災市町村、被災市町村が所在する都道府県と密接な連絡調整を行い、以下に掲げる業務を行う。

- (1) 情報収集、整理、広告等
- (2) 先遣隊の派遣
- (3) 応急対策、災害調査、本格復旧、設計、査定等の応援計画の策定
- (4) 応援部隊の編成、資機材の調達
- (5) その他の応援

(応援の求め)

第10条 中央応援本部が、被災市町村、被災市町村が所在する都道府県、本協定の参加者等の意向を確認し調整した上、前条の業務を具体化し、職員の派遣又は所有若しくは管理する資機材の提供を求めることとなった場合においては、求められた本協定の参加者は、極力、これに協力するものとする。

(センター賛助員の協力)

第11条 中央応援本部が、第7条に掲げる要請の応じる場合において、必要があるときには、センター理事長は、センター賛助員の協力を得らてるようにするものとする。

(費用尾負担)

第12条 応援者が要した費用は、応援者と被応援者との間で災害の応援に係る費用負担について別途に協定を交わしている場合には、それによるものとし、その他の場合にあっては両者で協議するものとする。

別紙1

参加申込書

令和3年7月19日

農業集落排水施設災害対策応援に関する協定

運営会議長 田中 忠次 殿

所在地 広島県江田島市江田島町中央一丁目1番1号

団体名 江田島市下水道事業

代表者 江田島市企業管理者

江田島市長 明岳 周作 印

農業集落排水施設災害対策応援に関する協定の趣旨に賛同し、
本協定に参加いたします。

○江田島市・地方共同法人日本下水道事業団災害支援協定

江田島市（以下「甲」という。）と日本下水道事業団（以下「乙」という。）とは、甲の所管する下水道施設について災害が発生した場合において乙が行う下水道施設の維持又は修繕に関する工事その他の支援（以下「災害支援」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的等）

第1条 この協定は、乙が行う災害支援に関して基本的な事項を定め、災害支援の円滑な実施により、災害が生じた下水道施設の機能の迅速な回復を図り、もって浸水被害の拡大その他の生活環境の悪化又は公共用水域の水質の悪化を防止することを目的とする。

2 この協定は、下水道法（昭和33年法律第79号）第15条の2に規定する災害時維持修繕協定である。

（対象）

第2条 この協定の対象となる災害は、次に掲げる原因により生ずるものとする。

- (1) 暴風、竜巻、豪雨、落雷、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象
- (2) その他甲と乙の協議により定めるもの

2 この協定の対象となる下水道施設は、別記に掲げるもの（以下「協定下水道施設」という。）とする。

（災害支援の内容）

第3条 乙が行う災害支援の内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 災害の状況を確認するために行う現地調査（協定下水道施設の点検を含む。）
- (2) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令（昭和26年政令第107号）第5条第1項の規定による災害報告に必要な資料の作成
- (3) 協定下水道施設について、その応急工事又は復旧工事が完了するまでの間、暫定的にその機能を確保するために行う簡易消毒の実施、仮設ポンプの設置その他の維持又は修繕に関する工事
- (4) 災害査定に必要な設計図書その他の関係資料の作成（作成のために行う現地調査を含む。）及び災害査定への立会
- (5) 前各号に掲げる災害支援に附帯する支援

（災害支援の要請の方法）

第4条 甲は、乙に災害支援を要請しようとする場合には、文書により行うものとする。ただし、文書によることができない場合には、電子メールの送信又はファクシミリ装置を用いた送信（これらの送信ができないときは、口頭又は電話）により当該要請を行うことができる。

2 前項ただし書の場合においては、甲は、事後において速やかに、乙に文書を交付するものとする。

（災害支援の実施）

第5条 乙は、前条の要請があったときは、その人員等に応じて可能な範囲で、第3条に規定する災害支援を行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、乙は、広島県から災害支援の要請があったときは、その人員等に応じて可能な範囲で、第3条に規定する災害支援を行うことができる。

(災害支援の完了の報告)

第6条 乙は、前条の規定による災害支援の全部又は一部を完了したときは、甲に対し、速やかにその内容を報告するものとする。

(費用の負担)

第7条 甲は、乙が行った災害支援に要した費用（第3条第1号及び第2号に規定する災害支援に要したものを除く。）を負担するものとする。

2 乙は、前項の費用として、職員の人件費及び旅費、使用した機材又は薬品の代価その他の実費に相当する額を甲に請求するものとする。

3 甲は、前項の規定による請求があったときは、その内容を精査の上、速やかに乙に支払うものとする。

(廃止)

第8条 甲又は乙においてこの協定を継続できない事情が生じたときは、甲乙協議の上、この協定を廃止することができる。

2 甲又は乙がこの協定の定めに違反した場合には、甲又は乙は、違反した相手方への書面による通告をもって、この協定を廃止することができる。

(事務局)

第9条 この協定に基づく災害支援に係る事務局は、次のとおりとする。

- (1) 甲の事務局 江田島市企業局下水道施設課
- (2) 乙の事務局 中国・四国総合事務所 施工管理課

(協定の有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、この協定を締結した日から令和7年9月30日までとする。

(現況届の提出)

第11条 甲は、協定を締結したときは、乙に対し、遅滞なく、現況届を提出するものとする。

2 甲は、前項により提出した現況届の内容に変更が生じたときは、直ちに変更後の現況届を乙に提出するものとする。

3 甲は、前二項に規定する現況届に基づき、当該協定を締結した日から起算して1年を経過するごとに、その間の経過を速やかに乙に報告するものとする。

4 第1項及び第2項に定める現況届は、様式によるものとする。

(その他)

第12条 この協定に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、甲と乙が協議して定める。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、各々1通を保有する。

令和4年10月1日

甲 広島県江田島市江田島町中央一丁目1番1号
江田島市下水道事業
江田島市企業管理者 代表者 江田島市長 明 岳 周 作

乙 東京都文京区湯島二丁目31番27号
日本下水道事業団
代表者 理事長 森 岡 泰 裕

○災害時の下水道施設に係る災害支援に関する協定書

江田島市（以下「甲」という。）と三興建設株式会社（以下「乙」という。）は、江田島市内に地震、風水害、大規模事故等（以下「災害等」という。）が発生し、甲が所管する公共下水道及び農業集落排水の施設（以下「下水道施設」という。）について乙が行う下水道施設の維持、又は修繕に関する工事その他の支援（以下「災害支援」という。）に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、乙が行う災害支援に関して、基本的事項を定め、災害支援の円滑な実施により、災害等が発生し、損傷した下水道施設の機能の迅速な回復を図り、もって浸水被害の拡大、生活環境の悪化等を防止することを目的とする。

（対象）

第2条 この協定の対象となる下水道施設は、排水管及び排水渠とする。

（災害支援）

第3条 甲の要請により乙が行う災害支援は、次のとおりとする。

- （1）排水管又は排水渠が損傷した場合における、乙の所有するシステム及び機器等を用いた仮排水工事
- （2）仮設水洗トイレの設置、維持及び管理
- （3）前2号に掲げるもののほか、乙が協力可能な業務

（災害支援の要請の方法）

第4条 甲は乙に災害支援を要請するときは、次の事項を明らかにして文書によるものとする。ただし、事態が緊迫して文書によることができないときは、電話等で要請を行い、後日、速やかに文書を乙に提出するものとする。

- （1）災害等及び下水道施設の被害状況
- （2）要請する災害支援及びその期間
- （3）災害支援の場所
- （4）前3号に掲げるもののほか、甲が必要と認める事項

2 乙は、甲の要請を受けたときは、特別の理由がない限り、他の業務に優先して災害支援を行うものとする。

（完了報告）

第5条 乙は、甲から要請のあった災害支援が完了したときは、甲に完了報告書を提出するものとする。

（費用負担）

第6条 災害支援に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 前項の費用の算出方法については、災害発生直前における価格等を基準とし、甲と乙が協議の上、速やかに決定する。

（第三者への損害賠償）

第7条 乙が甲の要請により災害支援を行ったことに伴い、第三者に損害を与えた場合は、乙の責

めに帰すべき事由によるものを除き、その損害の責めについて甲乙協議して定めるものとする。

2 甲及び乙は、当該損害に関し第三者との間に紛争が生じた場合は、早期解決のため誠実に対応するものとする。

(補償等)

第8条 甲から要請のあった災害支援に従事した者が、その者の責めに帰することができない事由により、死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態になった場合においても、甲は補償しない。

(訓練等)

第9条 乙は、この協定に基づく協力を円滑に実施するため、甲が実施する訓練等に積極的に参加するものとする。

2 甲は、平素から緊急事態に関する情報の提供その他乙の協力に必要な支援を行うものとする。

(連絡責任者)

第10条 この協定に関する連絡責任者として、甲においては土木建築部下水道課長とし、乙においては専務とする。

(情報交換)

第11条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、必要な情報交換に努めるものとする。

(有効期限)

第12条 この協定の有効期間は、協定の締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が書面をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

(解除)

第13条 甲又は乙においてこの協定を継続できない事情が生じたときは、甲乙協議の上、この協定を解除することができる。

2 甲又は乙がこの協定に違反した場合には、甲又は乙は、違反した相手方への書面による通告をもって、この協定を解除することができる。

(協議)

第14条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じた場合は、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、協定書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和6年1月19日

甲 広島県江田島市大柿町大原505番地
江田島市
江田島市長 明 岳 周 作

乙 広島県江田島市江田島町小用一丁目20番5号
三興建設株式会社
代表取締役 越 智 剛

○災害時における被災者支援のための行政書士業務に関する協定

江田島市（以下「甲」という。）と広島県行政書士会（以下「乙」という。）は、江田島市内で地震、風水害等の自然災害その他の大規模災害又は大規模な火災若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する原因により生ずる被害が発生したとき（以下「災害時」という。）において、乙が市民（江田島市内に居住する者を含む。）への被災者支援として実施する行政書士業務に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時において乙が実施する支援可能な行政書士業務の範囲（以下「支援業務」という。）について、必要な事項を定める。

（業務の範囲）

第2条 乙が実施する支援業務の範囲は、行政書士法（昭和26年法律第4号）第1条の2及び第1条の3に掲げられた業務とする。

（支援業務の要請）

第3条 甲は、災害時において、被災者支援のため甲が必要と認める場合は、乙に対して前条に規定する支援業務の実施を要請することができる。

- 2 前項の規定による要請は、原則として災害時支援要請書（別記様式）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは電話、ファクシミリ等の方法により行い、後日速やかに災害時支援要請書を送付するものとする。

（行政書士の派遣）

第4条 乙は、前条第1項の規定による支援の要請を受けたときは、要請された支援内容が行政書士業務として適格であることを確認した上で、速やかに要請内容による支援業務を実施するため、甲の要請場所に会員を派遣する等の措置を行うものとする。

- 2 乙は、前項の措置を行うときは、その内容を甲に通知するものとする。

（連絡調整）

第5条 甲及び乙は、前条の支援を行うための連絡体制を整え、被災者への支援に支障のないよう連絡調整に努めるものとする。

- 2 乙は、支援業務の実施に当たり、広島県行政書士会各支部に対して必要な調整を行うものとする。

（報告）

第6条 乙は、第4条の規定により第2条に規定する業務を実施した場合は、甲の定める期限までに、支援業務の状況について書面で報告を行うものとする。

（費用負担）

第7条 第4条の規定による行政書士の派遣に要する費用その他の支援の実施に要する費用は、乙の負担とする。

- 2 第4条の規定による支援業務以外の第2条に掲げる業務のうち、行政書士法第1条の2及び第1条の3第1号及び第2号に掲げる業務に係る費用は、相談者（業務上の依頼者）の負担とする。

（損害への対応）

第8条 この協定に基づく支援業務を行う際、乙又は乙の会員に損害が生じた場合、甲の責めに帰すべき事由によらないものについては、乙の責任において対処する。

（有効期間）

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和7年（2025年）3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日の1か月前までに甲乙双方又はいずれか一方から意思表示がないとき

は、当該有効期間を更に1年間延長するものとし、その後もまた同様とする。

(疑義の解決)

第10条 この協定に定めがない事項及び疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して決定するものとする。

この協定成立により、本協定書2通を作成し甲乙署名の上、各1通を保管する。

令和6年(2024年)11月6日

甲 江田島市大柿町大原505番地
江田島市
江田島市長 明岳 周作

乙 広島市中区中町8番18号 広島クリスタルプラザ10階
広島県行政書士会
会長 原田 誠

[災害危険箇所等]

○砂防指定地一覧

(令和7年6月現在)

<江田島町>

番号	溪流名	所在地	面積(ha)	延長(m)	指定	範囲
1	長谷川	江田島町 切串	3.00	7,300	S22.9.12 内告 296	河川敷
	長谷川及び支川	〃 〃	1.70	303	S56.4.30 建告 956	標柱指定
	長谷川支川	〃 風呂谷	1.09	173	S63.11.10 建告 2188	〃
	〃	〃 切串	1.09	298.0	H9.3.10 建告 439	標柱指定川の中心 左右 各25m10m
	〃	〃 切串3丁目 ソラノカイチ	0.108	110	H12.1.27 建告 156	標柱指定川の中心 左右 2~7m
	〃	〃 切串2丁目、コヒチ、 ヒガシカイチ、ミヤハラ	0.614	135	R3.9.8 国告 1215	標柱指定
	〃	〃 コヒチ	0.723	208	R4.8.18 国告 840	〃
	長谷川支川2	〃 イデトコ ヘタイテン、焼野	0.446	136	R4.11.25 国告 1226	各地点内指定
2	エセキ川	〃 エセキ	67.81	1,350	S25.11.17 建告 1179	河川敷・標柱指定
			-0.1077		H27.8.13 国告 932	指定一部解除
	〃	〃 西エセキ	1.65	252.5	S54.4.30 建告 956	標柱指定
	〃	〃 エセキ、切串五丁目、 西江関	0.9579	298	H27.3.25 国告 423	〃
	〃	〃 エセキ、東エセキ、西 エセキ	0.4071	0.175	H27.8.13 国告 929	河川敷・道路敷
	エセキ川支川	〃 エセキ 東江関	8.99	560	H3.4.20 建告 1089	地番指定
〃	〃 エジリ	2.14	410	H5.8.13 建告 1698	標柱指定	
3	中谷川	〃 東谷	1.43	1,400	S26.6.27 内告 649	河川敷・ 標柱指定
4	花の木川	〃 花の木	2.47	626	S42.3.31 建告 1001	標柱指定川の中心 左右 各30m
5	大須川及び支川	〃 東ソラ	2.443	532	S41.8.1 建告 2436	官民境界左右 各20m
6	阿重田川	〃 阿重田	1.50	220	S46.12.6 建告 1948	標柱指定川の中心 左右 各5m
7	深洞川	〃 石風呂	0.485	970	S22.12.29 内告 400	河川敷
	深洞川支川	〃 メウトイテ	2.48	835	S55.4.2 建告 790	川の中心左右 各40m5m
8	イブネ川	〃 石風呂	0.53	1,060	S22.12.29 内告 400	河川敷
9	石風呂川	〃 〃	0.34	680	S22.12.29 内告 400	〃
	〃	〃 〃	0.91	192	H2.2.6 建告 204	標柱指定

番号	溪流名	所在地	面積(ha)	延長(m)	指定	範囲
10	一ツ川	〃 宮ノ原	0.65	146	S56.4.30 建告 956	〃
11	渡川	江田島町 イワシハマ	0.78	1,560	S27.10.15 建告 1291	河川敷
	渡川・渡川第1支川・渡川第2支川	〃 上ワタリ	4.19	1,811	S55.4.2 建告 790	川の中心左右 各30m
	渡川第3支川	〃 アンヒン	0.76	320	H5.8.13 建告 1698	標柱指定
	渡川隣2	〃 カイヤケ 宮ノ原一丁目	0.44	121	R5.7.14 国告 828	各地点内指定
12	中郷川・東中郷川・南中郷川	〃 登り尾	1.38	365	S56.4.30 建告 956	標柱指定
13	西中郷川	〃 〃	0.30	112	S57.2.13 建告 164	〃
14	本浦川	〃 向側	0.90	2,200	S22.12.29 内告 400	河川敷
	〃	〃 姥ヶ谷	1.41	300	S56.4.30 建告 956	標柱指定
15	タカノ川	〃 タカノ	2.34	300	S44.3.31 建告 810	官民境界左右 各20m
16	バイシ川	〃 秋月	0.40	100	S47.3.18 建告 474	川の中心左右 各20m
17	秋月川	〃 コツツラ	0.859	207	S41.8.1 建告 2436	官民境界左右 各20m
	〃	〃 秋月三丁目 メバルイワ タカノ イソモト	1.16	225	R5.10.24 国告 1057	各地点内指定
18	柿の木田川	〃 ヲクノ谷	2.15	787	S54.4.17 建告 871	川の中心左右 各20m 左岸35m右岸50m
56	長字根川	〃 タデクサ山 長字根	2.47	300	H11.9.24 建告 1759	標柱指定 地番指定
58	三ツ石2号川	〃 小用3丁目字三ツ石 前早瀬	1.0847	240	H18.10.27 国告 1260	標柱指定
60	アカエ子川	〃 小用1丁目	0.78	163	R4.9.9 建告 978	各地点内指定
合 計			125.26	27,305.7	-	-

＜能美町＞

番号	溪流名	所在地	面積(ha)	延長(m)	指定	範囲
19	中郷川	能美町 鹿川中郷	0.25	510	S27.7.11 建告 939	標柱指定
20	永田川	〃 中町上向野	0.42	900	S26.11.13 内告 964	河川敷・ 標柱指定
	〃	〃 中町鹿川	16.01	1,250	H11.9.24 建告 1759	標柱 川の中心 左右10m
21	郷川	〃 鹿川郷	2.80	940	S47.12.27 建告 2187	川の中心左右 各20m

番号	溪流名	所在地	面積(ha)	延長(m)	指定	範囲
22	大後川	〃 中町大後	6.71	800	S43.5.23 建告 1503	官民境界左右 各5m
	〃	〃 〃	1.27	180	S60.2.9 建告 158	標柱指定
23	麓川	〃 中町麓	0.825	1,650	S29.2.16 建告 114	河川敷・ 標柱指定
24	高下川	〃 中町高下	1.735	1,480	S31.11.15 建告 1806	標柱指定 官民境界 左右 各5m
25	二谷川	能美町 高田二谷	0.665	1,300	S27.7.11 建告 939	河川敷・ 標柱指定
	〃	〃 〃	1.10	220	S62.3.16 建告 669	標柱指定
26	空川	〃 高田下井田	3.3235	782	S41.8.1 建告 2436	官民境界左右 各20m
27	間所川	〃 高田八島	3.92	1,000	S43.5.23 建告 1503	〃
28	原川	〃 〃	1.58	585	S50.11.27 建告 1499	川の中心左右 各20m 10m
合 計			40.61	11,597	-	-

＜沖美町＞

番号	溪流名	所在地	面積(ha)	延長(m)	指定	範囲
29	鎌田川	沖美町 岡大王物見石	3.25	900	S43.5.23 建告 1503	官民境界左右 各20m
30	正光川	〃 岡大王	0.60	1,200	S22.12.29 内告 400	河川敷
31	大森川	〃 岡大王観音奥	0.36	1,200	S22.7.24 内告 222	川の中心左右 各15m
32	流田川	〃 岡大王流田	3.00	1,000	S22.7.24 内告 222	〃
	流田川及び右支川	〃 〃	0.44	124	S59.12.4 建告 1609	標柱指定
33	大石川	〃 〃 扇島	4.40	820	S39.6.2 建告 1377	官民境界左右 各20m
34	大坪川	〃 畑波出	4.10	1,030	S37.10.30 建告 2732	標柱指定 川の中心 左右 各20m
35	陽津川及び支川	〃 畑本久保	6.45	1,500	S43.5.23 建告 1503	官民境界左右 各20m
36	佐村川及び支川	〃 是長滝水	4.73	910	S45.11.27 建告 1708	地番指定 川の中心 左右 各20m
	佐村川	〃 是長御中山	0.0844	51	H24.9.21 国告 1039	標柱指定
37	流川	〃 〃 〃	3.90	790	S39.6.2 建告 1377	官民境界左右 各20m
38	林山川	〃 〃	1.88	645	S46.12.6 建告 1948	地番指定・河川敷川 の中心左右各5m
39	宝原川	〃 高祖宝原	3.60	720	S39.6.2 建告 1377	官民境界左右 各20m
40	柳之前川	〃 三吉柳之前	7.05	772	S50.5.27 建告 897	川の中心左右 各30m
41	木下川	〃 三高	14.70	5,200	S22.12.29 内告 400	〃 各15m

番号	溪流名	所在地	面積(ha)	延長(m)	指定	範囲
42	舞窪川	〃 三吉大附	0.40	121	S 63. 3. 18 建告 810	標柱指定
43	舟木川	〃 〃 焼山	3.20	570	S 49. 2. 13 建告 130	川の中心左右 各40m20m
44	大池川	沖美町 〃 大池	2.68	535	S 53. 1. 7 建告 7	〃 各10m35m
45	大附川	〃 〃	0.67	131	H 1. 1. 31 建告 145	標柱指定
46	高松川	〃 〃	0.66	155	H 1. 11. 7 建告 1862	〃
	〃	〃 〃	1.05	265	H 2. 2. 6 建告 204	〃
55	堂の前川	〃 高祖宝原	7.94	650	H 3. 3. 1 建告 372	地番指定
	〃	〃 〃	0.60	189	R 5. 10. 24 国告 1057	標柱指定
57	貝ノ木川支川	〃 三吉	0.43	120	H12. 1. 27 建告 156	〃
59	舟木川支川(追加)	〃	0.21	205	H21. 4. 2 国告 402	地番指定
合 計			76.38	19,803	-	-

＜大柿町＞

番号	溪流名	所在地	面積(ha)	延長(m)	指定	範囲
47	瀬本川	大柿町 大君瀬本	5.70	800	S 46. 12. 6 建告 1948	地番指定・河川敷 川の中心左右各10m
48	大君川	〃 〃	5.20	1,300	S 22. 12. 29 内告 400	川の中心左右 各20m
49	梅迫川	〃 飛渡瀬梅迫	8.00	1,340	S 23. 12. 8 内告 216	〃
	〃	〃 〃	0.74	165	H 1. 1. 31 建告 145	標柱指定
	〃	〃 〃 久末	0.15	69.5	H 4. 3. 4 建告 524	〃
50	原川	〃 〃	5.20	840	S 23. 12. 8 内告 216	川の中心左右 各20m
51	高須川	〃 〃 高須	1.106	1,170	S 27. 7. 11 建告 939	河川敷・ 標柱指定
52	八幡川	〃 大原萩原	9.90	3,300	S 22. 7. 24 内告 222	川の中心左右 各15m
	〃	〃 萩原、前島	4.59	550	H12. 1. 27 建告 156	地番指定・河川敷、 道路敷
	〃	〃 大原	0.96	210	H24. 4. 11 国告 440	標柱指定
	〃	〃 萩原、前島	0.28	105	H29. 12. 1 国告 1121	〃
53	大又川及び支川	〃 原後島	8.486	2,395	S 39. 6. 2 建告 1377	官民境界左右 各20m
54	鳴河川	〃 深江	0.24	1,230	S 29. 2. 16 建告 114	標柱指定
合 計			50.552	13,474.5	-	-

○急傾斜地崩壊危険区域一覧

(令和7年6月現在)

番号	地区名	告示 年月日・番号	所在地			指定面積 (a)	人家戸 数(戸)
			町名	大字	字		
1	先河内地区	S. 44. 12. 26 県告第981号	江田島町	鷲部	追田川乙855-1	42. 00	53
2	東浜地区	S. 44. 12. 26 県告第981号	能美町	鹿川	東浜4633-1	160. 21	79
3	大君地区	S. 44. 12. 26 県告第981号	大柿町	大君	横走1813-10	182. 77	52
4	住釜地区	S. 45. 03. 27 県告第281号	江田島町	津久茂	住釜甲372	21. 80	5
5	宮迫地区	S. 45. 03. 27 県告第281号	江田島町	向側	宮迫18365	22. 30	13
6	小用峠地区	S. 45. 03. 27 県告第281号	江田島町	中郷	小用峠7712-3	37. 90	9
7	鍵ヤ谷地区	S. 45. 03. 27 県告第281号	沖美町	三吉	中小路691-1	8. 01	6
8	水畑地区	S. 45. 03. 27 県告第281号	大柿町	大原	水畑6059-1	268. 43	66
9	里小路地区	S. 45. 09. 29 県告第818号	江田島町	津久茂	里小路962	37. 00	6
10	ヤマノカミ地区	S. 46. 03. 30 県告第338号	江田島町		ヤマノカミ17561-1	26. 20	8
11	正念寺地区	S. 46. 03. 30 県告第338号	江田島町		ヲクサコ11638	24. 72	16
12	川ノ平地区	S. 46. 03. 30 県告第338号	江田島町		川ノ平丙18656-2	54. 20	31
13	久保田地区	S. 46. 03. 30 県告第338号	大柿町	大君	久保田939-3	25. 23	22
14	小林地区	S. 46. 10. 01 県告第860号	江田島町		宮サコ18338-1	88. 42	49
15	尾登地区	S. 46. 10. 01 県告第860号	能美町	鹿川	尾登3720-1	86. 65	16
16	浜床地区	S. 46. 10. 01 県告第860号	大柿町	大君	浜床9-3	267. 29	40
17	前浜地区	S. 47. 03. 31 県告第282号	能美町	鹿川	鎌木4515-1	119. 77	25
18	藤次郎浜地区	S. 47. 07. 28 県告第656号	江田島町		藤次郎浜15655	10. 91	6
19	二反田地区	S. 47. 07. 28 県告第656号	大柿町	深江	江野脇735	36. 70	17
20	古屋地区	S. 47. 07. 28 県告第656号	大柿町	深江	江野脇740	9. 41	9
21	畑田地区	S. 47. 07. 28 県告第656号	大柿町	大原	水畑6029	58. 69	8
22	矢比津地区	S. 47. 07. 28 県告第656号	大柿町	大原	矢比津184-4	256. 98	34
23	常道地区	S. 47. 07. 28 県告第656号	大柿町	柿浦	常道2361-1	55. 57	19
24	大谷地区	S. 47. 07. 28 県告第656号	大柿町	柿浦	下岡1837	54. 79	12

番号	地区名	告示 年月日・番号	所在地			指定面積 (a)	人家戸 数(戸)
			町名	大字	字		
25	北迫地区	S. 47. 07. 28 県告第656号	大柿町	柿浦	北迫1446-3	203. 07	35
26	小林地区 (追加)	S. 48. 02. 16 県告第109号	江田島町		宮サコ18383	22. 53	9
27	落久保地区	S. 48. 02. 16 県告第109号	江田島町		落久保18097	24. 17	17
28	立路地区	S. 48. 02. 16 県告第109号	江田島町	津久茂	立路491	47. 04	3
29	かんのん山地区	S. 48. 03. 30 県告第248号	江田島町		山ノカミ17552	8. 15	13
30	内海地区	S. 48. 07. 31 県告第575号	江田島町		内海2618	26. 40	10
31	脇田地区	S. 48. 07. 31 県告第575号	大柿町	深江	脇田1471-1	165. 79	42
32	石上地区	S. 49. 01. 16 県告第34号	江田島町		石上2380	31. 29	5
33	尾登地区 (追加)	S. 49. 01. 16 県告第34号	能美町	鹿川	尾登3731	40. 14	3
34	水畑地区 (追加)	S. 49. 03. 29 県告第244号	大柿町	大原	水畑6122-1	41. 80	18
35	ウシイシ地区	S. 50. 03. 25 県告第294号	江田島町		松田8410-18	44. 10	39
36	間所地区	S. 50. 03. 25 県告第294号	能美町	高田	間所1369-3	50. 85	27
37	王城地区	S. 50. 03. 25 県告第294号	沖美町	岡大王	王城801-2	61. 57	20
38	西の浜地区	S. 50. 03. 25 県告第294号	沖美町	三吉	柳の前2591	42. 80	17
39	一ツ川地区	S. 50. 10. 28 県告第915号	江田島町		南一ツ川甲7126	15. 55	20
40	世上1号地区	S. 51. 12. 17 県告第940号	江田島町		世上16338-4	56. 44	13
41	常道地区 (追加)	S. 51. 12. 17 県告第940号	大柿町	柿浦	常道2361-3	13. 14	8
42	内海地区 (追加)	S. 52. 03. 29 県告第224号	江田島町		内海2618	73. 41	12
43	花ヤ窪地区	S. 52. 11. 15 県告第814号	沖美町	三吉	鍵ヤ谷475	8. 70	7
44	ユウタ1号地区	S. 53. 03. 20 県告第231号	江田島町		ユウタ甲7925-1	25. 42	17
45	宝原地区	S. 53. 03. 20 県告第231号	沖美町	高祖	豊作原570	35. 50	11
46	脇田地区 (追加)	S. 53. 03. 20 県告第231号	大柿町	深江	脇田1471-1	23. 39	4
47	川ノ平地区 (追加)	S. 54. 03. 20 県告第235号	江田島町		川ノ平乙18663-5	34. 47	5
48	松田地区	S. 54. 03. 20 県告第235号	江田島町		松田8410-27	11. 05	7
49	大矢A地区	S. 54. 03. 20 県告第235号	能美町	鹿川	大矢298	59. 40	6

番号	地区名	告示 年月日・番号	所在地			指定面積 (a)	人家戸 数(戸)
			町名	大字	字		
50	大矢B地区	S. 54. 03. 20 県告第235号	能美町	鹿川	大矢342	54. 70	8
51	畑田地区 (追加)	S. 54. 03. 20 県告第235号	大柿町	大原	水畑6053	71. 66	10
52	上迫地区	S. 54. 10. 26 県告第868号	江田島町		上迫2710	35. 14	8
53	浜の谷地区	S. 54. 10. 26 県告第868号	江田島町	津久茂	中小路乙542	42. 41	13
54	ウシイシ2号地区	S. 56. 01. 09 県告第13号	江田島町		ウシイシ8616-1	17. 85	8
55	東カイチ地区	S. 56. 05. 01 県告第443号	江田島町		イケハマ5858-5	38. 28	12
56	波出地区	S. 57. 01. 08 県告第11号	沖美町	岡大王	大森526-3	18. 40	8
57	ユタ地区	S. 57. 07. 29 県告第793号	江田島町		遊田4570	26. 20	6
58	江ノ口地区	S. 57. 07. 29 県告第793号	江田島町		亀山1-3	116. 68	35
59	大畑田地区	S. 57. 07. 29 県告第793号	大柿町	深江	大畑田443-1	98. 67	33
60	麓地区	S. 58. 07. 18 県告第729号	能美町	中町	麓1165-1	45. 00	21
61	波出上地区	S. 58. 07. 18 県告第729号	沖美町	畑	大坪212-1	41. 81	10
62	里小路地区 (追加)	S. 58. 09. 29 県告第976号	江田島町	津久茂	里小路905	5. 44	2
63	内海2号地区	S. 58. 09. 29 県告第976号	江田島町		石上2573-1	32. 64	12
64	中小用2号地区	S. 59. 07. 30 県告第743号	江田島町		中小用7180-4	24. 35	10
65	空地区	S. 59. 07. 30 県告第743号	能美町	高田	空1824-1	78. 00	10
66	浜地区	S. 59. 07. 30 県告第743号	大柿町	柿浦	中郷1711	79. 11	36
67	西ノ谷地区	S. 59. 11. 29 県告第1119号	江田島町		ゲンタ7278-28	25. 17	16
68	常道地区 (追加)	S. 60. 03. 18 県告第280号	大柿町	柿浦	常道2325	19. 54	17
69	カイヤケ地区	S. 60. 12. 16 県告第1116号	江田島町		カイヤケ16146-13	108. 91	17
70	ウシイシ3号地区	S. 61. 02. 13 県告第138号	江田島町		ウシイシ8612-1	2. 54	6
71	浜地区 (追加)	S. 61. 02. 13 県告第138号	大柿町	柿浦	中郷1705-2	8. 89	4
72	平後2号地区	S. 61. 03. 20 県告第262号	大柿町	大君	浜床177-11	9. 95	6
73	鳥居本地区	S. 61. 03. 31 県告第321号	江田島町		宮迫18524-2	121. 84	20
74	下岡地区	S. 61. 03. 31 県告第321号	大柿町	柿浦	下岡1926-2	9. 85	7

番号	地区名	告示 年月日・番号	所在地			指定面積 (a)	人家戸 数(戸)
			町名	大字	字		
75	石風呂地区	S. 61. 09. 22 県告第831号	江田島町	宮ノ原	イブ子15160-15	138. 46	22
76	ゲンタ1号地区	S. 61. 09. 22 県告第831号	江田島町	小用	ゲンタ7316-4	45. 15	11
77	大須地区	S. 62. 12. 24 県告第1191号	江田島町	大須	東ソラ13848-1	117. 14	31
78	平後地区	S. 62. 12. 24 県告第1191号	大柿町	大君	平下374-2	22. 26	10
79	外海地区	S. 62. 12. 24 県告第1191号	大柿町	飛渡瀬	外海545-1	84. 42	12
80	中小路2号地区	S. 63. 12. 26 県告第1280号	江田島町	津久茂	阿重田206	70. 32	12
81	立路地区 (追加)	H. 1. 03. 27 県告第390号	江田島町	津久茂	立路468-2	59. 88	11
82	川ノ平地区 (追加)	H. 1. 08. 14 県告第881号	江田島町	矢ノ浦	川ノ平18663-53	53. 82	12
83	二反田地区 (追加)	H. 2. 03. 12 県告第304号	大柿町	深江	大畑田517-2	22. 73	9
84	浜1号地区	H. 2. 03. 12 県告第304号	大柿町	柿浦	中郷1738	49. 00	17
85	樽見地区	H. 2. 03. 12 県告第304号	大柿町	大原	矢比津71-2	36. 66	17
86	矢比津地区 (追加)	H. 2. 05. 28 県告第644号	大柿町	大原	矢比津184-4	24. 69	5
87	十王堂地区	H. 2. 05. 28 県告第644号	大柿町	深江	鴨田1068	21. 67	16
88	下岡1号地区	H. 2. 05. 28 県告第644号	大柿町	柿浦	下岡2006-2	21. 52	7
89	下岡地区 (追加)	H. 2. 07. 30 県告第848号	大柿町	柿浦	下岡1912	31. 34	10
90	下野川地区	H. 2. 12. 27 県告第1353号	沖美町	畑	大坪222	39. 28	6
91	下野川下地区	H. 2. 12. 27 県告第1353号	沖美町	畑	下野川302	25. 75	6
92	平下地区	H. 2. 12. 27 県告第1353号	大柿町	大君	平下434-1	24. 40	10
93	坊地地区	H. 2. 12. 27 県告第1353号	大柿町	柿浦	坊地2436-1	21. 69	12
94	岡大王地区	H. 3. 03. 25 県告第439号	沖美町	岡大王	正光1076-2	52. 15	15
95	コソウズ地区	H. 3. 08. 29 県告第988号	江田島町	大須	小林18213-1	27. 27	14
96	ソラ地区	H. 3. 08. 29 県告第988号	江田島町	大須	ソラ13929-1	125. 32	17
97	山ノカミ2号地区	H. 4. 02. 10 県告第159号	江田島町		中郷17389-1	42. 49	11
98	大森地区	H. 4. 02. 10 県告第159号	沖美町	岡大王	大森443	15. 14	5
99	堀地区	H. 4. 02. 10 県告第159号	大柿町	大原	堀5488-1	59. 72	11

番号	地区名	告示 年月日・番号	所在地			指定面積 (a)	人家戸 数(戸)
			町名	大字	字		
100	小古江矢比津地区	H. 4. 02. 10 県告第159号	大柿町	小古江	矢比津40-1	49. 47	13
101	波出地区 (追加)	H. 4. 11. 16 県告第1163号	沖美町	畑	波出9	28. 71	12
102	コツツラ地区	H. 5. 02. 04 県告第99号	江田島町	秋月	コツツラ5219 地先県道敷	14. 61	5
103	カミカイチ1号地区	H. 5. 02. 04 県告第99号	江田島町	秋月	ヒラカイチ5529	10. 67	8
104	柿ノ木田1号地区	H. 5. 08. 23 県告第811号	江田島町		柿ノ木田7549	50. 02	7
105	波出上地区 (追加)	H. 5. 08. 23 県告第811号	沖美町	畑	大坪200	25. 03	2
106	北迫1号地区	H. 6. 03. 28 県告第340号	大柿町	柿浦	中郷1612	199. 90	34
107	中郷地区	H. 6. 03. 28 県告第340号	大柿町	柿浦	中郷1765	186. 42	27
108	王城地区 (追加)	H. 6. 08. 15 県告第780号	沖美町	岡大王	王城780-2	39. 69	8
109	鎌木地区	H. 6. 11. 17 県告第1037号	能美町	鹿川	鎌木4729	62. 45	15
110	南カイチ地区	H. 6. 12. 28 県告第1153号	江田島町	秋月2丁目	5123-4	48. 86	11
111	風呂ヶ谷地区	H. 6. 12. 28 県告第1153号	江田島町	スホカスキ	11972	43. 16	14
112	長谷地区	H. 6. 12. 28 県告第1153号	大柿町	飛渡瀬	長谷1163	4. 97	5
113	大畑田2号地区	H. 8. 03. 11 県告第264号	大柿町	深江	大畑田342-1	76. 43	15
114	大附地区	H. 9. 03. 24 県告第346号	大柿町	深江	大附4164-2	81. 15	9
115	田中地区	H. 9. 09. 16 県告第964号	江田島町	中央五丁目	18720 地先里道敷	152. 35	16
116	南カイチ地区 (追加)	H. 10. 04. 30 県告第564号	江田島町		秋月2丁目5126-1	18. 66	11
117	ヲクノ谷2号地区	H. 10. 12. 10 県告第1168号	江田島町	小用一丁目	7756-5	27. 40	17
118	世上1号地区 (追加)	H. 11. 03. 18 県告第289号	江田島町	宮ノ原一丁目	16309-1	9. 70	
119	矢ノ浦1号地区	H. 11. 08. 26 県告第854号	江田島町	中央4丁目	18579-1	95. 00	16
120	矢の浦2号地区	H. 11. 11. 11 県告第1046号	江田島町	中央4丁目	18465-3	45. 00	19
121	高名津地区	H. 11. 11. 11 県告第1046号	大柿町	大原	堀5622-2	160. 90	12
122	後長谷地区	H. 11. 12. 24 県告第1167号	沖美町	畑	673-1 地先県道敷	58. 34	12
123	堀1号地区	H. 12. 06. 01 県告第587号	大柿町	大原	堀5469-3 地先里道敷	27. 00	14
124	八幡地区	H. 12. 06. 01 県告第587号	大柿町	大原	河内2032-2	69. 80	14

番号	地区名	告示 年月日・番号	所在地			指定面積 (a)	人家戸 数(戸)
			町名	大字	字		
125	ヲクノタニ地区	H. 12. 10. 12 県告第930号	江田島町	秋月 2 丁目	5625	89. 00	12
126	八幡地区 (追加)	H. 13. 03. 30 県告第373号	大柿町	大原	佐古2434-6	49. 00	11
127	深江下郷地区	H. 13. 03. 30 県告第373号	大柿町	深江	小堤1924-1	122. 00	13
128	北迫 2 号地区	H. 14. 07. 04 県告第679号	大柿町	柿浦	北迫1345	92. 00	21
129	神田地区	H. 14. 11. 07 県告第1144号	江田島町	中央三丁目	18356-1 地先町道敷	30. 80	10
130	津久江地区	H. 15. 1. 20 県告第83号	江田島町	宮ノ原三丁目	1429-6	151. 41	0
131	矢比津地区	H. 16. 3. 25 県告第462号	大柿町	大原	矢比津263- 2	4. 20	0
132	二反田 2 号地区	H. 18. 3. 30 県告第389号	大柿町	深江	江野脇723	17. 80	10
133	石河内地区	H. 18. 3. 30 県告第389号	大柿町	大原	古新開1346- 2	9. 51	7
134	矢比津 2 号地区	H. 18. 3. 30 県告第389号	大柿町	大原	矢比津 4- 2	125. 80	12
135	ニシカイ地区 {変更}	H. 18. 3. 30 県告第390号	江田島町	秋月 2 丁目	クルマデ5360	76. 42	12
136	左ヶ本地区	H. 18. 8. 31 県告第808号	江田島町	中央 1 丁目	1 丁目、 3 丁目左ヶ本 17959- 9	127. 22	31
137	深江 2 号地区	H. 20. 10. 6 県告第818号	大柿町	深江	脇田	36. 10	12
138	王城上	H. 23. 3. 3 県告第179号	沖美町	岡大王	正光	7. 82	5
139	里小路地区 (追加)	H. 23. 9. 5 県告第833号	江田島町	津久茂	里小路	46. 38	8
140	下野川地区	R. 1. 7. 8 県告第468号	沖美町	畑	大坪、下野川	18. 76	6
141	ナカノタニ地区	R. 6. 2. 22 県告第152号	江田島町	幸ノ浦	二丁目	9. 58	3

○土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域指定箇所一覧

(令和7年4月現在)

<江田島町小用地区>

番号	自然現象	所在地	区域の名称	告示年月日	県告示 番号	警戒 区域	特別警 戒区域
1	急傾斜地の崩壊	江田島市 江田島町小用	モモタカ (1923)	H17.3.24	第414号	○	○
2	急傾斜地の崩壊	江田島市 江田島町小用	中小用1号 (1924A)	H17.3.24	第414号	○	○
3	急傾斜地の崩壊	江田島市 江田島町小用	中小用1号 (1924B)	H17.3.24	第414号	○	○
4	急傾斜地の崩壊	江田島市 江田島町小用	中小用2号 (1925)	H17.3.24	第414号	○	○
5	急傾斜地の崩壊	江田島市 江田島町小用	中小用2号 (1925-1)	H17.3.24	第414号	○	○
6	急傾斜地の崩壊	江田島市 江田島町小用	中小用2号 (1925-2)	H17.3.24	第414号	○	○
7	急傾斜地の崩壊	江田島市 江田島町小用	中小用2号 (1925-3)	H17.3.24	第414号	○	○
8	急傾斜地の崩壊	江田島市 江田島町小用	中小用2号 (1925-4)	H17.3.24	第414号	○	
9	急傾斜地の崩壊	江田島市 江田島町小用	中小用2号 (1925-5)	H17.3.24	第414号	○	
10	急傾斜地の崩壊	江田島市 江田島町小用	中小用2号 (1925-6)	H17.3.24	第414号	○	○
11	急傾斜地の崩壊	江田島市 江田島町小用	中小用2号 (1925-7)	H17.3.24	第414号	○	
12	急傾斜地の崩壊	江田島市 江田島町小用	西ノ谷 (1926)	H17.3.24	第414号	○	○
13	急傾斜地の崩壊	江田島市 江田島町小用	アカハ子1号 (1929)	H17.3.24	第414号	○	○
14	急傾斜地の崩壊	江田島市 江田島町小用	アカハ子2号 (1930)	H17.3.24	第414号	○	○
15	急傾斜地の崩壊	江田島市 江田島町小用	柿ノ木田1号 (1931)	H17.3.24	第414号	○	○
16	急傾斜地の崩壊	江田島市 江田島町小用	柿ノ木田2号 (1932)	H17.3.24	第414号	○	○
17	急傾斜地の崩壊	江田島市 江田島町小用	柿ノ木田2号 (1932-1)	H17.3.24	第414号	○	○
18	急傾斜地の崩壊	江田島市 江田島町小用	ヨクノ谷1号 (1933)	H17.3.24	第414号	○	○
19	急傾斜地の崩壊	江田島市 江田島町小用	ヨクノ谷2号 (1934)	H17.3.24	第414号	○	○
20	急傾斜地の崩壊	江田島市 江田島町小用	ユウタ1号 (1935)	H17.3.24	第414号	○	○
21	急傾斜地の崩壊	江田島市 江田島町小用	ユウタ1号 (1935-1)	H17.3.24	第414号	○	○
22	急傾斜地の崩壊	江田島市 江田島町小用	ユウタ2号 (1936)	H17.3.24	第414号	○	○
23	急傾斜地の崩壊	江田島市 江田島町小用	中松田 (1937)	H17.3.24	第414号	○	○
24	急傾斜地の崩壊	江田島市 江田島町小用	中松田 (1937-1)	H17.3.24	第414号	○	○

番号	自然現象	所在地	区域の名称	告示年月日	県告示番号	警戒区域	特別警戒区域
25	急傾斜地の崩壊	江田島市 江田島町小用	中松田 (1937—2)	H17.3.24	第414号	○	○
26	急傾斜地の崩壊	江田島市 江田島町小用	中松田 (1937—3)	H17.3.24	第414号	○	○
27	急傾斜地の崩壊	江田島市 江田島町小用	中松田 (1937—4)	H17.3.24	第414号	○	○
28	急傾斜地の崩壊	江田島市 江田島町小用	ウシイシ (1938)	H17.3.24	第414号	○	○
29	急傾斜地の崩壊	江田島市 江田島町小用	松田 (1939)	H17.3.24	第414号	○	○
30	急傾斜地の崩壊	江田島市 江田島町小用	ウシイシ3号 (1940)	H17.3.24	第414号	○	○
31	急傾斜地の崩壊	江田島市 江田島町小用	ユウタ (5072)	H17.3.24	第414号	○	○
32	急傾斜地の崩壊	江田島市 江田島町小用	ユウタ (5072—1)	H17.3.24	第414号	○	○
33	急傾斜地の崩壊	江田島市 江田島町小用	ユウタ4号 (5073)	H17.3.24	第414号	○	○
34	急傾斜地の崩壊	江田島市 江田島町小用	小用一丁目 (6112)	H17.3.24	第414号	○	○
35	急傾斜地の崩壊	江田島市 江田島町小用	柿ノ木田 (6142)	R4.7.28	第592号	○	○
36	急傾斜地の崩壊	江田島市 江田島町小用	タテクサ山 (573)	H17.3.24	第414号	○	○
37	急傾斜地の崩壊	江田島市 江田島町小用	ケンタ3号 (4496)	H17.3.24	第414号	○	○
38	急傾斜地の崩壊	江田島市 江田島町小用	柿ノ木田3号 (7246A)	H17.3.24	第414号	○	○
39	急傾斜地の崩壊	江田島市 江田島町小用	柿ノ木田3号 (7246B)	H17.3.24	第414号	○	
40	急傾斜地の崩壊	江田島市 江田島町小用三丁目	小用三丁目A (7247)	H17.3.24	第414号	○	○
41	急傾斜地の崩壊	江田島市 江田島町小用三丁目	小用三丁目A (7247—1)	H17.3.24	第414号	○	○
42	急傾斜地の崩壊	江田島市 江田島町小用三丁目	小用三丁目A (7247—2)	H17.3.24	第414号	○	○
43	急傾斜地の崩壊	江田島市 江田島町小用三丁目	小用三丁目A (7247—3)	H17.3.24	第414号	○	○
44	急傾斜地の崩壊	江田島市 江田島町小用一丁目	小用一丁目 (895)	H17.3.24	第414号	○	○
45	急傾斜地の崩壊	江田島市 江田島町小用	小用2号 (896)	H17.3.24	第414号	○	○
46	急傾斜地の崩壊	江田島市 江田島町中郷	中郷C (1060)	H17.3.24	第414号	○	○
47	急傾斜地の崩壊	江田島市 江田島町小用三丁目	小用三丁目 (1061)	H17.3.24	第414号	○	○
48	急傾斜地の崩壊	江田島市 江田島町小用三丁目	小用三丁目 (1061—1)	H17.3.24	第414号	○	○
49	急傾斜地の崩壊	江田島市 江田島町小用一丁目	小用一丁目 (895-1)	R2.5.28	第690号	○	○
1	土石流	江田島市 江田島町小用	長宇根川 (1004 a)	H17.3.24	第414号	○	○

番号	自然現象	所在地	区域の名称	告示年月日	県告示番号	警戒区域	特別警戒区域
2	土石流	江田島市 江田島町小用	長宇根川 (1004 b)	H30. 12. 27	第934号	○	○
3	土石流	江田島市 江田島町小用	長宇根川 (1004 c)	H30. 12. 27	第934号	○	○
4	土石流	江田島市 江田島町小用	長宇根川 (457 a)	H30. 12. 27	第934号	○	○
5	土石流	江田島市 江田島町小用	長宇根川 (457 b)	H30. 12. 27	第934号	○	○
6	土石流	江田島市 江田島町小用	長宇根川 (457 c)	H30. 12. 27	第934号	○	
7	土石流	江田島市 江田島町小用	長宇根川 (457 d)	H30. 12. 27	第934号	○	○
8	土石流	江田島市 江田島町小用	長宇根川 (457 e)	H30. 12. 27	第934号	○	○
9	土石流	江田島市 江田島町小用	タテクサ山川 (458 a)	H17. 3. 24	第414号	○	○
10	土石流	江田島市 江田島町小用	タテクサ山川 (458 b)	H17. 3. 24	第414号	○	○
11	土石流	江田島市 江田島町小用	柿ノ木田川 (459 a)	H17. 3. 24	第414号	○	
12	土石流	江田島市 江田島町小用	柿ノ木田川 (459 b)	H30. 12. 27	第934号	○	○
13	土石流	江田島市 江田島町小用	フクノ谷川 (460)	H17. 3. 24	第414号	○	○
14	土石流	江田島市 江田島町小用	アカエ子川 (461)	R6. 10. 24	第971号	○	
15	土石流	江田島市 江田島町小用	ケンタ川 (462)	H30. 12. 27	第934号	○	○
16	土石流	江田島市 江田島町小用	ケンタ川 (462隣2)	H30. 12. 27	第934号	○	○

<大古小学校区>

番号	自然現象	所在地	区域の名称	告示年月日	県告示番号	警戒区域	特別警戒区域
1	急傾斜地の崩壊	江田島市大柿町小古江	余防2号 (587)	H29. 1. 19	第25号	○	○
2	急傾斜地の崩壊	江田島市大柿町小古江	郷 (1019)	R4. 7. 28	第590号	○	○
3	急傾斜地の崩壊	江田島市大柿町小古江	郷 (1019-1)	H29. 1. 19	第25号	○	○
4	急傾斜地の崩壊	江田島市大柿町小古江	郷2号 (7298)	H29. 1. 19	第25号	○	○
5	急傾斜地の崩壊	江田島市大柿町小古江	新道 (7340)	H29. 1. 19	第25号	○	○
6	急傾斜地の崩壊	江田島市大柿町小古江	新道 (7340-1)	H29. 1. 19	第25号	○	○
7	急傾斜地の崩壊	江田島市大柿町小古江	峰ヶ迫 (1077-1)	H29. 1. 19	第25号	○	○
8	急傾斜地の崩壊	江田島市大柿町小古江	峰ヶ迫 (1077-2)	H29. 1. 19	第25号	○	○
9	急傾斜地の崩壊	江田島市大柿町小古江	小古江 (187-1)	H29. 1. 19	第25号	○	○

番号	自然現象	所在地	区域の名称	告示年月日	県告示番号	警戒区域	特別警戒区域
10	急傾斜地の崩壊	江田島市大柿町大原	石河内 (2026)	H29. 1. 19	第25号	○	○
11	急傾斜地の崩壊	江田島市大柿町大原	石河内 (2026-1)	H29. 1. 19	第25号	○	○
12	急傾斜地の崩壊	江田島市大柿町大原	水畑 (2043)	H29. 1. 19	第25号	○	○
13	急傾斜地の崩壊	江田島市大柿町大原	畑田 (2044)	H29. 1. 19	第25号	○	○
14	急傾斜地の崩壊	江田島市大柿町大原	矢比津 (2045)	H29. 1. 19	第25号	○	○
15	急傾斜地の崩壊	江田島市大柿町大原	河内 (6127)	H29. 1. 19	第25号	○	○
16	急傾斜地の崩壊	江田島市大柿町大原	堀 2 号 (588)	R 5. 6. 22	第888号	○	○
17	急傾斜地の崩壊	江田島市大柿町大原	高名津 (595)	H29. 1. 19	第25号	○	○
18	急傾斜地の崩壊	江田島市大柿町大原	柿浦 1 号 (1056)	H29. 1. 19	第25号	○	○
19	急傾斜地の崩壊	江田島市大柿町大原	坊地 2 号 (1058)	H29. 1. 19	第25号	○	○
20	急傾斜地の崩壊	江田島市大柿町大原	坊地 3 号 (1027)	H29. 1. 19	第25号	○	○
21	急傾斜地の崩壊	江田島市大柿町大原	馬場 (1030)	H29. 1. 19	第25号	○	○
22	急傾斜地の崩壊	江田島市大柿町大原	馬場 2 号 (7304-1)	H29. 1. 19	第25号	○	○
23	急傾斜地の崩壊	江田島市大柿町大原	佐古 (1031)	H29. 1. 19	第25号	○	○
24	急傾斜地の崩壊	江田島市大柿町大原	大原 (7299)	R 4. 7. 28	第590号	○	○
25	急傾斜地の崩壊	江田島市大柿町大原	平田 (7300)	H29. 1. 19	第25号	○	○
26	急傾斜地の崩壊	江田島市大柿町大原	河内 (7302-1)	H29. 1. 19	第25号	○	○
27	急傾斜地の崩壊	江田島市大柿町大原	馬場 1 号 (7303)	H29. 1. 19	第25号	○	○
28	急傾斜地の崩壊	江田島市大柿町大原	馬場 1 号 (7303-1)	H29. 1. 19	第25号	○	○
29	急傾斜地の崩壊	江田島市大柿町大原	矢比津 (7342)	H29. 1. 19	第25号	○	○
30	急傾斜地の崩壊	江田島市大柿町小古江	小古江矢比津 (2028-1)	H29. 1. 19	第25号	○	○
31	急傾斜地の崩壊	江田島市大柿町大原	大原 (906)	H29. 1. 19	第25号	○	○
32	急傾斜地の崩壊	江田島市大柿町大原	坊地 4 号 (907)	H29. 1. 19	第25号	○	○
33	急傾斜地の崩壊	江田島市大柿町大原	峯 1 号 (925)	H29. 1. 19	第25号	○	○
34	急傾斜地の崩壊	江田島市大柿町大原	峯 2 号 (926-1)	H29. 1. 19	第25号	○	○
35	急傾斜地の崩壊	江田島市大柿町大原	大原 (1078)	H29. 1. 19	第25号	○	○
36	急傾斜地の崩壊	江田島市大柿町大原	大君 (1079)	H29. 1. 19	第25号	○	○

番号	自然現象	所在地	区域の名称	告示年月日	県告示番号	警戒区域	特別警戒区域
37	急傾斜地の崩壊	江田島市大柿町大原	河内 (1080)	H29. 1. 19	第25号	○	○
38	急傾斜地の崩壊	江田島市大柿町大原	堀 (1081-1)	H29. 1. 19	第25号	○	○
39	急傾斜地の崩壊	江田島市大柿町大原	堀 (1081-2)	H29. 1. 19	第25号	○	○
40	急傾斜地の崩壊	江田島市大柿町大原	堀 (1081-3)	H29. 1. 19	第25号	○	○
41	急傾斜地の崩壊	江田島市大柿町大原	堀 (1082)	H29. 1. 19	第25号	○	○
42	急傾斜地の崩壊	江田島市大柿町大原	高名津 (1083)	H29. 1. 19	第25号	○	○
43	急傾斜地の崩壊	江田島市大柿町大原	大原A (188)	H29. 1. 19	第25号	○	○
44	急傾斜地の崩壊	江田島市大柿町深江	十王堂 (2018)	H29. 1. 19	第25号	○	○
45	急傾斜地の崩壊	江田島市大柿町深江	十王堂 (2018-1)	H29. 1. 19	第25号	○	○
46	急傾斜地の崩壊	江田島市大柿町深江	大畑田 (2019)	H29. 1. 19	第25号	○	○
47	急傾斜地の崩壊	江田島市大柿町深江	二反田 (2020)	R 4. 7. 28	第590号	○	○
48	急傾斜地の崩壊	江田島市大柿町深江	大附 (2023)	R 2. 10. 8	第1063号	○	○
49	急傾斜地の崩壊	江田島市大柿町深江	脇田 (2042)	H29. 1. 19	第25号	○	○
50	急傾斜地の崩壊	江田島市大柿町深江	脇田 (2042-1)	H29. 1. 19	第25号	○	○
51	急傾斜地の崩壊	江田島市大柿町深江	大附 2 号 (589)	H29. 1. 19	第25号	○	○
52	急傾斜地の崩壊	江田島市大柿町深江	大畑田 2 号 (593)	H29. 1. 19	第25号	○	○
53	急傾斜地の崩壊	江田島市大柿町深江	大附 (7306)	H29. 1. 19	第25号	○	○
54	急傾斜地の崩壊	江田島市大柿町深江	峠 (7337)	H29. 1. 19	第25号	○	○
55	急傾斜地の崩壊	江田島市大柿町深江	峠 (7337-1)	H29. 1. 19	第25号	○	○
56	急傾斜地の崩壊	江田島市大柿町深江	唐串 (922)	H29. 1. 19	第25号	○	○
57	急傾斜地の崩壊	江田島市大柿町深江	唐串 (922-1)	H29. 1. 19	第25号	○	○
58	急傾斜地の崩壊	江田島市大柿町深江	唐串 (922-2)	H29. 1. 19	第25号	○	○
59	急傾斜地の崩壊	江田島市大柿町深江	唐串 (922-3)	H29. 1. 19	第25号	○	○
60	急傾斜地の崩壊	江田島市大柿町深江	唐串 (922-4)	H29. 1. 19	第25号	○	○
61	急傾斜地の崩壊	江田島市大柿町深江	唐串 (922-5)	H29. 1. 19	第25号	○	○
62	急傾斜地の崩壊	江田島市大柿町深江	唐串 (922-6)	H29. 1. 19	第25号	○	○

番号	自然現象	所在地	区域の名称	告示年月日	県告示番号	警戒区域	特別警戒区域
63	急傾斜地の崩壊	江田島市大柿町深江	唐串 (922-7)	H29. 1. 19	第25号	○	○
64	急傾斜地の崩壊	江田島市大柿町深江	唐串 (922-8)	H29. 1. 19	第25号	○	○
65	急傾斜地の崩壊	江田島市大柿町深江	唐串 (922-9)	H29. 1. 19	第25号	○	○
66	急傾斜地の崩壊	江田島市大柿町深江	唐串 (922-10)	H29. 1. 19	第25号	○	○
67	急傾斜地の崩壊	江田島市大柿町深江	深江 (1084)	H29. 1. 19	第25号	○	○
68	急傾斜地の崩壊	江田島市大柿町深江	大原E (502)	H29. 1. 19	第25号	○	○
69	急傾斜地の崩壊	江田島市大柿町大君	平後 (2032)	H29. 1. 19	第25号	○	○
70	急傾斜地の崩壊	江田島市大柿町大君	平下 (2033)	H29. 1. 19	第25号	○	○
71	急傾斜地の崩壊	江田島市大柿町大君	浄円寺 (2034)	H29. 1. 19	第25号	○	○
72	急傾斜地の崩壊	江田島市大柿町大君	浄円寺 (2034-1)	H29. 1. 19	第25号	○	○
73	急傾斜地の崩壊	江田島市大柿町大君	浄円寺 (2034-2)	H29. 1. 19	第25号	○	○
74	急傾斜地の崩壊	江田島市大柿町大君	浄円寺 (2034-3)	H29. 1. 19	第25号	○	○
75	急傾斜地の崩壊	江田島市大柿町大君	浜床 (2046)	H29. 1. 19	第25号	○	○
76	急傾斜地の崩壊	江田島市大柿町大君	一畝町 (2055-1)	H29. 1. 19	第25号	○	○
77	急傾斜地の崩壊	江田島市大柿町大君	大君 (2047)	R6. 10. 24	第970号	○	○
78	急傾斜地の崩壊	江田島市大柿町大君	平後 2号 (2049)	R4. 7. 28	第590号	○	○
79	急傾斜地の崩壊	江田島市大柿町大君	源八鼻 (7309)	H29. 1. 19	第25号	○	○
80	急傾斜地の崩壊	江田島市大柿町大君	源八鼻 (7309-1)	H29. 1. 19	第25号	○	○
81	急傾斜地の崩壊	江田島市大柿町大君	源八鼻 (7309-2)	H29. 1. 19	第25号	○	○
82	急傾斜地の崩壊	江田島市大柿町大君	源八鼻 (7309-3)	H29. 1. 19	第25号	○	○
83	急傾斜地の崩壊	江田島市大柿町大原	源八鼻 (7309-4)	H29. 1. 19	第25号	○	○
84	急傾斜地の崩壊	江田島市大柿町大君	大君 1号 (7310)	H29. 1. 19	第25号	○	○
85	急傾斜地の崩壊	江田島市大柿町大君	大君 2号 (7311)	R4. 7. 28	第590号	○	○
86	急傾斜地の崩壊	江田島市大柿町大君	平下 (910-1)	H29. 1. 19	第25号	○	○
87	急傾斜地の崩壊	江田島市大柿町大君	久保田 (7341)	H29. 1. 19	第25号	○	○
88	急傾斜地の崩壊	江田島市大柿町大君	久保田 (7341-1)	H29. 1. 19	第25号	○	○

番号	自然現象	所在地	区域の名称	告示年月日	県告示番号	警戒区域	特別警戒区域
89	急傾斜地の崩壊	江田島市大柿町大君	瀬本 (204)	H29. 1. 19	第25号	○	○
90	急傾斜地の崩壊	江田島市大柿町大君	横走 (205)	H29. 1. 19	第25号	○	○
91	急傾斜地の崩壊	江田島市大柿町大君	横走2号 (206)	H29. 1. 19	第25号	○	○
92	急傾斜地の崩壊	江田島市大柿町大君	小島 (909)	H29. 1. 19	第25号	○	○
93	急傾斜地の崩壊	江田島市大柿町大君	大君A (503-1)	H29. 1. 19	第25号	○	○
94	急傾斜地の崩壊	江田島市大柿町大君	大君B (504)	H29. 1. 19	第25号	○	○
95	急傾斜地の崩壊	江田島市大柿町大君	大君B (504-1)	H29. 1. 19	第25号	○	○
96	急傾斜地の崩壊	江田島市大柿町柿浦	大谷 (2037)	H29. 1. 19	第24号	○	○
97	急傾斜地の崩壊	江田島市大柿町柿浦	北迫 (2038)	H29. 1. 19	第24号	○	○
98	急傾斜地の崩壊	江田島市大柿町柿浦	常道 (2048)	H29. 1. 19	第24号	○	○
99	急傾斜地の崩壊	江田島市大柿町柿浦	柿浦1号 (6129)	H29. 1. 19	第24号	○	○
100	急傾斜地の崩壊	江田島市大柿町柿浦	北迫1号 (592)	H29. 1. 19	第24号	○	○
101	急傾斜地の崩壊	江田島市大柿町柿浦	柿浦2号 (1060)	H29. 1. 19	第24号	○	○
102	急傾斜地の崩壊	江田島市大柿町柿浦	柿浦2号 (1060-1)	H29. 1. 19	第24号	○	○
103	急傾斜地の崩壊	江田島市大柿町柿浦	北迫4号 (1234)	R 4. 7. 28	第591号	○	○
104	急傾斜地の崩壊	江田島市大柿町柿浦	下岡3号 (1020)	H29. 1. 19	第24号	○	○
105	急傾斜地の崩壊	江田島市大柿町柿浦	坊地6号 (911)	H29. 1. 19	第24号	○	○
106	急傾斜地の崩壊	江田島市大柿町柿浦	坊地3号 (1059-1)	H29. 1. 19	第24号	○	○
107	急傾斜地の崩壊	江田島市大柿町柿浦	坊地3号 (1059-2)	H29. 1. 19	第24号	○	○
108	急傾斜地の崩壊	江田島市大柿町柿浦	坊地8号 (913)	H29. 1. 19	第24号	○	○
109	急傾斜地の崩壊	江田島市大柿町柿浦	坊地8号 (913-1)	H29. 1. 19	第24号	○	○
110	急傾斜地の崩壊	江田島市大柿町柿浦	北迫5号 (924)	H29. 1. 19	第24号	○	○
111	急傾斜地の崩壊	江田島市大柿町柿浦	北迫 (1086)	H29. 1. 19	第24号	○	○
112	急傾斜地の崩壊	江田島市大柿町深江	唐串 (922-11)	R 2. 5. 28	第691号	○	○
113	急傾斜地の崩壊	江田島市大柿町大君	小島 (909-1)	R 3. 3. 25	第340号	○	○
1	土石流	江田島市大柿町小古江	余防川 (483-1)	H29. 1. 19	第25号	○	○
2	土石流	江田島市大柿町小古江	余防川 (483隣a-1)	H29. 1. 19	第25号	○	○

番号	自然現象	所在地	区域の名称	告示年月日	県告示番号	警戒区域	特別警戒区域
3-1	土石流	江田島市大柿町小古江	郷川支川 (5104-1)	H29. 1. 19	第25号	○	○
3-2	土石流	江田島市大柿町小古江	郷川支川 (5104-2)	H29. 1. 19	第25号		
4	土石流	江田島市大柿町小古江	郷川支川 (5104隣a-1)	H29. 1. 19	第25号	○	○
5	土石流	江田島市大柿町小古江	峰ヶ迫川支川 (6801-1)	H29. 1. 19	第25号	○	○
6-1	土石流	江田島市大柿町小古江	余防川支川 (5105-1)	H29. 1. 19	第25号	○	○
6-2	土石流	江田島市大柿町小古江	余防川支川 (5105-2)	H29. 1. 19	第25号	○	
6-3	土石流	江田島市大柿町小古江	余防川支川 (5105-3)	H29. 1. 19	第25号	○	○
6-4	土石流	江田島市大柿町小古江	余防川支川 (5105-4)	H29. 1. 19	第25号		
6-5	土石流	江田島市大柿町小古江	余防川支川 (5105-5)	H29. 1. 19	第25号		
6-6	土石流	江田島市大柿町小古江	余防川支川 (5105-6)	H29. 1. 19	第25号		
7-1	土石流	江田島市大柿町小古江	余防川支川 (5106-1)	H29. 1. 19	第25号	○	○
7-2	土石流	江田島市大柿町小古江	余防川支川 (5106-2)	H29. 1. 19	第25号		
8	土石流	江田島市大柿町小古江	峰ヶ迫川支川 (6800-1)	H29. 1. 19	第25号	○	○
9-1	土石流	江田島市大柿町大原	鳴河川 (476-1)	H29. 1. 19	第25号	○	○
9-2	土石流	江田島市大柿町大原	鳴河川 (476-2)	H29. 1. 19	第25号		
9-3	土石流	江田島市大柿町大原	鳴河川 (476-3)	H29. 1. 19	第25号		
9-4	土石流	江田島市大柿町深江	鳴河川 (476-4)	H29. 1. 19	第25号		
10-1	土石流	江田島市大柿町深江	鳴河川 (476隣a-1)	H29. 1. 19	第25号	○	○
10-2	土石流	江田島市大柿町深江	鳴河川 (476隣a-2)	H29. 1. 19	第25号		
11	土石流	江田島市大柿町深江	鳴河川 (476隣b-1)	H29. 1. 19	第25号	○	○
12-1	土石流	江田島市大柿町大原	鳴河川 (476隣c-1)	H29. 1. 19	第25号	○	○
12-2	土石流	江田島市大柿町大原	鳴河川 (476隣c-2)	H29. 1. 19	第25号		
12-3	土石流	江田島市大柿町大原	鳴河川 (476隣c-3)	H29. 1. 19	第25号		
12-4	土石流	江田島市大柿町大原	鳴河川 (476隣c-4)	H29. 1. 19	第25号		
13	土石流	江田島市大柿町大原	鳴河川 (476隣d-1)	H29. 1. 19	第25号	○	○

番号	自然現象	所在地	区域の名称	告示年月日	県告示番号	警戒区域	特別警戒区域
14-1	土石流	江田島市大柿町大原	鳴河川 (476隣e-1)	H29. 1. 19	第25号	○	○
14-2	土石流	江田島市大柿町大原	鳴河川 (476隣e-2)	H29. 1. 19	第25号	○	○
14-3	土石流	江田島市大柿町大原	鳴河川 (476隣e-3)	H29. 1. 19	第25号	○	○
15	土石流	江田島市大柿町大原	大又川支川 (480-1)	H29. 1. 19	第25号	○	○
16	土石流	江田島市大柿町大原	八幡川 (481-1)	H29. 1. 19	第25号	○	
17-1	土石流	江田島市大柿町大原	大盤川 (482-1)	H29. 1. 19	第25号	○	○
17-2	土石流	江田島市大柿町大原	大盤川 (482-2)	H29. 1. 19	第25号		
18	土石流	江田島市大柿町大原	大盤川 (482隣a-1)	H29. 1. 19	第25号	○	
19	土石流	江田島市大柿町大原	大原川 (1008-1)	H29. 1. 19	第25号	○	○
20	土石流	江田島市大柿町大原	大原川 (6802-1)	H29. 1. 19	第25号	○	○
21	土石流	江田島市大柿町大原	大原川 1 (6800-1)	H29. 1. 19	第25号	○	○
22	土石流	江田島市大柿町大原	大又川 (479-1)	H29. 1. 19	第25号	○	○
23	土石流	江田島市大柿町大原	大原川 (6801-1)	H29. 1. 19	第25号	○	○
24	土石流	江田島市大柿町大原	田中川支川 (6801-1)	H29. 1. 19	第25号	○	○
25-1	土石流	江田島市大柿町大原	大原川 4 (6800-1)	H29. 1. 19	第25号	○	○
25-2	土石流	江田島市大柿町大原	大原川 4 (6800-2)	H29. 1. 19	第25号		
26	土石流	江田島市大柿町深江	田中川支川 (1-1)	H29. 1. 19	第25号	○	○
27	土石流	江田島市大柿町深江	田中川支川 (1隣a-1)	H29. 1. 19	第25号	○	○
28	土石流	江田島市大柿町深江	田中川支川 (6800-1)	H29. 1. 19	第25号	○	○
29	土石流	江田島市大柿町深江	田中川支川 (6800隣a-1)	H29. 1. 19	第25号	○	○
30	土石流	江田島市大柿町深江	深江川 (477-1)	H29. 1. 19	第25号	○	○
31	土石流	江田島市大柿町深江	深江川 (478-1)	H29. 1. 19	第25号	○	○
32	土石流	江田島市大柿町深江	深江川 (5103-1)	H29. 1. 19	第25号	○	○
33	土石流	江田島市大柿町深江	深江川 (5103隣a-1)	H29. 1. 19	第25号	○	○
34	土石流	江田島市大柿町深江	深江川 (6800-1)	H29. 1. 19	第25号	○	○
35	土石流	江田島市大柿町大君	大君川 (473-1)	H29. 1. 19	第25号	○	○

番号	自然現象	所在地	区域の名称	告示年月日	県告示番号	警戒区域	特別警戒区域
36	土石流	江田島市大柿町大君	大君川 (473隣a-1)	H29. 1. 19	第25号	○	○
37-1	土石流	江田島市大柿町大君	大君川 (475-1)	H29. 1. 19	第25号	○	○
37-2	土石流	江田島市大柿町大君	大君川 (475-2)	H29. 1. 19	第25号		
37-3	土石流	江田島市大柿町大君	大君川 (475-3)	H29. 1. 19	第25号		
37-4	土石流	江田島市大柿町大君	大君川 (475-4)	H29. 1. 19	第25号		
38-1	土石流	江田島市大柿町大君	大君川 (5100-1)	H29. 1. 19	第25号	○	○
38-2	土石流	江田島市大柿町大君	大君川 (5100-2)	H29. 1. 19	第25号		
39	土石流	江田島市大柿町大君	大君川 (5101-1)	H29. 1. 19	第25号	○	○
40-1	土石流	江田島市大柿町大君	大君川 (5102-1)	H29. 1. 19	第25号	○	○
40-2	土石流	江田島市大柿町大君	大君川 (5102-2)	H29. 1. 19	第25号		
40-3	土石流	江田島市大柿町大君	大君川 (5102-3)	H29. 1. 19	第25号		
41	土石流	江田島市大柿町大君	大君川 (5102隣a-1)	H29. 1. 19	第25号	○	○
42	土石流	江田島市大柿町大君	大君川 (5102隣b-1)	H29. 1. 19	第25号	○	○
43	土石流	江田島市大柿町大君	大君川 (5102隣c-1)	H29. 1. 19	第25号	○	○
44	土石流	江田島市大柿町大君	大君川 3 (6800-1)	H29. 1. 19	第25号	○	○
45	土石流	江田島市大柿町大君	大君川 6 (6800-1)	H29. 1. 19	第25号	○	
46-1	土石流	江田島市大柿町柿浦	楠田川 (472-1)	H29. 1. 19	第24号	○	○
46-2	土石流	江田島市大柿町柿浦	楠田川 (472-2)	H29. 1. 19	第24号		
46-3	土石流	江田島市大柿町柿浦	楠田川 (472-3)	H29. 1. 19	第24号		
46-4	土石流	江田島市大柿町柿浦	楠田川 (472-4)	H29. 1. 19	第24号		
46-5	土石流	江田島市大柿町柿浦	楠田川 (472-5)	H29. 1. 19	第24号		
47	土石流	江田島市大柿町柿浦	柿浦川 (5099-1)	H29. 1. 19	第24号	○	○
48-1	土石流	江田島市大柿町柿浦	柿浦川 (1007-1)	H29. 1. 19	第24号	○	○
48-2	土石流	江田島市大柿町柿浦	柿浦川 (1007-2)	H29. 1. 19	第24号	○	○
49	土石流	江田島市大柿町柿浦	柿浦川 (1007隣a-1)	H29. 1. 19	第24号	○	○
50	土石流	江田島市大柿町柿浦	柿浦川 (6800-1)	H29. 1. 19	第24号	○	○

<江田島小学校区（小用地区を除く）>

番号	自然現象	所在地	区域の名称	告示年月日	県告示番号	警戒区域	特別警戒区域
1	急傾斜地の崩壊	江田島市大柿町飛渡瀬	長谷 (6131-2)	H30. 12. 27	第934号	○	○
2	急傾斜地の崩壊	江田島市大柿町飛渡瀬	柿浦 (1088)	H30. 12. 27	第934号	○	○
3	急傾斜地の崩壊	江田島市大柿町飛渡瀬	柿浦 (1088-1)	H30. 12. 27	第934号	○	○
4	急傾斜地の崩壊	江田島市大柿町飛渡瀬	飛渡瀬B (506-1)	H30. 12. 27	第934号	○	○
5	急傾斜地の崩壊	江田島市大柿町飛渡瀬	飛渡瀬B (506)	H30. 12. 27	第934号	○	○
6	急傾斜地の崩壊	江田島市大柿町飛渡瀬	外海 (2040)	H30. 12. 27	第934号	○	○
7	急傾斜地の崩壊	江田島市大柿町飛渡瀬	飛渡瀬2号 (7315)	R 4. 7. 28	第592号	○	○
8	急傾斜地の崩壊	江田島市大柿町飛渡瀬	飛渡瀬3号 (7316)	H30. 12. 27	第934号	○	○
9	急傾斜地の崩壊	江田島市大柿町飛渡瀬	柿浦 (1087)	H30. 12. 27	第934号	○	○
10	急傾斜地の崩壊	江田島市大柿町飛渡瀬	長谷 (202)	R 4. 7. 28	第592号	○	○
11	急傾斜地の崩壊	江田島市大柿町飛渡瀬	久末 (1021)	H30. 12. 27	第934号	○	○
12	急傾斜地の崩壊	江田島市大柿町飛渡瀬	長谷 (6131)	H30. 12. 27	第934号	○	○
13	急傾斜地の崩壊	江田島市大柿町飛渡瀬	長谷 (6131-1)	H30. 12. 27	第934号	○	○
14	急傾斜地の崩壊	江田島市大柿町飛渡瀬	梅迫1号 (7318)	H30. 12. 27	第934号	○	○
15	急傾斜地の崩壊	江田島市大柿町飛渡瀬	原 (1022)	H30. 12. 27	第934号	○	○
16	急傾斜地の崩壊	江田島市大柿町飛渡瀬	飛渡瀬 (1090)	H30. 12. 27	第934号	○	○
17	急傾斜地の崩壊	江田島市大柿町飛渡瀬	飛渡瀬 (1090-1)	H30. 12. 27	第934号	○	○
18	急傾斜地の崩壊	江田島市大柿町飛渡瀬	江口 (203)	H30. 12. 27	第934号	○	○
19	急傾斜地の崩壊	江田島市大柿町飛渡瀬	坪崎 (1052)	H30. 12. 27	第934号	○	○
20	急傾斜地の崩壊	江田島市江田島町秋月 3丁目	秋月F (178)	H30. 12. 27	第934号	○	○
21	急傾斜地の崩壊	江田島市江田島町秋月 2丁目	アラタ (566)	H30. 12. 27	第934号	○	○
22	急傾斜地の崩壊	江田島市江田島町秋月 2丁目	秋月 (1059)	H30. 12. 27	第934号	○	○
23	急傾斜地の崩壊	江田島市江田島町秋月 2丁目	南カイチ (1915)	H30. 12. 27	第934号	○	○
24	急傾斜地の崩壊	江田島市江田島町秋月 2丁目	ニシノヒラ (568)	H30. 12. 27	第934号	○	○
25	急傾斜地の崩壊	江田島市江田島町秋月 2丁目	ヒガシカイチ2号 (572)	H30. 12. 27	第934号	○	○
26	急傾斜地の崩壊	江田島市江田島町秋月2丁 目	ラクノタニ (1922)	H30. 12. 27	第934号	○	○

番号	自然現象	所在地	区域の名称	告示年月日	県告示 番号	警戒 区域	特別警 戒区域
27	急傾斜地の崩壊	江田島市江田島町	フウヤマ (976)	H30. 12. 27	第934号	○	○
28	急傾斜地の崩壊	江田島市江田島町秋月 2丁目	東カイチ (1921)	H30. 12. 27	第934号	○	○
29	急傾斜地の崩壊	江田島市江田島町鷺部 3丁目	先垣内 (6133-1)	H30. 12. 27	第934号	○	○
30	急傾斜地の崩壊	江田島市江田島町鷺部 3丁目	矢ノ浦 (1055-1)	H30. 12. 27	第934号	○	○
31	急傾斜地の崩壊	江田島市江田島町鷺部 3丁目	矢ノ浦 (1055)	H30. 12. 27	第934号	○	○
32	急傾斜地の崩壊	江田島市江田島町鷺部 4丁目	丸山 (574-1)	H30. 12. 27	第934号	○	○
33	急傾斜地の崩壊	江田島市江田島町鷺部 4丁目	丸山 (574)	H30. 12. 27	第934号	○	○
34	急傾斜地の崩壊	江田島市江田島町鷺部 4丁目	丸山 (574-2)	H30. 12. 27	第934号	○	○
35	急傾斜地の崩壊	江田島市江田島町鷺部 4丁目	江南 (1051-1)	H30. 12. 27	第934号	○	○
36	急傾斜地の崩壊	江田島市江田島町江南 1丁目	江南 (1051)	H30. 12. 27	第934号	○	○
37	急傾斜地の崩壊	江田島市江田島町江南 1丁目	江南1丁目 (894)	H30. 12. 27	第934号	○	○
38	急傾斜地の崩壊	江田島市江田島町江南 1丁目	吉田3号 (6141)	H30. 12. 27	第934号	○	○
39	急傾斜地の崩壊	江田島市江田島町江南 1丁目	内海3号 (4490)	H30. 12. 27	第934号	○	○
40	急傾斜地の崩壊	江田島市江田島町江南 1丁目	内海 (1911)	H30. 12. 27	第934号	○	○
41	急傾斜地の崩壊	江田島市江田島町江南 2丁目	内海 (1911-1)	H30. 12. 27	第934号	○	○
42	急傾斜地の崩壊	江田島市江田島町江南 2丁目	中合1号 (1913)	H30. 12. 27	第934号	○	○
43	急傾斜地の崩壊	江田島市江田島町江南 2丁目	外海2号 (974)	H30. 12. 27	第934号	○	○
44	急傾斜地の崩壊	江田島市江田島町江南 2丁目	ヒデサキ2号 (4493)	H30. 12. 27	第934号	○	○
45	急傾斜地の崩壊	江田島市江田島町江南 3丁目	ヒデサキ2号 (4493-1)	H30. 12. 27	第934号	○	○
46	急傾斜地の崩壊	江田島市江田島町江南 3丁目	江南A (1056-2)	H30. 12. 27	第934号	○	○
47	急傾斜地の崩壊	江田島市江田島町江南 3丁目	江南A (1056-1)	H30. 12. 27	第934号	○	○
48	急傾斜地の崩壊	江田島市江田島町江南 3丁目	江南A (1056)	H30. 12. 27	第934号	○	○
49	急傾斜地の崩壊	江田島市江田島町江南 3丁目	江南B (1057)	H30. 12. 27	第934号	○	○
50	急傾斜地の崩壊	江田島市江田島町秋月 4丁目	秋月A (173)	H30. 12. 27	第934号	○	○
51	急傾斜地の崩壊	江田島市江田島町秋月 4丁目	秋月A (173-1)	R 7. 6. 26	第649号	○	○
52	急傾斜地の崩壊	江田島市江田島町秋月 4丁目	ヲシダ (7244)	H30. 12. 27	第934号	○	○

番号	自然現象	所在地	区域の名称	告示年月日	県告示番号	警戒区域	特別警戒区域
53	急傾斜地の崩壊	江田島市江田島町秋月4丁目	秋月B(174)	H30.12.27	第934号	○	○
54	急傾斜地の崩壊	江田島市江田島町秋月3丁目	秋月C(175)	H30.12.27	第934号	○	○
55	急傾斜地の崩壊	江田島市江田島町秋月3丁目	秋月D(176)	H30.12.27	第934号	○	○
56	急傾斜地の崩壊	江田島市江田島町秋月3丁目	秋月E(177)	H30.12.27	第934号	○	○
57	急傾斜地の崩壊	江田島市江田島町秋月3丁目	ナガハマ(986)	H30.12.27	第934号	○	○
58	急傾斜地の崩壊	江田島市江田島町宮ノ原1丁目	世上1号(1966-1)	H30.12.27	第934号	○	○
59	急傾斜地の崩壊	江田島市江田島町宮ノ原1丁目	世上1号(1966)	H30.12.27	第934号	○	○
60	急傾斜地の崩壊	江田島市江田島町国有無番地	世上3号(7327)	H30.12.27	第934号	○	○
61	急傾斜地の崩壊	江田島市江田島町国有無番地	ナバラ(1879-1)	H30.12.27	第934号	○	○
62	急傾斜地の崩壊	江田島市江田島町中央2丁目	ナバラ(1879)	H30.12.27	第934号	○	○
63	急傾斜地の崩壊	江田島市江田島町中央2丁目	カンマツ(4486)	H30.12.27	第934号	○	○
64	急傾斜地の崩壊	江田島市江田島町中央2丁目	ヤマノカミ(1881)	H30.12.27	第934号	○	○
65	急傾斜地の崩壊	江田島市江田島町中央2丁目	中郷(7322)	H30.12.27	第934号	○	○
66	急傾斜地の崩壊	江田島市江田島町中央2丁目	かんの仙2号(1887)	H30.12.27	第934号	○	○
67	急傾斜地の崩壊	江田島市江田島町中央2丁目	中郷A(1051)	H30.12.27	第934号	○	○
68	急傾斜地の崩壊	江田島市江田島町中央1丁目	小用タヲ(7321)	H30.12.27	第934号	○	○
69	急傾斜地の崩壊	江田島市江田島町中央1丁目	小用峠(1884)	H30.12.27	第934号	○	○
70	急傾斜地の崩壊	江田島市江田島町中央1丁目	小用峠(1884-1)	H30.12.27	第934号	○	○
71	急傾斜地の崩壊	江田島市江田島町中央1丁目	小用タヲ2号(987)	H30.12.27	第934号	○	○
72	急傾斜地の崩壊	江田島市江田島町中央1丁目	左ヶ本(1888)	H30.12.27	第934号	○	
73	急傾斜地の崩壊	江田島市江田島町中央3丁目	落久保(1889)	H30.12.27	第934号	○	○
74	急傾斜地の崩壊	江田島市江田島町中央3丁目	コソウズ(1890)	H30.12.27	第934号	○	○
75	急傾斜地の崩壊	江田島市江田島町中央3丁目	小林(1891)	H30.12.27	第934号	○	○
76	急傾斜地の崩壊	江田島市江田島町中央3丁目	宮迫2号(4487)	R4.7.28	第592号	○	○
77	急傾斜地の崩壊	江田島市江田島町中央4丁目	鳥居本(1894)	H30.12.27	第934号	○	○
78	急傾斜地の崩壊	江田島市江田島町中央4丁目	矢の浦1号(1895)	H30.12.27	第934号	○	○

番号	自然現象	所在地	区域の名称	告示年月日	県告示 番号	警戒 区域	特別警 戒区域
79	急傾斜地の崩壊	江田島市江田島町中央 4丁目	矢ノ浦 (6111)	H30. 12. 27	第934号	○	○
80	急傾斜地の崩壊	江田島市江田島町中央 5丁目	田中 (1899)	H30. 12. 27	第934号	○	○
81	急傾斜地の崩壊	江田島市江田島町中央 5丁目	奥垣内 (968)	H30. 12. 27	第934号	○	○
82	急傾斜地の崩壊	江田島市江田島町中央 5丁目	牛呂 (969)	H30. 12. 27	第934号	○	○
83	急傾斜地の崩壊	江田島市江田島町中央 4丁目	川ノ平2号 (563)	H30. 12. 27	第934号	○	○
84	急傾斜地の崩壊	江田島市江田島町鷺部 1丁目	山田 (1900)	H30. 12. 27	第934号	○	○
85	急傾斜地の崩壊	江田島市江田島町鷺部 1丁目	高呂 (193)	H30. 12. 27	第934号	○	○
86	急傾斜地の崩壊	江田島市江田島町鷺部 1丁目	江ノ口 (1901)	H30. 12. 27	第934号	○	○
87	急傾斜地の崩壊	江田島市江田島町鷺部 1丁目	鷺部 (171)	H30. 12. 27	第934号	○	○
88	急傾斜地の崩壊	江田島市江田島町鷺部 1丁目	鷺部2号 (7324)	H30. 12. 27	第934号	○	○
89	急傾斜地の崩壊	江田島市江田島町鷺部 1丁目	鷺部1号 (1903)	H30. 12. 27	第934号	○	○
90	急傾斜地の崩壊	江田島市江田島町鷺部 1丁目	ハタカミ1号 (1905)	H30. 12. 27	第934号	○	○
91	急傾斜地の崩壊	江田島市江田島町鷺部 1丁目	猫田 (970)	H30. 12. 27	第934号	○	○
92	急傾斜地の崩壊	江田島市江田島町鷺部 1丁目	沖田2号 (6132)	H30. 12. 27	第934号	○	○
93	急傾斜地の崩壊	江田島市江田島町鷺部 1丁目	先垣内 (6133)	H30. 12. 27	第934号	○	○
94	急傾斜地の崩壊	江田島市江田島町津久茂	小向越 (1956-2)	H30. 12. 27	第934号	○	○
95	急傾斜地の崩壊	江田島市江田島町津久茂	小向越 (1956-3)	H30. 12. 27	第934号	○	○
96	急傾斜地の崩壊	江田島市江田島町津久茂 3丁目	津久茂A (1065)	H30. 12. 27	第934号	○	○
97	急傾斜地の崩壊	江田島市江田島町津久茂 3丁目	浜ノ谷2号 (6140)	H30. 12. 27	第934号	○	○
98	急傾斜地の崩壊	江田島市江田島町津久茂 2丁目	立路 (6136)	H30. 12. 27	第934号	○	○
99	急傾斜地の崩壊	江田島市江田島町津久茂 3丁目	浜ノ谷 (1961)	H30. 12. 27	第934号	○	○
100	急傾斜地の崩壊	江田島市江田島町津久茂 2丁目	里小路3号 (1959)	H30. 12. 27	第934号	○	○
101	急傾斜地の崩壊	江田島市江田島町津久茂 1丁目	津久茂C (1068)	H30. 12. 27	第934号	○	○
102	急傾斜地の崩壊	江田島市江田島町津久茂 1丁目	小向越 (1956-1)	H30. 12. 27	第934号	○	○
103	急傾斜地の崩壊	江田島市江田島町津久茂 1丁目	小向越 (1956)	H30. 12. 27	第934号	○	○
104	急傾斜地の崩壊	江田島市江田島町宮ノ原 3丁目	津久江 (1957-2)	H30. 12. 27	第934号	○	○

番号	自然現象	所在地	区域の名称	告示年月日	県告示 番号	警戒 区域	特別警 戒区域
105	急傾斜地の崩壊	江田島市江田島町宮ノ原 3丁目	津久江 (1957-1)	H30. 12. 27	第934号	○	○
106	急傾斜地の崩壊	江田島市江田島町宮ノ原 3丁目	津久江 (1957)	H30. 12. 27	第934号	○	○
107	急傾斜地の崩壊	江田島市江田島町宮ノ原 3丁目	津久江 (1957-3)	H30. 12. 27	第934号	○	○
108	急傾斜地の崩壊	江田島市江田島町宮ノ原 3丁目	西ノ段 (989)	H30. 12. 27	第934号	○	○
109	急傾斜地の崩壊	江田島市江田島町宮ノ原 3丁目	西ノ段 (989-1)	H30. 12. 27	第934号	○	○
110	急傾斜地の崩壊	江田島市江田島町宮ノ原 3丁目	宮ノ原3丁目 (7260)	H30. 12. 27	第934号	○	○
111	急傾斜地の崩壊	江田島市江田島町宮ノ原 3丁目	石風呂 (1962)	H30. 12. 27	第934号	○	○
112	急傾斜地の崩壊	江田島市江田島町宮ノ原 3丁目	石風呂 (1962-1)	H30. 12. 27	第934号	○	○
113	急傾斜地の崩壊	江田島市江田島町宮ノ原 2丁目	一ツ川 (1963-1)	H30. 12. 27	第934号	○	○
114	急傾斜地の崩壊	江田島市江田島町宮ノ原 2丁目	一ツ川 (1963)	H30. 12. 27	第934号	○	○
115	急傾斜地の崩壊	江田島市江田島町宮ノ原 2丁目	藤次郎浜 (1964)	H30. 12. 27	第934号	○	○
116	急傾斜地の崩壊	江田島市江田島町宮ノ原 2丁目	宮ノ原 (7261)	H30. 12. 27	第934号	○	○
117	急傾斜地の崩壊	江田島市江田島町宮ノ原 1丁目	カイヤケ (1965)	H30. 12. 27	第934号	○	○
118	急傾斜地の崩壊	江田島市江田島町小用 3丁目	小用3丁目 (6113-1)	H30. 12. 27	第934号	○	○
119	急傾斜地の崩壊	江田島市江田島町小用 3丁目	小用3丁目 (6113)	H30. 12. 27	第934号	○	○
120	急傾斜地の崩壊	江田島市江田島町小用 4丁目	小用4丁目 (7250)	H30. 12. 27	第934号	○	○
121	急傾斜地の崩壊	江田島市江田島町小用 5丁目	小用4丁目 (7250-1)	H30. 12. 27	第934号	○	○
122	急傾斜地の崩壊	江田島市江田島町小用 4丁目	小用4丁目 (7250-2)	H30. 12. 27	第934号	○	○
123	急傾斜地の崩壊	江田島市江田島町小用 5丁目	小用4丁目 (7250-3)	H30. 12. 27	第934号	○	○
1	土石流	江田島市大柿町飛渡瀬	大盤川 (466)	H30. 12. 27	第934号	○	○
2	土石流	江田島市大柿町飛渡瀬	飛渡瀬川 (467-1)	H30. 12. 27	第934号	○	○
3	土石流	江田島市大柿町飛渡瀬	飛渡瀬川 (467-2)	H30. 12. 27	第934号		
4	土石流	江田島市大柿町飛渡瀬	飛渡瀬川 (467隣)	H30. 12. 27	第934号	○	○
5	土石流	江田島市大柿町飛渡瀬	原川 (468)	H30. 12. 27	第934号	○	○
6	土石流	江田島市大柿町飛渡瀬	梅迫川支川 (469)	H30. 12. 27	第934号	○	○
7	土石流	江田島市大柿町飛渡瀬	梅迫川 (470)	H30. 12. 27	第934号	○	

番号	自然現象	所在地	区域の名称	告示年月日	県告示番号	警戒区域	特別警戒区域
8	土石流	江田島市大柿町飛渡瀬	梅迫川 (470隣a)	H30. 12. 27	第934号	○	○
9	土石流	江田島市大柿町飛渡瀬	梅迫川 (470隣b)	H30. 12. 27	第934号	○	○
10	土石流	江田島市大柿町飛渡瀬	飛渡瀬川 (6800)	H30. 12. 27	第934号	○	○
11	土石流	江田島市大柿町飛渡瀬	飛渡瀬川 (6801)	H30. 12. 27	第934号	○	○
12	土石流	江田島市大柿町飛渡瀬	飛渡瀬川 (5097)	H30. 12. 27	第934号	○	○
13	土石流	江田島市大柿町飛渡瀬	飛渡瀬川 (5098)	H30. 12. 27	第934号	○	○
14	土石流	江田島市大柿町飛渡瀬	新高須川支川 (6800)	H30. 12. 27	第934号	○	○
15	土石流	江田島市大柿町飛渡瀬	高須川支川 (6800-1)	H30. 12. 27	第934号	○	○
16	土石流	江田島市大柿町飛渡瀬	高須川支川 (6800-2)	H30. 12. 27	第934号		
17	土石流	江田島市江田島町江南 1丁目	シカサコ川 (418)	H30. 12. 27	第934号	○	○
18	土石流	江田島市江田島町	江南川 (993)	H30. 12. 27	第934号	○	○
19	土石流	江田島市江田島町	サヤノキ川 (419-1)	H30. 12. 27	第934号	○	○
20	土石流	江田島市江田島町	サヤノキ川 (419-2)	H30. 12. 27	第934号		
21	土石流	江田島市江田島町江南 1丁目	サヤノキ川 (419隣)	H30. 12. 27	第934号	○	
22	土石流	江田島市江田島町	鷺部川 (994)	H30. 12. 27	第934号	○	○
23	土石流	江田島市江田島町	鷺部川 (5089)	H30. 12. 27	第934号	○	○
24	土石流	江田島市江田島町	鷺部川 (5090)	H30. 12. 27	第934号	○	
25	土石流	江田島市江田島町	タカノ川支川 (5095)	H30. 12. 27	第934号	○	○
26	土石流	江田島市江田島町	鷺部川 2 (6800)	H30. 12. 27	第934号	○	○
27	土石流	江田島市江田島町	秋月川 (5096)	H30. 12. 27	第934号	○	○
28	土石流	江田島市江田島町	江南川 (1005)	H30. 12. 27	第934号	○	○
29	土石流	江田島市江田島町	秋月川 3 (6800)	H30. 12. 27	第934号	○	○
30	土石流	江田島市江田島町	秋月川 4 (6800)	H30. 12. 27	第934号	○	○
31	土石流	江田島市江田島町	秋月川 2 (6800)	H30. 12. 27	第934号	○	○
32	土石流	江田島市江田島町	江南川 2 (6800)	H30. 12. 27	第934号	○	○
33	土石流	江田島市江田島町江南 2丁目	江南川 3 (6800)	H30. 12. 27	第934号	○	○

番号	自然現象	所在地	区域の名称	告示年月日	県告示 番号	警戒 区域	特別警 戒区域
34	土石流	江田島市江田島町	鷺部川 1 (6800)	H30. 12. 27	第934号	○	○
35	土石流	江田島市江田島町	鷺部川 3 (6800)	H30. 12. 27	第934号	○	○
36	土石流	江田島市江田島町	秋月川 1 (6800)	H30. 12. 27	第934号	○	○
37	土石流	江田島市江田島町	江南川 1 (6800)	H30. 12. 27	第934号	○	○
38	土石流	江田島市江田島町江南 2丁目	江南川 (6800隣)	H30. 12. 27	第934号	○	○
39	土石流	江田島市江田島町	鷺部川 (420)	H30. 12. 27	第934号	○	○
40	土石流	江田島市江田島町	ハタガミ川 (421)	H30. 12. 27	第934号	○	○
41	土石流	江田島市江田島町	ハタガミ川 (422)	H30. 12. 27	第934号	○	
42	土石流	江田島市江田島町	鷺部川 (423)	H30. 12. 27	第934号	○	○
43	土石流	江田島市江田島町	本浦川 (424-1)	H30. 12. 27	第934号	○	
44	土石流	江田島市江田島町	本浦川 (424-2)	H30. 12. 27	第934号	○	○
45	土石流	江田島市江田島町	本浦川支川 (425)	H30. 12. 27	第934号	○	○
46	土石流	江田島市江田島町	本浦川支川 (6800)	H30. 12. 27	第934号	○	○
47	土石流	江田島市江田島町	本浦川支川 (6801)	H30. 12. 27	第934号	○	
48	土石流	江田島市江田島町	宮ノ原川 (428)	H30. 12. 27	第934号	○	○
49	土石流	江田島市江田島町	世上川 (429)	H30. 12. 27	第934号	○	○
50	土石流	江田島市江田島町	渡川 (430-1)	H30. 12. 27	第934号	○	○
51	土石流	江田島市江田島町	渡川 (430-2)	H30. 12. 27	第934号		
52	土石流	江田島市江田島町	深洞川支川 (998)	H30. 12. 27	第934号	○	○
53	土石流	江田島市江田島町	秋月川1 (463)	H30. 12. 27	第934号	○	○
54	土石流	江田島市江田島町	秋月川 (464)	H30. 12. 27	第934号	○	○
55	土石流	江田島市江田島町	バイシ川 (465)	H30. 12. 27	第934号	○	○
56	土石流	江田島市江田島町	深洞川支川 (998隣)	H30. 12. 27	第934号	○	○
57	土石流	江田島市江田島町	本浦川支川 (6801隣)	H30. 12. 27	第934号	○	○
58	土石流	江田島市江田島町	登尾 2号 (427)	H30. 12. 27	第934号	○	○
59	土石流	江田島市江田島町	渡川支川 (431)	H30. 12. 27	第934号	○	

番号	自然現象	所在地	区域の名称	告示年月日	県告示 番号	警戒 区域	特別警 戒区域
60	土石流	江田島市江田島町	渡川支川 (432)	H30. 12. 27	第934号	○	
61	土石流	江田島市江田島町	深洞川支川 (997-1)	H30. 12. 27	第934号	○	○
62	土石流	江田島市江田島町	深洞川支川 (997-2)	H30. 12. 27	第934号		
63	土石流	江田島市江田島町	深洞川支川 (997隣 a)	H30. 12. 27	第934号	○	○
64	土石流	江田島市江田島町	深洞川支川 (997隣 b)	H30. 12. 27	第934号	○	○
65	土石流	江田島市江田島町	深洞川支川 (997隣 c)	H30. 12. 27	第934号	○	○
66	土石流	江田島市江田島町	深洞川支川 (997隣 d)	H30. 12. 27	第934号	○	○
67	土石流	江田島市江田島町	小用川 (5092)	H30. 12. 27	第934号	○	○
68	土石流	江田島市江田島町	小用川 (5093)	H30. 12. 27	第934号	○	○
69	土石流	江田島市江田島町	小用川 (5093隣)	H30. 12. 27	第934号	○	○
70	土石流	江田島市江田島町	小用川 (5094)	H30. 12. 27	第934号	○	○
71	土石流	江田島市江田島町	中郷川支川 (6800)	H30. 12. 27	第934号	○	○
72	土石流	江田島市江田島町	深洞川 (996-1)	H30. 12. 27	第934号	○	○
73	土石流	江田島市江田島町	深洞川 (996-2)	H30. 12. 27	第934号		
74	土石流	江田島市江田島町津久茂	津久茂川 (6800)	H30. 12. 27	第934号	○	○
75	土石流	江田島市江田島町津久茂	津久茂川 (6800隣)	H30. 12. 27	第934号	○	○
76	土石流	江田島市江田島町	中郷川 (426-1)	H30. 12. 27	第934号	○	○
77	土石流	江田島市江田島町	中郷川 (426-2)	H30. 12. 27	第934号		
78	土石流	江田島市江田島町	一ツ川 (433-1)	H30. 12. 27	第934号	○	○
79	土石流	江田島市江田島町	一ツ川 (433-2)	H30. 12. 27	第934号		
80	土石流	江田島市江田島町	三ツ石 2号川 (456)	H30. 12. 27	第934号	○	○
81	土石流	江田島市江田島町	石風呂川 (434)	H30. 12. 27	第934号	○	
82	土石流	江田島市江田島町	大原川支川 (6800)	H30. 12. 27	第934号	○	○
83	土石流	江田島市江田島町	小用川 (6800-1)	H30. 12. 27	第934号	○	○
84	土石流	江田島市江田島町	小用川 (6800-2)	H30. 12. 27	第934号	○	○
85	土石流	江田島市江田島町	小用川 (6800隣 a)	H30. 12. 27	第934号	○	○

番号	自然現象	所在地	区域の名称	告示年月日	県告示番号	警戒区域	特別警戒区域
86	土石流	江田島市江田島町	小用川 (6800隣b)	H30.12.27	第934号	○	○
87	土石流	江田島市江田島町	小用川 (6800隣c-1)	H30.12.27	第934号	○	○
88	土石流	江田島市江田島町	小用川 (6800隣c-2)	H30.12.27	第934号		
89	土石流	江田島市江田島町	石風呂川 (434隣)	H30.12.27	第934号	○	○
90	土石流	江田島市江田島町	一ツ川 (433隣)	H30.12.27	第934号	○	○
91	土石流	江田島市江田島町	渡川 (430隣)	R2.7.16	第844号	○	
92	土石流	江田島市江田島町	一ツ川 (433隣)	R1.9.26	第742号	○	
93	土石流	江田島市江田島町秋月 4丁目	秋月川1 (6800隣)	R2.5.28	第690号	○	○
94	土石流	江田島市江田島町宮ノ原 1丁目	世上川 (429隣)	R6.10.24	第971号	○	
95	土石流	江田島市江田島町秋月	バイシ川 (465隣)	R1.9.26	第742号	○	

<切串小学校区>

番号	自然現象	所在地	区域の名称	告示年月日	県告示番号	警戒区域	特別警戒区域
1	急傾斜地の崩壊	江田島市江田島町大須 二丁目	大須2丁目 (7259)	H30.12.27	第933号	○	○
2	急傾斜地の崩壊	江田島市江田島町	大須2丁目 (7259-1)	H30.12.27	第933号	○	○
3	急傾斜地の崩壊	江田島市江田島町大須 二丁目	サスハマ (7258)	H30.12.27	第933号	○	○
4	急傾斜地の崩壊	江田島市江田島町大須 二丁目	イタ2号 (565)	H30.12.27	第933号	○	○
5	急傾斜地の崩壊	江田島市江田島町大須 一丁目	大須 (1950)	H30.12.27	第933号	○	○
6	急傾斜地の崩壊	江田島市江田島町大須 一丁目	大須 (1950-1)	H30.12.27	第933号	○	○
7	急傾斜地の崩壊	江田島市江田島町幸ノ浦 二丁目	大須 (1950-2)	H30.12.27	第933号	○	○
8	急傾斜地の崩壊	江田島市江田島町幸ノ浦 二丁目	ナカノタニ (6139)	H30.12.27	第933号	○	○
9	急傾斜地の崩壊	江田島市江田島町幸ノ浦 二丁目	ナカノタニ (6139-1)	H30.12.27	第933号	○	○
10	急傾斜地の崩壊	江田島市江田島町幸ノ浦 一丁目	ヒガシタニ1号 (6134)	H30.12.27	第933号	○	○
11	急傾斜地の崩壊	江田島市江田島町幸ノ浦 一丁目	ヒガシタニ1号 (6134-1)	H30.12.27	第933号	○	○
12	急傾斜地の崩壊	江田島市江田島町幸ノ浦 一丁目	ヒガシタニ1号 (6134-2)	H30.12.27	第933号	○	○
13	急傾斜地の崩壊	江田島市江田島町幸ノ浦 一丁目	ヒガシタニ1号 (6134-3)	H30.12.27	第933号	○	○

番号	自然現象	所在地	区域の名称	告示年月日	県告示番号	警戒区域	特別警戒区域
14	急傾斜地の崩壊	江田島市江田島町幸ノ浦一丁目	ヒガシタニ1号 (6134-4)	H30. 12. 27	第933号	○	○
15	急傾斜地の崩壊	江田島市江田島町幸ノ浦一丁目	ヒガシタニ (990)	H30. 12. 27	第933号	○	○
16	急傾斜地の崩壊	江田島市江田島町	切串C (183-1)	H30. 12. 27	第933号	○	○
17	急傾斜地の崩壊	江田島市江田島町	切串C (183-2)	H30. 12. 27	第933号	○	○
18	急傾斜地の崩壊	江田島市江田島町切串五丁目	エセキ3号 (4482)	H30. 12. 27	第933号	○	○
19	急傾斜地の崩壊	江田島市江田島町切串五丁目	エセキ2号 (4481)	H30. 12. 27	第933号	○	○
20	急傾斜地の崩壊	江田島市江田島町切串五丁目	エセキ2号 (4481-1)	H30. 12. 27	第933号	○	○
21	急傾斜地の崩壊	江田島市江田島町切串五丁目	エセキ2号 (4481-2)	H30. 12. 27	第933号	○	○
22	急傾斜地の崩壊	江田島市江田島町切串五丁目	エセキ2号 (4481-3)	H30. 12. 27	第933号	○	○
23	急傾斜地の崩壊	江田島市江田島町切串五丁目	エセキ1号 (4480)	R 4. 8. 29	第672号	○	○
24	急傾斜地の崩壊	江田島市江田島町切串四丁目	切串A (180-1)	H30. 12. 27	第933号	○	○
25	急傾斜地の崩壊	江田島市江田島町切串四丁目	切串4丁目A (6116)	H30. 12. 27	第933号	○	○
26	急傾斜地の崩壊	江田島市江田島町切串四丁目	ヲヲタニ (982)	H30. 12. 27	第933号	○	○
27	急傾斜地の崩壊	江田島市江田島町切串四丁目	タカノス (991)	H30. 12. 27	第933号	○	○
28	急傾斜地の崩壊	江田島市江田島町切串三丁目	切串3丁目 (179)	H30. 12. 27	第933号	○	○
29	急傾斜地の崩壊	江田島市江田島町切串三丁目	ユタ (1949)	H30. 12. 27	第933号	○	○
30	急傾斜地の崩壊	江田島市江田島町切串三丁目	ヲゴシ (4479)	H30. 12. 27	第933号	○	○
31	急傾斜地の崩壊	江田島市江田島町切串三丁目	切串3丁目 (6115)	H30. 12. 27	第933号	○	○
32	急傾斜地の崩壊	江田島市江田島町切串三丁目	ヲコシ2号 (196)	H30. 12. 27	第933号	○	○
33	急傾斜地の崩壊	江田島市江田島町切串三丁目	風呂ヶ谷 (5067)	H30. 12. 27	第933号	○	○
34	急傾斜地の崩壊	江田島市江田島町切串三丁目	正念寺 (1947)	H30. 12. 27	第933号	○	○
35	急傾斜地の崩壊	江田島市江田島町切串三丁目	切串 (7253)	H30. 12. 27	第933号	○	○
36	急傾斜地の崩壊	江田島市江田島町切串二丁目	切串 (7253-1)	H30. 12. 27	第933号	○	○
37	急傾斜地の崩壊	江田島市江田島町切串三丁目	切串 (6114-2)	H30. 12. 27	第933号	○	○
38	急傾斜地の崩壊	江田島市江田島町切串二丁目	切串2丁目A (6114)	H30. 12. 27	第933号	○	○
39	急傾斜地の崩壊	江田島市江田島町切串二丁目	切串2丁目A (6114-1)	H30. 12. 27	第933号	○	○

番号	自然現象	所在地	区域の名称	告示年月日	県告示番号	警戒区域	特別警戒区域
40	急傾斜地の崩壊	江田島市江田島町切串二丁目	ヒガシカイチ1号(1942)	H30. 12. 27	第933号	○	○
41	急傾斜地の崩壊	江田島市江田島町切串二丁目	ヒガシカイチ2号(1943)	H30. 12. 27	第933号	○	○
42	急傾斜地の崩壊	江田島市江田島町切串二丁目	サキヒガシ(1944-1)	H30. 12. 27	第933号	○	○
43	急傾斜地の崩壊	江田島市江田島町切串二丁目	ツツミ(7252)	H30. 12. 27	第933号	○	○
44	急傾斜地の崩壊	江田島市江田島町切串一丁目	ツツミ(7252-1)	H30. 12. 27	第933号	○	○
45	急傾斜地の崩壊	江田島市江田島町切串一丁目	切串(1062)	H30. 12. 27	第933号	○	○
46	急傾斜地の崩壊	江田島市江田島町切串一丁目	ホウレイ2号(5068)	H30. 12. 27	第933号	○	○
47	急傾斜地の崩壊	江田島市江田島町切串一丁目	神ヶ浦(983)	H30. 12. 27	第933号	○	○
48	急傾斜地の崩壊	江田島市江田島町切串一丁目	ヤカタイン(1946)	H30. 12. 27	第933号	○	○
49	急傾斜地の崩壊	江田島市江田島町切串一丁目	ヤカタイン(1946-1)	H30. 12. 27	第933号	○	○
50	急傾斜地の崩壊	江田島市江田島町切串一丁目	ヤカタイン(1946-2)	H30. 12. 27	第933号	○	○
51	急傾斜地の崩壊	江田島市江田島町	神ヶ浦(983-1)	H30. 12. 27	第933号	○	○
52	急傾斜地の崩壊	江田島市江田島町	神ヶ浦(983-2)	H30. 12. 27	第933号	○	○
53	急傾斜地の崩壊	江田島市江田島町	神ヶ浦(983-3)	H30. 12. 27	第933号	○	○
54	急傾斜地の崩壊	江田島市江田島町	神ヶ浦(983-4)	H30. 12. 27	第933号	○	○
55	急傾斜地の崩壊	江田島市江田島町	神ヶ浦(983-5)	H30. 12. 27	第933号	○	○
56	急傾斜地の崩壊	江田島市江田島町	神ヶ浦(983-6)	H30. 12. 27	第933号	○	○
1	土石流	江田島市江田島町	サスハマ川(435)	H30. 12. 27	第933号	○	○
2	土石流	江田島市江田島町	サスハマ川(435隣)	H30. 12. 27	第933号	○	○
3	土石流	江田島市江田島町	大須川支川(436)	H30. 12. 27	第933号	○	○
4	土石流	江田島市江田島町	大須川(437)	H30. 12. 27	第933号	○	○
5	土石流	江田島市江田島町	東リラ(438)	H30. 12. 27	第933号	○	○
6	土石流	江田島市江田島町	中谷川支川(439)	H30. 12. 27	第933号	○	○
7	土石流	江田島市江田島町	中谷川支川(440)	H30. 12. 27	第933号	○	○
8	土石流	江田島市江田島町	中谷川(442)	H30. 12. 27	第933号	○	
9	土石流	江田島市江田島町	花ノ木川(441)	H30. 12. 27	第933号	○	

番号	自然現象	所在地	区域の名称	告示年月日	県告示番号	警戒区域	特別警戒区域
10	土石流	江田島市江田島町	江関川 (443)	R6. 10. 24	第972号	○	
11-1	土石流	江田島市江田島町	エセキ川支川 (444-1)	H30. 12. 27	第933号	○	○
11-2	土石流	江田島市江田島町	エセキ川支川 (444-2)	R6. 10. 24	第972号	○	
12	土石流	江田島市江田島町	タカノス川 (446)	H30. 12. 27	第933号	○	○
13	土石流	江田島市江田島町	タカノス川 (446隣)	H30. 12. 27	第933号	○	○
14	土石流	江田島市江田島町	タカノス川 (447)	H30. 12. 27	第933号	○	○
15	土石流	江田島市江田島町	切串川 (5091)	H30. 12. 27	第933号	○	○
16	土石流	江田島市江田島町	切串川 (5091隣)	H30. 12. 27	第933号	○	○
17	土石流	江田島市江田島町	空垣川 (448)	H30. 12. 27	第933号	○	○
18	土石流	江田島市江田島町	空垣内川支川 (449)	H30. 12. 27	第933号	○	○
19	土石流	江田島市江田島町	長谷川 (450)	H30. 12. 27	第933号	○	
20	土石流	江田島市江田島町	長谷川 (451)	H30. 12. 27	第933号	○	○
21	土石流	江田島市江田島町	長谷川 (452隣)	H30. 12. 27	第933号	○	○
22	土石流	江田島市江田島町	長谷川 (452)	H30. 12. 27	第933号	○	○
23	土石流	江田島市江田島町	長谷川支川 (453隣)	R. 4. 8. 29	第672号	○	
24	土石流	江田島市江田島町	長谷川支川 (453)	H30. 12. 27	第933号	○	○
25	土石流	江田島市江田島町	長谷川支川 (454)	R2. 6. 11	第774号	○	
26	土石流	江田島市江田島町	長谷川支川 (455)	H30. 12. 27	第933号	○	○
27	土石流	江田島市江田島町	長谷川支川 (455隣a)	H30. 12. 27	第933号	○	○
28	土石流	江田島市江田島町	長谷川支川 (455隣b)	H30. 12. 27	第933号	○	○

＜鹿川小学校区＞

番号	自然現象	所在地	区域の名称	告示年月日	県告示番号	警戒区域	特別警戒区域
1	急傾斜地の崩壊	江田島市能美町鹿川	鎌木 (1055)	H30. 12. 27	第935号	○	○
2	急傾斜地の崩壊	江田島市能美町鹿川	鎌木 (1987)	H30. 12. 27	第935号	○	○
3	急傾斜地の崩壊	江田島市能美町鹿川	東浜B (575)	H30. 12. 27	第935号	○	○
4	急傾斜地の崩壊	江田島市能美町鹿川	鎌木 (1232-1)	H30. 12. 27	第935号	○	○

番号	自然現象	所在地	区域の名称	告示年月日	県告示番号	警戒区域	特別警戒区域
5	急傾斜地の崩壊	江田島市能美町鹿川	東浜 (583)	H30. 12. 27	第935号	○	○
6	急傾斜地の崩壊	江田島市能美町鹿川	尾登 (581)	H30. 12. 27	第935号	○	○
7	急傾斜地の崩壊	江田島市能美町鹿川	尾登 (581-1)	H30. 12. 27	第935号	○	○
8	急傾斜地の崩壊	江田島市能美町鹿川	尾登 (581-2)	H30. 12. 27	第935号	○	○
9	急傾斜地の崩壊	江田島市能美町鹿川	尾登 (581-3)	H30. 12. 27	第935号	○	○
10	急傾斜地の崩壊	江田島市能美町鹿川	中郷 (1982)	H30. 12. 27	第935号	○	○
11	急傾斜地の崩壊	江田島市能美町鹿川	原 (1978)	H30. 12. 27	第935号	○	○
12	急傾斜地の崩壊	江田島市能美町鹿川	鬼崎 (7330)	H30. 12. 27	第935号	○	○
13	急傾斜地の崩壊	江田島市能美町鹿川	中郷 (1003)	H30. 12. 27	第935号	○	○
14	急傾斜地の崩壊	江田島市能美町鹿川	郷 (6145)	H30. 12. 27	第935号	○	
15	急傾斜地の崩壊	江田島市能美町鹿川	郷 (6145-1)	H30. 12. 27	第935号	○	○
16	急傾斜地の崩壊	江田島市能美町鹿川	郷 (6145-2)	H30. 12. 27	第935号	○	○
17	急傾斜地の崩壊	江田島市能美町鹿川	郷 (6145-3)	H30. 12. 27	第935号	○	○
18	急傾斜地の崩壊	江田島市能美町鹿川	郷 (6123)	H30. 12. 27	第935号	○	○
19	急傾斜地の崩壊	江田島市能美町鹿川	郷 (6123-1)	H30. 12. 27	第935号	○	○
20	急傾斜地の崩壊	江田島市能美町鹿川	永田 (900)	H30. 12. 27	第935号	○	○
21	急傾斜地の崩壊	江田島市能美町鹿川	永田 (995)	H30. 12. 27	第935号	○	○
22	急傾斜地の崩壊	江田島市能美町鹿川	永田 (995-1)	H30. 12. 27	第935号	○	○
23	急傾斜地の崩壊	江田島市能美町鹿川	鹿川F (7283)	H30. 12. 27	第935号	○	○
24	急傾斜地の崩壊	江田島市能美町鹿川	鹿川F (7283-1)	H30. 12. 27	第935号	○	○
25	急傾斜地の崩壊	江田島市能美町鹿川	鹿川F (7283-2)	H30. 12. 27	第935号	○	○
26	急傾斜地の崩壊	江田島市能美町鹿川	鹿川E (7282)	H30. 12. 27	第935号	○	○
27	急傾斜地の崩壊	江田島市能美町鹿川	永田 (6122)	H30. 12. 27	第935号	○	○
28	急傾斜地の崩壊	江田島市能美町鹿川	永田 (6122-1)	H30. 12. 27	第935号	○	○
29	急傾斜地の崩壊	江田島市能美町鹿川	才越 (7281)	H30. 12. 27	第935号	○	○

番号	自然現象	所在地	区域の名称	告示年月日	県告示番号	警戒区域	特別警戒区域
30	急傾斜地の崩壊	江田島市能美町鹿川	才越 (7281-1)	H30. 12. 27	第935号	○	○
31	急傾斜地の崩壊	江田島市能美町鹿川	鹿川C (7279)	H30. 12. 27	第935号	○	○
32	急傾斜地の崩壊	江田島市能美町鹿川	鹿川C (7279-1)	H30. 12. 27	第935号	○	○
33	急傾斜地の崩壊	江田島市能美町鹿川	鹿川 (186)	H30. 12. 27	第935号	○	○
34	急傾斜地の崩壊	江田島市能美町鹿川	鹿川 (186-1)	H30. 12. 27	第935号	○	○
35	急傾斜地の崩壊	江田島市能美町鹿川	大矢B (7278)	H30. 12. 27	第935号	○	○
36	急傾斜地の崩壊	江田島市能美町鹿川	大矢C (7331)	H30. 12. 27	第935号	○	○
37	急傾斜地の崩壊	江田島市能美町鹿川	大矢B (580)	H30. 12. 27	第935号	○	○
38	急傾斜地の崩壊	江田島市能美町鹿川	大矢A (579)	H30. 12. 27	第935号	○	○
39	急傾斜地の崩壊	江田島市能美町鹿川	大矢 (1001)	H30. 12. 27	第935号	○	○
40	急傾斜地の崩壊	江田島市能美町鹿川	鹿川B (7277)	H30. 12. 27	第935号	○	○
41	急傾斜地の崩壊	江田島市能美町鹿川	大矢 (7276)	H30. 12. 27	第935号	○	○
42	急傾斜地の崩壊	江田島市能美町鹿川	大矢D (1981)	H30. 12. 27	第935号	○	○
43	急傾斜地の崩壊	江田島市能美町鹿川	大矢 (999)	H30. 12. 27	第935号	○	○
44	急傾斜地の崩壊	江田島市能美町鹿川	鹿川A (7275)	H30. 12. 27	第935号	○	○
45	急傾斜地の崩壊	江田島市能美町鹿川	大矢 (6144)	H30. 12. 27	第935号	○	○
46	急傾斜地の崩壊	江田島市沖美町岡大王	岡大王 (904-1)	H30. 12. 27	第935号	○	○
47	急傾斜地の崩壊	江田島市沖美町岡大王	岡大王 (904-2)	H30. 12. 27	第935号	○	○
48	急傾斜地の崩壊	江田島市沖美町岡大王	岡大王 (904-3)	H30. 12. 27	第935号	○	○
49	急傾斜地の崩壊	江田島市沖美町岡大王	岡大王 (904-4)	H30. 12. 27	第935号	○	○
50	急傾斜地の崩壊	江田島市沖美町岡大王	岡大王 (904-5)	H30. 12. 27	第935号	○	○
51	急傾斜地の崩壊	江田島市沖美町岡大王	岡大王 (904-6)	H30. 12. 27	第935号	○	○
52	急傾斜地の崩壊	江田島市沖美町岡大王	岡大王 (904-7)	H30. 12. 27	第935号	○	○
53	急傾斜地の崩壊	江田島市沖美町岡大王	岡大王 (904-8)	H30. 12. 27	第935号	○	○
54	急傾斜地の崩壊	江田島市沖美町岡大王	岡大王 (904-9)	H30. 12. 27	第935号	○	○
55	急傾斜地の崩壊	江田島市沖美町岡大王	岡大王 (904-10)	H30. 12. 27	第935号	○	○

番号	自然現象	所在地	区域の名称	告示年月日	県告示番号	警戒区域	特別警戒区域
56	急傾斜地の崩壊	江田島市沖美町岡大王	岡大王 (904-11)	H30. 12. 27	第935号	○	○
57	急傾斜地の崩壊	江田島市沖美町岡大王	岡大王 (904-12)	H30. 12. 27	第935号	○	○
58	急傾斜地の崩壊	江田島市沖美町岡大王	岡大王 (904-13)	H30. 12. 27	第935号	○	○
59	急傾斜地の崩壊	江田島市沖美町岡大王	岡大王 (904-14)	H30. 12. 27	第935号	○	○
60	急傾斜地の崩壊	江田島市沖美町岡大王	正光上 (7297)	H30. 12. 27	第935号	○	○
61	急傾斜地の崩壊	江田島市沖美町岡大王	王城 (5074)	H30. 12. 27	第935号	○	○
62	急傾斜地の崩壊	江田島市沖美町岡大王	王城上 (1989)	H30. 12. 27	第935号	○	○
63	急傾斜地の崩壊	江田島市沖美町岡大王	近宗下 (1008)	H30. 12. 27	第935号	○	○
64	急傾斜地の崩壊	江田島市沖美町岡大王	近宗上 (1007)	H30. 12. 27	第935号	○	○
65	急傾斜地の崩壊	江田島市沖美町岡大王	大森 (1990)	H30. 12. 27	第935号	○	○
66	急傾斜地の崩壊	江田島市沖美町岡大王	大森 (1990-1)	H30. 12. 27	第935号	○	
67	急傾斜地の崩壊	江田島市沖美町畑	波出 (2014)	H30. 12. 27	第935号	○	
68	急傾斜地の崩壊	江田島市沖美町畑	波出上 (1993)	H30. 12. 27	第935号	○	○
69	急傾斜地の崩壊	江田島市沖美町畑	大坪 (1992)	H30. 12. 27	第935号	○	○
70	急傾斜地の崩壊	江田島市沖美町畑	大坪 (1992-1)	H30. 12. 27	第935号	○	○
71	急傾斜地の崩壊	江田島市沖美町畑	下野川 (1994)	R 2. 5. 28	第692号	○	○
72	急傾斜地の崩壊	江田島市沖美町畑	下野川下 (1995)	H30. 12. 27	第935号	○	○
73	急傾斜地の崩壊	江田島市沖美町畑	大坪A (917)	H30. 12. 27	第935号	○	○
74	急傾斜地の崩壊	江田島市沖美町畑	後長谷下 (7295)	H30. 12. 27	第935号	○	○
75	急傾斜地の崩壊	江田島市沖美町畑	後長谷 (1996)	H30. 12. 27	第935号	○	○
76	急傾斜地の崩壊	江田島市沖美町畑	後長谷 (1996-1)	H30. 12. 27	第935号	○	○
77	急傾斜地の崩壊	江田島市沖美町畑	後長谷 (1996-2)	H30. 12. 27	第935号	○	○
78	急傾斜地の崩壊	江田島市沖美町是長	御中山 (7294)	H30. 12. 27	第935号	○	○
79	急傾斜地の崩壊	江田島市沖美町是長	御中山 (7294-1)	H30. 12. 27	第935号	○	○
80	急傾斜地の崩壊	江田島市沖美町是長	御中山 (7294-2)	H30. 12. 27	第935号	○	○
81	急傾斜地の崩壊	江田島市沖美町是長	流川 (1997)	H30. 12. 27	第935号	○	○

番号	自然現象	所在地	区域の名称	告示年月日	県告示番号	警戒区域	特別警戒区域
82	急傾斜地の崩壊	江田島市沖美町是長	流川 (1997-1)	H30. 12. 27	第935号	○	○
83	急傾斜地の崩壊	江田島市沖美町是長	是長 (6126)	H30. 12. 27	第935号	○	○
84	急傾斜地の崩壊	江田島市沖美町是長	是長 (6126-1)	H30. 12. 27	第935号	○	
85	急傾斜地の崩壊	江田島市沖美町是長	中曽根下 (1009)	H30. 12. 27	第935号	○	○
86	急傾斜地の崩壊	江田島市沖美町是長	林山上 (1999)	H30. 12. 27	第935号	○	○
87	急傾斜地の崩壊	江田島市沖美町是長	林山上 (1999-1)	H30. 12. 27	第935号	○	○
88	急傾斜地の崩壊	江田島市沖美町是長	林山上 (1999-2)	H30. 12. 27	第935号	○	
89	急傾斜地の崩壊	江田島市沖美町是長	林山上 (1999-3)	H30. 12. 27	第935号	○	○
90	急傾斜地の崩壊	江田島市沖美町是長	林山上 (1999-4)	H30. 12. 27	第935号	○	○
91	急傾斜地の崩壊	江田島市沖美町是長	林山上 (1999-5)	H30. 12. 27	第935号	○	○
92	急傾斜地の崩壊	江田島市沖美町是長	林山上 (1999-6)	H30. 12. 27	第935号	○	○
93	急傾斜地の崩壊	江田島市沖美町是長	是長 (7293)	H30. 12. 27	第935号	○	○
94	急傾斜地の崩壊	江田島市沖美町是長	是長 (7293-1)	H30. 12. 27	第935号	○	○
95	急傾斜地の崩壊	江田島市沖美町是長	是長 (7293-2)	H30. 12. 27	第935号	○	○
96	急傾斜地の崩壊	江田島市沖美町是長	是長 (7293-3)	H30. 12. 27	第935号	○	○
97	急傾斜地の崩壊	江田島市沖美町是長	砦 (2000)	H30. 12. 27	第935号	○	○
98	急傾斜地の崩壊	江田島市沖美町是長	砦 (7292)	H30. 12. 27	第935号	○	○
99	急傾斜地の崩壊	江田島市沖美町是長	砦 (7292-1)	H30. 12. 27	第935号	○	
100	急傾斜地の崩壊	江田島市沖美町是長	砦 (903)	H30. 12. 27	第935号	○	○
101	急傾斜地の崩壊	江田島市沖美町是長	砦 (903-1)	H30. 12. 27	第935号	○	○
102	急傾斜地の崩壊	江田島市沖美町是長	砦 (903-2)	H30. 12. 27	第935号	○	○
103	急傾斜地の崩壊	江田島市沖美町是長	砦 (903-3)	H30. 12. 27	第935号	○	○
104	急傾斜地の崩壊	江田島市沖美町是長	砦 (903-4)	H30. 12. 27	第935号	○	○
105	急傾斜地の崩壊	江田島市沖美町是長	砦 (903-5)	H30. 12. 27	第935号	○	○
106	急傾斜地の崩壊	江田島市沖美町是長	砦 (903-6)	H30. 12. 27	第935号	○	○
107	急傾斜地の崩壊	江田島市沖美町是長	砦 (903-7)	H30. 12. 27	第935号	○	○

番号	自然現象	所在地	区域の名称	告示年月日	県告示 番号	警戒 区域	特別警 戒区域
108	急傾斜地の崩壊	江田島市沖美町是長	祖 (903-8)	H30. 12. 27	第935号	○	
109	急傾斜地の崩壊	江田島市沖美町是長	祖 (903-9)	H30. 12. 27	第935号	○	○
1	土石流	江田島市能美町鹿川	小鎌川 (484)	H30. 12. 27	第935号	○	○
2	土石流	江田島市能美町鹿川	小走川 (485)	H30. 12. 27	第935号	○	○
3	土石流	江田島市能美町鹿川	東浜川 (486)	H30. 12. 27	第935号	○	○
4	土石流	江田島市能美町鹿川	東浜川 (487)	H30. 12. 27	第935号	○	○
5	土石流	江田島市能美町鹿川	小鹿野川支川 (2)	H30. 12. 27	第935号	○	○
6	土石流	江田島市能美町鹿川	中郷川 (1)	H30. 12. 27	第935号	○	○
7	土石流	江田島市能美町鹿川	郷川 (1)	H30. 12. 27	第935号	○	○
8	土石流	江田島市能美町鹿川	永田川支川 (6803)	H30. 12. 27	第935号	○	○
9	土石流	江田島市能美町鹿川	大矢川 (1009)	H30. 12. 27	第935号	○	○
10	土石流	江田島市能美町鹿川	大矢川 (6800)	H30. 12. 27	第935号	○	
11	土石流	江田島市沖美町岡大王	正光川支川 (5081)	H30. 12. 27	第935号	○	○
12	土石流	江田島市沖美町岡大王	大森川 (387)	H30. 12. 27	第935号	○	○
13	土石流	江田島市沖美町岡大王	流田川 (388)	H30. 12. 27	第935号	○	
14	土石流	江田島市沖美町岡大王	大石川 (389)	H30. 12. 27	第935号	○	○
15	土石流	江田島市沖美町畑	大坪川 (390)	H30. 12. 27	第935号	○	○
16	土石流	江田島市沖美町畑	陽津川支川 (391)	H30. 12. 27	第935号	○	○
17	土石流	江田島市沖美町畑	陽津川支川 (392)	H30. 12. 27	第935号	○	○
18	土石流	江田島市沖美町是長	流川 (394隣)	H30. 12. 27	第935号	○	○
19	土石流	江田島市沖美町是長	流川 (394)	H30. 12. 27	第935号	○	○
20	土石流	江田島市沖美町是長	流川 (395)	H30. 12. 27	第935号	○	○
21	土石流	江田島市沖美町是長	林山川 (396)	H30. 12. 27	第935号	○	○
22	土石流	江田島市沖美町是長	是長川 (991)	H30. 12. 27	第935号	○	○
23	土石流	江田島市沖美町是長	是長川 (5082)	H30. 12. 27	第935号	○	○
24	土石流	江田島市沖美町是長	是長川 (5083)	H30. 12. 27	第935号	○	○

番号	自然現象	所在地	区域の名称	告示年月日	県告示番号	警戒区域	特別警戒区域
25	土石流	江田島市沖美町是長	碓川支川 (397)	H30. 12. 27	第935号	○	○
26	土石流	江田島市沖美町是長	是長川 (6800)	H30. 12. 27	第935号	○	○
27	土石流	江田島市沖美町是長	是長川 (6800隣a)	H30. 12. 27	第935号	○	○
28	土石流	江田島市沖美町是長	是長川 (6800隣b)	H30. 12. 27	第935号	○	○
29	土石流	江田島市沖美町是長	是長川 (6800隣c)	H30. 12. 27	第935号	○	○
30	土石流	江田島市沖美町是長	是長川 (6800隣d)	H30. 12. 27	第935号	○	○
31	土石流	江田島市沖美町是長	是長川 (6800隣e)	H30. 12. 27	第935号	○	○

<三高小学校区>

番号	自然現象	所在地	区域の名称	告示年月日	県告示番号	警戒区域	特別警戒区域
1	急傾斜地の崩壊	江田島市沖美町美能	美能 (7291)	R 1. 9. 26	第744号	○	○
2	急傾斜地の崩壊	江田島市沖美町美能	美能 (7291-1)	R 1. 9. 26	第744号	○	
3	急傾斜地の崩壊	江田島市沖美町美能	鶴原外 (2001)	R 1. 9. 26	第744号	○	○
4	急傾斜地の崩壊	江田島市沖美町美能	鶴原外 (2001-1)	R 1. 9. 26	第744号	○	○
5	急傾斜地の崩壊	江田島市沖美町美能	鶴原B (916)	R 1. 9. 26	第744号	○	○
6	急傾斜地の崩壊	江田島市沖美町美能	鶴原B (916-1)	R 1. 9. 26	第744号	○	○
7	急傾斜地の崩壊	江田島市沖美町美能	鶴原E (200)	R 1. 9. 26	第744号	○	○
8	急傾斜地の崩壊	江田島市沖美町美能	鶴原D (199)	R 1. 9. 26	第744号	○	○
9	急傾斜地の崩壊	江田島市沖美町美能	鶴原内 (2012)	R 1. 9. 26	第744号	○	○
10	急傾斜地の崩壊	江田島市沖美町美能	鶴原内 (2012-1)	R 1. 9. 26	第744号	○	○
11	急傾斜地の崩壊	江田島市沖美町美能	鶴原内 (2012-2)	R 1. 9. 26	第744号	○	○
12	急傾斜地の崩壊	江田島市沖美町美能	亀原上 (7290)	R 1. 9. 26	第744号	○	○
13	急傾斜地の崩壊	江田島市沖美町高祖	宝原 (2009)	R 1. 9. 26	第744号	○	○
14	急傾斜地の崩壊	江田島市沖美町高祖	宝原 (2009-1)	R 1. 9. 26	第744号	○	○
15	急傾斜地の崩壊	江田島市沖美町高祖	高祖西 (7333)	R 1. 9. 26	第744号	○	○
16	急傾斜地の崩壊	江田島市沖美町高祖	高祖西下 (1013)	R 1. 9. 26	第744号	○	○
17	急傾斜地の崩壊	江田島市沖美町高祖	高祖西下 (1013-1)	R 1. 9. 26	第744号	○	○

番号	自然現象	所在地	区域の名称	告示年月日	県告示番号	警戒区域	特別警戒区域
18	急傾斜地の崩壊	江田島市沖美町高祖	高祖西下 (1013-2)	R 1. 9. 26	第744号	○	○
19	急傾斜地の崩壊	江田島市沖美町三吉	西の浜 (2011)	R 1. 9. 26	第744号	○	○
20	急傾斜地の崩壊	江田島市沖美町高祖	西の浜 (2011-1)	R 1. 9. 26	第744号	○	○
21	急傾斜地の崩壊	江田島市沖美町三吉	西の浜 (2011-2)	R 1. 9. 26	第744号	○	○
22	急傾斜地の崩壊	江田島市沖美町高祖	西の浜 (2011-3)	R 1. 9. 26	第744号	○	○
23	急傾斜地の崩壊	江田島市沖美町高祖	西の浜 (2011-4)	R 1. 9. 26	第744号	○	
24	急傾斜地の崩壊	江田島市沖美町三吉	住吉窪C (2015)	R 1. 9. 26	第744号	○	○
25	急傾斜地の崩壊	江田島市沖美町三吉	住吉窪B (2004)	R 1. 9. 26	第744号	○	○
26	急傾斜地の崩壊	江田島市沖美町三吉	千城原A (1005)	R 4. 7. 28	第593号	○	○
27	急傾斜地の崩壊	江田島市沖美町三吉	千城原C (1017)	R 1. 9. 26	第744号	○	○
28	急傾斜地の崩壊	江田島市沖美町三吉	千城原D (7289)	R 1. 9. 26	第744号	○	○
29	急傾斜地の崩壊	江田島市沖美町三吉	千城原D (7289-1)	R 1. 9. 26	第744号	○	○
30	急傾斜地の崩壊	江田島市沖美町三吉	古戸下 (7287)	R 1. 9. 26	第744号	○	○
31	急傾斜地の崩壊	江田島市沖美町三吉	中小路B (7286)	R 1. 9. 26	第744号	○	○
32	急傾斜地の崩壊	江田島市沖美町三吉	中小路B (7286-1)	R 1. 9. 26	第744号	○	○
33	急傾斜地の崩壊	江田島市沖美町三吉	大附下 (7285)	R 1. 9. 26	第744号	○	○
34	急傾斜地の崩壊	江田島市沖美町三吉	大附下 (1018)	R 1. 9. 26	第744号	○	○
35	急傾斜地の崩壊	江田島市沖美町三吉	大附下 (1018-1)	R 5. 6. 22	第887号	○	○
36	急傾斜地の崩壊	江田島市沖美町三吉	中小路A (7284)	R 1. 9. 26	第744号	○	○
37	急傾斜地の崩壊	江田島市沖美町三吉	花ヤ窪 (2010)	R 1. 9. 26	第744号	○	○
38	急傾斜地の崩壊	江田島市沖美町三吉	東ノ浜関峠 (585)	R 1. 9. 26	第744号	○	○
39	急傾斜地の崩壊	江田島市沖美町三吉	小島上 (7335-1)	R 1. 9. 26	第744号	○	○
40	急傾斜地の崩壊	江田島市沖美町三吉	小島上 (7335-2)	R 1. 9. 26	第744号	○	○
1	土石流	江田島市沖美町美能	美能川 (6800隣)	R 1. 9. 26	第744号	○	○
2	土石流	江田島市沖美町美能	美能川 (6800)	R 1. 9. 26	第744号	○	○

番号	自然現象	所在地	区域の名称	告示年月日	県告示番号	警戒区域	特別警戒区域
3	土石流	江田島市沖美町美能	鶴原川 (398)	R 1. 9. 26	第744号	○	○
4	土石流	江田島市沖美町美能	美能川 (5085隣)	R 1. 9. 26	第744号	○	○
5-1	土石流	江田島市沖美町美能	美能川 (5086-1)	R 1. 9. 26	第744号	○	○
5-2	土石流	江田島市沖美町美能	美能川 (5086-2)	R 1. 9. 26	第744号	○	○
6	土石流	江田島市沖美町美能	美能川 (5087)	R 1. 9. 26	第744号	○	○
7	土石流	江田島市沖美町高祖	美能川 (5087隣)	R 1. 9. 26	第744号	○	○
8	土石流	江田島市沖美町高祖	宝原川 (400)	R 1. 9. 26	第744号	○	○
9	土石流	江田島市沖美町高祖	森の窪川 (401)	R 1. 9. 26	第744号	○	○
10	土石流	江田島市沖美町高祖	森の窪川支川 (402)	R 1. 9. 26	第744号	○	○
11	土石流	江田島市沖美町高祖	高祖川 (6800)	R 1. 9. 26	第744号	○	○
12-1	土石流	江田島市沖美町三吉	柳之前川 (403-1)	R 1. 9. 26	第744号	○	○
12-2	土石流	江田島市沖美町高祖	柳之前川 (403-2)	R 1. 9. 26	第744号	○	○
13	土石流	江田島市沖美町三吉	木ノ下川支川 (404隣)	R 1. 9. 26	第744号	○	○
14	土石流	江田島市沖美町三吉	三吉川 (992)	R 1. 9. 26	第744号	○	○
15	土石流	江田島市沖美町三吉	三吉川 (417)	R 1. 9. 26	第744号	○	○
16	土石流	江田島市沖美町三吉	三吉川3 (6800)	R 1. 9. 26	第744号	○	○
17	土石流	江田島市沖美町三吉	三吉川4 (6800)	R 1. 9. 26	第744号	○	○
18	土石流	江田島市沖美町三吉	三吉川 (5088隣)	R 1. 9. 26	第744号	○	○
19	土石流	江田島市沖美町三吉	三吉川 (5088)	R 1. 9. 26	第744号	○	○
20	土石流	江田島市沖美町三吉	木ノ下川支川 (404)	R 1. 9. 26	第744号	○	○
21	土石流	江田島市沖美町三吉	木ノ下川支川 (405)	R 1. 9. 26	第744号	○	○
22	土石流	江田島市沖美町三吉	木ノ下川支川 (406)	R 1. 9. 26	第744号	○	○
23	土石流	江田島市沖美町三吉	木ノ下川支川 (407)	R 1. 9. 26	第744号	○	○
24	土石流	江田島市沖美町三吉	舟木川 (408)	R 1. 9. 26	第744号	○	○
25	土石流	江田島市沖美町三吉	木ノ下川支川 (409)	R 1. 9. 26	第744号	○	○
26	土石流	江田島市沖美町三吉	木ノ下川支川 (409隣)	R 1. 9. 26	第744号	○	○

番号	自然現象	所在地	区域の名称	告示年月日	県告示番号	警戒区域	特別警戒区域
27	土石流	江田島市沖美町三吉	木ノ下川支川 (416)	R 1. 9. 26	第744号	○	○
28	土石流	江田島市沖美町三吉	木ノ下川支川 (415)	R 1. 9. 26	第744号	○	○
29	土石流	江田島市沖美町三吉	大池川 (414)	R 1. 9. 26	第744号	○	○
30	土石流	江田島市沖美町三吉	木ノ下川支川 (6800)	R 1. 9. 26	第744号	○	○
31	土石流	江田島市沖美町三吉	木ノ下川支川 (6800隣)	R 1. 9. 26	第744号	○	○
32	土石流	江田島市沖美町三吉	木ノ下川支川 (413)	R 1. 9. 26	第744号	○	○
33	土石流	江田島市沖美町三吉	木ノ下川支川 (412)	R 1. 9. 26	第744号	○	○
34	土石流	江田島市沖美町三吉	木ノ下川支川 (411)	R 1. 9. 26	第744号	○	○
35	土石流	江田島市沖美町三吉	木下川 (410)	R 1. 9. 26	第744号	○	○

< 中町小学校区 >

番号	自然現象	所在地	区域の名称	告示年月日	県告示番号	警戒区域	特別警戒区域
1	急傾斜地の崩壊	江田島市能美町高田	高田 (6121)	R 1. 9. 26	第743号	○	○
2	急傾斜地の崩壊	江田島市能美町高田	宗崎 (1074-1)	R 1. 9. 26	第743号	○	○
3	急傾斜地の崩壊	江田島市能美町高田	宗崎 (1074-2)	R 1. 9. 26	第743号	○	○
4	急傾斜地の崩壊	江田島市能美町高田	宗崎 (1074-3)	R 1. 9. 26	第743号	○	○
5	急傾斜地の崩壊	江田島市能美町高田	宗崎 (185)	R 1. 9. 26	第743号	○	○
6	急傾斜地の崩壊	江田島市能美町高田	岩風呂B (7273)	R 1. 9. 26	第743号	○	○
7	急傾斜地の崩壊	江田島市能美町高田	岩風呂 (7332)	R 1. 9. 26	第743号	○	○
8	急傾斜地の崩壊	江田島市能美町高田	小方 (6120)	R 1. 9. 26	第743号	○	○
9	急傾斜地の崩壊	江田島市能美町高田	間所 (576)	R 1. 9. 26	第743号	○	○
10	急傾斜地の崩壊	江田島市能美町高田	間所 (576-1)	R 1. 9. 26	第743号	○	○
11	急傾斜地の崩壊	江田島市能美町高田	間所 (576-2)	R 1. 9. 26	第743号	○	○
12	急傾斜地の崩壊	江田島市能美町高田	空 (577)	R 1. 9. 26	第743号	○	○
13	急傾斜地の崩壊	江田島市能美町高田	八島 (992)	R 1. 9. 26	第743号	○	○
14	急傾斜地の崩壊	江田島市能美町高田	八島 (992-1)	R 1. 9. 26	第743号	○	○
15	急傾斜地の崩壊	江田島市能美町高田	八島 (992-2)	R 1. 9. 26	第743号	○	○

番号	自然現象	所在地	区域の名称	告示年月日	県告示番号	警戒区域	特別警戒区域
16	急傾斜地の崩壊	江田島市能美町高田	八島 (992-3)	R 1. 9. 26	第743号	○	○
17	急傾斜地の崩壊	江田島市能美町高田	南 (7270)	R 1. 9. 26	第743号	○	○
18	急傾斜地の崩壊	江田島市能美町高田	二谷 (7272)	R 1. 9. 26	第743号	○	○
19	急傾斜地の崩壊	江田島市能美町高田	二谷 (7272-1)	R 1. 9. 26	第743号	○	○
20	急傾斜地の崩壊	江田島市能美町中町	高下B (7271)	R 1. 9. 26	第743号	○	○
21	急傾斜地の崩壊	江田島市能美町中町	高下B (7271-1)	R 1. 9. 26	第743号	○	○
22	急傾斜地の崩壊	江田島市能美町高田	高下B (7271-2)	R 1. 9. 26	第743号	○	○
23	急傾斜地の崩壊	江田島市能美町中町	高下A (7269)	R 1. 9. 26	第743号	○	○
24	急傾斜地の崩壊	江田島市能美町中町	高下A (7269-1)	R 1. 9. 26	第743号	○	○
25	急傾斜地の崩壊	江田島市能美町中町	高下 (1073)	R 1. 9. 26	第743号	○	○
26	急傾斜地の崩壊	江田島市能美町中町	高下 (1073-1)	R 1. 9. 26	第743号	○	○
27	急傾斜地の崩壊	江田島市能美町中町	高下 (1073-2)	R 1. 9. 26	第743号	○	
28	急傾斜地の崩壊	江田島市能美町中町	見浪 (6119)	R 1. 9. 26	第743号	○	○
29	急傾斜地の崩壊	江田島市能美町中町	見浪 (1986)	R 1. 9. 26	第743号	○	○
30	急傾斜地の崩壊	江田島市能美町中町	見浪 (1986-1)	R 1. 9. 26	第743号	○	○
31	急傾斜地の崩壊	江田島市能美町高田	見浪 (1986-2)	R 1. 9. 26	第743号	○	○
32	急傾斜地の崩壊	江田島市能美町中町	大後 (1974)	R 1. 9. 26	第743号	○	○
33	急傾斜地の崩壊	江田島市能美町中町	迫田C (7268)	R 1. 9. 26	第743号	○	○
34	急傾斜地の崩壊	江田島市能美町中町	迫田B (7267)	R 1. 9. 26	第743号	○	○
35	急傾斜地の崩壊	江田島市能美町中町	長石A (1976)	R 1. 9. 26	第743号	○	○
36	急傾斜地の崩壊	江田島市能美町中町	長石A (1976-1)	R 1. 9. 26	第743号	○	○
37	急傾斜地の崩壊	江田島市能美町中町	長石B (7329)	R 1. 9. 26	第743号	○	○
38	急傾斜地の崩壊	江田島市能美町中町	長石B (7329-1)	R 1. 9. 26	第743号	○	○
39	急傾斜地の崩壊	江田島市能美町中町	長石B (7329-2)	R 1. 9. 26	第743号	○	○
40	急傾斜地の崩壊	江田島市能美町中町	迫田A (1054)	R 1. 9. 26	第743号	○	
41	急傾斜地の崩壊	江田島市能美町中町	迫田A (1054-1)	R 1. 9. 26	第743号	○	○

番号	自然現象	所在地	区域の名称	告示年月日	県告示番号	警戒区域	特別警戒区域
42	急傾斜地の崩壊	江田島市能美町中町	迫田A (1054-2)	R 1. 9. 26	第743号	○	○
43	急傾斜地の崩壊	江田島市能美町中町	迫田A (1054-3)	R 1. 9. 26	第743号	○	△
44	急傾斜地の崩壊	江田島市能美町中町	迫田A (1054-4)	R 1. 9. 26	第743号	○	○
45	急傾斜地の崩壊	江田島市能美町中町	上向野 (1985)	R 1. 9. 26	第743号	○	○
46	急傾斜地の崩壊	江田島市能美町中町	下向野B (7266)	R 1. 9. 26	第743号	○	○
47	急傾斜地の崩壊	江田島市能美町中町	下向野A (7265)	R 1. 9. 26	第743号	○	○
48	急傾斜地の崩壊	江田島市能美町中町	中町A (6117)	R 1. 9. 26	第743号	○	○
49	急傾斜地の崩壊	江田島市能美町中町	水野元 (897)	R 1. 9. 26	第743号	○	○
50	急傾斜地の崩壊	江田島市能美町中町	長石 (184)	R 1. 9. 26	第743号	○	○
51	急傾斜地の崩壊	江田島市能美町中町	長瀬 (7262)	R 1. 9. 26	第743号	○	○
52	急傾斜地の崩壊	江田島市能美町中町	中町 (1053-1)	R 1. 9. 26	第743号	○	○
53	急傾斜地の崩壊	江田島市能美町中町	坪崎B (1072-1)	R 1. 9. 26	第743号	○	○
1	土石流	江田島市能美町高田	高田川 (5107)	R 1. 9. 26	第743号	○	○
2	土石流	江田島市能美町高田	高田川 (5108)	R 1. 9. 26	第743号	○	○
3	土石流	江田島市能美町高田	高田川 (488)	R 1. 9. 26	第743号	○	○
4	土石流	江田島市能美町高田	高田川 (489)	R 1. 9. 26	第743号	○	○
5	土石流	江田島市能美町高田	岩風呂川支川 (5109)	R 1. 9. 26	第743号	○	○
6	土石流	江田島市能美町高田	間所川 (491)	R 1. 9. 26	第743号	○	○
7	土石流	江田島市能美町高田	二谷川 (493)	R 1. 9. 26	第743号	○	○
8	土石流	江田島市能美町高田	二谷川支川 (494)	R 1. 9. 26	第743号	○	△
9	土石流	江田島市能美町中町	高下川 (495)	R 1. 9. 26	第743号	○	○
10	土石流	江田島市能美町中町	麓川支川 (497)	R 1. 9. 26	第743号	○	○
11-1	土石流	江田島市能美町中町	麓川支川 (498-1)	R 1. 9. 26	第743号	○	○
11-2	土石流	江田島市能美町中町	大後川支川 (498-2)	R 1. 9. 26	第743号	○	△
12	土石流	江田島市能美町中町	大後川 (499)	R 1. 9. 26	第743号	○	△

番号	自然現象	所在地	区域の名称	告示年月日	県告示 番号	警戒 区域	特別警 戒区域
13	土石流	江田島市能美町中町	迫田川 (500)	R1.9.26	第743号	○	○
14	土石流	江田島市能美町中町	水野元川 (5110)	R1.9.26	第743号	○	○
15	土石流	江田島市能美町中町	水野元川 (5110隣)	R1.9.26	第743号	○	○
16	土石流	江田島市能美町中町	黒張川支川 (6800隣)	R1.9.26	第743号	○	
17	土石流	江田島市能美町中町	はりや川支川 (501)	R1.9.26	第743号	○	○
18	土石流	江田島市能美町中町	中町川 (6800)	R1.9.26	第743号	○	○
19	土石流	江田島市能美町中町	永田川 (4)	R1.9.26	第743号	○	○
20	土石流	江田島市能美町中町	麓川 (496)	R4.3.24	第240号	○	○

○土砂災害警戒区域等の要配慮者関連施設

(令和7年12月1日現在)

No	名称	所在地	電話番号	災害種別適否			
				洪水	土砂	高潮	津波
1	障害福祉サービス事業施設 自立支援センターあおぞら	江田島市大柿町大原700	0823-40-3501	○	×	○	○
2	障害福祉サービス事業施設 福祉サービス事業所りんりん	江田島市大柿町大君1442-1	0823-36-7885	○	×	○	○
3	障害児通所支援事業施設 アーチ江田島	江田島市大柿町大君3211-24	0823-40-3133	○	○	○	×
4	障害福祉サービス事業施設 グループホームオリーブ	江田島市大柿町飛渡瀬3827	0823-57-2130	○	○	○	×
5	障害福祉サービス事業施設 就労継続支援A型事業所 ひまわりくらぶ江田島	江田島市能美町高田3355-1	0823-45-0732	○	○	○	×
6	障害福祉サービス事業施設 S E L P 江能	江田島市能美町鹿川4312-1	0823-45-5588	○	×	○	○
7	障害福祉サービス事業施設 ワークセンターおおきみ	江田島市大柿町大君2396-3	0823-57-5110	○	×	○	○
8	医療法人吉田会 吉田病院	江田島町津久茂2-6-2	0823-42-1100	○	○	○	×
9	医療法人社団 仁風会 青木病院	江田島町中央4-17-10	0823-42-1121	○	×	○	○
10	医療法人社団 大谷会 島の病院おおたに	能美町中町4711	0823-45-0303	○	○	○	○
11	医療法人社団 はまい会 大君浜井病院	大柿町大君962-1	0823-57-5678	○	○	○	×
12	医療法人社団 めぐみ会 森藤医院	江田島町切串2-17-10	0823-44-1156	○	○	○	○
13	澤医院	大柿町小古江668-2	0823-57-6818	○	○	×	×
14	広島県立大柿高等学校	江田島市大柿町大原1118-1	0823-57-2055	○	○	○	×
15	広島県立呉特別支援学校 江能分級	江田島市能美町鹿川3406-3	0823-45-5120	×	○	○	×
16	切串小学校	江田島市江田島町切串1-11-2	0823-43-0117	○	○	○	×
17	江田島小学校	江田島市江田島町中央4-18-1	0823-42-0361	○	○	○	×
18	中町小学校	江田島市能美町中町2279	0823-45-2055	○	○	○	○
19	鹿川小学校	江田島市能美町鹿川2788	0823-45-2049	×	○	○	<u>○</u>
20	三高小・中学校	江田島市沖美町三吉2613	0823-47-0004 0823-47-0125	○	×	○	×
21	大古小学校	江田島市大柿町大原1270-1	0823-57-2056	○	○	○	×
22	江田島中学校	江田島市江田島町小用1-13-1	0823-42-1177	○	×	○	○
23	能美中学校	江田島市能美町中町3721-1	0823-45-2212	○	○	○	<u>○</u>

No	名称	所在地	電話番号	災害種別適否			
				洪水	土砂	高潮	津波
24	大柿中学校	江田島市大柿町大原920	0823-57-2065	○	×	○	○
25	認定こども園えたじま	江田島市江田島町中央4-18-25	0823-43-1311	○	○	○	×
26	認定こども園きりくし	江田島市江田島町切串2-19-17	0823-43-0213	○	○	○	○
27	認定こども園のうみ	江田島市能美町鹿川1263-3	0823-45-2219	×	○	○	○
28	認定こども園みたか	江田島市沖美町三吉2467-1	0823-47-0110	○	○	○	○
29	認定こども園おおがき	江田島市大柿町大原1090-9	0823-57-2537	○	○	○	×
30	中町児童館	江田島市能美町中町4972-1	0823-45-0021	○	○	○	×
31	誠心園デイサービスセンター	江田島市江田島町宮ノ原3-20-1	0823-42-5252	○	○	○	○
32	デイサービスセンター まほろばの里沖美	江田島市沖美町岡大王2332-2	0823-49-1000	○	○	○	○
33	江田島市社協のうみ 通所介護事業所	江田島市能美町鹿川2060	0823-27-7764	○	○	○	○
34	江田島市社協おおがき 通所介護事業所	江田島市大柿町大原1068-6	0823-57-3900	○	○	○	○
35	デイサービスセンター 「江田島ビハラー」	江田島市大柿町飛渡瀬1619	0823-57-2319	○	○	○	○
36	デイサービスはまい	江田島市大柿町柿浦1557	0823-57-5050	○	○	×	×
37	デイサービスセンター そよかぜ	江田島市大柿町飛渡瀬4022	0823-40-3300	○	○	○	○
38	デイサービスセンター えがお	江田島市大柿町飛渡瀬4022	0823-40-3300	○	○	○	○
39	デイサービスセンター江能	江田島市大柿町飛渡瀬4027-2	0823-57-7100	○	○	○	×
40	ショートステイ椿の里	江田島市江田島町切串4-17-14	0823-40-1101	○	×	○	○
41	誠心園 短期入所生活介護事業所	江田島市江田島町宮ノ原3-20-1	0823-42-0505	○	○	○	○
42	生活ショートステイ まほろばの里沖美	江田島市沖美町岡大王2332-2	0823-49-1000	○	○	○	○
43	単独型ショートステイ まほろばの里沖美	江田島市沖美町岡大王2332-2	0823-49-1000	○	○	○	○
44	ショートステイ江能	江田島市大柿町飛渡瀬4027-2	0823-57-7100	○	○	○	×
45	特別養護老人ホーム誠心園	江田島市江田島町宮ノ原3-20-1	0823-42-0505	○	×	○	○
46	特別養護老人ホーム江能	江田島市大柿町飛渡瀬4027-2	0823-57-7100	○	○	○	×
47	地域密着型特別養護老人ホーム まほろばの里沖美 従来型	江田島市沖美町岡大王2332-2	0823-49-1000	○	○	○	○
48	地域密着型特別養護老人ホーム まほろばの里沖美 ユニット型	江田島市沖美町岡大王2332-2	0823-49-1000	○	○	○	○
49	老人保健施設 あすなろ	江田島市江田島町江南1-24-12	0823-42-1122	○	○	○	×
50	ケアハウス・こよりの里 親和園	江田島市江田島町小用3-28-1	0823-42-5111	○	×	○	○
51	ケアハウス江能	江田島市大柿町飛渡瀬4027-2	0823-57-7100	○	○	○	×

No	名称	所在地	電話番号	災害種別適否			
				洪水	土砂	高潮	津波
52	サービス付き高齢者向け住宅 海のガーデン	江田島市江田島町中央5-3-10	0823-42-4001	○	○	○	○
53	高齢者住宅・住居型有料老人ホーム ヴィラ・せいしんえん	江田島市江田島町宮ノ原3-20-1	0823-42-0505	○	×	○	○
54	グループホームいこいの里	江田島市江田島町中央1-20-3	0823-42-5689	○	○	○	○
55	誠心園グループホーム	江田島市江田島町宮ノ原3-18-66	0823-42-6177	○	○	○	○
56	グループホーム 能美いこいの里	江田島市大柿町小古江684-3	0823-57-0040	○	×	×	×
57	小規模多機能型居宅介護施設 やまぼうし	江田島市江田島町津久茂2-5-1	0823-27-5000	○	○	○	×
58	障害福祉サービス事業施設 サンライズ大君	江田島市大柿町大君1442-5	0823-57-3000	○	×	○	○
59	障害児通所支援事業施設 リンク江田島	江田島市大柿町大君430	0823-27-5722	○	×	○	○
60	障害福祉サービス事業施設 パラレル	江田島市大柿町大君98-4	0823-36-7070	○	○	○	×
61	障害児通所支援事業施設 歩歩 江田島	江田島市大柿町大君98-4	0823-40-3328	○	○	○	×
62	障害児通所支援事業施設 スカイ江田島	江田島市大柿町大君98-11	0823-36-6010	○	○	○	×
63	障害福祉サービス事業施設 日中支援型グループホーム サンライズ柿浦	江田島市大柿町柿浦2068-2	0823-36-2111	○	○	×	×
64	小規模多機能型 居宅介護事業所 鹿川	江田島市能美町鹿川2758-1	0823-45-2557	×	○	○	○

○山地災害危険地一覧

1 山腹崩壊危険地区（民有林）

（令和3年4月1日現在）

<江田島町>

危険地区 番号	地区名		所在地			面積(ha)
			(市内)町域	大字/字(1)	大字/字(2)	
215 - 1	切串1丁目	1	江田島町	切串	1丁目	0.14
215 - 2	切串1丁目	2	江田島町	切串	1丁目	0.28
215 - 3	切串1丁目	3	江田島町	切串	1丁目	0.26
215 - 4	江田島町西ソラ奥東	1	江田島町	西ソラ奥東		0.35
215 - 5	大須1丁目	1	江田島町	大須	1丁目	0.39
215 - 6	江田島町空垣内	1	江田島町	空垣内		0.55
215 - 7	江田島町西ソラ奥東	2	江田島町	西ソラ奥東		0.50
215 - 8	江田島町空垣内	2	江田島町	空垣内		0.20
215 - 9	江田島町西ソラ奥東	3	江田島町	西ソラ奥東		0.26
215 - 10	江田島町	1	江田島町			0.35
215 - 11	江田島町	2	江田島町			0.40
215 - 12	幸ノ浦1丁目	1	江田島町	幸ノ浦	1丁目	0.27
215 - 13	江田島町	3	江田島町			0.44
215 - 14	幸ノ浦2丁目	1	江田島町	幸ノ浦	2丁目	0.10
215 - 15	江田島町西ソラ奥東	4	江田島町	西ソラ奥東		0.26
215 - 16	江田島町西江関	1	江田島町	西江関		0.41
215 - 17	切串1丁目	4	江田島町	切串	1丁目	0.10
215 - 18	江田島町東江関	1	江田島町	東江関		0.68
215 - 19	切串3丁目	1	江田島町	切串	3丁目	0.75
215 - 20	江田島町中ノ谷	1	江田島町	中ノ谷		0.30
215 - 21	切串3丁目	2	江田島町	切串	3丁目	0.14
215 - 22	江田島町アナジ奥	1	江田島町	アナジ奥		0.26
215 - 23	切串2丁目	1	江田島町	切串	2丁目	0.30
215 - 24	切串3丁目	3	江田島町	切串	3丁目	0.12
215 - 25	江田島町空垣内	3	江田島町	空垣内		0.30
215 - 26	江田島町中ノ谷	2	江田島町	中ノ谷		0.50
215 - 27	切串2丁目	2	江田島町	切串	2丁目	0.31
215 - 28	切串3丁目	4	江田島町	切串	3丁目	0.50
215 - 29	江田島町西江関	2	江田島町	西江関		1.70
215 - 30	切串3丁目	5	江田島町	切串	3丁目	0.30
215 - 31	江田島町メウトイテ	1	江田島町	メウトイテ		0.34
215 - 32	江田島町先早世	1	江田島町	先早世		0.40
215 - 33	江田島町メウトイテ	2	江田島町	メウトイテ		0.07
215 - 34	津久茂1丁目	1	江田島町	津久茂	1丁目	0.47
215 - 35	江田島町先早世	2	江田島町	先早世		1.78
215 - 36	小用3丁目	1	江田島町	小用	3丁目	0.35
215 - 37	宮ノ原2丁目	1	江田島町	宮ノ原	2丁目	0.40
215 - 38	江田島町	4	江田島町			1.00
215 - 39	宮ノ原2丁目	2	江田島町	宮ノ原	2丁目	0.37
215 - 40	江田島町ヨコナデ	1	江田島町	ヨコナデ		0.97
215 - 41	宮ノ原2丁目	3	江田島町	宮ノ原	2丁目	0.43
215 - 42	江田島町	5	江田島町			0.20
215 - 43	江田島町上渡り	1	江田島町	上渡り		0.10
215 - 44	津久茂2丁目	1	江田島町	津久茂	2丁目	0.97
215 - 45	小用2丁目	1	江田島町	小用	2丁目	0.40

危険地区 番号	地区名		所在地			面積(ha)
			(市内)町域	大字/字(1)	大字/字(2)	
215 - 46	江田島町	6	江田島町			0.20
215 - 47	中央2丁目	1	江田島町	中央	2丁目	0.69
215 - 48	津久茂西ノ平	1	江田島町	津久茂	西ノ平	0.80
215 - 49	津久茂2丁目	2	江田島町	津久茂	2丁目	0.20
215 - 50	江田島町コウゲ	1	江田島町	コウゲ		0.92
215 - 51	中央2丁目	2	江田島町	中央	2丁目	0.10
215 - 52	江田島町	7	江田島町			1.10
215 - 53	中央2丁目	3	江田島町	中央	2丁目	0.20
215 - 54	宮ノ原1丁目	1	江田島町	宮ノ原	1丁目	0.40
215 - 55	江田島町	8	江田島町			1.02
215 - 56	中央2丁目	4	江田島町	中央	2丁目	0.40
215 - 57	江田島町	9	江田島町			1.38
215 - 58	津久茂3丁目	1	江田島町	津久茂	3丁目	1.00
215 - 59	中央2丁目	5	江田島町	中央	2丁目	0.20
215 - 60	津久茂西ノ平	2	江田島町	津久茂	西ノ平	1.18
215 - 61	宮ノ原1丁目	2	江田島町	宮ノ原	1丁目	0.20
215 - 62	中央2丁目	6	江田島町	中央	2丁目	0.07
215 - 63	津久茂西ノ平	3	江田島町	津久茂	西ノ平	0.08
215 - 64	江田島町コウゲ	2	江田島町	コウゲ		0.50
215 - 65	江田島町小用峠	1	江田島町	小用峠		0.20
215 - 66	津久茂3丁目	2	江田島町	津久茂	3丁目	0.30
215 - 67	江田島町コウゲ	3	江田島町	コウゲ		0.21
215 - 68	中央3丁目	1	江田島町	中央	3丁目	1.00
215 - 69	津久茂3丁目	3	江田島町	津久茂	3丁目	0.51
215 - 70	小用1丁目	1	江田島町	小用	1丁目	0.46
215 - 71	中央3丁目	2	江田島町	中央	3丁目	0.07
215 - 72	江田島町コウゲ	4	江田島町	コウゲ		1.60
215 - 73	江田島町小用峠	2	江田島町	小用峠		0.90
215 - 74	江田島町小用峠	3	江田島町	小用峠		0.46
215 - 75	中央4丁目	1	江田島町	中央	4丁目	0.12
215 - 76	中央4丁目	2	江田島町	中央	4丁目	0.44
215 - 77	中央5丁目	1	江田島町	中央	5丁目	0.07
215 - 78	江田島町小用峠	4	江田島町	小用峠		0.77
215 - 79	江田島町小用峠	5	江田島町	小用峠		2.99
215 - 80	中央5丁目	2	江田島町	中央	5丁目	0.10
215 - 81	鷺部1丁目	1	江田島町	鷺部	1丁目	0.77
215 - 82	江田島町コウゲ	5	江田島町	コウゲ		2.80
215 - 83	江田島町	10	江田島町			0.10
215 - 84	江田島町ハタカミ	1	江田島町	ハタカミ		1.00
215 - 85	江田島町コイリノ	1	江田島町	コイリノ		0.90
215 - 86	秋月2丁目	1	江田島町	秋月	2丁目	0.30
215 - 87	鷺部1丁目	2	江田島町	鷺部	1丁目	0.30
215 - 88	江田島町コイリノ	2	江田島町	コイリノ		0.94
215 - 89	鷺部1丁目	3	江田島町	鷺部	1丁目	0.29
215 - 90	江田島町コイリノ	3	江田島町	コイリノ		0.43
215 - 91	江田島町ハタカミ	2	江田島町	ハタカミ		0.47
215 - 92	鷺部1丁目	4	江田島町	鷺部	1丁目	0.29
215 - 93	鷺部1丁目	5	江田島町	鷺部	1丁目	0.21

危険地区 番号	地区名		所在地			面積 (ha)
			(市内) 町域	大字/字(1)	大字/字(2)	
215 - 94	鷺部 1丁目	6	江田島町	鷺部	1丁目	0.10
215 - 95	秋月 3丁目	1	江田島町	秋月	3丁目	0.57
215 - 96	江田島町コイリノ	4	江田島町	コイリノ		0.64
215 - 97	鷺部 3丁目	1	江田島町	鷺部	3丁目	0.86
215 - 98	江田島町コイリノ	5	江田島町	コイリノ		0.47
215 - 99	鷺部 3丁目	2	江田島町	鷺部	3丁目	0.20
215 - 100	江田島町コイリノ	6	江田島町	コイリノ		0.82
215 - 101	江田島町浅ケ谷	1	江田島町	浅ケ谷		1.60
215 - 102	江田島町浅ケ谷	2	江田島町	浅ケ谷		0.56
215 - 103	江田島町	11	江田島町			0.33
215 - 104	江南 1丁目	1	江田島町	江南	1丁目	0.26
215 - 105	江田島町浅ケ谷	3	江田島町	浅ケ谷		0.20
215 - 106	江田島町	12	江田島町			0.50
215 - 107	江南 1丁目	2	江田島町	江南	1丁目	0.22
215 - 108	江南 3丁目	1	江田島町	江南	3丁目	0.26
215 - 109	江南 1丁目	3	江田島町	江南	1丁目	0.09
215 - 110	江南 1丁目	4	江田島町	江南	1丁目	0.16
215 - 111	江南 1丁目	5	江田島町	江南	1丁目	0.26
215 - 112	江田島町石ゴヤ	1	江田島町	石ゴヤ		0.20
215 - 113	江南 3丁目	2	江田島町	江南	3丁目	0.39
215 - 114	江田島町	13	江田島町			1.61
215 - 115	江田島町	14	江田島町			0.66
215 - 116	江南 2丁目	1	江田島町	江南	2丁目	1.25
215 - 117	江南 2丁目	2	江田島町	江南	2丁目	0.40
215 - 118	江田島町石ゴヤ	2	江田島町	石ゴヤ		0.30

＜能美町＞

危険地区 番号	地区名		所在地			面積 (ha)
			(市内) 町域	大字/字(1)	大字/字(2)	
215 - 119	高田遠崎	1	能美町	高田	遠崎	1.00
215 - 120	能美町高田	1	能美町	高田		1.12
215 - 121	能美町高田	2	能美町	高田		1.53
215 - 122	能美町高田	3	能美町	高田		0.44
215 - 123	能美町高田	4	能美町	高田		0.23
215 - 124	能美町高田	5	能美町	高田		1.34
215 - 125	能美町中町	1	能美町	中町		0.60
215 - 126	能美町中町	2	能美町	中町		0.46
215 - 127	能美町中町	3	能美町	中町		0.43
215 - 128	中町高下	1	能美町	中町	高下	0.40
215 - 129	中町高下	2	能美町	中町	高下	0.19
215 - 130	能美町中町	4	能美町	中町		0.42
215 - 131	中町高下	3	能美町	中町	高下	0.18
215 - 132	中町迫田	1	能美町	中町	迫田	0.89
215 - 133	中町上向野	1	能美町	中町	上向野	0.18
215 - 134	中町上向野	2	能美町	中町	上向野	0.18
215 - 135	能美町中町	5	能美町	中町		0.60
215 - 136	能美町中町	6	能美町	中町		0.65
215 - 137	能美町中町	7	能美町	中町		0.26

危険地区 番号	地区名	所在地			面積 (ha)
		(市内) 町域	大字/字(1)	大字/字(2)	
215 - 138	鹿川田ノ上	1	能美町 鹿川	田ノ上	0.30
215 - 139	能美町中町	8	能美町 中町		0.79
215 - 140	能美町中町	9	能美町 中町		0.61
215 - 141	能美町中町	10	能美町 中町		0.10
215 - 142	能美町鹿川	1	能美町 鹿川		0.41
215 - 143	能美町鹿川	2	能美町 鹿川		0.26
215 - 144	能美町鹿川	3	能美町 鹿川		0.50
215 - 145	能美町鹿川	4	能美町 鹿川		0.09
215 - 146	能美町鹿川	5	能美町 鹿川		0.91
215 - 147	能美町鹿川	6	能美町 鹿川		0.47
215 - 148	能美町鹿川	7	能美町 鹿川		0.10
215 - 149	能美町鹿川	8	能美町 鹿川		0.20
215 - 150	能美町鹿川	9	能美町 鹿川		0.11
215 - 151	能美町鹿川	10	能美町 鹿川		0.15
215 - 152	能美町鹿川	11	能美町 鹿川		0.57
215 - 153	能美町鹿川	12	能美町 鹿川		0.31
215 - 154	能美町鹿川	13	能美町 鹿川		0.37
215 - 155	能美町鹿川	14	能美町 鹿川		1.38
215 - 156	能美町鹿川	15	能美町 鹿川		0.40
215 - 157	能美町鹿川	16	能美町 鹿川		0.37
215 - 158	能美町鹿川	17	能美町 鹿川		0.37
215 - 159	能美町鹿川	18	能美町 鹿川		0.42
215 - 160	能美町鹿川	19	能美町 鹿川		0.25
215 - 161	能美町鹿川	20	能美町 鹿川		0.32
215 - 162	能美町鹿川	21	能美町 鹿川		0.47
215 - 163	能美町鹿川	22	能美町 鹿川		0.37
215 - 164	能美町鹿川	23	能美町 鹿川		0.28
215 - 165	鹿川大矢	1	能美町 鹿川	大矢	0.25
215 - 166	能美町鹿川	24	能美町 鹿川		0.91
215 - 167	能美町鹿川	25	能美町 鹿川		0.28
215 - 168	鹿川大矢	2	能美町 鹿川	大矢	0.10

<沖美町>

危険地区 番号	地区名	所在地			面積 (ha)
		(市内) 町域	大字/字(1)	大字/字(2)	
215 - 169	沖美町高祖	1	沖美町 高祖		0.30
215 - 170	高祖宝原	1	沖美町 高祖	宝原	0.34
215 - 171	沖美町三吉	1	沖美町 三吉		0.40
215 - 172	沖美町三吉	2	沖美町 三吉		0.07
215 - 173	美能鶴原	1	沖美町 美能	鶴原	0.81
215 - 174	沖美町美能	1	沖美町 美能		0.44
215 - 175	美能鶴原	2	沖美町 美能	鶴原	0.37
215 - 176	三吉久田	1	沖美町 三吉	久田	0.40
215 - 177	沖美町三吉	3	沖美町 三吉		0.95
215 - 178	是長砦	1	沖美町 是長	砦	0.46
215 - 179	沖美町是長	1	沖美町 是長		0.36
215 - 180	三吉大池	1	沖美町 三吉	大池	0.37
215 - 181	沖美町三吉	4	沖美町 三吉		0.22

危険地区 番号	地区名		所在地			面積(ha)
			(市内)町域	大字/字(1)	大字/字(2)	
215 - 182	三吉大池	2	沖美町	三吉	大池	2.60
215 - 183	三吉船木	1	沖美町	三吉	船木	0.10
215 - 184	沖美町是長	2	沖美町	是長		0.98
215 - 185	沖美町是長	3	沖美町	是長		0.20
215 - 186	是長砦	2	沖美町	是長	砦	0.30
215 - 187	是長御子添	1	沖美町	是長	御子添	0.20
215 - 188	沖美町是長	4	沖美町	是長		0.36
215 - 189	沖美町是長	5	沖美町	是長		0.15
215 - 190	沖美町是長	6	沖美町	是長		0.21
215 - 191	沖美町是長	7	沖美町	是長		0.26
215 - 192	沖美町畑	1	沖美町	畑		0.30
215 - 193	沖美町畑	2	沖美町	畑		0.30
215 - 194	沖美町畑	3	沖美町	畑		0.50
215 - 195	沖美町畑	4	沖美町	畑		0.26
215 - 196	沖美町畑	5	沖美町	畑		0.20
215 - 197	沖美町岡大王	1	沖美町	岡大王		0.21
215 - 198	沖美町畑	6	沖美町	畑		0.50
215 - 199	沖美町畑	7	沖美町	畑		0.30
215 - 200	沖美町岡大王	2	沖美町	岡大王		0.47
215 - 201	沖美町岡大王	3	沖美町	岡大王		0.52
215 - 202	沖美町岡大王	4	沖美町	岡大王		0.10
215 - 203	沖美町岡大王	5	沖美町	岡大王		0.10
215 - 204	沖美町岡大王	6	沖美町	岡大王		0.48
215 - 205	沖美町岡大王	7	沖美町	岡大王		0.22

<大柿町>

危険地区 番号	地区名		所在地			面積(ha)
			(市内)町域	大字/字(1)	大字/字(2)	
215 - 206	大柿町飛渡瀬	1	大柿町	飛渡瀬		0.14
215 - 207	大柿町飛渡瀬	2	大柿町	飛渡瀬		0.67
215 - 208	大柿町飛渡瀬	3	大柿町	飛渡瀬		0.40
215 - 209	大柿町飛渡瀬	4	大柿町	飛渡瀬		0.56
215 - 210	大柿町飛渡瀬	5	大柿町	飛渡瀬		0.33
215 - 211	大柿町飛渡瀬	6	大柿町	飛渡瀬		0.20
215 - 212	大柿町飛渡瀬	7	大柿町	飛渡瀬		0.53
215 - 213	大柿町飛渡瀬	8	大柿町	飛渡瀬		0.22
215 - 214	大柿町飛渡瀬	9	大柿町	飛渡瀬		0.39
215 - 215	大柿町飛渡瀬	10	大柿町	飛渡瀬		0.26
215 - 216	大柿町飛渡瀬	11	大柿町	飛渡瀬		0.80
215 - 217	大柿町飛渡瀬	12	大柿町	飛渡瀬		0.58
215 - 218	大柿町飛渡瀬	13	大柿町	飛渡瀬		0.60
215 - 219	大柿町飛渡瀬	14	大柿町	飛渡瀬		0.61
215 - 220	大柿町柿浦	1	大柿町	柿浦		0.40
215 - 221	大柿町柿浦	2	大柿町	柿浦		0.57
215 - 222	大柿町小古江	1	大柿町	小古江		0.67
215 - 223	大柿町柿浦	3	大柿町	柿浦		0.72
215 - 224	大柿町小古江	2	大柿町	小古江		0.81
215 - 225	大柿町小古江	3	大柿町	小古江		0.80

危険地区 番号	地区名		所在地			面積(ha)
			(市内)町域	大字/字(1)	大字/字(2)	
215 - 226	大柿町小古江	4	大柿町	小古江		0.70
215 - 227	大柿町柿浦	4	大柿町	柿浦		1.64
215 - 228	大柿町柿浦	5	大柿町	柿浦		0.91
215 - 229	大柿町小古江	5	大柿町	小古江		0.10
215 - 230	大柿町小古江	6	大柿町	小古江		1.00
215 - 231	大柿町小古江	7	大柿町	小古江		2.23
215 - 232	大柿町柿浦	6	大柿町	柿浦		0.17
215 - 233	大柿町柿浦	7	大柿町	柿浦		0.36
215 - 234	深江大畑田	1	大柿町	深江	大畑田	0.91
215 - 235	大柿町柿浦	8	大柿町	柿浦		0.11
215 - 236	深江大畑田	2	大柿町	深江	大畑田	0.12
215 - 237	大柿町大原	1	大柿町	大原		0.77
215 - 238	大柿町柿浦	9	大柿町	柿浦		1.00
215 - 239	深江大畑田	3	大柿町	深江	大畑田	0.36
215 - 240	大柿町大原	2	大柿町	大原		1.00
215 - 241	大柿町大原	3	大柿町	大原		0.50
215 - 242	大柿町柿浦	10	大柿町	柿浦		0.28
215 - 243	大柿町大原	4	大柿町	大原		0.77
215 - 244	大柿町大原	5	大柿町	大原		2.76
215 - 245	大柿町柿浦	11	大柿町	柿浦		0.12
215 - 246	大柿町大原	6	大柿町	大原		0.30
215 - 247	大原山内	1	大柿町	大原	山内	1.20
215 - 248	大柿町大原	7	大柿町	大原		0.40
215 - 249	大柿町深江	1	大柿町	深江		1.20
215 - 250	大柿町柿浦	12	大柿町	柿浦		0.07
215 - 251	大柿町柿浦	13	大柿町	柿浦		0.10
215 - 252	大柿町大君	1	大柿町	大君		0.40
215 - 253	大柿町大原	8	大柿町	大原		0.30
215 - 254	大柿町大原	9	大柿町	大原		0.80
215 - 255	大柿町大原	10	大柿町	大原		0.06
215 - 256	大柿町大原	11	大柿町	大原		0.07
215 - 257	大柿町大原	12	大柿町	大原		0.13
215 - 258	大柿町大原	13	大柿町	大原		0.06
215 - 259	大柿町大原	14	大柿町	大原		0.64
215 - 260	大柿町大原	15	大柿町	大原		0.38
215 - 261	大柿町大君	2	大柿町	大君		0.28
215 - 262	大柿町大原	16	大柿町	大原		0.06
215 - 263	大柿町大君	3	大柿町	大君		0.13
215 - 264	大柿町大原	17	大柿町	大原		0.50
215 - 265	大柿町大君	4	大柿町	大君		0.38
215 - 266	大柿町大原	18	大柿町	大原		0.38
215 - 267	大柿町深江	2	大柿町	深江		0.30
215 - 268	大柿町大原	19	大柿町	大原		0.20
215 - 269	大柿町深江	3	大柿町	深江		0.83
215 - 270	大柿町大原	20	大柿町	大原		0.30
215 - 271	大柿町深江	4	大柿町	深江		0.26
215 - 272	大柿町大原	21	大柿町	大原		0.42
215 - 273	大柿町大原	22	大柿町	大原		0.34

危険地区 番号	地区名		所在地			面積(ha)
			(市内) 町域	大字/字(1)	大字/字(2)	
215 - 274	大原山内	2	大柿町	大原	山内	0.53
215 - 275	大柿町大原	23	大柿町	大原		0.10
215 - 276	深江田中	1	大柿町	深江	田中	0.30
215 - 277	深江田中	2	大柿町	深江	田中	0.60
215 - 278	深江下郷	1	大柿町	深江	下郷	0.27
215 - 279	深江下郷	2	大柿町	深江	下郷	0.13
215 - 280	大柿町深江	5	大柿町	深江		0.20
215 - 281	大君深道	1	大柿町	大君	深道	1.62
215 - 282	大柿町大君	5	大柿町	大君		0.30
215 - 283	大柿町大君	6	大柿町	大君		0.50
215 - 284	大柿町深江	6	大柿町	深江		0.21
215 - 285	大柿町大君	7	大柿町	大君		0.43
215 - 286	大柿町深江	7	大柿町	深江		0.06
215 - 287	大君王泊	1	大柿町	大君	王泊	0.06
215 - 288	切串1丁目	5	江田島町	切串	1丁目	1.00

2 崩壊土砂流出危険地区（民有林）

（令和2年4月1日現在）

＜江田島町＞

危険地区 番号	地区名		所在地			面積(ha)
			(市内) 町域	大字/字(1)	大字/字(2)	
215 - 1	江田島町西ソラ奥東	1	江田島町	西ソラ奥東		0.06
215 - 2	江田島町西ソラ奥東	2	江田島町	西ソラ奥東		0.32
215 - 3	江田島町中ノ谷	1	江田島町	中ノ谷		0.36
215 - 4	江田島町中ノ谷	2	江田島町	中ノ谷		0.48
215 - 5	江田島町西ソラ奥東	3	江田島町	西ソラ奥東		0.32
215 - 6	江田島町空垣内	1	江田島町	空垣内		0.36
215 - 7	江田島町空垣内	2	江田島町	空垣内		0.62
215 - 8	江田島町中ノ谷	3	江田島町	中ノ谷		0.18
215 - 9	江田島町西ソラ奥東	4	江田島町	西ソラ奥東		0.54
215 - 10	江田島町空垣内	3	江田島町	空垣内		2.23
215 - 11	江田島町中ノ谷	4	江田島町	中ノ谷		0.38
215 - 12	江田島町中ノ谷	5	江田島町	中ノ谷		0.72
215 - 13	江田島町東江関	1	江田島町	東江関		0.36
215 - 14	江田島町西ソラ奥東	5	江田島町	西ソラ奥東		0.02
215 - 15	江田島町中ノ谷	6	江田島町	中ノ谷		0.72
215 - 16	江田島町中ノ谷	7	江田島町	中ノ谷		0.37
215 - 17	江田島町アナジ奥	1	江田島町	アナジ奥		0.18
215 - 18	江田島町金峯	1	江田島町	金峯		0.36
215 - 19	江田島町空垣内	4	江田島町	空垣内		0.04
215 - 20	江田島町中ノ谷	8	江田島町	中ノ谷		0.84
215 - 21	江田島町空垣内	5	江田島町	空垣内		0.49
215 - 22	江田島町金峯	2	江田島町	金峯		0.72
215 - 23	江田島町空垣内	6	江田島町	空垣内		0.67
215 - 24	江田島町金峯	3	江田島町	金峯		0.74
215 - 25	小用5丁目	1	江田島町	小用	5丁目	0.06
215 - 26	江田島町金峯	4	江田島町	金峯		0.75
215 - 27	江田島町東谷	1	江田島町	東谷		1.50

危険地区 番号	地区名		所在地			面積 (ha)
			(市内) 町域	大字/字(1)	大字/字(2)	
215 - 28	江田島町金峯	5	江田島町	金峯		2.50
215 - 29	江田島町馬古石	1	江田島町	馬古石		0.78
215 - 30	江田島町金峯	6	江田島町	金峯		0.18
215 - 31	江田島町大原山	1	江田島町	大原山		1.50
215 - 32	江田島町金峯	7	江田島町	金峯		0.53
215 - 33	江田島町金峯	8	江田島町	金峯		0.83
215 - 34	江田島町馬古石	2	江田島町	馬古石		0.60
215 - 35	江田島町空垣内	7	江田島町	空垣内		2.10
215 - 36	江田島町馬古石	3	江田島町	馬古石		0.53
215 - 37	江田島町メウトイテ	1	江田島町	メウトイテ		1.88
215 - 38	江田島町一ツ小島	1	江田島町	一ツ小島		1.68
215 - 39	江田島町メウトイテ	2	江田島町	メウトイテ		1.50
215 - 40	江田島町馬古石	4	江田島町	馬古石		0.75
215 - 41	江田島町北石風呂	1	江田島町	北石風呂		0.26
215 - 42	江田島町古鷹	1	江田島町	古鷹		0.90
215 - 43	江田島町メウトイテ	3	江田島町	メウトイテ		0.30
215 - 44	江田島町一ツ小島	2	江田島町	一ツ小島		0.20
215 - 45	江田島町メウトイテ	4	江田島町	メウトイテ		0.05
215 - 46	江田島町先早世	1	江田島町	先早世		0.52
215 - 47	江田島町北石風呂	2	江田島町	北石風呂		0.98
215 - 48	江田島町先早世	2	江田島町	先早世		0.64
215 - 49	江田島町北一ツ川	1	江田島町	北一ツ川		2.31
215 - 50	江田島町先早世	3	江田島町	先早世		0.71
215 - 51	江田島町イワシハマ	1	江田島町	イワシハマ		1.50
215 - 52	江田島町ヨコナデ	1	江田島町	ヨコナデ		0.14
215 - 53	江田島町ヨコナデ	2	江田島町	ヨコナデ		0.14
215 - 54	江田島町北一ツ川	2	江田島町	北一ツ川		0.96
215 - 55	江田島町ヨコナデ	3	江田島町	ヨコナデ		0.33
215 - 56	江田島町上渡り	1	江田島町	上渡り		0.21
215 - 57	江田島町ヨコナデ	4	江田島町	ヨコナデ		1.05
215 - 58	江田島町上渡り	2	江田島町	上渡り		0.63
215 - 59	江田島町イワシハマ	2	江田島町	イワシハマ		1.19
215 - 60	江田島町ヨコナデ	5	江田島町	ヨコナデ		1.68
215 - 61	江田島町上渡り	3	江田島町	上渡り		0.17
215 - 62	江田島町上渡り	4	江田島町	上渡り		1.37
215 - 63	江田島町上渡り	5	江田島町	上渡り		0.54
215 - 64	津久茂西ノ平	1	江田島町	津久茂	西ノ平	0.21
215 - 65	江田島町上渡り	6	江田島町	上渡り		0.10
215 - 66	江田島町上渡り	7	江田島町	上渡り		0.45
215 - 67	江田島町上渡り	8	江田島町	上渡り		0.17
215 - 68	江田島町宮之原	1	江田島町	宮之原		0.27
215 - 69	江田島町宮之原	2	江田島町	宮之原		1.08
215 - 70	江田島町コウゲ	1	江田島町	コウゲ		0.25
215 - 71	江田島町小用峠	1	江田島町	小用峠		0.36
215 - 72	江田島町ハタカミ	1	江田島町	ハタカミ		0.22
215 - 73	江田島町ハタカミ	2	江田島町	ハタカミ		0.13
215 - 74	江田島町ハタカミ	3	江田島町	ハタカミ		0.21
215 - 75	江田島町コイリノ	1	江田島町	コイリノ		0.16

危険地区 番号	地区名		所在地			面積 (ha)
			(市内) 町域	大字/字(1)	大字/字(2)	
215 - 76	江田島町ハタカミ	4	江田島町	ハタカミ		0.19
215 - 77	江田島町コイリノ	2	江田島町	コイリノ		0.23
215 - 78	江田島町ハタカミ	5	江田島町	ハタカミ		0.60
215 - 79	江田島町ハタカミ	6	江田島町	ハタカミ		0.18
215 - 80	江田島町コイリノ	3	江田島町	コイリノ		1.22
215 - 81	江田島町ヲウトウ	1	江田島町	ヲウトウ		0.59
215 - 82	江田島町ヲウトウ	2	江田島町	ヲウトウ		0.28
215 - 83	江田島町浅ケ谷	1	江田島町	浅ケ谷		0.15
215 - 84	江田島町ヲウトウ	3	江田島町	ヲウトウ		0.30
215 - 85	江田島町ヲウトウ	4	江田島町	ヲウトウ		0.31
215 - 86	江田島町浅ケ谷	2	江田島町	浅ケ谷		0.59
215 - 87	江田島町ヲウトウ	5	江田島町	ヲウトウ		1.26
215 - 88	江田島町浅ケ谷	3	江田島町	浅ケ谷		0.15
215 - 89	江田島町石ゴヤ	1	江田島町	石ゴヤ		0.18
215 - 90	江田島町石ゴヤ	2	江田島町	石ゴヤ		0.28
215 - 91	江田島町石ゴヤ	3	江田島町	石ゴヤ		0.05
215 - 92	江田島町石ゴヤ	4	江田島町	石ゴヤ		0.15
215 - 93	江田島町石ゴヤ	5	江田島町	石ゴヤ		0.58
215 - 94	江田島町	1	江田島町			0.06

<能美町>

危険地区 番号	地区名		所在地			面積 (ha)
			(市内) 町域	大字/字(1)	大字/字(2)	
215 - 95	高田遠崎	1	能美町	高田	遠崎	1.49
215 - 96	高田明神	1	能美町	高田	明神	3.74
215 - 97	高田大木	1	能美町	高田	大木	0.55
215 - 98	高田土ヶ藪	1	能美町	高田	土ヶ藪	6.39
215 - 99	高田土ヶ藪	2	能美町	高田	土ヶ藪	1.21
215 - 100	高田土ヶ藪	3	能美町	高田	土ヶ藪	2.19
215 - 101	高田土ヶ藪	4	能美町	高田	土ヶ藪	0.37
215 - 102	高田大山	1	能美町	高田	大山	1.19
215 - 103	高田大山	2	能美町	高田	大山	1.20
215 - 104	中町高下	1	能美町	中町	高下	1.06
215 - 105	中町麓	1	能美町	中町	麓	0.81
215 - 106	中町上向野	1	能美町	中町	上向野	0.65
215 - 107	中町麓	2	能美町	中町	麓	1.20
215 - 108	中町上向野	2	能美町	中町	上向野	0.38
215 - 109	中町迫田	1	能美町	中町	迫田	1.12
215 - 110	中町水野元	1	能美町	中町	水野元	1.05
215 - 111	中町迫田	2	能美町	中町	迫田	1.08
215 - 112	中町上向野	3	能美町	中町	上向野	1.62
215 - 113	中町迫田	3	能美町	中町	迫田	0.95
215 - 114	中町上向野	4	能美町	中町	上向野	0.30
215 - 115	中町上向野	5	能美町	中町	上向野	0.90
215 - 116	中町迫田	4	能美町	中町	迫田	1.20
215 - 117	鹿川田ノ上	1	能美町	鹿川	田ノ上	7.08
215 - 118	鹿川永田	1	能美町	鹿川	永田	0.70
215 - 119	鹿川永田	2	能美町	鹿川	永田	1.35

危険地区 番号	地区名		所在地			面積 (ha)
			(市内) 町域	大字/字(1)	大字/字(2)	
215 - 120	鹿川永田	3	能美町	鹿川	永田	1.22
215 - 121	鹿川田ノ上	2	能美町	鹿川	田ノ上	1.05
215 - 122	鹿川田ノ上	3	能美町	鹿川	田ノ上	1.35
215 - 123	鹿川永田	4	能美町	鹿川	永田	0.82
215 - 124	鹿川永田	5	能美町	鹿川	永田	0.46
215 - 125	鹿川田ノ上	4	能美町	鹿川	田ノ上	0.33
215 - 126	鹿川永田	6	能美町	鹿川	永田	0.59
215 - 127	鹿川永田	7	能美町	鹿川	永田	0.60
215 - 128	鹿川永田	8	能美町	鹿川	永田	0.60
215 - 129	鹿川大矢	1	能美町	鹿川	大矢	0.04
215 - 130	鹿川大矢	2	能美町	鹿川	大矢	3.51
215 - 131	能美町鹿川	1	能美町	鹿川		2.08
215 - 132	能美町鹿川	2	能美町	鹿川		1.26
215 - 133	鹿川大矢	3	能美町	鹿川	大矢	0.27
215 - 134	鹿川鎌木	1	能美町	鹿川	鎌木	1.80
215 - 135	鹿川鎌木	2	能美町	鹿川	鎌木	0.19
215 - 136	鹿川大矢	4	能美町	鹿川	大矢	2.18
215 - 137	鹿川大矢	5	能美町	鹿川	大矢	0.06

<沖美町>

危険地区 番号	地区名		所在地			面積 (ha)
			(市内) 町域	大字/字(1)	大字/字(2)	
215 - 138	沖美町三吉	1	沖美町	三吉		0.21
215 - 139	三吉原入堂	1	沖美町	三吉	原入堂	0.60
215 - 140	美能鶴原	1	沖美町	美能	鶴原	0.96
215 - 141	高祖宝原	1	沖美町	高祖	宝原	0.38
215 - 142	高祖宝原	2	沖美町	高祖	宝原	0.63
215 - 143	美能亀原	1	沖美町	美能	亀原	0.05
215 - 144	美能鶴原	2	沖美町	美能	鶴原	0.45
215 - 145	美能亀原	2	沖美町	美能	亀原	0.38
215 - 146	高祖豊作原	1	沖美町	高祖	豊作原	1.20
215 - 147	三吉原入堂	2	沖美町	三吉	原入堂	0.45
215 - 148	高祖宝原	3	沖美町	高祖	宝原	0.12
215 - 149	三吉久田	1	沖美町	三吉	久田	0.27
215 - 150	高祖豊作原	2	沖美町	高祖	豊作原	0.90
215 - 151	美能鶴原	3	沖美町	美能	鶴原	1.32
215 - 152	三吉原入堂	3	沖美町	三吉	原入堂	1.20
215 - 153	高祖宝原	4	沖美町	高祖	宝原	0.30
215 - 154	三吉久田	2	沖美町	三吉	久田	0.30
215 - 155	是長祖	1	沖美町	是長	祖	0.61
215 - 156	三吉大池	1	沖美町	三吉	大池	0.18
215 - 157	三吉久田	3	沖美町	三吉	久田	0.45
215 - 158	三吉大池	2	沖美町	三吉	大池	0.97
215 - 159	三吉久田	4	沖美町	三吉	久田	0.23
215 - 160	三吉大池	3	沖美町	三吉	大池	0.24
215 - 161	三吉大池	4	沖美町	三吉	大池	0.15
215 - 162	三吉船木	1	沖美町	三吉	船木	0.88
215 - 163	三吉大池	5	沖美町	三吉	大池	0.75

危険地区 番号	地区名		所在地			面積 (ha)
			(市内) 町域	大字/字(1)	大字/字(2)	
215 - 164	三吉船木	2	沖美町	三吉	船木	0.56
215 - 165	三吉大池	6	沖美町	三吉	大池	0.25
215 - 166	三吉船木	3	沖美町	三吉	船木	5.23
215 - 167	三吉合迫	1	沖美町	三吉	合迫	0.63
215 - 168	三吉船木	4	沖美町	三吉	船木	0.60
215 - 169	是長碓	2	沖美町	是長	碓	0.36
215 - 170	三吉焼山	1	沖美町	三吉	焼山	0.45
215 - 171	三吉合迫	2	沖美町	三吉	合迫	0.90
215 - 172	是長碓	3	沖美町	是長	碓	0.13
215 - 173	是長碓	4	沖美町	是長	碓	1.04
215 - 174	三吉高松	1	沖美町	三吉	高松	1.50
215 - 175	是長碓	5	沖美町	是長	碓	0.84
215 - 176	是長御子添	1	沖美町	是長	御子添	0.12
215 - 177	是長大名切	1	沖美町	是長	大名切	0.75
215 - 178	三吉池之久保	1	沖美町	三吉	池之久保	3.55
215 - 179	是長大名切	2	沖美町	是長	大名切	0.68
215 - 180	是長大名切	3	沖美町	是長	大名切	1.05
215 - 181	是長大名切	4	沖美町	是長	大名切	0.34
215 - 182	是長大名切	5	沖美町	是長	大名切	0.75
215 - 183	畑本久保	1	沖美町	畑	本久保	0.36
215 - 184	畑本久保	2	沖美町	畑	本久保	0.45
215 - 185	畑本久保	3	沖美町	畑	本久保	0.25
215 - 186	畑本久保	4	沖美町	畑	本久保	1.58
215 - 187	畑本久保	5	沖美町	畑	本久保	0.41
215 - 188	岡大王観音奥	1	沖美町	岡大王	観音奥	0.13
215 - 189	岡大王観音奥	2	沖美町	岡大王	観音奥	0.32
215 - 190	岡大王観音奥	3	沖美町	岡大王	観音奥	0.29
215 - 191	岡大王観音奥	4	沖美町	岡大王	観音奥	1.26
215 - 192	岡大王鍛冶屋原	1	沖美町	岡大王	鍛冶屋原	1.65
215 - 193	沖美町岡大王	1	沖美町	岡大王		0.14
215 - 194	岡大王物見石	1	沖美町	岡大王	物見石	0.75
215 - 195	岡大王物見石	2	沖美町	岡大王	物見石	0.27

<大柿町>

危険地区 番号	地区名		所在地			面積 (ha)
			(市内) 町域	大字/字(1)	大字/字(2)	
215 - 196	飛渡瀬落走	1	大柿町	飛渡瀬	落走	0.19
215 - 197	飛渡瀬落走	2	大柿町	飛渡瀬	落走	0.25
215 - 198	飛渡瀬落走	3	大柿町	飛渡瀬	落走	2.09
215 - 199	飛渡瀬落走	4	大柿町	飛渡瀬	落走	0.90
215 - 200	飛渡瀬新高須	1	大柿町	飛渡瀬	新高須	1.05
215 - 201	飛渡瀬高須	1	大柿町	飛渡瀬	高須	0.44
215 - 202	飛渡瀬高須	2	大柿町	飛渡瀬	高須	1.05
215 - 203	飛渡瀬高須	3	大柿町	飛渡瀬	高須	1.53
215 - 204	飛渡瀬久未	1	大柿町	飛渡瀬	久未	0.12
215 - 205	飛渡瀬久未	2	大柿町	飛渡瀬	久未	0.16
215 - 206	大柿町飛渡瀬	1	大柿町	飛渡瀬		0.92
215 - 207	大柿町飛渡瀬	2	大柿町	飛渡瀬		0.15

危険地区 番号	地区名		所在地			面積 (ha)
			(市内) 町域	大字/字(1)	大字/字(2)	
215 - 208	大柿町飛渡瀬	3	大柿町	飛渡瀬		0.36
215 - 209	小古江大坪	1	大柿町	小古江	大坪	0.63
215 - 210	飛渡瀬長谷	1	大柿町	飛渡瀬	長谷	0.71
215 - 211	柿浦楠田	1	大柿町	柿浦	楠田	1.57
215 - 212	柿浦楠田	2	大柿町	柿浦	楠田	0.78
215 - 213	小古江大坪	2	大柿町	小古江	大坪	0.96
215 - 214	柿浦楠田	3	大柿町	柿浦	楠田	0.90
215 - 215	小古江大坪	3	大柿町	小古江	大坪	0.75
215 - 216	鹿川鎌木	3	大柿町	鹿川	鎌木	0.45
215 - 217	柿浦楠田	4	大柿町	柿浦	楠田	0.27
215 - 218	柿浦楠田	5	大柿町	柿浦	楠田	0.16
215 - 219	大原山内	1	大柿町	大原	山内	1.26
215 - 220	大柿町大原	1	大柿町	大原		1.95
215 - 221	大原山内	2	大柿町	大原	山内	0.74
215 - 222	大原山内	3	大柿町	大原	山内	1.42
215 - 223	大柿町大原	2	大柿町	大原		0.70
215 - 224	大原山内	4	大柿町	大原	山内	0.24
215 - 225	深江大畑田	1	大柿町	深江	大畑田	0.46
215 - 226	深江大畑田	2	大柿町	深江	大畑田	0.53
215 - 227	深江大畑田	3	大柿町	深江	大畑田	0.15
215 - 228	深江大畑田	4	大柿町	深江	大畑田	1.18
215 - 229	大原萩原	1	大柿町	大原	萩原	0.08
215 - 230	大原山内	5	大柿町	大原	山内	0.17
215 - 231	深江下郷	1	大柿町	深江	下郷	0.38
215 - 232	大原萩原	2	大柿町	大原	萩原	1.79
215 - 233	大君小島	1	大柿町	大君	小島	0.96
215 - 234	大原後島	1	大柿町	大原	後島	1.27
215 - 235	大君小島	2	大柿町	大君	小島	5.58
215 - 236	大原入野	1	大柿町	大原	入野	0.14
215 - 237	大原萩原	3	大柿町	大原	萩原	0.90
215 - 238	大君深道	1	大柿町	大君	深道	1.65
215 - 239	大君小島	3	大柿町	大君	小島	2.54
215 - 240	大君小島	4	大柿町	大君	小島	0.55
215 - 241	大君王泊	1	大柿町	大君	王泊	0.30
215 - 242	大君王泊	2	大柿町	大君	王泊	0.26
215 - 243	大原秀地	1	大柿町	大原	秀地	2.55
215 - 244	大君王泊	3	大柿町	大君	王泊	0.60
215 - 245	大君王泊	4	大柿町	大君	王泊	0.75
215 - 246	大君王泊	5	大柿町	大君	王泊	0.27
215 - 247	三吉久田	5	沖美町	三吉	久田	1.47

○海岸保全区域一覧

1 国土交通省水管理・国土保全局所管分

県道路河川管理課調（令和7年4月1日現在）

海岸名	地区海岸名	地先海岸名	位置	指定年月日 (告示番号)	延長 (m)
江田島	江田島秋月		江田島町秋月三～四丁目	H19.10.9 (1004)	2,845.00
	江田島矢の浦	鷺部	江田島町中央四丁目、 鷺部一～二丁目	H19.10.9 (1005)	2,184.00
		矢ノ浦	江田島町中央四丁目		
	江田島津久茂宮ノ原	立石	江田島町宮ノ原二丁目	H19.10.9 (1008)	393.30
		津久茂	江田島町津久茂二丁目	H19.10.9 (1007)	118.80
	江田島能美中町		能美町中町	H19.10.9 (1010)	792.00
	江田島能美遠崎		能美町高田字遠崎	H19.10.9 (1011)	800.00
	江田島沖美岡大王		沖美町岡大王字横網代	H19.10.9 (1006)	1,214.10
江田島大柿大君		大柿町大字大君字横走	H19.10.9 (1009)	385.80	

2 国土交通省港湾局所管分

県港湾振興課調（令和7年4月1日現在）

港湾名	海岸名	地区海岸名	地先海岸名	指定年月日 及び告示番号	備考
小用港	小用港海岸	秋月地区海岸	秋月地先海岸	S43.3.22 広島県告示第219号	
		小用地区海岸	中小用地先海岸		
		切串、フキコシ地区海岸			
		切串地区海岸	ヤカタイシ、西沖、 新開 地先海岸		
鹿川港	鹿川港海岸	小古江、大原、深江地区海岸		S37.6.5 広島県告示第405号	
		大矢、文久新開、鎌木地区海岸		S55.9.24 広島県告示第844号	
中田港	中田港海岸	高田、中町地区海岸			
三高港	三高港海岸	小島地区海岸		S43.3.22 広島県告示第219号	
		神社前地区海岸			

3 水産庁所管分（市町管理漁港）

県港湾振興課調（令和7年4月1日現在）

海岸名	地区海岸名	地先海岸名	指定年月日	告示番号
世上漁港海岸	世上地区海岸		H 4. 3. 23	349 350
美能漁港海岸 (美能外漁港海岸) (美能内漁港海岸) (美能内漁港海岸)			S 33. 9. 16	473
			S 35. 5. 31	349
	美能地区海岸		H 29. 6. 8	345
畑漁港海岸	小田地区海岸		S 34. 3. 6	127
	岡大王、是長地区海岸		S 39. 9. 18	734
深江漁港海岸	深江地区海岸		S 40. 1. 22	57
	順の元、漁協沖、大畑田地区海岸		S 33. 9. 16	473
柿浦漁港海岸	柿浦漁港海岸	北迫地先海岸 大石地先海岸 阿浜地先海岸 十三床地先海岸 飛渡瀬地先海岸	S 40. 1. 22	57
		坊地地先海岸 常道地先海岸 中郷地先海岸 楠田地先海岸 外海地先海岸	S 33. 6. 24 S 40. 1. 22	300 57
	江南地区海岸	江南地先海岸	S 33. 6. 24	300

4 農村振興局専管

県農業基盤課調（令和7年4月1日現在）

海岸名	地区海岸名	指定年月日	告示番号
江田島	内海	S 33. 5. 9	221
沖美	是長	S 33. 5. 9	221
江田島	切串幸浦	S 34. 3. 6	127
江田島	津久茂	S 34. 3. 6	127
江田島	マゴ石長浜	S 34. 3. 6	127
沖美	入鹿	S 34. 3. 6	127
沖美	大黒	S 34. 3. 6	127
沖美	高祖	S 34. 3. 6	127
沖美	租	S 34. 3. 6	127
大柿	沖野島	S 39. 1. 31	78
大柿	深江	S 39. 1. 31	78
大柿	大柿西部	S 39. 1. 31	78
大柿	大柿東部	S 39. 1. 31	78
大柿	大柿南部	S 39. 1. 31	78
沖美	大屋	S 48. 3. 20	186

○農業用ダムの状況

ため池・農地防災担当調（令和7年4月1日）

施設コード	名称	所在地	規模		備考
			総貯水量 (m^3)	堤高 (m)	
343290060	三高ダム	江田島市沖美町三吉	584,000	44.00	コンクリートダム

注：農業用ダムとは、河川許可工作物若しくは土地改良事業計画設計基準設計「ダム」に基づき又はこれに準じて造成された堤高15m以上の堰堤であって、かつ、土地改良法に基づく管理規程によって管理・監視されるもの。

○防災重点ため池等の状況

1 防災重点ため池の状況

ため池・農地防災担当調（令和7年4月1日）

市町名	箇所数	規模	
		1,000 m^3 以上	1,000 m^3 未満
江田島市	33	17	16

注：決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池として「防災重点ため池の再選定について」（平成30年11月13日付け30農振第2294号農村振興局整備部防災課長通知）に基づき選定されたため池。

2 防災重点農業用ため池の状況

(令和7年4月末時点)

データベースコード番号	名称	ふりがな	所在地	所有者	管理者	堤高(m)	堤長(m)	総貯水量(千 m^3)
343100007	上池2号	うわいけ2ごう	江田島町鷺部池野奥158-1	不明	集落	5	24	2.36
343100008	中の池	なかのいけ	江田島町鷺部一丁目162-1	不明	集落	3	38	0.73
343100011	石上池	いしがみいけ	江田島町江南一丁目2398-1	不明	不明	2	15	0.14
343100013	ヲガタ池	をがたいけ	江田島町江南字オノ木4135-6	行政	行政	5	51	1.40
343100014	フカドウ池	ふかどういけ	江田島町宮の原字フカドウ15016-1	不明	個人	3	25	1.02
343280003	光泉地池	こうせんじいけ	能美町大字高田字下井田2850	行政	行政	5	60	1.23
343280004	清水池	しみずいけ	能美町中町字見浪906	行政	不明	3	63	1.06
343280006	中池	なかいけ	能美町中町字大後1696	不明	不明	3	52	1.96
343280007	新池	しんいけ	能美町中町字大後1740	不明	個人	8	49	2.70
343280010	迫田大池	さこだおおいけ	能美町中町字迫田2683	不明	その他	8	125	21.50
343280011	八幡池	やわたいけ	能美町中町字上向野3554-1	組合	組合	5	67	3.96
343280013	下向野池	しもむかいのいけ	能美町中町字下向野4085-1	不明	不明	3	19	0.33
343280014	鹿川ため池	かのかわためいけ	能美町鹿川字中山3763-2	行政	行政	14	80	99.00
343280017	高下池	こうげいけ	能美町中町字高下697	集落	不明	4	49	1.51
343280022	鎌木1号池	かまき1ごういけ	能美町鹿川字鎌木4657-2	個人	個人	5	23	0.80
343280027	麓下池	ふもとしもいけ	能美町中町字麓1247	不明	不明	3	28	0.35
343290040	船付4号	ふなづけ4ごう	沖美町是長字船付1692-6	個人	不明	0	14	0.03
343290067	宝原3号	ほうはら3ごう	沖美町高祖字宝原233-1	行政	行政	4	17	0.36
343300007	天池	あまいけ	大柿町深江字脇田1222	不明	不明	3	31	0.73
343300008	鴨田	かもだ	大柿町深江字鴨田974	行政	不明	3	30	0.65
343300009	大附池	おおづけいけ	大柿町深江字大畑田193-2	不明	不明	3	31	0.53
343300011	高名津池	たかなついけ	大柿町大原堀5600	行政	行政	4	36	1.39
343300012	大又上池	おおまたかみいけ	大柿町大原字大又4094	行政	行政	6	45	3.33
343300013	大又下池	おおまたしもいけ	大柿町大原字大又4097	行政	行政	4	33	2.88
343300015	平畑池	ひらはたいけ	大柿町大原字平畑3439	行政	行政	5	40	1.96
343300022	天池上	あまいけかみ	大柿町大原字河内1832	行政	行政	2	55	1.40
343300027	浜の内上	はまのうちかみ	大柿町大原浜の内692	行政	行政	3	17	0.45
343300039	津草池	つそういけい	大柿町飛渡瀬字梅迫2262-1	不明	不明	4	20	0.72
343300040	横山	よこやま	大柿町飛渡瀬梅迫2044	不明	不明	1	18	0.02
343300045	長谷	ながたに	大柿町飛渡瀬字長谷1139	不明	不明	3	24	1.55
343300048	坊地	ぼうち	大柿町柿浦坊地2447	行政	行政	3	27	0.68
343300055	深道	ふかみち	大柿町大君字横走1871-2	個人	不明	3	34	0.64
343300056	奥田池	おくだいけ	大柿町大字大原字坊地2264	行政	行政	2	22	0.14

注-1：防災工事等推進計画（広島県、別表2）による。

注-2：防災重点農業用ため池とは、農業用ため池のうち、決壊により周辺区域に人的被害が及ぶことが懸念されるとして「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」に基づき都道府県知事が指定したもの。

[消防・水防]

○消防車両等の配置状況

1 消防本部・消防署

	本 部	江田島消防署	能美出張所	計
指揮車	1	1		2
事務連絡車	3			3
資機材運搬車		1		1
広報車				0
広報・資機材運搬車			1	1
消防ポンプ自動車		2	1	3
小型動力ポンプ積載車		1	1	2
救助工作車		1		1
泡原液搬送車		1		1
大型化学高所放水車			1	1
救急車		3	2	5
小型動力ポンプ		4	1	5
赤バイ		1	1	2
ホイローダー		1		1
原動機付自転車		1	1	2

2 消防団

	団体部	第1方面隊 (江田島町)	第2方面隊 (能美町)	第3方面隊 (沖美町)	第4方面隊 (大柿町)
指揮車	1				
消防ポンプ自動車		2	3	0	4
小型動力ポンプ		14	0	6	6
小型動力ポンプ積載車 (軽四積載車含む)		14	0	6	6

○江田島市の水利施設

(令和7年4月1日現在)

区 分			総 数	江田島町	能美町	沖美町	大柿町	
総 数			929	305	209	179	236	
消火栓	合 計		530	191	121	97	121	
	公設	地下式	75mm～	372	153	91	72	56
			150mm～	139	37	29	23	50
		地上式	75mm～	16	1	1	1	13
			150mm～	3	0	0	1	2
防 火 水 ぞう	合 計		317	96	74	67	80	
	公設	20m ³ 未満	22	10	8	3	1	
		20m ³ ～40m ³ 未満	89	41	14	24	10	
		40m ³ 以上	135	32	36	18	49	
	私設	20m ³ 未満	29	3	3	10	13	
		20m ³ ～40m ³ 未満	17	3	5	5	4	
40m ³ 以上		20	6	6	5	3		
プールの			5	1	2	2	0	
合 計			82	18	14	15	35	
海 水 (常時)			42	12	7	10	13	
池・沼			40	6	8	5	22	

○耐震性貯水槽の設置状況

県危機管理課調（令和7年4月1日現在）

規格	設置場所	工事完了年月日	備考
60m ³ 型	江田島町小用3-5	平成10年2月13日	北官舎
	江田島町秋月2-49-13	平成11年2月15日	秋月地区
40m ³ 型	能美町高田字名高地3213-3	平成21年2月26日	名高地地区
	大柿町大原 市道大原25号線	平成27年3月31日	忍谷地区

○防災上注意すべき施設

1 毒物・劇物製造所

県薬務課調（令和7年4月1日現在）

製造所名称	製造所所在地	主な登録品目	電話番号
中国化薬(株)江田島工場	江田島町小用5-1-1	硫酸	0823-43-0121

2 火薬類製造所

県消防保安課調（令和7年4月1日現在）

会社名	製造品目	会社・火薬庫所在地	電話番号	FAX番号
中国化薬(株)江田島工場	爆薬、火工品	江田島町小用5-1-1	0823-43-0121	0823-44-1738
中国化薬(株)江田島工場 屋形石分工場	火工品	江田島町切串1-4-1	0823-43-0301	0823-44-1971

3 放射性同位元素取扱施設

原子力規制委員会調（令和7年3月31日現在）

事業所名称	許可・届出区分
中国化薬(株)江田島工場	許可使用者
海上自衛隊特別警備隊	届出使用者 表示付認証機器届出使用者
海上自衛隊呉弾薬整備補給所	表示付認証機器届出使用者
海上自衛隊第1術科学校	表示付認証機器届出使用者

○危険物製造所等の状況

(令和7年4月1日現在)

製造所等 町別	総数	製造所	貯蔵所						取扱所			
			屋内	屋外 タンク	屋内 タンク	地下 タンク	移動 タンク	屋外	給油	販売	移送	一般
江田島町	146	11	37	41	3	5	7	4	13		1	24
能美町	41		2	20			6		8		1	4
沖美町	26		3	1	3	5	2		9	1		2
大柿町	23		1		1	3	6		12			

○石油コンビナート指定地区の危険物製造所等の現況

(令和7年4月1日現在)

区 分		総 数		江田島地区		能 美 地 区		
				伊藤忠エネクス(株) 江田島ターミナル		鹿川ターミナル 株式会社		
		施設数	数量(KL)	施設数	数量(KL)	施設数	数量(KL)	
総 数		33	1,035,944.82	13	86,086.42	20	949,858.40	
貯蔵所	合 計	29	818,694.90	11	61,855.50	18	756,839.40	
	屋内貯蔵所	計	2	19.91	1	10.51	1	9.40
		第1石油類	2	1.86	1	0.86	1	1.00
		第2石油類		4.30		2.10		2.20
		第3石油類		12.00		7.00		5.00
		第4石油類		1.75		0.55		1.20
	屋外タンク貯蔵所	計	26	818,665.00	9	61,835.00	17	756,830.00
		第1石油類	26	316,537.00	9	40,530.00	17	276,007.00
		第2石油類		501,913.00		21,090.00		480,823.00
		第3石油類		215.00		215.00		
	屋外貯蔵所	計	1	9.99	1	9.99		
		第2石油類	1	9.99	1	9.99		
	取扱所	合 計	4	217,249.92	2	24,230.92	2	193,019.00
		移送取扱所	計	2	217,200.00	1	24,200.00	1
第1石油類			2	116,000.00	1	18,000.00	1	98,000.00
第2石油類				101,000.00		6,000.00		95,000.00
第3石油類				200.00		200.00		
一般取扱所		計	2	49.92	1	30.92	1	19.00
		第1石油類	2		1		1	
		第2石油類						
	第3石油類	49.92		30.92		19.00		
第4石油類								

[備蓄・資機材]

○備蓄物資一覧（各倉庫等）

（令和8年1月現在）

備蓄物資名	単位	集中備蓄										分散備蓄			合計		
		江田島町		能美町			沖美町			大柿町		一時避難所	拠点避難所	地区倉庫			
		消防倉庫	宮ノ原交流プラザ	高田交流プラザ	水防倉庫	センター	わくわくセンター	ふれあいセンター	沖美市民センター	三高支所	防災倉庫					大古小学校	
五目ご飯	食		250	150								2,300		1,300	950		4,950
レスキューライス	食																
わかめごはん	食		1,050									297		1,400			2,747
白米	食													800			800
さばの味噌煮	食																
乾パン	食		797														797
ビスコ	食											2,700		1,380	300		4,380
ライスクッキー	食		288											48		1,344	1,680
野菜シチュー	食		240									750		1,260	600		2,850
マスク（大人用）	枚		12,000	2,500		40						7,500		2,180			24,220
マスク（こども用）	枚													1,200			1,200
飲料水	本		6,577	1,152		640	4,056					1,549	2,112	2,082	1,392	3,360	22,920
救急セット	個																
食器セット	式						100								1,800		1,900
ウェットティッシュ	個		1,010			6											1,016
除菌スプレー	個					12	6										18
ポリ又はビニール容器	個		1,115	54	52	4	9							3			1,237
毛布	枚	22	332	57		17	70	40				114	50	734	288		1,724
アルミブランケット	枚		1,300									3,900				1,796	6,996
マット	枚		162					16					48	2			228
キャンピングマット	枚		461												91		552
寝袋	枚		20			20											40
簡易ベッド	台	11		72								39	14	212	137		485
段ボール間仕切り 1箱2セット（簡太君）	箱												5	113			118
段ボール間仕切り 1箱2セット（新・簡太君）	箱																
段ボール間仕切り （株）miura	箱													42			42
段ボール間仕切り	箱			57										4			61
ベンリー間仕切り （1箱3セット）	箱		162	126				8				45		47	6		394
2人用テント	張		2	45			4										51
簡易テント	張		10			10											20
簡易トイレ	個		12	54		16	200				2	8	35				327
汚物袋	袋		2,700								800	800					4,300
トイレトーパー	個		92				24										116
生理用品			1,290								7,100		6,324	1,290			16,004
使い捨て哺乳瓶			35								37						72
おむつ子供M	枚		704			174					64						942
おむつ子供L男	枚					176											176
おむつ子供L女	枚					176											176
おむつ子供B男	枚					152											152
おむつ子供B女	枚					152											152
おむつ老人	枚		2,268		540								810	270			3,888
ハンドメガホン					6	3						29					38

備蓄物資名	単位	集中備蓄										分散備蓄			合計			
		江田島町			能美町				沖美町			大柿町		一時避難所		拠点避難所	地区倉庫	
		消防倉庫	ブラザ	宮ノ原交流	高田交流	水防倉庫	センター	わくわくセンター	ふれあいセンター	沖美市民	三高支所	防災倉庫	大古小学校					
ランタン															43			43
強力ライト														20	25			45
手動ラジオライト		10													2			12
ラジオ															20			20
ワンセグテレビ															6			6
軍手												120						120
腕章	枚														45			45
救助資機材	式																30	30
油圧式爪付きジャッキ																	30	30
ポータブル発電機				1	2											17		20
ガスボンベ															6	65		71
土のう袋	枚		1,400							400	400	400		4,000	1,069		5,772	13,441
ブルーシート	枚	15			89	8	20	25	25				208	80	51	5	114	640
リヤカー	台				2												30	32
65mm消火ホース	本	200				200											291	691
65mm筒先	本	50				100											30	180

分散備蓄：指定避難所のうち、一時指定避難所として指定している施設

集中備蓄：耐震強度があり、かつ浸水区域外の公共施設

○備蓄物資一覧（消防団屯所）

（令和7年4月1日）

備蓄物資名	単位	江田島町										沖美町				能美町			大柿町					合計										
		北		中央			西		南			三高		沖		鹿川	中町	高田	深江	大古	大君	柿浦	飛渡瀬											
		切串	幸ノ浦	大須	向側	矢ノ浦	山田	小用	宮ノ原	津久茂	鷲部	江南	秋月	浜	奥										高祖	美能	沖	是長						
5.4×7.2	枚	3			1		3	5							3	250									230	5	2	5		10	8	3	25	553
3.6×5.4	枚														30	6	400	2	250	3										40				731
土のう袋(袋のみ)	枚	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	5,200
土のう袋(土入り)	個	50	50	300	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	1,950	

※深江は大附・新開車庫含む。

○給水器具の保有状況（広島県水道広域連合企業団江田島事務所）

（令和5年4月1日現在）

種類	規格	保有数量	保管場所	備考
トラック		4台	水道（江田島市民センター(3)、三高浄水場(1)）	軽トラ 3台、1トンドンプ1台
給水車	2,000ℓ	1台	江田島保健センター地下	
給水タンク	600～2,000ℓ	16基	鹿川浄水場（2,000ℓ3基、1,200ℓ3基、1,000ℓ5基、600ℓ2基） 奥小路浄水場（1,200ℓ1基） 配水管理センター（1,000ℓ2基）	・鹿川・奥小路：ポリエチレン ・配水管理センター：ステンレス
ポリ容器（ポリタンク）	17.5ℓ	440個	鹿川浄水場	
給水用ポリ袋	6ℓ	2,000個	水道（江田島市民センター）	
発電機		2台	水道（江田島市民センター(1)、配水管理センター(1)）	
投光機		3台	水道（江田島市民センター）	
鉄管切断機		1台	水道（江田島市民センター）	

○防災資材備蓄場所一覧

	名称	所在地
江田島町	消防倉庫	江田島市江田島町中央一丁目17952-1
能美町	水防倉庫	江田島市能美町中町5003-46
沖美町	ふれあいセンター	江田島市沖美町美能833-5
大柿町	防災倉庫	江田島市大柿町大原535
	水防倉庫	江田島市大柿町大原1274-3
	大古小学校体育館	江田島市大柿町大原1270

○防疫等に関する物品及び保管場所

(令和7年4月1日現在)

管理場所	物 品	量	個数	用途	希釈	備考	
本庁（衛生倉庫）	フマゾール	500ml	14本	床下に使用	100倍		
	噴霧器(肩掛け手押し式ポンプ)	6 ℓ	1台	液体用			
リレーセンター倉庫（旧ごみ袋置き場）	塩化ベンザルコニウム液	500ml	1本	床上・家具・器物	50～100倍		
	クレゾール	500ml	40本	床上で屋内各部	30倍		
	次亜塩素酸ナトリウム6%	1 ℓ	4本				
	噴霧器 電気式	3.8ℓ	5台	液体用		食中毒用	
	噴霧器 肩掛け手押し式ポンプ	6 ℓ	1台	液体用			
	一斉清掃用散粉機(エンジン式)		27台	環境スチオン粉用			
沖美市民センター（倉庫）	フマゾール	500ml	35本	床下に使用	100倍		
	塩化ベンザルコニウム液	500ml	2本	床上・家具・器物	50～100倍		
	クレゾール	500ml	2本	床上で屋内各部	30倍		
	キッチンクローラ	1 ℓ	1本	屋内(拭き)消毒		鳥インフルエンザ・ノロウイルス等	
	ディブテレックス	500ml	9本				
	70%イソプロ消アル	500ml	3本				
	リノー	100ml	2本				
	噴霧器(手押し式ポンプ)	1.5 ℓ	1台	液体用			
大柿文書庫1階（衛生倉庫）	明ソゾール77	500 g	260本	ウジなどの駆除		使用期限2020.7	
	塩化ベンザルコニウム液	500ml	39本	床上・家具・器物	100～200倍	10%液	
	ノックダウン乳剤K	6 ℓ	1缶			使用期限2003.6	
	防護服		80枚			L	
	噴霧器(電気式)		3台	液体用(食中毒)		フオグマスター L-6208	
環境センター	噴霧器(エンジン式)	300 ℓ	1台	液体用		緊急事態に借用可能	
前処理センター	フマゾール	500ml	62本	床下に使用	100倍		
	塩化ベンザルコニウム液	500ml	18本	床上・家具・器物	50～100倍		
	塩化ベンザルコニウム用容器			200個			新品
				57個			使用済み
	ゴム手袋			6枚			L L
				24枚			L
				6枚			L L 洗濯済
				12枚			L 洗濯済
	ゴーグル			3個			新品
				11個			清掃済
	マスク			124個			
	背負式動力噴霧器		20 ℓ	4台			
			10 ℓ	1台			
背負式手動噴霧器		17 ℓ	2台				

○水防関係資機材の保有状況

県道路河川管理課調（令和7年度水防計画書）

広島県所管 (事務所：保管場所)			水防資材			主要水防器具	
			土のう等	シート	ロープ	かけや	スコップ
西部	西部	大柿町大原	500枚	20枚	150m	5丁	35丁

○林野火災対策用資機材の保有状況

県危機管理課調（令和7年4月1日現在）

	背負式手動ポンプ	組立式水槽	腰なた	長柄かま	かま	のこ	手おの	スコップ	チェーンソー	エンジンカッター	動力草刈り機	山ぐわ	トレンチシャベル	林野火災用小型動力ポンプ	水筒	かけや	ウォータージャージャー	ヘッドライト	その他（双眼鏡）
江田島市消防本部	18	4	26	13	4	16	8	38	7	3	1	8	16	3	0	7	1	0	3

○救難用資機材の保有状況

（平成28年12月現在）

	ボート		船外機		投光器		救命索投射装置	
	数量(台)	規格・能力	数量(台)	規格・能力	数量(台)	規格・能力	数量(台)	規格・能力
本 庁					1	100V 500W		
江田島市民センター					5	100V 500W		
					1	100V 1KW		

江田島市消防本部（県危機管理課調／令和7年4月1日現在）

江田島市消防団（令和7年4月1日現在）

	ボート		船外機		投光器		救命索投射装置	
	数量(台)	規格・能力	数量(台)	規格・能力	数量(台)	規格・能力	数量(台)	規格・能力
江田島市消防本部	1	ゴムボート6人	1	9.8PS	8	100V 500W	1	M63型 85m
江田島市消防団	4 3	ゴムボート6人 ゴムボート4人			28 2	100V 400W 100V 150W		

○市保有資機材

県危機管理課調（令和7年4月1日現在）

	普通（特殊）車両			
	貨物車	ライトバン	広報車	パトロール車
江田島市	22	2	3	3

○江田島市災害協力事業者の陸上建設機械保有状況(1/2)

(令和7年4月1日現在)

	ダンプトラック	トラック	軽トラ	フォークリフト	バックホウ	トラクターシヨベル	クレーン	トラック(クレーン装置付き)	ローラー	タンパ・コンパクト	発動発電機	コンプレッサー	投光器
江田島町	3	0	4	1	4	0	2	2	0	3	3	0	6
能美町	4	0	2	0	2	1	0	0	0	1	1	0	1
沖美町	9	1	6	1	17	2	3	5	2	5	6	2	6
大柿町	16	6	13	5	24	5	14	11	8	13	16	0	38

○江田島市災害協力事業者の陸上建設機械保有状況(2/2)

(令和7年4月1日現在)

	ダンプトラック	トラック	軽トラ	フォークリフト	バックホウ	トラクターシヨベル	クレーン	トラック(クレーン装置付き)	ローラー	タンパ・コンパクタ	発動発電機	コンプレッサー	投光器	
岡本組	2		3		4			2		3				江田島町
皮間組	1		1	1			2				3		6	江田島町
	3	0	4	1	4	0	2	2	0	3	3	0	6	
大柿産業	1		1											大柿町
大田産業	3	1		2	3		1			2	1		2	大柿町
奥山工業所	2		2	3	1		1			2	2		3	大柿町
久栄建設			1				2							大柿町
三興建設	1				1	1	2	2		2	7		20	大柿町
二矢川建設	1		1		1	1	1	1						大柿町
平井興産	1	2	1		2		1		1	2	1		1	大柿町
船倉造園土木	1		1		1			4		1	1		1	大柿町
船倉造園土木	2		2		6			1	1	3				大柿町
フルサワ	1	3	2		6	2	2	1	5		2		10	大柿町
古澤建設工業			1					1					1	大柿町
藪下組	2		1		2	1		1	1	1	2			大柿町
山根建設	1				1		4							大柿町
	16	6	13	5	24	5	14	11	8	13	16	0	38	
上野工務店	3		2	1	5	1	2		1	3	3	2		沖美町
三洋セトテック	1		2		3		1				1		5	沖美町
空久保建設	4	1	1		8	1		1	1	2	1			沖美町
富島建設	1		1		1			4			1		1	沖美町
	9	1	6	1	17	2	3	5	2	5	6	2	6	
新家建設	3				2					1				能美町
西浜工務店	1		2			1					1		1	能美町
	4	0	2	0	2	1	0	0	0	1	1	0	1	

○海上流出油対策用資機材の保有状況

【公共機関】

(令和7年4月1日現在)

機関・事業所名 (TEL)	オイルフェンス			油処理剤		油吸着材	
	製造会社名	型式・種類	保有量(m)	品名	保有量	品名	保有量
海上自衛隊 第1術科学校 (0823-42-1211)	(株)ブリヂストン	EP200S	40			オイルハンターMK50	200kg
	(株)住友電気工業	S0-300E	100			PIGOil-onlyMAT-459	140kg
	不明	不明	75				
江田島市消防本部 (0823-40-0119)				シーグリーン805(15kg×4) ACライト70ℓ	130kg	タフネoilプロッターBL-65型	45kg
海上自衛隊 呉造修補給所工作部 エアクッション艇整備課 (0823-42-1211)						UNISELオールソーゴ	(1000×5000) 1枚 (5000×500) 8枚

【民間】

第六管区海上保安本部調 (令和7年4月1日現在)

地区名	機関・事業所名	オイルフェンス(m)	油処理剤(ℓ)	油吸着材(kg)	作業船等	
					隻数(隻)	総トン数等
広島地区	鹿川ターミナル(株)	3,580	4,716	2,213	2	防災作業船
	江田島海運(株)				2	消防能力保有船 広島丸 194t 毎分6,000ℓ 早瀬丸 198t 毎分6,000ℓ
呉地区	伊藤忠エネクス(株) 江田島ターミナル	1,760/820	5,750	2,604	2	作業船
	江田島海運(株)				1	消防船
	富美船舶(株)				1	防災船
					1	作業船

[通信・輸送]

○市防災行政無線局設置状況

(令和7年4月1日現在)

1 固定系親局

通信エリア	種別	呼出名称	設置場所
江田島市全域	親局	ぼうさいえたじまし	江田島市役所

2 固定系子局

通信エリア	種別	呼出名称	設置場所
江田島町 能美町	クルマテ山中継局	ぼうさいくるまてやま	江田島町字ハタカミ92-2
大柿町	陀峯山中継局	ぼうさいだぼう	大柿町大原萩原140-2
沖美町	砲台山簡易中継局	ぼうさいほうだいやま	沖美町是長1652-12地先
大柿町大原	大原黒嶽 再送信子局	ぼうさいおおばらくろだけ さいそうしん	大柿町大原7138-4地先
江田島町切串	切串再送信子局	ぼうさいきりくしさいそうしん	江田島町切串一丁目11番1号

3 固定系子局

通信エリア	種別	子局番号	設置場所
江田島町	子局	中央1	中央二丁目16718-23
	〃	中央2	中央一丁目17955-1
	〃	中央3	中央一丁目1-1
	〃	中央4	中央三丁目22-4
	〃	中央5	中央四丁目18527-3
	〃	中央6	中央五丁目18956-2
	〃	中央7	中央四丁目18583-1
	〃	中央8	中央五丁目2-14
	〃	鷺部1	鷺部二丁目411-19
	〃	鷺部2	鷺部二丁目413-27
	〃	鷺部3	鷺部二丁目849-14
	〃	江南1	江南一丁目2069-1
	〃	江南2	江南一丁目8-27
	〃	江南3	江南一丁目2043地先
	〃	江南4	江南三丁目3701-1
	〃	江南5	江南二丁目2995-2
	〃	江南6	江南二丁目3254-2
	〃	江南7	江南二丁目堤
	〃	秋月1	秋月二丁目5830-6
	〃	秋月2	秋月二丁目5100-17
	〃	秋月3	秋月三丁目4840-3地先
	〃	小用1	小用三丁目8924-4
	〃	小用2	小用三丁目8579-1
	〃	小用3	小用二丁目7980-3
	〃	小用4	小用二丁目7524
	〃	小用5	小用二丁目17-1

通信エリア	種 別	子局番号	設置場所	
江田島町	子局	小用6	小用一丁目14-8	
	〃	切串1	切串一丁目10180-13	
	〃	切串2	切串一丁目10291-1	
	〃	切串4	切串二丁目10719-2	
	〃	切串5	切串二丁目10904-1	
	〃	切串6	切串三丁目12262-38	
	〃	切串7	切串四丁目12532-2地先	
	〃	切串8	切串五丁目12774-8	
	〃	幸ノ浦1	幸ノ浦二丁目13535-3	
	〃	大須1	大須一丁目13857-9	
	〃	大須2	大須二丁目14184-7	
	〃	津久茂1	津久茂一丁目7-6	
	〃	津久茂2	津久茂二丁目656-7	
	〃	津久茂3	津久茂三丁目586-1	
	〃	津久茂4	津久茂三丁目294-6	
	〃	津久茂5	津久茂三丁目207-1	
	〃	宮ノ原1	宮ノ原三丁目14791-4	
	〃	宮ノ原2	宮ノ原三丁目15160-1	
	能美町	〃	宮ノ原3	宮ノ原二丁目15570-30
		〃	宮ノ原4	宮ノ原一丁目16135-60
〃		宮ノ原5	宮ノ原一丁目16305-5	
〃		鹿川1	鹿川2011-2	
〃		鹿川2	鹿川2398地先	
〃		鹿川3	鹿川421-6地先	
〃		鹿川4	鹿川201-5	
〃		鹿川5	鹿川4986-2	
〃		鹿川6	鹿川4996-5	
〃		鹿川7	鹿川152-4	
〃		鹿川8	鹿川2788-1	
〃		鹿川9	鹿川3517	
〃		鹿川10	鹿川4779-72	
〃		鹿川11	鹿川4674-63	
〃		中町1	中町240-3	
〃		中町2	高田4066-1	
〃		中町3	中町1381	
〃		中町4	中町1865	
〃		中町5	中町2308	
〃		中町6	中町4180-10	
〃	中町7	中町3245-2		
〃	中町8	中町3024		
〃	高田1	高田618		
〃	高田2	高田799-5		
〃	高田3	高田1429-8		
〃	高田4	高田2078-7		
〃	高田5	高田3414-3		
〃	高田6	高田3544		

通信エリア	種別	子局番号	設置場所
沖美町	子局	三吉1	三吉41-2地先
	〃	三吉2	三吉351-1
	〃	三吉3	三吉404
	〃	三吉4	三吉2633-9
	〃	三吉5	三吉563-1付近
	〃	三吉6	三吉689-2
	〃	三吉7	三吉901-4
	〃	三吉8	三吉1916-1地先
	〃	三吉9	三吉1742-1地先
	〃	高祖1	高祖146-20
	〃	高祖2	高祖538-1地先
	〃	高祖3	高祖596-5
	〃	美能1	美能800-1
	〃	美能2	美能946-62
	〃	美能3	美能1014-8
	〃	是長1	是長1705-34地先
	〃	是長2	是長1652-12地先
	〃	是長3	是長1381
	〃	是長4	是長932
	〃	是長5	是長549-7
	〃	是長6	是長387-3
	〃	是長7	是長5-1
	〃	畑1	畑1062
	〃	畑2	畑984
	〃	畑3	畑358
	〃	岡大王1	岡大王554-15
	〃	岡大王2	岡大王653
	〃	岡大王3	岡大王1081-8
	〃	岡大王4	岡大王1609-3地先
	〃	岡大王5	岡大王2344
大柿町	〃	深江1	深江4179-4
	〃	深江2	深江1073-1
	〃	深江3	深江443-21
	〃	深江4	深江1453-23
	〃	深江5	深江2632-4
	〃	大古1	小古江1406-10
	〃	大古2	小古江548-2
	〃	大古3	小古江701-6
	〃	大古4	大原6119-24
	〃	大古5	大原581-5
	〃	大古6	大原505
	〃	大古7	大原6033-1
	〃	大古8	大原2342
	〃	大古9	大原1860
	〃	大古10	大原3913
〃	大古11	大原5599-2	

通信エリア	種 別	子局番号	設置場所
大柿町	子局	大古12	大原 3 6 5 0 - 2
	〃	大君 1	大君 7 9 - 8
	〃	大君 2	大君 8 2 2 - 1
	〃	大君 3	大君 5 8 6 - 1
	〃	大君 4	大君 1 4 4 2 - 2
	〃	大君 5	大君 1 8 4 5 - 6 地先
	〃	大君 6	大君 2 3 8 9 - 2
	〃	柿浦 1	柿浦 7 2 1
	〃	柿浦 2	柿浦 1 3 3 6
	〃	柿浦 3	柿浦 1 4 7 2 地先
	〃	柿浦 4	柿浦 1 9 6 0 - 8
	〃	柿浦 5	柿浦 2 3 2 8
	〃	柿浦 6	柿浦 2 6 2 4 - 1 0
	〃	柿浦 7	柿浦 2 7 2 3 - 4
	〃	飛渡瀬 1	飛渡瀬 4 0 6 3 - 2
	〃	飛渡瀬 2	飛渡瀬 3 8 0 5 - 3
	〃	飛渡瀬 3	飛渡瀬 3 0 2 3 - 1 3
	〃	飛渡瀬 4	飛渡瀬 7 4 - 3
	〃	飛渡瀬 5	飛渡瀬 1 6 4 5 - 1
	〃	飛渡瀬 6	飛渡瀬 1 4 6 8
	〃	飛渡瀬 7	飛渡瀬 5 5 5 - 3

○市デジタル簡易無線呼出名称一覧表

区 分	型式		
	基地局	携帯型	
本 庁	本 庁	本庁101 本庁102 本庁103	
陀峯山	陀峯中継2局		
江田島市民センター	江田島支所		
能美市民センター	能美支所		
沖美市民センター	沖美支所		
三高支所	三高支所		
本庁（地域支援課）		本庁104（大柿1）	
海上自衛隊	第1術科学校	術校1	
江田島警察署		警察1	
江田島町 自治会	中郷		中郷 1
	向側		向側 1
	矢ノ浦		矢ノ浦 1
	山田		山田 1
	鷺部		鷺部 1
	江南		江南 1
	秋月		秋月 1
	小用		小用 1
	切串		切串 1
	幸ノ浦		幸ノ浦 1
	大須		大須 1
	津久茂		津久茂 1
	宮ノ原		宮ノ原 1
能美町 自治会	鹿川		鹿川 1
	中町		中町 1
	高田		高田 1
沖美町 自治会	三吉Ⅰ		三吉 1
	三吉Ⅱ		三吉 2
	三吉Ⅲ		三吉 3
	高祖		高祖 1
	美能	ふれあいセンター	美能 1
	大王		大王 1
	岡		岡 1
	畑		畑 1
	是長1		是長 1
	是長2		是長 2
大柿町 自治会	深江		深江 1
	大古		大古 1
	大君		大君 1
	柿浦		柿浦 1
	飛渡瀬		飛渡瀬 1
合 計	9	37	
総 合 計		46	

○江田島市消防団無線呼出名称一覧表

区分	配置場所等	種 別	呼出名称
団本部	消防本部研修室	基地局	江田島団本部
	消 防 団 長	携帯局	団長
	消 防 団 係	携帯局	団本部 1
	本 部 予 備	携帯局	団本部 2
		携帯局	団本部 3
		車載局	中郷積載
	方 面 隊 長	携帯局	1 方面隊長
		携帯局	2 方面隊長
		携帯局	3 方面隊長
		携帯局	4 方面隊長
	副方面隊長	携帯局	1 方面副隊長
		携帯局	2 方面副隊長
		携帯局	3 方面副隊長
携帯局		4 方面副隊長	
第 1 方面隊	中央分団	分 団 長	携帯局 中央分団長
		向 側 部	車載局 向側積載
			携帯局 向側携帯
		矢ノ浦部	携帯局 中郷携帯
			車載局 矢ノ浦携帯
		小 用 部	車載局 矢ノ浦積載
			携帯局 小用ポンプ
		山 田 部	車載局 小用携帯
			車載局 山田積載
		南分団	分 団 長
	車載局 鷺部積載		
	鷺 部 部		携帯局 鷺部携帯
			車載局 江南積載
	江 南 部		携帯局 江南携帯
			中継局 秋月中継
	秋 月 部		携帯局 秋月携帯
			車載局 秋月積載
			分 団 長
	北分団		切 串 部
		車載局 切串ポンプ	
		携帯局 切串携帯	
		大 幸 部	中継局 大幸中継
			携帯局 大幸携帯
			車載局 大幸積載
	西分団	分 団 長	携帯局 西分団長
		宮ノ原部	車載局 宮ノ原積載
			携帯局 宮ノ原携帯
津久茂部		車載局 津久茂積載	
		携帯局 津久茂携帯	

区分	配置場所等		種 別	呼出名称	
第2方面隊	中町分団		携帯局	中町分団長	
			車載局	中町ポンプ	
			携帯局	中町携帯	
	鹿川分団		携帯局	鹿川分団長	
			車載局	鹿川ポンプ	
			携帯局	鹿川携帯	
	高田分団		携帯局	高田分団長	
			車載局	高田ポンプ	
			携帯局	高田携帯	
第3方面隊	三高分団		分 団 長	三高分団長	
			浜 部	車載局	浜積載
				携帯局	浜携帯
				中継局	浜中継
			高祖部	車載局	高祖積載
				携帯局	高祖携帯
	奥 部	車載局	奥積載		
		携帯局	奥携帯		
	美能部	車載局	美能積載		
		携帯局	美能携帯		
		沖分団		分 団 長	沖分団長
	岡大王部			車載局	岡大王積載
				携帯局	岡大王携帯
				中継局	岡大王中継
	是長部	車載局	是長積載		
携帯局		是長携帯			
第4方面隊	深江分団		携帯局	深江分団長	
			車載局	深江積載	
			携帯局	深江携帯	
	大古分団		携帯局	大古分団長	
			車載局	大古ポンプ	
			携帯局	大古携帯	
	大君分団		携帯局	大君分団長	
			車載局	大君ポンプ	
			携帯局	大君携帯	
	柿浦分団		携帯局	柿浦分団長	
			車載局	柿浦ポンプ	
			携帯局	柿浦携帯	
	飛渡瀬分団		携帯局	飛渡瀬分団長	
			車載局	飛渡瀬ポンプ	
			携帯局	飛渡瀬携帯	
陀峯山			中継局	陀峯中継	
団本部	通信指令室		基地局	江田島団本部	
消防署指揮者（副署長等）				署携帯	
出張所指揮者（出張所長等）				出張所携帯	

○災害時優先電話設置施設一覧

設置施設名	電話番号	機関区分
江田島市役所（FAX）	0823-57-3654	災害救助
江田島市役所鹿川出張所	0823-45-2001	災害救助
沖美市民センター	0823-48-0911	災害救助
三高消防屯所	0823-47-0428	消防機関
三高小学校	0823-47-0004	災害救助
江田島市総合運動公園	0823-57-7789	災害救助
飛渡瀬交流プラザ	0823-57-2301	災害救助
深江出張所	0823-57-2007	災害救助
江田島市消防本部	0823-42-3112	消防機関
江田島消防署 能美出張所	0823-45-4739	消防機関
広島県水道広域連合企業団江田島事務所 （江田島市民センター内）	0823-42-3311	ライフライン

○広島県内の非常通信ルート（広島県～県内各市町村間の代替通信ルート）

中国地方非常通信協議会（令和7年4月1日現在）

市町名	ルート名	代替ルート機関
江田島市	警察ルート	広島県警察本部
	消防ルート	江田島市消防本部及び広島市消防局

○ヘリコプター離着陸場一覧【緊急離着陸場（広場等）】

広島県防災航空センター調（令和7年4月1日現在）

ランク	名称	場所	地積 (m)	水利			管理者 電話番号
				種類	水量 ・ 流量	地表面 土質	
A	海上自衛隊第31航空群 標的機整備隊	大原官有地	200×100	消火栓	4基	コンク リート	海自第1術科学学校長 0823-42-1211
A	海上自衛隊第1術科学 校第1グラウンド	江田島町国有 無番地	150×170	消火栓 防火水槽		まさ土	海自第1術科学学校長 0823-42-1211
C	切串小学校グラウンド	江田島町切串 1-11-1	40×73	消火栓 大型水槽車	1基 8m ³	まさ土	校長 0823-43-0117
C	在日米陸軍秋月弾薬庫 専用ヘリポート	江田島町秋月 1-1-1	45×35	消火栓		コンク リート	在日米陸軍秋月弾薬 庫 司令官 0823-55-2591
B	能美運動公園	能美町鹿川 2041-5	80×125	大型水槽車	8m ³	まさ土	市長(生涯学習課) 0823-43-1902
C	能美中学校グラウンド	能美町中町 3721	100×55	プール 防火水槽	400m ³ 42m ³	まさ土	校長 0823-45-2212
B	鹿田公園(多目的広場)	沖美町是長 1517-2	89×93	大型水槽車	8m ³	まさ土	市長(生涯学習課) 0823-43-1902
B	大柿高等学校グラウン ド	大柿町大原 1118-1	100×100	大型水槽車	8m ³	まさ土	校長 0823-57-2055
C	大柿中学校グラウンド	大柿町大原 939-3	100×70	大型水槽車 防火水槽	8m ³ 40m ³	まさ土	校長 0823-57-2065

注：ランクはヘリ駐機数（ランクA…5機以上、B…3～4機、C…2機以下）

○港湾の現況

1 港湾施設整備状況

県港湾振興課調（令和7年4月1日現在）

(1) 県管理港湾

港湾名	港格	所在地	外郭施設 (m)						係留施設 (m)		
			防波堤	防潮堤 及び 堤防	導流堤	護岸	その他	計	大 型 係船岸 -4.5m 以 上	小 型 係船岸 -4.5m 未 満	計
小用港	地方	江田島町	1,909		55	5,291		7,255	362	794	1,156
鹿川港	〃	大柿町 能美町	1,355	341	58	6,761	169	8,684	100	1,723	1,823
中田港	〃	能美町	1,097			4,833	133	5,617	175	788	963
三高港	〃	沖美町	1,321	130		2,373	481	4,305	100	1,007	1,107

(2) 市管理港湾

港湾名	港格	所在地	外郭施設 (m)						係留施設 (m)		
			防波堤	防潮堤 及び 堤防	導流堤	護岸	その他	計	大 型 係船岸 -4.5m 以 上	小 型 係船岸 -4.5m 未 満	計
大須港	地方	江田島町	94			1,234		1,328	50	100	150
津久茂港	〃	〃	198			1,081		1,279		130	130
鷺部矢の浦港	〃	〃	211			571		782		44	44
鹿田港	〃	沖美町	94			229		323		50	50
内海港	〃	大柿町	120		9	1,020		1,149		155	155
大柿港	〃	大柿町	361			1,684		2,045		381	381

2 主要港湾施設一覧

県港湾漁港整備課調（令和7年4月1日現在）

港湾名	地区名	施設名	水深 (m)	延長 (m)	構造形式	建設年度	備考	
小用港	小用	小用浮棧橋	- 8.0	90	-	昭和47年		
		小用高速挺棧橋	- 4.0	48		平成6年		
		小用物揚場	- 3.0	16	-	昭和43年		
		ヨコナデ物揚場	- 3.0	40	重力式	昭和57～平成2年		
	秋月	秋月浮棧橋	- 8.0	48	-			
		秋月2号浮棧橋	- 6.0	36	-	平成8～10年		
		秋月3号浮棧橋	- 4.0	28	-	平成8～10年		
	吹越	吹越浮棧橋	- 5.0	60	RCハイブリッド	平成16～18年		
	切串	西沖浮棧橋	- 4.0	100	その他	平成14～15年		
		切串浮棧橋	- 8.0	75	-	平成6年		
		西沖3号物揚場	- 3.0	40	重力式	昭和48年		
	ヨコナデ	ヨコナデ1～4号浮棧橋	- 4.0	30×4基	-	平成8～10年		
コジマ	コジマ物揚場	- 3.4	70	-	平成4～7年			
大柿港	大君	大君浮棧橋	- 3.6	60	杭式	昭和58年		
鹿川港	能美町	東浜2号物揚場	- 3.0	235	重力式	昭和60～63年		
		鎌木第6浮棧橋	- 3.0	44	-	平成7年		
	大柿町	寄涛浮棧橋	- 4.0	60	-	昭和51年		
		小島浮棧橋	- 3.0	56	-	平成6～7年		
中田港	中町	中町1号浮棧橋	- 4.0	40	-	昭和41～42年		
		中町3号浮棧橋	-10.0	75	-	平成5～6年		
	高田	高田浮棧橋	- 4.0	60	-	昭和58年		
三高港	高祖	高祖東物揚場	- 3.0	153	重力式	昭和59～61年		
		神社前	神社前物揚場	- 3.0	150	その他	昭和51～53年	
			神社前Ⅲ浮棧橋	- 4.0	44	-	昭和58年	
			神社前Ⅳ浮棧橋	- 4.0	28	-	平成2～3年	
	三吉	三高港浮棧橋	- 5.0	100	-	平成11～12年		
		三吉浮棧橋	- 3.0	30	-	昭和39年		
		三吉Ⅱ浮棧橋	- 3.0	40	-	昭和63年		

3 漁港の現況

県港湾振興課調（令和7年4月1日現在）

漁港名	管理者 又は 所有者	外郭施設 (m)				係留施設 (m)				
		総数	防波堤	護岸	防砂堤等	総数	岸壁棧橋 浮棧橋	船揚場	物揚場	
第1種	世上	江田島市	1,269	691	498	80	989	525	30	434
第2種	美能	江田島市	2,863	1,049	1,783	31	721	275	117	329
	畑	江田島市	3,425	1,651	1,754	20	669	98	28	543
	深江	江田島市	1,599	705	808	86	911	144	30	737
	柿浦	江田島市	4,317	821	1,139	2,357	1,329	794	30	505

[災害履歴]

○主な風水害・林野火災・爆発事故

1 風水害

年月日	原因	被害程度
昭和42(1967)年7月7日～9日	梅雨前線による集中豪雨	能美町：山崩れ8箇所、住宅一部損壊3戸等大柿町：負傷者1人、全壊家屋4戸
昭和44(1969)年6月29日～8月7日	連続豪雨	江田島町：雨量481mm
昭和47(1972)年6月7日	豪雨	江田島町：がけ崩れ20箇所
昭和47(1972)年7月12日	梅雨前線による集中豪雨	能美町：山崩れ7箇所、住宅一部損壊5戸等
昭和56(1981)年7月4日	豪雨	江田島町：死者4人、負傷者9人
昭和58(1983)年9月28日	台風10号	能美町：山崩れ6箇所、住宅一部損壊2戸等
昭和60(1985)年6月25日～28日	豪雨	江田島町：土砂崩れ
昭和60(1985)年7月3日～4日	豪雨	江田島町：土砂崩れ
平成3(1991)年9月27日	台風19号	江田島町：重傷者1人、床上浸水12戸
平成11(1999)年7月3日	集中豪雨	大柿町：全壊家屋2戸
平成14(2002)年8月10日～11日	大雨	
平成16(2004)年7月29日～8月6日	台風10号、11号	
平成16(2004)年8月17日～20日	台風15号	
平成16(2004)年8月27日～31日	台風16号	
平成16(2004)年10月18日～21日	台風23号	自主避難 最大時18世帯20人
平成17(2005)年9月6日	台風14号	自主避難 最大時60人
平成18(2006)年9月17日	台風18号	自主避難 最大時91世帯126人
平成19(2007)年7月14日	台風4号	自主避難 最大時57世帯65人
平成19(2007)年8月3日	台風5号	自主避難 最大時64世帯75人 床下浸水5戸
平成21(2009)年7月24日～26日	豪雨	自主避難 最大時29世帯38人 床上浸水18戸、床下浸水82戸
平成22(2010)年7月12日～15日	大雨	自主避難 最大時15世帯25人 床上浸水5戸、床下浸水51戸、家屋損壊6戸
平成28(2016)年6月20日～25日	大雨	自主避難 延べ21人 床下浸水1戸、家屋損壊2戸
平成30(2018)年7月5日～8日	平成30年7月豪雨	避難指示 最大時761名、負傷者4名 全壊8戸、半壊25戸、一部損壊59戸 床上浸水23戸、床下浸水56戸 土砂崩れ多数、道路寸断多数 7月24日まで断水
令和2(2020)年7月6日～8日	梅雨前線による大雨	土砂崩れ2件

2 林野火災

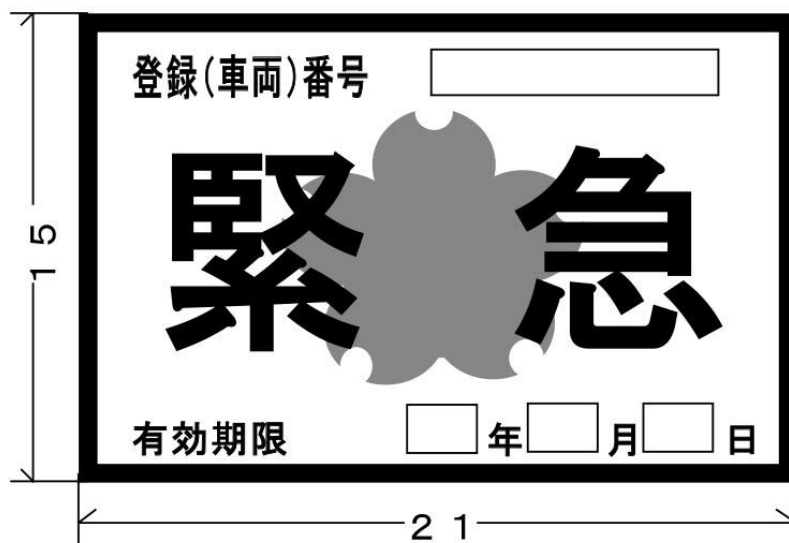
年月日	被害程度	地域
昭和38(1963)年8月2日	雑木林 926 a 焼失	江田島町
昭和49(1974)年3月22日・23日	山林 600ha焼失	大柿町200ha、能美町400ha
昭和53(1978)年6月1日～3日	古鷹山 1,004.59ha焼失	江田島町
昭和59(1984)年3月26日	山林22.2ha焼失	大柿町
昭和63(1988)年4月6日	山林21ha焼失	大柿町
平成3(1991)年5月5日	山林25ha焼失	大柿町
平成7(1995)年8月6日～9日	山林80ha焼失	大柿町
平成9(1997)年1月20日	山林45ha焼失	江田島町
令和元(2019)年9月10日～14日	山林 4.7ha焼失	江田島町
令和6(2024)年1月13日～17日	山林242.6ha焼失	大柿町
令和7(2025)年1月17日～20日	山林19.7ha焼失	江田島町

3 爆発事故

年月日	事故内容	被害程度
明治41(1908)年8月		
明治42(1909)年7月		
昭和18(1943)年8月5日		
昭和46(1971)年4月26日	秋月弾薬庫爆発	死者1人、負傷者6人
昭和46(1971)年7月5日	中国化薬(株)江田島工場爆発	負傷者53人
平成8(1996)年4月16日	中国化薬(株)江田島工場爆発	死者3人
平成8(1996)年11月19日	中国化薬(株)江田島工場爆発	負傷者8人
平成10(1998)年8月4日	中国化薬(株)江田島工場爆発	負傷者1人
平成15(2003)年11月4日	ドック係留船舶機関室爆発	死者1人、負傷者4人
平成18(2005)年3月27日	中国化薬(株)江田島工場爆発	負傷者1人
令和7(2025)年10月23日	〃	負傷者2人

[様式]

○緊急通行車両確認標章



- 備考
- 1 色彩は、記号を黄色、緑色及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
 - 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
 - 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

○火災・災害等即報
様式第1号

災 害 発 生 報 告

江田島市

月 日 時 分 受信				13 火災の発生 状 況				
発信者 職氏名				14 交通途絶と なった路線				
受信者	情報連絡班	班	氏 名	15 破堤溢水し た河川海岸 た め 池				
1 調査 日時	月 日 時 分			16 そ の 他 の 被 害				
2 発生 場所								
人 の 被 害	3 死 者	人	氏名(生年月日)		災 害 に 対 し と つ て い る 措 置	17 災害対策 本部設置		月 日 時 分
	うち災害 関連死者	"	"	"				
	4 行方不明者	"	"	"				
	5 重 傷 者	"	"	"				
住 家 の 被 害	6 軽 傷 者	"	"	"	18 避難指示 状 況	地区名	避難場所	人員
	7 全 壊 (全焼・流失)	棟	世帯	人				人
	8 半 壊 (半 焼)	"	"	"				"
	9 床上浸水	"	"	"				"
非 住 家 の 被 害	10 床下浸水	"	"	"	消防職員等 の出動状況	19 消 防 職 員		人
	11 学校等公共 建 物					20 消 防 団 員		"
	12 そ の 他					21 警 察 官		"
						22 そ の 他		"
					計		"	
				23 その他の 応急措置				

様式第2号

被 害 総 括 表

江田島市

月 日 時 分 現 在									
被 害 区 分		被 害 内 容			被 害 区 分		被害内容	被害額(千円)	
① 人	ア 死 者	人 氏名		④ 公 共 建 物	キ 幼 稚 園	公	棟		
	うち災害関連死者	〃	〃			私	〃		
	イ 行方不明者	〃	〃		ク 専修学校 各種学校	公	〃		
	ウ 重 傷 者	〃	〃		私	〃			
	エ 軽 傷 者	〃	〃		ケ 病 院	〃			
② 住 家	ア 全 壊 (全焼・流失)	棟	世帯	人	コ 官公庁その他	〃			
	イ 半壊(半焼)	〃	〃	〃	⑤ 神社・仏閣・文化財	〃			
	ウ 一 部 破 損	〃	〃	〃	ア 道 路 被 害	か所			
	エ 床 上 浸 水	〃	〃	〃	イ 橋 梁 被 害	橋			
	オ 床 下 浸 水	〃	〃	〃	ウ 河 川 被 害	か所			
③ 非 住 家	ア 全 壊 (全焼・流失)	公共建物	棟		⑥ 公 共 土 木 施 設	エ 砂防設備被害	〃		
		その 他	〃			オ 地すべり防止施 設被害	〃		
	イ 半壊(半焼)	公共建物	〃			カ 急傾斜地崩壊防 止施設被害	〃		
	その 他	〃			キ 治山施設被害	〃			
被 害 区 分		被害内容	被害額(千円)			ク 港湾施設被害	〃		
④ 公 共 建 物	ア 小 学 校	公	か所		⑦ 農 林 水 産 施 設	ケ 漁港施設被害	〃		
		私	〃			コ 海岸施設被害	〃		
	イ 中 学 校	公	〃			ア 田	流失・埋没	ha	
		私	〃			冠 水	〃		
	ウ 高 等 学 校	公	〃			イ 畑	流失・埋没	〃	
		私	〃			冠 水	〃		
エ 大 学	公	〃		ウ 農 道 決 壊	か所				
オ 高 等 専 門 学 校	私	〃		エ 溜池・水路決壊	〃				
カ 盲 学 校 ろ う 学 校 養 護 学 校	〃	〃		オ 頭 首 工 被 害	〃				

被害区分			被害内容	被害額(千円)	被害区分			被害内容	被害額(千円)		
⑦農林水産施設	カ 林道	路面決壊	か所		⑧	ニ ブロック塀等被害		か所			
		橋梁流失	橋			ヌ その他					
	キ	水産施設被害	か所		リ	災世帯数	世帯				
	ク	その他			リ	災者数	人				
⑧その他	ア	農産被害			被害総額			千円			
	イ	林産被害			⑨ 火災発生	ア 建物		件			
	ウ	水産被害				イ 危険物		"			
	エ	商工被害				ウ その他		"			
	オ	山くずれ	山腹崩壊 ha		災害対策本部設置	月 日 時 分					
	カ	土石流	溪流								
	キ	地すべり	か所								
	ク	崖くずれ	"								
	ケ	木材流出	m ³								
	コ	山林焼失	ha								
	サ	鉄軌道被害	か所								
	シ 船舶	沈没	隻			災害に 対して とった 措置	地区名		避難場所	世帯数	人数
		流失	"								
		破損	"				合計				
	ス	清掃施設被害	か所		消防職員等 出動状況	消防職員		人			
	セ	都市施設被害	"			消防団員		"			
	ソ	自然公園施設被害	"			警察官		"			
	タ	工業用水道被害	"			その他		"			
	チ	水道施設被害	"			計		"			
	ツ	水道(断水)	戸		その他						
テ	電話(不通)	回線									
ト	電気(停電)	戸									
ナ	ガス(停止)	"									

用語の定義

人の被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。 また「災害関連死者」とは、当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づき災害が原因で死亡したものと認められたもの（実際には災害弔慰金が支給されていないものも含めるが、当該災害が原因で所在が不明なものは除く。）とする。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのある者とする。
	安否不明者	当人と連絡が取れず安否がわからない者とする。
	重傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1ヶ月以上の治療を要する見込みの者とする。
	軽傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1ヶ月未満で治療できる見込みの者とする。
住家被害	住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	全壊 (全焼・焼失)	住家その居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
	半壊 (半焼)	住家その居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のも、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積20%以上70%未満のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
	一部破損	全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のもとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
	床上浸水	住家の床より上に浸水したもの、及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木のたまりにより一時的に居住することができないものとする。
	床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。
	世帯	生計を一つにしている実際の生活単位とする。
非住家被害	非住家	住家以外の建物をいう。なお、官公庁、学校、病院、公民館、神社、仏閣などは非住家とする。ただし、これらの施設に常時、人が居住しているときは、当該部分は住家とする。
	公共建物	官公庁、学校、病院、公民館、幼稚園等の公用又は公共の用に供する建物とする。
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
※非住家被害は、全壊又は半壊の被害を受けたもののみを記入するものとする。		

公共 土 木 施 設	公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設とする。
	道路被害	高速自動車国道、一般国道、県道及び町道の一部が損壊し、車両の通行が不能となった程度の被害とする。
	橋梁被害	町道以上の道路に架設した橋の一部又は全部が流出し、一般の渡橋が不能となった程度の被害とする。
	河川被害	河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、もしくは準用される河川もしくはその他の河川、又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設もしくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸の被害で、復旧工事を要する程度のものとする。
	砂防設備被害	砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防設備、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸の被害で、復旧工事を要する程度のものとする。
	地すべり防止施設被害	地すべり等防止法にいう地すべり防止施設の被害で、復旧工事を要する程度のものとする。
	急傾斜地崩壊防止施設被害	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律にいう急傾斜地崩壊防止施設の被害で、復旧工事を要する程度のものをいう。
	治山施設被害	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法にいう林地荒廃防止施設（治山施設）の被害で、復旧工事を要する程度のものとする。
	港湾施設被害	港湾法にいう港湾施設の被害で、復旧工事を要する程度のものとする。
	漁港施設被害	漁港漁場整備法にいう漁港施設の被害で、復旧工事を要する程度のものとする。
海岸施設被害	海岸又は海岸施設の被害で、復旧工事を要する程度のものとする。	
農 林 水 産 業 施 設	農林水産業施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設とする。
	田畑の流失埋没	田畑の耕土流失、砂利等のたい積、畦畔の崩壊等により、耕作が不能になったものとする。
	田畑の冠水	植付作物の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
	溜池・水路被害	溜池及び水路の被害で、復旧工事を要する程度のものとする。
そ の 他	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えば、ビニールハウス、農作物等の被害とする。
	林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば、立木、苗木等の被害とする。
	水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば、のり、漁具、漁船等の被害とする。
	商工被害	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。
	土石流	土石流危険渓流において、土石流等が発生したもの又は土石流危険渓流以外において、土砂流出により、負傷者以上の人的被害、公共施設及び住宅に一部破損以上の被害を受けたもの及び被害を受けるおそれが生じたものとする。
	地すべり	地すべりが発生したものとする。
	がけ崩れ	急傾斜地崩壊危険箇所において斜面崩壊が発生したもの又は急傾斜地崩壊危険箇所以外において斜面崩壊が発生した場合で、がけ崩れにより、負傷者以上の人的被害、公共施設及び住宅に一部破損以上の被害を受けたものとする。

その他 (続き)	鉄軌道被害	電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
	被害船舶	ろかいのみをもって運転する舟以外の船で、船体が没し、航行不能となったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
	清掃施設被害	ごみ処理及びし尿処理施設の被害とする。
	都市施設被害	街路、公園等、下水道施設、都市排水施設で、地方公共団体の維持管理に属するものの被害とする。(維持管理に属することとなるものを含む。)
	自然公園等施設被害	自然公園法(昭和32年法律第161号)、広島県立自然公園条例及び広島県自然環境保全条例に定める施設等の被害で、施設利用が不能となった程度のものとする。
	水道(断水)	上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち、最も多く断水した時点における戸数とする。
	電話(不通)	災害により通話不能となった電話の回線数のうち、最も多く通話不能となった時点における回線数とする。
	電気(停電)	災害により停電した戸数のうち、最も多く停電した時点における戸数とする。
	ガス(停止)	一般ガス導管事業又はガス小売事業で供給停止となっている戸数のうち、最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
	ブロック塀等 その他	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。 各項に該当しない被害とする。
罹災世帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。例えば寄宿舍、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので、共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また、同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。	
罹災者	罹災世帯の構成員とする。	
被害総額	物的被害の概算額とする。(千円単位)	
火災発生	火災発生件数については、地震によるもののみ報告するものとする。	

[その他]

○江田島市指定文化財一覧

種別	種類	名称	員数	指定年月日	所在地
有形文化財	建造物	大原薬師堂の経石塔	1基	平成4年1月17日	江田島市大柿町大原3554番地
有形文化財	書跡	能美島誌	1冊	平成4年1月17日	江田島市大柿町大原1068番地6
有形文化財	書跡	深江村国郡志書出張	1冊	平成4年1月17日	江田島市大柿町大原1068番地6
有形文化財	絵画	小古江村絵図	1副	平成4年1月17日	江田島市大柿町大原1068番地6
有形文化財	彫刻	馬場観音堂の木造聖観音菩薩立像	1躯	平成4年1月17日	江田島市大柿町大原13913番地
有形文化財	彫刻	大日堂の木造大日如来坐像胎藏界大日如来	1躯	平成4年1月17日	江田島市大柿町大原1068番地6
有形文化財	彫刻	大日堂の木造大日如来坐像金剛界大日如来	1躯	平成4年1月17日	江田島市大柿町大原1068番地6
有形文化財	工芸絵画	大原十二景の絵馬	1体	平成4年1月17日	江田島市大柿町大原1068番地6
有形文化財	美術工芸	六角紫水の作品 硯箱	1点	平成4年1月17日	江田島市大柿町大原1068番地6
有形文化財	美術工芸	六角紫水の作品 かきつばたの図	1点	平成4年1月17日	江田島市大柿町大原1068番地6
有形文化財	彫刻	十一面千手観音立像	1躯	昭和58年6月1日	江田島市江田島町中央二丁目
有形文化財	彫刻	男神像	1躯	昭和58年6月1日	江田島市江田島町津久茂二丁目
有形文化財	彫刻	女神像	1躯	昭和58年6月1日	江田島市江田島町津久茂二丁目
有形文化財	美術工芸	喚鐘	1口	昭和58年6月1日	江田島市江田島町津久茂二丁目
有形文化財	美術工芸	絹本著色准如上人画像	1副	昭和58年6月1日	江田島市江田島町中央二丁目
有形文化財	書籍・古文書	古書籍	314冊	昭和58年6月1日	江田島市大柿町大原1068番地6
民俗文化財	風俗慣習	田頭家大提灯献灯行事		昭和58年6月1日	江田島市江田島町幸ノ浦二丁目
史跡	遺跡	久枝家の五輪の塔群	1カ所	昭和58年6月1日	江田島市江田島町中央二丁目
天然記念物	植物	古鷹山系のゲンカイツツジ	1カ所	昭和58年6月1日	
天然記念物	植物	むくろじ	1カ所	昭和63年3月25日	江田島市江田島町津久茂三丁目
有形文化財	美術工芸品	瑞花双鳥八稜鏡	1面	平成26年3月17日	江田島市大柿町大原1068番地6

種別	種類	名称	員数	指定年月日	所在地
有形文化財	書籍	國郡志御用二付下志らべ 書出し帖（控） 佐伯郡鹿川村	1冊	平成26年3月17日	江田島市大柿町大原 1068番地6
有形文化財	書籍	國郡志御用二付下志らべ 書出し帖 佐伯郡西能美嶋津久茂村 ヒカエ	1冊	平成26年3月17日	江田島市江田島町中 央一丁目
有形文化財	書籍	能美島志	1冊	平成26年3月17日	江田島市沖美町岡大 王622番地
有形文化財	書籍	佐伯郡両能美島寺社古跡 覚書之扣	1冊	平成26年3月17日	江田島市沖美町岡大 王622番地
有形文化財	歴史資料	海軍省御所用地畧図	1点	令和4年8月22日	江田島市大柿町大原 1068番地6

○救済制度

(1) 災害融資制度

関係法令	貸付金の種類	貸付対象事業	貸付対象者	貸付限度額
日本政策金融公庫法	農林漁業施設資金 (主務大臣指定)	・果樹の改植又は補植 ・主務大臣の指定する農業及び水産業の生産力の維持、増進に必要な施設の復旧 ・被災した林業施設の復旧	農業を営む者 農協（農業者に転貸する場合に限る。） 同連合会（果樹の改植又は補植の場合に限る。）	農業施設 最高 いずれか低い額 ①負担額×80% ②1施設 300万円 （特認 600万円） 最低 1件 10万円
			林業を営む者	林業施設 補助事業：限度額の80% 非補助事業： 限度額の80%又は2億円のいずれかの低い額（高性能林業機械の場合）
			漁業を営む者 漁協（漁業者に転貸する場合に限る。）	漁業施設 最高 いずれか低い額 ①融資対象事業費×80% ②漁船 1,000万円 その他施設 1施設 300万円 （特認 600万円）
農林漁業施設資金 (共同利用施設)	農産物の生産・流通・加工・販売に必要な施設及びその他の共同利用施設の復旧 林産物の生産・流通・加工・販売に必要な共同利用施設及びその他の共同利用施設の復旧 水産物の生産・流通・加工・販売に必要な共同利用施設及びその他の共同利用施設の復旧	土地改良区、同連合、農協、同連合会、農協、同連合会、5割法人、農業振興法人	<最高限度> 負担額×80%	
		森組・森連・中小企業等協組（その組合員の50%以上が林業者であるもの）、農協・農協連	限度額の80%	
		水産業協同組合（漁業生産組合を除く。）	<最高限度> （融資対象事業費－国庫補助金）×80%	
農林漁業セーフティネット資金 (災害等資金)	災害等により被害を受けた経営の再建	災害等により農林業経営の維持安定が困難な担い手であって、農業所得又は林業所得が総所得の過半を占める等の一定の要件を満たす者	600万円 （特認 年間経営費等の12分6以内）	
		災害等により漁業経営の維持安定が困難な漁業者であって、漁業所得が総所得の過半を占める等の一定の要件を満たす者	600万円 （特認 年間経営費等の12分6以内）	
農業基盤整備資金 (農地、牧野の改良、造成又は復旧に必要な資金)	災害復旧事業 農地、牧野又はその保全利用上必要な施設の災害復旧	土地改良区、同連合、農協、同連合会、農業者、5割法人、農業振興法人	最高 貸付を受ける者が当該年度に負担する額 最低 1件 10万円	
林業基盤整備資金 (樹苗養成施設資金) (造林資金)	樹苗養成施設の復旧	森組、森連、農協、中小企業等協同組合、樹苗養成事業を営む者	<最高限度> （融資対象事業費－国庫補助金）×80%	
	激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令に基づく復旧造林	森組、森連、農協、森林公社、地方公共団体、林業を営む者	<最高限度> （融資対象事業費－国庫補助金）×80%	
(林道資金)	自動車道、軽車道及びこれらの附帯施設の復旧	森組、森連、農協、中小企業等協同組合、林業を営む者	<最高限度> （融資対象事業費－国庫補助金）×80%	

県危機管理課調

貸付利率	償還期間	措置期間	取扱金融機関等	県の主管課	備考
0.55～1.10%	25年以内(果樹) 15年以内(果樹以外)	3年以内 (果樹は10年以内)	日本政策金融公庫 【受託金融機関】 農林中央金庫 広島県信用農業協同組合連合会 広島県信用漁業協同組合連合会 など	就農支援課	令和6.4.18 現在 日本政策金融公庫HPより引用
1.10%	15年以内	3年以内		林業課	令和6.3.18 現在
0.55～1.10%	20年以内	3年以内		水産課	令和6.4.23 現在 日本政策金融公庫HPより引用
0.55～1.10%	20年以内	3年以内	日本政策金融公庫 【受託金融機関】 農林中央金庫 広島県信用農業協同組合連合会 広島県信用漁業協同組合連合会 など	就農支援課	令和6.4.18 現在 日本政策金融公庫HPより引用
1.55%	20年以内	3年以内		林業課	令和6.3.18 現在
0.55～1.10%	20年以内	3年以内		水産課	令和6.4.23 現在 日本政策金融公庫HPより引用
0.55～0.95%	15年以内	3年以内	日本政策金融公庫 【受託金融機関】 農林中央金庫 広島県信用農業協同組合連合会 広島県信用漁業協同組合連合会 など	就農支援課 林業課	令和6.4.18 現在 日本政策金融公庫HPより引用
0.50～0.95%	15年以内	3年以内		水産課	令和6.4.23 現在 日本政策金融公庫HPより引用
0.60～1.20%	25年以内	10年以内	日本政策金融公庫 【受託金融機関】 農林中央金庫 広島県信用農業協同組合連合会 など	農業基盤課	令和6.5.14 現在
0.60～1.10%	15年以内	5年以内	日本政策金融公庫 【受託金融機関】 農林中央金庫 など	林業課	令和6.3.18 現在
0.60～1.10%	30年以内	20年以内			
0.60～1.10%	20年以内	3年以内			

関係法令	貸付金の種類	貸付対象事業	貸付対象者	貸付限度額	
広島県農林水産業関係単独事業補助金交付要綱	農業災害特別対策資金	知事が指定する災害により被害を受けた農業者の経営維持、生活の安定及び農業用施設等の再取得等に必要資金	被害農業者救済資金	農業を営む者であって、農作物等の損失額が平年農業総収入の10%以上であることについて市町長の認定を受けた者	個人 200万円 (果樹、畜産 500万円) 法人 1,000万円
		知事が指定する災害により被害を受けた農業者の経営維持、生活の安定及び農業用施設等の再取得等に必要資金	農業施設災害特別資金	農業を営む者であって、暴風雨、豪雨、降雪、降雹、降霜、低温及び干ばつ等の天災により被害を受けたことについて、市町長の認定を受けた者	個人 1,800万円 (特認 2億円) 法人・任意団体 2億円
	漁業災害特別対策資金	知事が指定する災害により被害を受けた漁業者の経営再生産及び漁業用施設等の再取得等に必要資金	被害漁業者救済資金	漁業を営むものであって、水産物等の損失額が平均漁業総収入額の10%以上であることについて市町長の認定を受けた者	個人 200万円 法人 1,000万円
		知事が指定する災害により被害を受けた漁業者の経営再生産及び漁業用施設等の再取得等に必要資金	漁業施設災害特別資金	漁業を営むものであって、漁業施設等に大きな被害を受けたため、新たにこれと同種の漁業用施設の造成等を必要とする旨を市町長が証明した者	漁業近代化資金融通法第2条第3項第1号に定める額
生活福祉資金貸付制度要綱	生活福祉資金(福祉資金-福祉費)	被災した住宅の補修等に必要経費	低所得世帯、障害者世帯又は高齢者世帯(日常生活上療養又は介護を要する高齢者が属する世帯に限る。)ただし、法に基づく災害援護資金の貸付対象となる世帯は、災害援護資金を優先する。	250万円以内(目安)	
		災害により臨時に必要な経費		150万円以内(目安)	
	生活福祉資金(福祉資金-緊急小口資金)	緊急的かつ一時的に生活の維持が困難になった場合に必要経費		10万円以内	
緊急生活安定資金貸付制度要綱	緊急生活安定資金	緊急に必要なが生じた資金	低所得世帯	生活資金 5万円以内 療養資金 5万円以内 (特に必要と認められる場合 15万円以内)	
災害弔慰金の支給等に関する法律	災害援護資金	被災者の生活の立て直しに必要な経費	災害り災者(所得制限あり)	1世帯当たり 350万円以内 (被害により異なる)	
母子及び父子並びに寡婦福祉法	母子・父子・寡婦福祉資金(住宅資金)	住宅の補修等に必要経費	母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦等	150万円以内 (特別 200万円以内)	
	母子・父子・寡婦福祉資金(転宅資金)	現に居住している住宅を移転するのに必要資金	母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦等	26万円以内	
母子家庭等緊急援護資金貸付制度要綱	母子家庭等緊急援護資金(生活安定資金)	母子家庭等に緊急に必要な資金	母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦等	1回当たり 3～5万円	
独立行政法人福祉医療機構法	新築資金	病床不足地域における新設等	私的医療機関 (対象施設：病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院、助産所、指定訪問看護事業、医療従事者養成施設)	①、②のいずれか低い額 ① 限度額 300万～12億円 ② 標準建設費・購入価格・所要資金の70～90% (施設の種類により異なる)	
	増改築資金	甲種			病床不足地域における増改築(病院・診療所)
		乙種			病床充足地域における増改築(病院・診療所)
		その他			増改築(病院・診療所以外)
機械購入資金	新設(新築資金に伴い必要な場合) 先進医療等に使用する高額な医療機器(病院)				
長期運転資金	①新設(新築資金) ②経営安定化 ③新型コロナウイルス対応支援				

貸付利率	償還期間	措置期間	取扱金融機関等	県の主管課	備考
0.00～0.16% (令和3年度発動時)	7年以内	1年以内	農業協同組合	就農支援課	
0.16～0.30% (令和3年度発動時)	7～17年以内	2～7年以内			
3.0%以内	7年以内	1年以内	広島県信用漁業協同組合連合会	水産課	令和6年3月広島県農林水産業関係単独事業補助金交付要綱
3.0%以内	漁業近代化資金融通法施行令第2条の表に規定する期間	漁業近代化資金融資法施行令第2条の表に規定する期間			
連帯保証人を立てた場合： 無利子 連帯保証人を立てない場合： 年1.5%	7年以内（目安）	6月以内	市区町社会福祉協議会	地域福祉課	
無利子	12月以内	2月以内			
無利子	6か月以内 (特に必要と認められる場合9か月以内)	なし	市区町社会福祉協議会	地域福祉課	一部の市町でのみ実施
3.0%以内で条例で定める率 据置期間中は無利子	10年 (据置期間を含む)	3年	市町	健康危機管理課	
保証人あり： 無利子 保証人なし： 1.0%	6年以内 (特別7年以内)	6か月	市町	こども家庭課	
	3年以内	6か月	市町		
無利子	3～6か月	なし	(一財)広島県ひとり親家庭等福祉連合会	こども家庭課	1名以上の保証人が必要
0.400～1.000%	30年以内 (施設・構造の種類により異なる)	3年以内 (施設の種類により異なる)	独立行政法人福祉医療機構 独立行政法人福祉医療機構代理店 (全国の都市銀行、地方銀行、信用金庫、信託銀行、商工組合中央金庫、信用組合の本・支店)	医療介護基盤課	左記通常貸付制度によって災害の場合も対応している 災害救助法が適用された地域については、特別な条件で貸付を行う。 新型コロナウイルス感染症により、減収・事業停止等の影響を受けた施設に対する経営資金については優遇融資を実施 利率は令和4年5月2日現在
0.900～1.500%					
0.500～1.100%					
1.009%	5年以内	6か月以内			
0.700%	5年超10年以内				
① 0.809% ② 0.809% ③ 0.400%	① 3年以内 ② 8年以内 ③ 15年以内	1年以内 (施設の種類により異なる)			

関係法令	貸付金の種類	貸付対象事業	貸付対象者	貸付限度額
広島県費 預託融資 制度要綱	セーフティネット資金 (国指定)	災害復旧に必要な設備資金、 運転資金	次のいずれかに該当する中小企業者等 ① 国指定の災害等の影響を受けた者（セーフティネット保証1～4号、6号適用） ② 全国的大規模経済危機・災害等の影響を受けた者（危機関連保証適用） ③ 激甚災害を受けたことについて市町の証明（り災証明）のある者（災害関連保証適用）	中小企業者 8,000万円 組合等 16,000万円
	自然災害・倒産防止等資金 (県指定等)		※自然災害により直接被害を受けた中小企業者等 (市町の発行する「り災証明書」が必要)	中小企業者 4,000万円 組合等 8,000万円 ※復旧経費の範囲内を限度とする。
※「株式会社商工組合中央金庫法」及び「株式会社日本政策金融公庫法」等に基づいた災害復旧のための国の制度あり				
独立行政法人住宅 金融支援 機構法	災害復興住宅 融資	住宅の建設、購入、補修	災害で被害を受けた家屋の所有者、賃借人、居住者の方	(別表1)
天災による被害農 林漁業者 等に対する 資金の融通に 関する暫定 措置法	経営資金	種苗、肥料、飼料、薬剤、農機具（政令で定めるものに限る）、家畜、家きん、薪炭原木、木材、林業用種苗、しいたけほだ木、漁具（政令で定めるものに限る。）、稚魚、餌料、漁業用燃油等の購入資金、炭がま、わさび育成施設、樹苗育成施設の構築資金、漁船（政令で定めるものに限る。）の建造又は取得資金、労賃水利費、農作物共済、畑作物共済（ただし、蚕繭に係るものに限る。）、家畜共済、漁業共済の掛金、簡易な施設の復旧のための資材の購入資金、既往の災害で借り受けている経営資金の返済にあてる資金その他農業漁業経営に必要な資金	次の基準によって市町長の被害認定を受けた農林漁業を営む者（政令で定める法人を含む。） ・被災農業者： $\frac{30 \text{ (減収量)}}{100 \text{ (平年収穫量)}}$ 以上でかつ $\frac{10 \text{ (損失額)}}{100 \text{ (平年農業総収入額)}}$ 以上のもの ・樹体被害農業者： $\frac{30 \text{ (樹体損失額)}}{100 \text{ (被害時価額)}}$ 以上のもの ・被害林業及び漁業者： $\frac{10 \text{ (産物損失額)}}{100 \text{ (平年林業(漁業)総収入額)}}$ 以上か $\frac{50 \text{ (施設損失額)}}{100 \text{ (被害時価額)}}$ 以上のもの	(表)のB万円又は、A%（損失額に対する割合）のいずれか低い額 A%及びB万円は、政令で定められるが、最近の天災に適用された額及び損失額に対する割合
	事業資金	天災により被害を受けた在庫品の補てんに必要な資金	農業協同組合、農業協同組合連合会、森林組合、森林組合連合会、漁業協同組合	損失額の80%または以下の金額のいずれか低い額 単協 2,500万円 連合会 5,000万円 ただし、激甚災害適用の場合 単協 5,000万円 連合会 7,500万円

(表)

区分	天災融資法のみ適用の場合			激甚災害法適用の場合			
	A%	B万円		A%	B万円		
		個人	法人		個人	法人	
農業者	果樹栽培者 家畜等飼養者	55	500	2,500	80	600	2,500
	一般農業者	45	200	2,000	60	250	2,000
林業者		45	200	2,000	60	250	2,000
漁業者	漁具購入資金	80	5,000	5,000	80	5,000	5,000
	漁船建造取得資金	80	500	2,500	80	600	2,500
	水産動植物養殖資金	50	500	2,500	60	600	2,500
	一般漁業者	50	200	2,000	60	250	2,000

貸付利率	償還期間	措置期間	取扱金融機関等	県の主管課	備考
(固定金利) 信用保証付 0.8~1.2%	設備資金・運転 資金 10年以内	【対象①】 設備資金3年以内 運転資金1年以内 【対象②】 設備資金2年以内 運転資金2年以内 【対象③】 設備資金3年以内 運転資金1年以内	県費預託融資制 度取扱金融機関	経営革新課	別途、信用保証料 が必要
(固定金利) 信用保証付 0.8~1.2% 信用保証無 1.1~1.5%	設備資金・運転 資金 10年以内	設備資金3年以内 運転資金1年以内			信用保証付で融資 を利用する場合は 別途保証料が必要
団信に加入する場合 ・新機構団信 : 1.21% ・新機構団信(テュエット) : 1.39% ・新3大疾病付機構団信 : 1.45% 団信に加入しない場合 : 1.01% (令和6年4月1日現在)	(別表1)	補修の場合1年以 内、その他は3年 以内	独立行政法人住 宅金融支援機構	建築課	満60歳以上向けに は、災害復興住宅 融資(高齢者向け 返済特例)も利用 可能(リバースモー ゲージ型融資)
・損失額が10~30%未満の者 6.5%以内 ・損失額が30%以上の者 5.5%以内 (樹体被害者は6.5%以内) ・特別被害地域内で、損失額が 50%以上の者(特別被害農林漁 業者) 3.0%以内で、法発動の 都度定められる。	6年以内(激甚 災害適用は7年 以内)で政令で 定める		農業協同組合、 森林組合、 広島県信用漁業 協同組合連合会	就農支援課 林業課 水産課	
6.5%以内	3年以内		広島県信用農業 協同組合連合会 広島県信用漁業 協同組合連合会 農林中央金庫、 森林組合連合会	就農支援課 林業課 水産課	

(2) その他の救済制度（減免等）

救済制度	救済制度の内容	窓口等	根拠法令	備考	
国税の減免及び徴収猶予等	被災者に対する ① 所得税の減免 ② 源泉徴収所得税の徴収猶予 ③ 相続税又は贈与税の免除等	税務署	災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）		
地方税の減免及び徴収猶予等	被災者に対する ① 地方税（個人の県民税、個人の市町村民税、個人事業税、不動産取得税、自動車税、固定資産税、軽自動車税）の減免 ② 地方税の徴収猶予 ③ 地方税の納付期限の延長等	県庁（県税事務所） 市役所 町役場	地方税法（昭和25年法律第226号） 広島県税条例（昭和29年条例第16号） 各市町の条例		
国民健康保険料（税）及び医療費の一部負担金の減免等	被災者に対する ① 保険料（税）の減免及び徴収猶予 ② 医療費の一部負担金の減免及び徴収猶予	市役所 町役場	国民健康保険法（昭和33年法律第192号）		
後期高齢者医療保険料及び医療費の一部負担金の減免等	被災者に対する ① 保険料の減免及び徴収猶予 ② 医療費の一部負担金の減免及び徴収猶予	市役所 町役場	高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号） 広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成19年条例第27号）		
介護保険料及び利用者負担の減免等	被災者に対する ① 保険料の減免及び徴収猶予 ② 利用者負担の減免	市役所 町役場	介護保険法（平成9年法律第123号） 各市町等（保険者）の条例		
国	災害弔慰金の支給	市役所 町役場	災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）		
	災害障害見舞金の支給				一定規模以上の自然災害で、一定程度の障害となった場合 生計維持者 250万円 その他の者 125万円
	被災者生活再建支援金の支給				一定規模以上の自然災害により生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、その生活の再建を支援する
県	災害弔慰金の支給	市役所 町役場	広島県災害見舞金等支給要綱（昭和62年4月21日施行）	災害弔慰金の支給等に関する法律の規定に基づく災害弔慰金が支給される場合を除く。	
	災害見舞金の支給				自然災害で住家に一定以上の被害を受けた場合 全壊 30万円 半壊 10万円
	広島県被災者生活再建支援補助金の支給				県内に被災者生活再建支援法が適用されることとなる災害において、被災世帯数が法の基準に満たない市町の被災者に対して市町と連携し支援を行う。
中小企業者への信用保証枠の拡大	中小企業信用保険法第2条第5項第3号又は4号指定の災害により影響を受ける特定の地域の中小企業者に対しては、一般保証の別枠で最大2億8,000万円の保証枠が上乗せされる。	広島県信用保証協会	中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）		

(別表1) 災害復興住宅資金の貸付限度額及び償還期間

貸付区分		災害復興住宅							
		建設の場合	購入(新築・中古)の場合 中古リフォーム一体型の場合	補修の場合					
貸付条件	貸付限度額	以下の額又は所要額のいずれか低い額(10万円以上1万円単位)							
	償還期間	① 申込区分による最長返済期間 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>建設</td> <td>35年</td> <td>最長3年間(1年単位)の元金据置期間を設定した場合、元金据置期間分の返済期間が延長</td> </tr> <tr> <td>購入</td> <td>35年</td> <td>1年間の元金据置期間を設定した場合、元金据置期間分の返済期間が延長</td> </tr> </table>			建設	35年	最長3年間(1年単位)の元金据置期間を設定した場合、元金据置期間分の返済期間が延長	購入	35年
建設	35年	最長3年間(1年単位)の元金据置期間を設定した場合、元金据置期間分の返済期間が延長							
購入	35年	1年間の元金据置期間を設定した場合、元金据置期間分の返済期間が延長							
		○土地を取得する場合	5,500万円	5,500万円					
		○土地を取得しない場合	4,500万円	2,500万円					
		② 「80歳」－「申込本人又は収入合算者(注)のいずれか年齢が高い方の申込時の年齢(1歳未満切上げ)」 (注) 収入合算を希望する金額が収入合算者の収入の50%を超える場合に限る ※ 元金据置期間を設定した場合も、完済時年齢の上限は80歳							

※詳細は、住宅金融支援機構ホームページを参照。

(別表2) 被災者生活再建支援金及び広島県被災者生活再建支援補助金の支給額

1 被災者生活再建支援金

支給額は次の2つの支援金の合計額(単数世帯の場合は、各該当欄の金額の3/4の額)

区分	基礎支援金	再建方法	加算支援金	合計
全壊 半壊解体 敷地被害解体 長期避難	100万円	建設・購入	200万	300万
		補修	100万	200万
		賃貸(公営住宅以外)	50万	150万
大規模半壊	50万円	建設・購入	200万	250万
		補修	100万	150万
		賃貸(公営住宅以外)	50万	100万
中規模半壊	-	建設・購入	100万	100万
		補修	50万	50万
		賃貸(公営住宅以外)	25万	25万

2 広島県被災者生活再建支援補助金

被災者生活再建支援金の半額

ただし、市町が県と同額の支援を行うことを条件としているため、県と市町の支給合計額は被災者生活再建支援金と同額。

江田島市地域防災計画

資料編

令和8年3月修正

編集 江田島市防災会議

発行 江田島市危機管理監危機管理課
〒737-2297
広島県江田島市大柿町大原505番地
電話：(0823) 43-1633
FAX：(0823) 57-4435